信濃川水系河川整備計画【大臣管理区間】

現行・変更　対比表

令和４年１２月
北陸地方整備局

※令和5年5月31日
　対比表の一部箇所で、令和元年8月変更時と今回で記載内容が変更となった箇所の表示（赤枠・赤字）が
漏れていた箇所等がございましたので修正を行いました。（本文及び附図の記載内容に修正はございません）

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
	表紙		表紙
	信濃川水系河川整備計画 【大臣管理区間】 平成２６年１月 （令和元年８月変更） 国土交通省北陸地方整備局		信濃川水系河川整備計画 【大臣管理区間】 平成２６年１月 （令和４年１２月変更） 国土交通省北陸地方整備局

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
	目次		目次

信濃川水系河川整備計画
【目次】

第１章 河川整備計画の基本的な考え方 ..... － 1 －
第１節 計画の主旨 ..... － 1 －
第２節 計画の対象区間 ..... － 2 －
第３節 計画の対象期間 ..... － 4 －
第２章 流域及び河川の概要 ..... － 5 －
第１節 流域の概要 ..... － 5 －
第２節 河川の概要 ..... － 7 －
第１項 地形 ..... － 7 －
第２項 地質 ..... － 7 －
第３項 気候 ..... － 7 －
第４項 水利用 ..... － 7 －
第５項 水質 ..... － 8 －
第６項 自然環境 ..... － 8 －
第７項 河川利用 ..... － 8 －
第３章 河川の現状と課題 ..... － 9 －
第１節 洪水と治水事業の沿革 ..... － 9 －
第１項 既往洪水の概要 ..... － 9 －
第２項 治水事業の沿革 ..... － 11 －
第２節 治水の現状と課題 ..... － 14 －
第１項 流下能力の向上・水位低下 ..... － 14 －
１． 堤防整備の状況 ..... － 14 －
２． 大河津分水路・狭窄部等における洪水時の水位上昇、河積の不足 ..... － 16 －
３． 既設ダムの効果[上流部・中流部] ..... － 18 －
４． 遊水機能の保全[上流部・中流部] ..... － 19 －
５． 霞堤の機能維持・保全[上流部・中流部] ..... － 19 －
６． 横断工作物の改築 ..... － 21 －
第２項 内水被害の軽減 ..... － 21 －
第３項 河川管理施設の安全性確保 ..... － 22 －
１． 地震・津波に対する堤防等の安全性確保 ..... － 22 －
２． 浸透に対する堤防等の安全性確保 ..... － 23 －
３． 流水の強大なエネルギーに対する堤防等の安全性確保 ..... － 24 －
４． 支川合流部における洪水の安全な流下 ..... － 24 －
５． 機能低下した河川管理施設の改築等 ..... － 25 －
第４項 施設能力を上回る洪水を踏まえた危機管理 ..... － 26 －
１． 流域連携による危機管理 ..... － 26 －
２． 氾濫域内の水害リスクの軽減 ..... － 26 －

信濃川水系河川整備計画
【目次】

第１章 河川整備計画の基本的な考え方 ..... － 1 －
第１節 計画の主旨 ..... － 1 －
第２節 計画の対象区間 ..... － 2 －
第３節 計画の対象期間 ..... － 4 －
第２章 流域及び河川の概要 ..... － 5 －
第１節 流域の概要 ..... － 5 －
第２節 河川の概要 ..... － 7 －
第１項 地形 ..... － 7 －
第２項 地質 ..... － 7 －
第３項 気候 ..... － 7 －
第４項 水利用 ..... － 7 －
第５項 水質 ..... － 8 －
第６項 自然環境 ..... － 8 －
第７項 河川利用 ..... － 8 －
第３章 河川の現状と課題 ..... － 9 －
第１節 洪水と治水事業の沿革 ..... － 9 －
第１項 既往洪水の概要 ..... － 9 －
第２項 治水事業の沿革 ..... － 11 －
第２節 治水の現状と課題 ..... － 15 －
第１項 流下能力の向上・水位低下 ..... － 15 －
１． 堤防整備の状況 ..... － 15 －
２． 大河津分水路・狭窄部等における洪水時の水位上昇、河積の不足 ..... － 17 －
３． 既設ダムの効果[上流部・中流部] ..... － 19 －
４． 遊水機能の保全・活用[上流部・中流部] ..... － 21 －
５． 霞堤の機能維持・保全[上流部・中流部] ..... － 21 －
６． 横断工作物の改築 ..... － 23 －
第２項 内水被害の軽減 ..... － 23 －
第３項 河川管理施設の安全性確保 ..... － 24 －
１． 地震・津波に対する堤防等の安全性確保 ..... － 24 －
２． 浸透に対する堤防等の安全性確保 ..... － 25 －
３． 流水の強大なエネルギーに対する堤防等の安全性確保 ..... － 26 －
４． 支川合流部における洪水の安全な流下 ..... － 26 －
５． 機能低下した河川管理施設の改築等 ..... － 27 －
第４項 施設能力を上回る洪水を踏まえた危機管理 ..... － 28 －
１． 流域連携による危機管理 ..... － 28 －
２． 氾濫域内の水害リスクの軽減 ..... － 28 －

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
	目次		目次

3．　水防、避難に資する情報提供等 …… － 27 －
第５項　近年の豪雨災害で明らかとなった課題 …… － 28 －
第６項　総合土砂管理 …… － 29 －
第３節　利水の現状と課題 …… － 30 －
第１項　水利用 …… － 30 －
1．　水利用 …… － 30 －
2．　減水区間の状況[上・中流部] …… － 31 －
第２項　流況 …… － 32 －
1．　上流部 …… － 32 －
2．　中流部 …… － 33 －
3．　下流部 …… － 33 －
第３項　水質 …… － 34 －
1．　水質 …… － 34 －
2．　水質事故 …… － 35 －
第４項　渇水被害 …… － 37 －
第４節　河川環境の現状と課題 …… － 38 －
第１項　河川環境 …… － 38 －
1．　河川環境の特徴 …… － 38 －
2．　生物の生息・生育・繁殖状況 …… － 42 －
3．　河川環境上の課題 …… － 43 －
第２項　魚類の移動環境 …… － 45 －
1．　上流部 …… － 45 －
2．　中流部 …… － 46 －
3．　下流部 …… － 46 －
第３項　特徴的な河川景観 …… － 48 －
1．　上流部 …… － 48 －
2．　中流部 …… － 48 －
3．　下流部 …… － 49 －
第４項　人と河川とのふれあい …… － 50 －
1．　河川空間の利用状況 …… － 50 －
2．　レクリエーション・親水施設 …… － 52 －
3．　歴史・文化 …… － 55 －
第５節　維持管理の現状と課題 …… － 57 －
第１項　河川管理施設の維持管理 …… － 57 －
第２項　河道の維持管理 …… － 58 －
第３項　河川空間の適正な利用の推進 …… － 59 －
1．　不法行為の防止・解消 …… － 59 －
2．　地域と連携した河川管理 …… － 59 －

3．　水防、避難に資する情報提供等 …… － 29 －
第５項　近年の豪雨災害で明らかとなった課題 …… － 30 －
第６項　総合土砂管理 …… － 31 －
第３節　利水の現状と課題 …… － 32 －
第１項　水利用 …… － 32 －
1．　水利用 …… － 32 －
2．　減水区間の状況[上・中流部] …… － 33 －
第２項　流況 …… － 34 －
1．　上流部 …… － 34 －
2．　中流部 …… － 35 －
3．　下流部 …… － 35 －
第３項　水質 …… － 36 －
1．　水質 …… － 36 －
2．　水質事故 …… － 37 －
第４項　渇水被害 …… － 39 －
第４節　河川環境の現状と課題 …… － 40 －
第１項　河川環境 …… － 40 －
1．　河川環境の特徴 …… － 40 －
2．　生物の生息・生育・繁殖状況 …… － 44 －
3．　河川環境上の課題 …… － 45 －
第２項　魚類の移動環境 …… － 47 －
1．　上流部 …… － 47 －
2．　中流部 …… － 48 －
3．　下流部 …… － 48 －
第３項　特徴的な河川景観 …… － 50 －
1．　上流部 …… － 50 －
2．　中流部 …… － 50 －
3．　下流部 …… － 51 －
第４項　人と河川とのふれあい …… － 52 －
1．　河川空間の利用状況 …… － 52 －
2．　レクリエーション・親水施設 …… － 54 －
3．　歴史・文化 …… － 57 －
第５節　維持管理の現状と課題 …… － 59 －
第１項　河川管理施設の維持管理 …… － 59 －
第２項　河道の維持管理 …… － 60 －
第３項　河川空間の適正な利用の推進 …… － 61 －
1．　不法行為の防止・解消 …… － 61 －
2．　地域と連携した河川管理 …… － 61 －

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
	目次		目次

第４章 河川整備計画の目標 ..... － 60 －
第１節 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標 ..... － 60 －
第１項 災害の発生の防止又は軽減 ..... － 60 －
１． 目標設定の背景 ..... － 60 －
２． 整備の目標 ..... － 60 －
３． 施設能力を上回る洪水を踏まえた流域連携による治水対策 ..... － 62 －
第２項 河川管理施設及び河道の適切な維持管理 ..... － 62 －
第３項 水防、避難に資する適切な情報提供等 ..... － 62 －
第２節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標 ..... － 62 －
第１項 流水の適正な利用及び正常な機能の維持 ..... － 62 －
第２項 良好な水質の維持 ..... － 62 －
第３項 健全な水循環系の確保 ..... － 63 －
第３節 河川環境の整備と保全に関する目標 ..... － 63 －
第１項 河川環境の保全及び生物の生息・生育・繁殖地保全 ..... － 63 －
第２項 良好な景観の維持・形成 ..... － 63 －
第３項 人と河川との豊かなふれあいの確保 ..... － 63 －
第４項 河川空間の適正な利用と保全 ..... － 63 －
第５章 河川の整備の実施に関する事項 ..... － 64 －
第１節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要 ..... － 64 －
第１項 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 ..... － 64 －
１． 洪水の安全な流下対策 ..... － 64 －
２． 内水対策 ..... － 73 －
３． 施設の能力を上回る洪水を想定した対策 ..... － 73 －
４． 河川管理施設の安全性確保対策 ..... － 74 －
第２項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 ..... － 82 －
１． 適正な流水の利用・管理 ..... － 82 －
２． 水質の保全・改善 ..... － 83 －
３． 健全な水循環系の構築 ..... － 83 －
第３項 河川環境の整備と保全に関する事項 ..... － 84 －
１． 河川環境の整備と保全 ..... － 84 －
２． 良好な景観の保全・再生・創出 ..... － 88 －
３． ふれあいの場の整備 ..... － 88 －
第２節 河川の維持・修繕の目的、種類及び施行の場所 ..... － 89 －
第１項 河川の調査、状態把握 ..... － 89 －
第２項 河川管理施設等の点検・維持管理 ..... － 90 －
１． 堤防の維持管理 ..... － 90 －
２． 堰、水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理 ..... － 90 －

第４章 河川整備計画の目標 ..... － 62 －
第１節 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標 ..... － 62 －
第１項 災害の発生の防止又は軽減 ..... － 62 －
１． 目標設定の背景 ..... － 62 －
２． 整備の目標 ..... － 62 －
３． 施設能力を上回る洪水を踏まえた流域連携による治水対策 ..... － 64 －
第２項 河川管理施設及び河道の適切な維持管理 ..... － 64 －
第３項 水防、避難に資する適切な情報提供等 ..... － 64 －
第２節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標 ..... － 64 －
第１項 流水の適正な利用及び正常な機能の維持 ..... － 64 －
第２項 良好な水質の維持 ..... － 64 －
第３項 健全な水循環系の確保 ..... － 65 －
第３節 河川環境の整備と保全に関する目標 ..... － 65 －
第１項 河川環境の保全及び生物の生息・生育・繁殖地保全 ..... － 65 －
第２項 良好な景観の維持・形成 ..... － 65 －
第３項 人と河川との豊かなふれあいの確保 ..... － 65 －
第４項 河川空間の適正な利用と保全 ..... － 65 －
第５章 河川の整備の実施に関する事項 ..... － 66 －
第１節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要 ..... － 66 －
第１項 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 ..... － 66 －
１． 洪水の安全な流下対策 ..... － 66 －
２． 内水対策 ..... － 76 －
３． 施設の能力を上回る洪水を想定した対策 ..... － 76 －
４． 河川管理施設の安全性確保対策 ..... － 77 －
第２項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 ..... － 84 －
１． 適正な流水の利用・管理 ..... － 84 －
２． 水質の保全・改善 ..... － 85 －
３． 健全な水循環系の構築 ..... － 85 －
第３項 河川環境の整備と保全に関する事項 ..... － 86 －
１． 河川環境の整備と保全 ..... － 86 －
２． 良好な景観の保全・創出 ..... － 91 －
３． ふれあいの場の整備 ..... － 91 －
第２節 河川の維持・修繕の目的、種類及び施行の場所 ..... － 92 －
第１項 河川の調査、状態把握 ..... － 93 －
第２項 河川管理施設等の点検・維持管理 ..... － 93 －
１． 堤防、護岸及び河岸の維持管理 ..... － 93 －
２． 堰、水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理 ..... － 93 －

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
	目次		目次

３．　許可工作物の維持管理 …… － 92 －
第３項　河道の維持管理 …… － 93 －
１．　高水敷確保による堤防防護 …… － 93 －
２．　維持掘削 …… － 94 －
３．　適切な樹木管理 …… － 94 －
４．　土砂動態及び土砂の流下による河川環境の変化の把握 …… － 94 －
５．　砂利採取の規制 …… － 95 －
６．　地域と連携した河川管理の推進 …… － 95 －
第４項　ダムの適正管理・運用 …… － 96 －
第５項　大規模地震発生への対応 …… － 97 －
第６項　洪水氾濫に備えた社会全体での対応 …… － 97 －
１．　市町村による避難勧告等の適切な発令の促進 …… － 97 －
２．　住民等の主体的な避難等の促進 …… － 98 －
３．　防災教育や防災知識の普及 …… － 99 －
４．　的確な水防活動の促進 …… － 99 －
５．　水害リスク評価、水害リスク情報の共有 …… － 100 －
６．　水害リスク情報の発信 …… － 100 －
第７項　流水の適正な管理 …… － 100 －
１．　渇水時の対応 …… － 100 －
２．　水質事故時の対応 …… － 101 －
第８項　人と河川とのかかわりの構築 …… － 101 －
１．　河川に関する歴史・文化の伝承 …… － 101 －
２．　環境学習・防災教育等への支援 …… － 102 －
第９項　河川空間の適正な利用の促進 …… － 102 －
１．　適正な利用の促進 …… － 102 －
２．　不法行為に対する監督・指導 …… － 103 －
３．　不法投棄対策 …… － 103 －
４．　不法係留船対策 …… － 104 －
第１０項　総合土砂管理 …… － 104 －

３．　許可工作物の維持管理 …… － 95 －
第３項　河道の維持管理 …… － 96 －
１．　高水敷確保による堤防防護 …… － 96 －
２．　維持掘削 …… － 97 －
３．　適切な樹木管理 …… － 97 －
４．　土砂動態及び土砂の流下による河川環境の変化の把握 …… － 97 －
５．　砂利採取の規制と民間事業者等による砂利の有効活用の促進 …… － 98 －
６．　地域と連携した河川管理の推進 …… － 98 －
第４項　ダム等の適正管理・運用 …… － 99 －
１．　ダム …… － 99 －
２．　堰・排水機場等の河川管理施設 …… － 100 －
第５項　大規模地震発生への対応 …… － 100 －
第６項　流水の適正な管理 …… － 100 －
１．　渇水時の対応 …… － 100 －
２．　水質事故時の対応 …… － 101 －
第７項　人と河川とのかかわりの構築 …… － 101 －
１．　河川に関する歴史・文化の伝承 …… － 101 －
２．　環境学習・防災教育等への支援 …… － 102 －
第８項　河川空間の適正な利用の促進 …… － 102 －
１．　適正な利用の促進 …… － 102 －
２．　不法行為に対する監督・指導 …… － 103 －
３．　不法投棄対策 …… － 103 －
４．　不法係留船対策 …… － 103 －
第９項　総合土砂管理 …… － 104 －
第６章　信濃川流域における流域治水の取組 …… － 105 －
第１節　氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策 …… － 106 －
第１項　河川整備計画の目標に向けた河川整備の実施及び河川整備基本方針の見直し － 106 －
第２項　既存ダムの洪水調節機能の強化 …… － 106 －
第３項　雨水貯留施設の整備 …… － 106 －
第４項　水田の貯留機能向上のための田んぼダムの取組推進 …… － 106 －
第５項　遊水機能を有する土地の保全 …… － 106 －
第２節　被害対象を減少させるための対策 …… － 107 －
第１項　「まちづくり」による水害に強い地域への誘導 …… － 107 －
第３節　被害の軽減、早期復旧 復興のための対策 …… － 107 －
第１項　マイ・タイムライン等の作成の支援・普及 …… － 107 －
第２項　防災教育等の推進 …… － 108 －
第３項　住民等への情報伝達手段の強化 …… － 108 －
第４項　要配慮者施設等の避難に関する取組 …… － 108 －

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
			目次
			第５項 防災拠点や高台の整備 ..... － 109 －

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
1	第1章 河川整備計画の基本的な考え方 第1節 計画の主旨	1	第1章 河川整備計画の基本的な考え方 第1節 計画の主旨

第１章 河川整備計画の基本的な考え方

第１節 計画の主旨

「信濃川水系河川整備計画（国土交通大臣管理区間）」（以下、本計画）は、河川法の三つの目的、

1) 洪水、高潮等による災害の発生の防止
2) 河川の適正利用と流水の正常な機能の維持
3) 河川環境の整備と保全

が総合的に達成できるよう、河川法第 16 条に基づき、平成 20 年 6 月に策定された「信濃川水系河川整備基本方針」に沿って、河川法第 16 条の二に基づき、当面実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画です。

本計画に基づき、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう河川の整備を図ります。

また、信濃川水系が有している自然環境や河川景観を保全・継承するとともに、地域の個性と活力、川の歴史や文化が実感できる川づくりを目指し、関係機関や地域住民と共通の認識を持って、連携を強化しながら治水、利水、環境に係る施策を総合的に展開していきます。

なお、河川整備計画は、現時点での社会経済状況、自然環境状況、河道状況等を前提として策定するものであり、策定後にこれらの状況の変化や新たな知見、技術の進歩等が生じた場合には、計画対象期間内であっても適宜、見直しを行います。

＜本計画の策定経緯＞

・平成 26 年1月　信濃川水系河川整備計画決定
・平成 27 年1月　大河津分水路の拡幅形状等の案がとりまとまったことから、大河津分水路改修に関する附図を変更
・令和　元年8月　前回変更以降の事業調整及び協議進捗、近年の豪雨に対する取組、整備完了箇所等の時点修正を踏まえて変更

第１章 河川整備計画の基本的な考え方

第１節 計画の主旨

「信濃川水系河川整備計画（国土交通大臣管理区間）」（以下、本計画）は、河川法の三つの目的、

1) 洪水、高潮等による災害の発生の防止
2) 河川の適正利用と流水の正常な機能の維持
3) 河川環境の整備と保全

が総合的に達成できるよう、河川法第 16 条に基づき、平成 20 年 6 月に策定された「信濃川水系河川整備基本方針」に沿って、河川法第 16 条の二に基づき、当面実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画です。

本計画に基づき、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう河川の整備を図ります。

また、信濃川水系が有している自然環境や河川景観を保全・継承するとともに、地域の個性と活力、川の歴史や文化が実感できる川づくりを目指し、関係機関や地域住民と共通の認識を持って、連携を強化しながら治水、利水、環境に係る施策を総合的に展開していきます。

なお、河川整備計画は、現時点での社会経済状況、自然環境状況、河道状況等を前提として策定するものであり、策定後にこれらの状況の変化や新たな知見、技術の進歩等が生じた場合には、計画対象期間内であっても適宜、見直しを行います。

＜本計画の策定経緯＞

・平成 26 年1月　信濃川水系河川整備計画決定
・平成 27 年1月　大河津分水路の拡幅形状等の案がとりまとまったことから、大河津分水路改修に関する附図を変更
・令和　元年8月　前回変更以降の事業調整及び協議進捗、近年の豪雨に対する取組、整備完了箇所等の時点修正を踏まえて変更
・令和４年 12 月　令和元年東日本台風による洪水の発生や気候変動を踏まえた目標流量の見直し、流域治水を踏まえた治水対策の見直しによる変更

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
4	第1章 河川整備計画の基本的な考え方 第3節 計画の対象期間	4	第1章 河川整備計画の基本的な考え方 第3節 計画の対象期間
第３節 計画の対象期間 本計画は、信濃川水系河川整備基本方針に基づき、河川整備の当面の目標及び実施に関する事項を定めるものであり、その対象期間は、計画策定時より概ね 30 年間とします。		**第３節 計画の対象期間** 本計画は、信濃川水系河川整備基本方針に基づき、河川整備の当面の目標及び実施に関する事項を定めるものであり、その対象期間は、計画変更時より概ね 30 年間とします。	

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
5	第2章 流域及び河川の概要 第1節 流域の概要	5	第2章 流域及び河川の概要 第1節 流域の概要

第２章 流域及び河川の概要

第１節 流域の概要

信濃川は、その源を長野、山梨、埼玉県境の甲武信ヶ岳（標高 2,475m）に発し、長野県では千曲川と呼称されます。山間部を北流し、佐久、上田盆地を貫流した後、坂城広谷を経て千曲市から長野盆地に入り、緩やかに蛇行しながら北東に流れを変え、長野市川中島で左支川犀川を合わせ、再び山間狭窄部の中野市立ヶ花、飯山市戸狩を経て新潟県境に至ります。その後、河岸段丘が形成された十日町市を下り、長岡市東川口付近で右支川魚野川を合わせ、小千谷市を経て北流し、長岡市付近から広がる扇状地を抜け、燕市付近で大河津分水路に分派します。さらに大河津分水路を経て長岡市寺泊において日本海に注ぐ一方で、本川は右支川刈谷田川を合わせた後、中ノ口川を一旦分派し、五十嵐川等の支川を合わせ、越後平野を北流して新潟市に至り、再び中ノ口川を合わせ、関屋分水路を分派した後、新潟港を経て日本海に注ぐ、日本一の幹川流路延長 367km、流域面積 11,900km^{2}の一級河川です。山間狭窄部・海岸低地等の地形条件により洪水流下が阻害されるため、氾濫被害が生じやすい河道形状であり、政令指定都市の新潟市をはじめ、長岡市・長野市等の地方中心都市が氾濫域となります。

信濃川水系の流域は、長野、新潟、群馬県の 3 県にまたがり、長野県の県都長野市や本州日本海側初の政令指定都市である新潟市等 25 市 17 町 18 村の市町村を抱え、流域内人口は約 283 万人に達します。流域の土地利用は森林・荒地等が約 70%、水田や畑地等の農地が約 19%、宅地等の市街地が約 9%、湖沼等その他が約 2%です。

沿川及び氾濫域には、流域内と関東、北陸、中部等の各地域を結ぶ基幹交通（上越新幹線、北陸新幹線、上信越自動車道、北陸自動車道、関越自動車道、長野自動車道、新潟港等）のネットワークが形成されており、長野市や新潟市の中心市街地を擁し、長野県内では果樹、野菜の、越後平野では水稲の栽培が盛んです。また、国宝の善光寺や笹山遺跡をはじめとした史跡、神社・仏閣等の歴史的資源にも恵まれ、中部山岳国立公園、秩父多摩甲斐国立公園、上信越高原国立公園等の優れた自然環境が数多く残されています。

表 2 信濃川の流域概要

項目		諸元	備考
幹川流路延長		367km	1 位／109 水系
流域面積		11,900km^2	3 位／109 水系
流域内人口		約 283 万人※1	
想定氾濫区域面積		約 1,724km^2※1	
想定氾濫区域人口		約 174 万人※1	
想定氾濫区域内資産額		約 37 兆円※1	
支川数		880	
市町村	新潟県	12 市 4 町 2 村	新潟市、五泉市、加茂市、三条市、燕市、見附市、長岡市、柏崎市、魚沼市、小千谷市、南魚沼市、十日町市、田上町、出雲崎町、津南町、湯沢町、弥彦村、刈羽村
	長野県	13 市 12 町 16 村	飯山市、中野市、須坂市、長野市、千曲市、上田市、大町市、安曇野市、東御市、小諸市、佐久市、松本市、塩尻市、山ノ内町、信濃町、飯綱町、小布施町、坂城町、池田町、御代田町、軽井沢町、立科町、長和町、佐久穂町、小海町、野沢温泉村、木島平村、栄村、高山村、小川村、青木村、麻績村、筑北村、生坂村、松川村、山形村、朝日村、北相木村、南相木村、川上村、南牧村
	群馬県	1 町	中之条町
	合計	25 市 17 町 18 村	

※1 河川現況調査（平成 22 年時点）による

第２章 流域及び河川の概要

第１節 流域の概要

信濃川は、その源を長野、山梨、埼玉県境の甲武信ヶ岳（標高 2,475m）に発し、長野県では千曲川と呼称されます。山間部を北流し、佐久、上田盆地を貫流した後、坂城広谷を経て千曲市から長野盆地に入り、緩やかに蛇行しながら北東に流れを変え、長野市川中島で左支川犀川を合わせ、再び山間狭窄部の中野市立ヶ花、飯山市戸狩を経て新潟県境に至ります。その後、河岸段丘が形成された十日町市を下り、長岡市東川口付近で右支川魚野川を合わせ、小千谷市を経て北流し、長岡市付近から広がる扇状地を抜け、燕市付近で大河津分水路に分派します。さらに大河津分水路を経て長岡市寺泊において日本海に注ぐ一方で、本川は右支川刈谷田川を合わせた後、中ノ口川を一旦分派し、五十嵐川等の支川を合わせ、越後平野を北流して新潟市に至り、再び中ノ口川を合わせ、関屋分水路を分派した後、新潟港を経て日本海に注ぐ、日本一の幹川流路延長 367km、流域面積 11,900k ㎢の一級河川です。山間狭窄部・海岸低地等の地形条件により洪水流下が阻害されるため、氾濫被害が生じやすい河道形状であり、政令指定都市の新潟市をはじめ、長岡市・長野市等の地方中心都市が氾濫域となります。

信濃川水系の流域は、長野、新潟、群馬県の 3 県にまたがり、長野県の県都長野市や本州日本海側初の政令指定都市である新潟市等 25 市 17 町 18 村の市町村を抱え、流域内人口は約 283 万人に達します。流域の土地利用は森林・荒地等が約 70%、水田や畑地等の農地が約 18%、宅地等の市街地が約 7%、湖沼等その他が約 5%です。

沿川及び氾濫域には、流域内と関東、北陸、中部等の各地域を結ぶ基幹交通（上越新幹線、北陸新幹線、上信越自動車道、北陸自動車道、関越自動車道、長野自動車道、新潟港等）のネットワークが形成されており、長野市や新潟市の中心市街地を擁し、長野県内では果樹、野菜の、越後平野では水稲の栽培が盛んです。また、国宝の善光寺や笹山遺跡をはじめとした史跡、神社・仏閣等の歴史的資源にも恵まれ、中部山岳国立公園、秩父多摩甲斐国立公園、上信越高原国立公園等の優れた自然環境が数多く残されています。

表 2 信濃川の流域概要

項目		諸元	備考
幹川流路延長		367km	1 位／109 水系
流域面積		11,900k ㎢	3 位／109 水系
流域内人口		約 283 万人※1	
想定氾濫区域面積		約 1,724k ㎢※1	
想定氾濫区域人口		約 174 万人※1	
想定氾濫区域内資産額		約 37 兆円※1	
支川数		880	
市町村	新潟県	12 市 4 町 2 村	新潟市、五泉市、加茂市、三条市、燕市、見附市、長岡市、柏崎市、魚沼市、小千谷市、南魚沼市、十日町市、田上町、出雲崎町、津南町、湯沢町、弥彦村、刈羽村
	長野県	13 市 12 町 16 村	飯山市、中野市、須坂市、長野市、千曲市、上田市、大町市、安曇野市、東御市、小諸市、佐久市、松本市、塩尻市、山ノ内町、信濃町、飯綱町、小布施町、坂城町、池田町、御代田町、軽井沢町、立科町、長和町、佐久穂町、小海町、野沢温泉村、木島平村、栄村、高山村、小川村、青木村、麻績村、筑北村、生坂村、松川村、山形村、朝日村、北相木村、南相木村、川上村、南牧村
	群馬県	1 町	中之条町
	合計	25 市 17 町 18 村	

※1 河川現況調査（平成 22 年時点）による

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
6	第2章 流域及び河川の概要 第1節 流域の概要	6	第2章 流域及び河川の概要 第1節 流域の概要

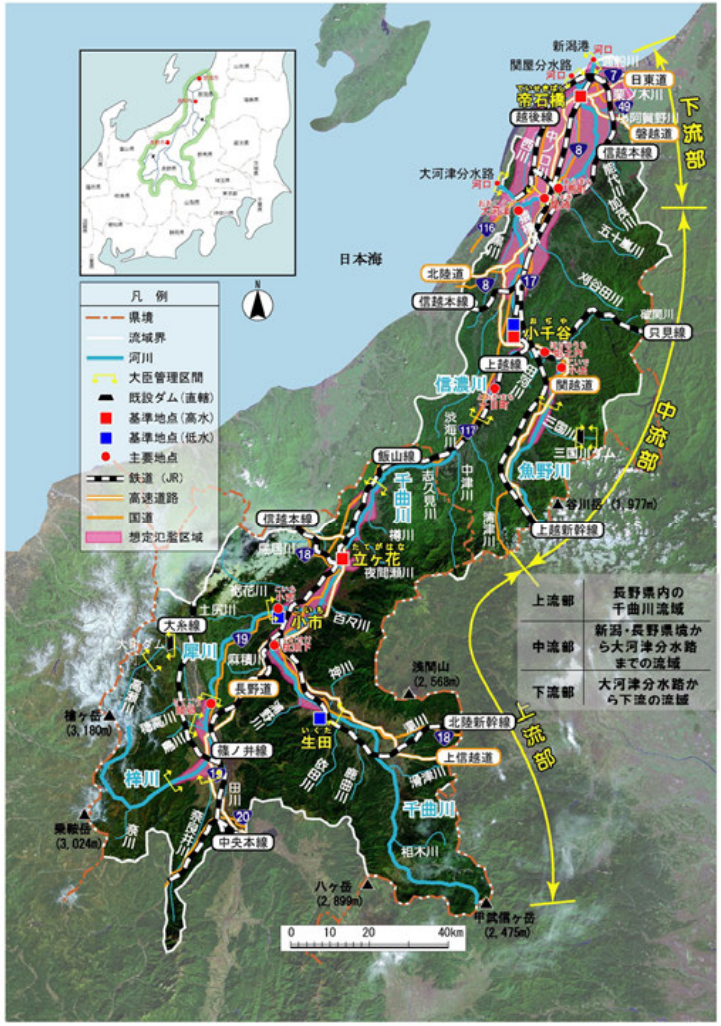

図 2 信濃川流域図

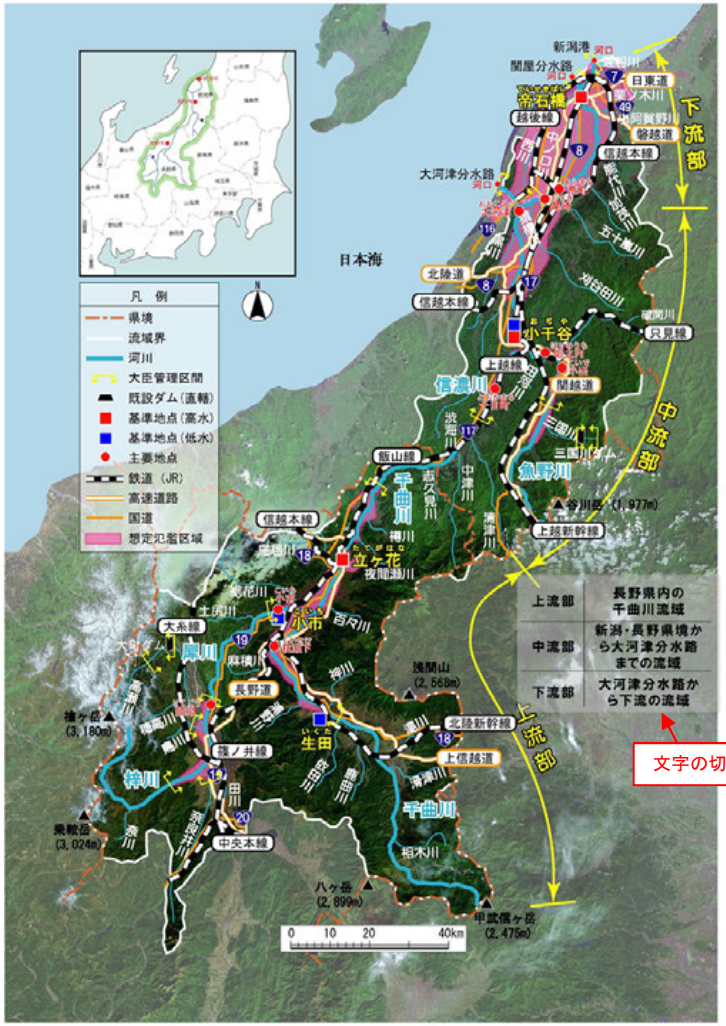

図 2 信濃川流域図

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
9	第3章 河川の現状と課題 第1節 第1項 既往洪水の概要	9	第3章 河川の現状と課題 第1節 第1項 既往洪水の概要

第３章 河川の現状と課題

第１節 洪水と治水事業の沿革

第１項 既往洪水の概要

千曲川における地盤隆起によって形成された狭窄部、信濃川における沖積平野部に入っての急激な河床勾配の変化や、海岸砂丘に閉ざされた低平地等水害の発生しやすい地形条件の影響で、信濃川流域はたびたび洪水被害を受けてきました。

信濃川における洪水は、記録上、中下流部では天平13年（741年）、上流部では仁和4年（888年）が最も古く、歴史上特記すべき洪水としては、上流部では、寛保2年（1742年）の洪水が「戌の満水」と呼ばれ、千曲川史上最大の洪水として知られています。中下流部では、明治29年の「横田切れ」が越後平野一帯を泥海と化す甚大な被害を及ぼし、今なお語り継がれています。

また、地震等に起因する崩壊土砂による河川のせき止め（河道閉塞）や決壊による被害として、古くは仁和の洪水や弘化4年（1847年）の善光寺地震による犀川のせき止め・決壊、近年では平成16年（2004年）の新潟県中越地震による芋川流域の河道閉塞などがあげられます。

洪水の主要な成因は、台風並びに台風により刺激された前線性降雨、さらに梅雨前線停滞中の豪雨です。

信濃川流域における主要な洪水の降雨、及び被害の状況は以下のとおりです。

表 3 既往洪水の概要

洪水発生年	主な被災箇所	流量（m³/s）	備考
天平13年（741年）	信濃川 信濃川下流		
仁和4年（888）5月 【仁和の洪水】	千曲川		
寛保2年（1742）8月 【戌の満水】	千曲川		
明治29年（1896）7月 【横田切れ】（台風・前線）	信濃川 信濃川下流		
大正6年（1917）10月 【曽川切れ】（台風）	信濃川下流		
昭和34年（1959）8月（台風）	千曲川	7,260（立ヶ花）	
昭和36年（1961）6月（前線）	信濃川	3,992（小千谷）	
昭和36年（1961）8月（前線）	信濃川下流	1,666（帝石橋）	
昭和53年（1978）6月（前線）	信濃川 信濃川下流	5,869（小千谷） 2,250（帝石橋）	
昭和56年（1981）8月（台風）	信濃川	9,638（小千谷）	小千谷実績最大
昭和57年（1982）9月（台風）	千曲川	9,297（小千谷） 6,754（立ヶ花）	
昭和58年（1983）9月（台風）	千曲川	7,440（立ヶ花）	立ヶ花実績最大
平成10年（1998）8月（前線）	信濃川下流	1,488（帝石橋）	
平成16年（2004）7月 【新潟・福島豪雨】（前線）	信濃川下流	2,485（帝石橋）	
平成18年（2006）7月（前線）	千曲川	6,021（立ヶ花）	
平成23年（2011）7月 【新潟・福島豪雨】（前線）	信濃川 信濃川下流	8,017（小千谷） 3,402（帝石橋）	帝石橋実績最大

※流量の値は実績流量

第３章 河川の現状と課題

第１節 洪水と治水事業の沿革

第１項 既往洪水の概要

千曲川における地盤隆起によって形成された狭窄部、信濃川における沖積平野部に入っての急激な河床勾配の変化や、海岸砂丘に閉ざされた低平地等水害の発生しやすい地形条件の影響で、信濃川流域はたびたび洪水被害を受けてきました。

信濃川における洪水は、記録上、中下流部では天平13年（741年）、上流部では仁和4年（888年）が最も古く、歴史上特記すべき洪水としては、上流部では、寛保2年（1742年）の洪水が「戌の満水」と呼ばれ、千曲川史上最大の洪水として知られています。中下流部では、明治29年の「横田切れ」が越後平野一帯を泥海と化す甚大な被害を及ぼし、今なお語り継がれています。

また、地震等に起因する崩壊土砂による河川のせき止め（河道閉塞）や決壊による被害として、古くは仁和の洪水や弘化4年（1847年）の善光寺地震による犀川のせき止め・決壊、近年では平成16年（2004年）の新潟県中越地震による芋川流域の河道閉塞などがあげられます。

洪水の主要な成因は、台風並びに台風により刺激された前線性降雨、さらに梅雨前線停滞中の豪雨です。

信濃川流域における主要な洪水の降雨、及び被害の状況は以下のとおりです。

表 3 既往洪水の概要

洪水発生年	主な被災箇所	流量（m³/s）	備考
天平13年（741年）	信濃川 信濃川下流		
仁和4年（888）5月 【仁和の洪水】	千曲川		
寛保2年（1742）8月 【戌の満水】	千曲川		
明治29年（1896）7月 【横田切れ】（台風・前線）	信濃川 信濃川下流		
大正6年（1917）10月 【曽川切れ】（台風）	信濃川下流		
昭和34年（1959）8月（台風）	千曲川	7,260（立ヶ花）	
昭和36年（1961）6月（前線）	信濃川	3,992（小千谷）	
昭和36年（1961）8月（前線）	信濃川下流	1,666（帝石橋）	
昭和53年（1978）6月（前線）	信濃川 信濃川下流	5,869（小千谷） 2,250（帝石橋）	
昭和56年（1981）8月（台風）	信濃川	9,638（小千谷）	小千谷実績最大
昭和57年（1982）9月（台風）	千曲川	9,297（小千谷） 6,754（立ヶ花）	
昭和58年（1983）9月（台風）	千曲川	7,440（立ヶ花）	
平成10年（1998）8月（前線）	信濃川下流	1,488（帝石橋）	
平成16年（2004）7月 【新潟・福島豪雨】（前線）	信濃川下流	2,485（帝石橋）	
平成18年（2006）7月（前線）	千曲川	6,021（立ヶ花）	
平成23年（2011）7月 【新潟・福島豪雨】（前線）	信濃川 信濃川下流	8,017（小千谷） 3,386（帝石橋）	帝石橋実績最大
令和元年（2019）10月 【令和元年東日本台風】 （台風・前線）	信濃川 千曲川	9,609（小千谷） 8,387（立ヶ花）	立ヶ花実績最大

※流量の値は実績流量

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
10	第3章 河川の現状と課題 第1節 第1項 既往洪水の概要	10	第3章 河川の現状と課題 第1節 第1項 既往洪水の概要

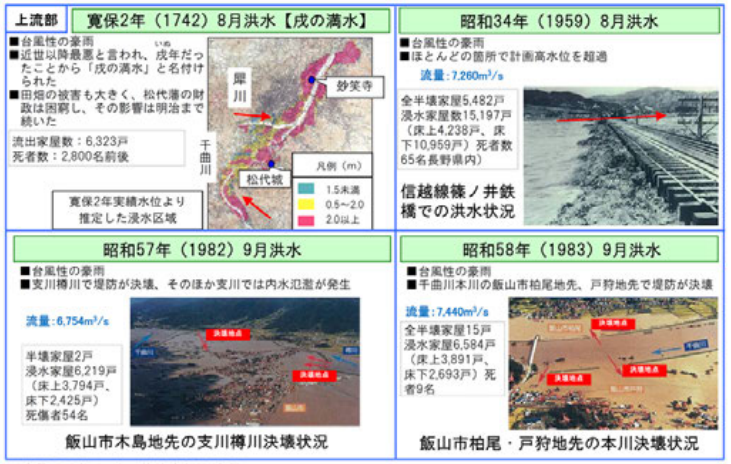

図 3 主な過去の洪水（上流部）

図 4 主な過去の洪水（中流部）

図 3 主な過去の洪水（上流部）

図 4 主な過去の洪水（中流部）

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
11	第3章 河川の現状と課題 第1節 第1項 既往洪水の概要	11	第3章 河川の現状と課題 第1節 第1項 既往洪水の概要

※流量の記載は、帝石橋地点観測流量

図 5　主な過去の洪水（下流部）

第２項　治水事業の沿革

信濃川の治水事業は古くから行われており、代表的なものとしては、寛保 2 年（1742 年）の洪水（戊の満水）を契機とした松代藩による千曲川の瀬直しや、明暦から万治年間（1655～1660 年）における村上藩による信濃川流路及び中ノ口川合流点の固定等があります。また、享保15 年（1730 年）に、河口付近で信濃川に合流していた阿賀野川が新発田藩により海岸砂丘の開削により分離されています。

明治以降における信濃川の改修工事は、上流部では、丸山要左衛門の発案による上今井の新川掘り工事や、ケレップ水制等の工事を行いました。その後、明治 29 年や同 43 年、同 44 年の大洪水を契機として、大正 7 年に国による第一期改修工事に着手し、本川の上田市から上境、犀川の両郡橋から本川合流点までのそれぞれの区間の築堤・護岸等を施工し、昭和 16 年に一応の完成を見ました。その後、昭和 20 年、同 24 年と相次ぐ洪水を受け、国による第二期改修工事に着手しました。また、昭和 28 年より、松本市をはじめとする犀川上流区間や支川一部区間の河川の改築等を、建設大臣の直轄工事として着手しました。さらに、昭和 33 年及び同 34 年洪水を受けたことから計画を改定し、改修工事を進めてきました。

中下流部では、明治元年の洪水を契機として大河津分水工事を同 2 年に着手しましたが、新潟港の水深維持等に多大な支障があるとして同 8 年に中止になりました。その後、明治 17 年には長岡から新潟間の治水計画として舟運の便宜と河道の乱流の安定化を図ることを目的に、「信濃川河身改修工事」に着手し、同 19 年には同区間において新潟県による「信濃川築堤工事」が行われました（同 35 年に完成）。その間、明治 29 年 7 月（横田切れ）、同 30 年 9 月と相次いだ洪水を契機に、「信濃川改良工事」として、大河津分水路の開削に着手しました（大正 11 年に通水）。その後昭和 2 年に河床低下により自在堰が陥没したため、大河津可動堰や河床安定のための床固、床留を築造しました（同 6 年完成）。この大河津分水路の建設は、越後平野を乾田化し、日本有数の穀倉地帯としたほか、新た

※流量の記載は、帝石橋地点観測流量

図 5　主な過去の洪水（下流部）

第２項　治水事業の沿革

信濃川の治水事業は古くから行われており、代表的なものとしては、寛保 2 年（1742 年）の洪水（戊の満水）を契機とした松代藩による千曲川の瀬直しや、明暦から万治年間（1655～1660 年）における村上藩による信濃川流路及び中ノ口川合流点の固定等があります。また、享保15 年（1730 年）に、河口付近で信濃川に合流していた阿賀野川が新発田藩により海岸砂丘の開削により分離されています。

明治以降における信濃川の改修工事は、上流部では、丸山要左衛門の発案による上今井の新川掘り工事や、ケレップ水制等の工事を行いました。その後、明治 29 年や同 43 年、同 44 年の大洪水を契機として、大正 7 年に国による第一期改修工事に着手し、本川の上田市から上境、犀川の両郡橋から本川合流点までのそれぞれの区間の築堤・護岸等を施工し、昭和 16 年に一応の完成を見ました。その後、昭和 20 年、同 24 年と相次ぐ洪水を受け、国による第二期改修工事に着手しました。また、昭和 28 年より、松本市をはじめとする犀川上流区間や支川一部区間の河川の改築等を、建設大臣の直轄工事として着手しました。さらに、昭和 33 年及び同 34 年洪水を受けたことから計画を改定し、改修工事を進めてきました。

中下流部では、明治元年の洪水を契機として大河津分水工事を同 2 年に着手しましたが、新潟港の水深維持等に多大な支障があるとして同 8 年に中止になりました。その後、明治 17 年には長岡から新潟間の治水計画として舟運の便宜と河道の乱流の安定化を図ることを目的に、「信濃川河身改修工事」に着手し、同 19 年には同区間において新潟県による「信濃川築堤工事」が行われました（同 35 年に完成）。その間、明治 29 年 7 月（横田切れ）、同 30 年 9 月と相次いだ洪水を契機に、「信濃川改良工事」として、大河津分水路の開削に着手しました（大正 11 年に通水）。その後昭和 2 年に河床低下により自在堰が陥没したため、大河津可動堰や河床安定のための床固、床留を築造しました（同 6 年完成）。この大河津分水路の建設は、越後平野を乾田化し、日本有数の穀倉地帯としたほか、新た

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
13	第3章 河川の現状と課題 第1節 第2項 治水事業の沿革	13	第3章 河川の現状と課題 第1節 第2項 治水事業の沿革

等を実施しています。

下流部では、中ノ口川との分派点において昭和48年より中ノ口川水門の建設に着手しました（同54年に完成）。また、昭和53年には蒲原大堰の建設に着手しました（同59年に完成）。昭和53年には梅雨前線による大洪水が発生し、本川の堤防において越水の危険性が高まり、土嚢積み等の水防活動が行われました。この洪水を契機に、昭和56年より大河津分水路の通水後に切り下げられた堤防を元の高さへ復元する築堤事業を実施しました（平成 11 年完成）。また、西川排水機場を整備しました（平成5年に完成）。平成3年からは堤防強化対策事業として完成堤化に着手しましたが、同16年の梅雨前線豪雨により刈谷田川、五十嵐川において堤防の決壊による甚大な浸水被害が発生したことを受け、河川災害復旧等関連緊急事業に同年より着手しました（同21年に完成）。

信濃川水門下流における流下能力の不足や鋼矢板護岸の老朽化等により、昭和 58 年に本川下流改修事業に着手し、同62年からやすらぎ堤として、緩傾斜堤防の整備による治水安全度の向上とともに良好な水辺環境の確保を進めています。平成10年8月の集中豪雨により新潟市を中心に各地で内水被害が発生したため、同年に鳥屋野潟排水機場の整備に着手し同 15 年に完成したほか、同 11 年に西川排水機場の排水能力の増強に着手し、同 16 年に完成しました。

平成 20 年 6 月には「信濃川水系河川整備基本方針」が策定され、引き続き、堤防の新設、拡築や護岸等の整備を進めています。

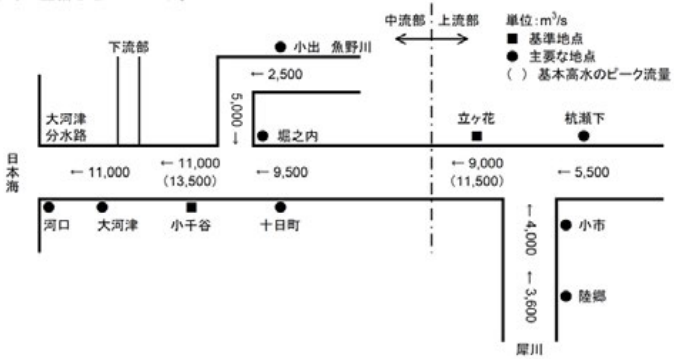

図 6 河川整備基本方針における上流部・中流部計画高水流量図 （単位：m³/s）

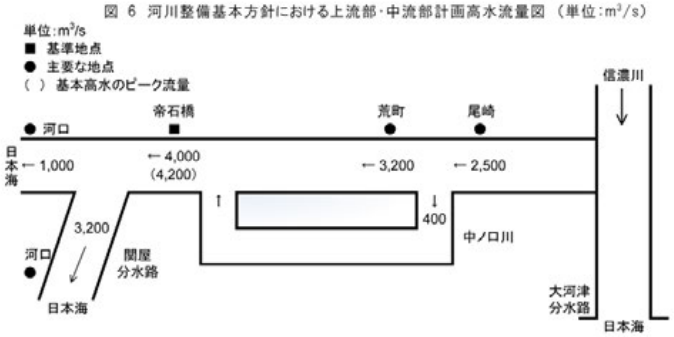

等を実施しています。

下流部では、中ノ口川との分派点において昭和48年より中ノ口川水門の建設に着手しました（同54年に完成）。また、昭和53年には蒲原大堰の建設に着手しました（同59年に完成）。昭和53年には梅雨前線による大洪水が発生し、本川の堤防において越水の危険性が高まり、土嚢積み等の水防活動が行われました。この洪水を契機に、昭和56年より大河津分水路の通水後に切り下げられた堤防を元の高さへ復元する築堤事業を実施しました（平成 11 年完成）。また、西川排水機場を整備しました（平成5年に完成）。平成3年からは堤防強化対策事業として完成堤化に着手しましたが、同16年の梅雨前線豪雨により刈谷田川、五十嵐川において堤防の決壊による甚大な浸水被害が発生したことを受け、河川災害復旧等関連緊急事業に同年より着手しました（同21年に完成）。

信濃川水門下流における流下能力の不足や鋼矢板護岸の老朽化等により、昭和 58 年に本川下流改修事業に着手し、同62年からやすらぎ堤として、緩傾斜堤防の整備による治水安全度の向上とともに良好な水辺環境の確保を進めています。平成10年8月の集中豪雨により新潟市を中心に各地で内水被害が発生したため、同年に鳥屋野潟排水機場の整備に着手し同 15 年に完成したほか、同 11 年に西川排水機場の排水能力の増強に着手し、同 16 年に完成しました。

平成 20 年 6 月には「信濃川水系河川整備基本方針」を策定し、その後、平成26年1月には「信濃川水系河川整備計画」を策定、平成 27 年 1 月、令和元年 8 月に変更を行い、現在に至っています。

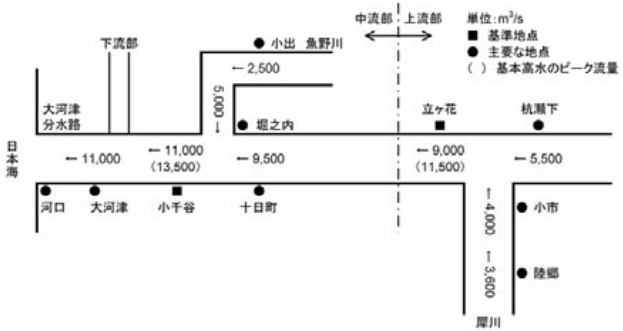

図 6 河川整備基本方針における上流部・中流部計画高水流量図 （単位：m³/s）

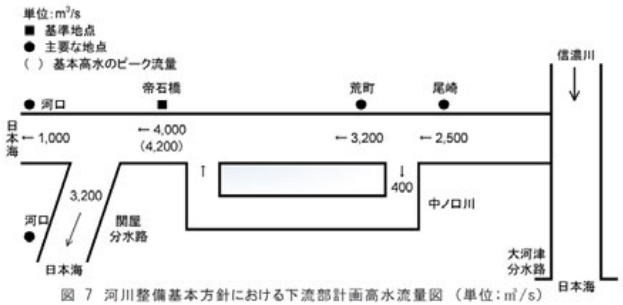

図 7 河川整備基本方針における下流部計画高水流量図 （単位：m³/s）

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
13	第3章 河川の現状と課題 第1節 第2項 治水事業の沿革	14	第3章 河川の現状と課題 第1節 第2項 治水事業の沿革 本文・図の追加

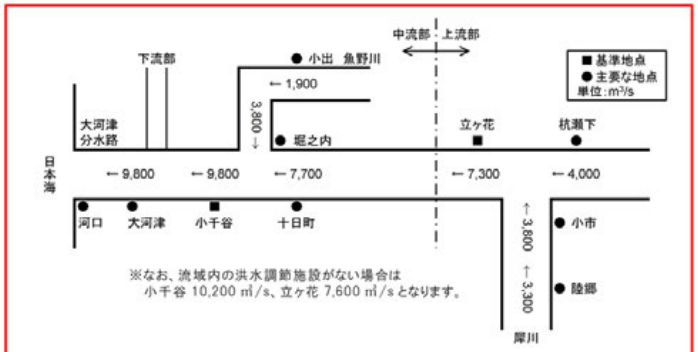

図 8　河川整備計画（平成 26 年 1 月策定）における流量配分図（上流部、中流部）

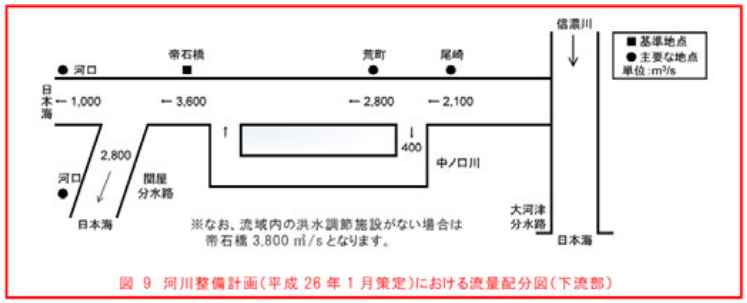

図 9　河川整備計画（平成 26 年 1 月策定）における流量配分図（下流部）

河川整備基本方針策定以降の主要な事業として、上流部では千曲川立ヶ花下流無堤地の築堤事業や立ヶ花、戸狩狭窄部での掘削、千曲川中流、犀川上流での築堤等を進めており、大町ダム等再編事業が建設段階に移行しています。

中流部では、平成 15 年度より実施の大河津可動堰の改築事業により流下能力の向上と洪水流向の是正を行っています。また信濃川本川の西蔵王地先や東小千谷地先、魚野川の西小出地先などで築堤や河道掘削等を行い、昭和 56 年などの近年洪水に対する再度災害防止を図っています。また、平成 27 年度からは大河津分水路改修事業に着手し河口部左岸の拡幅や第二床固の改築などを進めています。

上流部、中流部では、令和元年東日本台風による洪水での千曲川、信濃川の本川部での越水等による被害を受け、「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」を現在進めています。

下流部では、本川において平成 23 年 7 月洪水に対し、河道掘削を順次実施し、洪水の流下阻害となるもぐり橋等の架替などを実施しており、本川下流ではやすらぎ堤の整備を進めています。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
14	第3章 河川の現状と課題 第2節 第1項 1.堤防整備の状況	15	第3章 河川の現状と課題 第2節 第1項 1.堤防整備の状況

図 7 河川整備基本方針における下流部計画高水流量図（単位：m³/s）

第２節 治水の現状と課題

第１項 流下能力の向上・水位低下

１．堤防整備の状況

（１）上流部

上流部では、堤防必要区間延長の約 4%が未施工（無堤区間）であり、平成 18 年 7 月洪水でも浸水被害が発生しています。

また、堤防整備状況も計画断面堤防が約 64%と未だに堤防整備率が低い状況にあります。

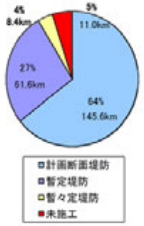

図 8 上流部の堤防整備状況

写真 1 平成 18 年 7 月洪水における浸水被害の状況

表 4 上流部の堤防整備状況（平成 30 年度末）※1

285.8km	堤防必要延長				
		計画断面	暫定※2	暫々定※2	未施工
	226.5km	145.6km	61.6km	8.4km	11.0km
	堤防不要延長				
	59.2km				

※1 四捨五入の関係で、合計と一致しない場合があります。
※2 計画断面堤防に比べて高さや幅が不足しているもので、計画高水位以上の高さを有する堤防を暫定堤防、それ未満の高さのものを暫々定堤防としています。

（２）中流部

中流部では、堤防必要区間延長の約 4%が未施工（無堤区間）であり、また、堤防整備状況も計画断面堤防が約 64%と未だに堤防整備率が低い状況にあります。

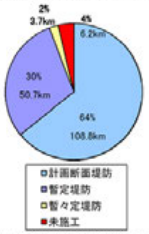

図 9 中流部の堤防整備状況

写真 2 平成 23 年 7 月洪水における浸水被害の状況

第２節 治水の現状と課題

第１項 流下能力の向上・水位低下

１．堤防整備の状況

（１）上流部

上流部では、堤防必要区間延長の約 5%が未施工（無堤区間）であり、平成 18 年 7 月洪水でも浸水被害が発生しています。

また、堤防整備状況も計画断面堤防が約 65%と未だに堤防整備率が低い状況にあります。

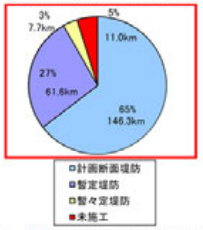

図 10 上流部の堤防整備状況

写真 1 平成 18 年 7 月洪水における浸水被害の状況

表 4 上流部の堤防整備状況（令和 2 年度末）※1

285.8km	堤防必要延長				
		計画断面	暫定※2	暫々定※2	未施工
	226.5km	146.3km	61.6km	7.7km	11.0km
	堤防不要延長				
	59.2km				

※1 四捨五入の関係で、合計と一致しない場合があります。
※2 計画断面堤防に比べて高さや幅が不足しているもので、計画高水位以上の高さを有する堤防を暫定堤防、それ未満の高さのものを暫々定堤防としています。

（２）中流部

中流部では、堤防必要区間延長の約 4%が未施工（無堤区間）であり、また、堤防整備状況も計画断面堤防が約 65%と未だに堤防整備率が低い状況にあります。

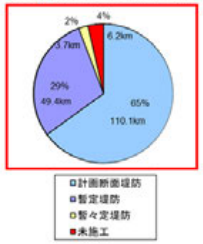

図 11 中流部の堤防整備状況

写真 2 令和元年東日本台風における浸水被害の状況

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
15	第3章 河川の現状と課題 第2節 第1項 1.堤防整備の状況	16	第3章 河川の現状と課題 第2節 第1項 1.堤防整備の状況

表 5 中流部の堤防整備状況（平成 30 年度末）※1

240.3km	堤防必要延長				
		計画断面	暫定※2	暫々定※2	未施工
	169.4km	108.8km	50.7km	3.7km	6.2km
	堤防不要延長				
	71.0km				

※1 四捨五入の関係で、合計と一致しない場合があります。
※2 計画断面堤防に比べて高さや幅が不足しているもので、計画高水位以上の高さを有する堤防を暫定堤防、それ未満の高さのものを暫々定堤防としています。

（3）下流部

下流部は、平成 16 年 7 月洪水により浸水被害を受け、河川災害復旧等関連緊急事業により小阿賀野川合流点～刈谷田川合流点までの堤防整備を実施し、全川で約 94%が計画断面となりましたが、刈谷田川合流点上流部及び一部橋梁取付部等で、未施工・暫定堤防の区間があります。

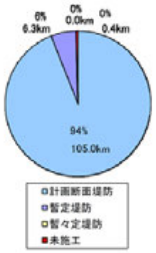

図 10 下流部の堤防整備状況

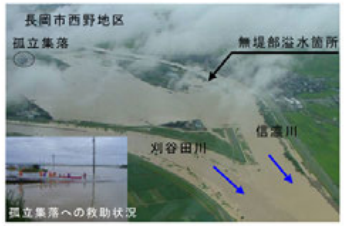

写真 3 平成 23 年 7 月洪水における浸水被害の状況

表 6 下流部の堤防整備状況（平成 30 年度末）※1

113.5km	堤防必要延長				
		計画断面	暫定※2	暫々定※2	未施工
	111.7km	105.0km	6.3km	0.0km	0.4km
	堤防不要延長				
	1.8km				

※1 四捨五入の関係で、合計と一致しない場合があります。
※2 計画断面堤防に比べて高さや幅が不足しているもので、計画高水位以上の高さを有する堤防を暫定堤防、それ未満の高さのものを暫々定堤防としています。

表 5 中流部の堤防整備状況（令和 2 年度末）※1

240.3km	堤防必要延長				
		計画断面	暫定※2	暫々定※2	未施工
	169.4km	110.1km	49.4km	3.7km	6.2km
	堤防不要延長				
	71.0km				

※1 四捨五入の関係で、合計と一致しない場合があります。
※2 計画断面堤防に比べて高さや幅が不足しているもので、計画高水位以上の高さを有する堤防を暫定堤防、それ未満の高さのものを暫々定堤防としています。

（3）下流部

下流部は、平成 16 年 7 月洪水により浸水被害を受け、河川災害復旧等関連緊急事業により小阿賀野川合流点～刈谷田川合流点までの堤防整備を実施し、全川で約 96%が計画断面となりましたが、刈谷田川合流点上流部及び一部橋梁取付部等で、暫定堤防の区間があります。

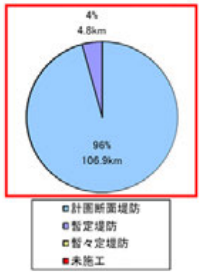

図 12 下流部の堤防整備状況

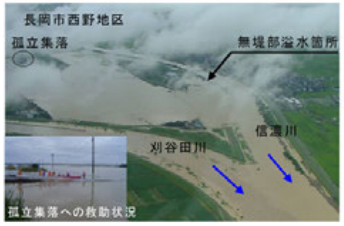

写真 3 平成 23 年 7 月洪水における浸水被害の状況

表 6 下流部の堤防整備状況（令和 2 年度末）※1

113.5km	堤防必要延長				
		計画断面	暫定※2	暫々定※2	未施工
	111.7km	106.9km	4.8km	0.0km	0.0km
	堤防不要延長				
	1.8km				

※1 四捨五入の関係で、合計と一致しない場合があります。
※2 計画断面堤防に比べて高さや幅が不足しているもので、計画高水位以上の高さを有する堤防を暫定堤防、それ未満の高さのものを暫々定堤防としています。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
16	第3章 河川の現状と課題 第2節 第1項 2.大河津分水路・狭窄部等における洪水時の水位上昇、河積の不足	17	第3章 河川の現状と課題 第2節 第1項 2.大河津分水路・狭窄部等における洪水時の水位上昇、河積の不足

2．大河津分水路・狭窄部等における洪水時の水位上昇、河積の不足

（１）上流部

立ヶ花及び戸狩狭窄部の流下能力不足により千曲川の水位がせき上げられたことから、昭和58年9月洪水、平成16年10月洪水、同18年7月洪水では、狭窄部等の上流で計画高水位を超過して洪水が流下しました。

また、狭窄部以外にも河積が不足し、洪水を安全に流下させることができない区間があり、河道掘削などにより河積を大きくする必要があります。

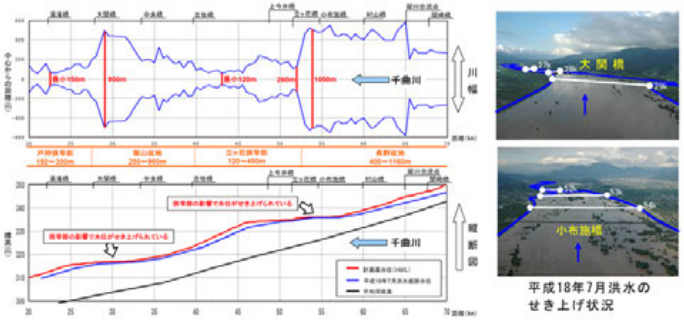

図 11　川幅と水位縦断図

（２）中流部

大河津分水路の下流側が山地部でかつ狭窄部となっていることから、水位のせき上げが生じており、その影響が上流側に長く及んでいます。昭和56年8月洪水では観測史上最大の洪水が流下しました。また、平成23年7月洪水では一部区間で計画高水位を超過して洪水が流下しました。

また、中流部の管内では土砂の堆積、砂州の形成・発達、河道内における樹木繁茂等が原因で、洪水を安全に流下させるために必要な河積が不足する区間があり、河道掘削などにより河積を大きくする必要があります。

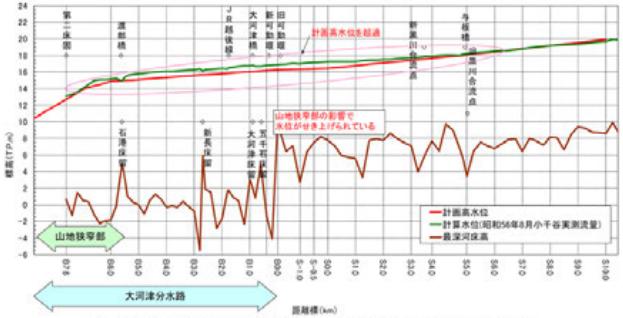

図 12　昭和 56 年 8 月洪水水位縦断図（河口～信濃川 10.0km）

2．大河津分水路・狭窄部等における洪水時の水位上昇、河積の不足

（１）上流部

立ヶ花及び戸狩狭窄部の流下能力不足により千曲川の水位がせき上げられたことから、昭和58年9月洪水、平成16年10月洪水、同18年7月洪水では、狭窄部等の上流で計画高水位を超過して洪水が流下しました。更に令和元年東日本台風では、これまで記録した水位を更新した他、各所で越水し、長野市穂保地先では堤防決壊が発生しました。

また、狭窄部以外にも河積が不足し、洪水を安全に流下させることができない区間があり、河道掘削などにより河積を大きくする必要があります。

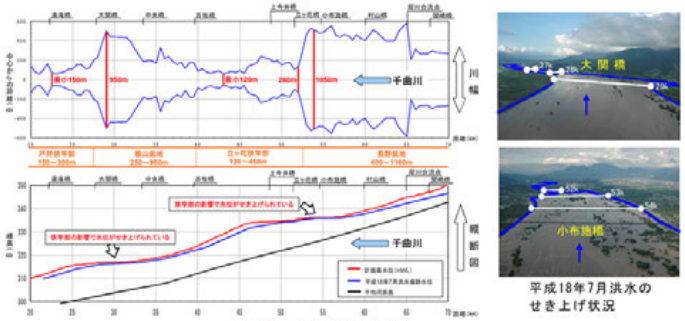

図 13　川幅と水位縦断図

（２）中流部

大河津分水路の下流側が山地部でかつ狭窄部となっていることから、水位のせき上げが生じており、その影響が上流側に長く及んでいます。昭和56年8月洪水では観測史上最大の洪水が流下しました。また、平成23年7月洪水や令和元年東日本台風による洪水では一部区間で計画高水位を超過して洪水が流下しました。

また、中流部の管内では土砂の堆積、砂州の形成・発達、河道内における樹木繁茂等が原因で、洪水を安全に流下させるために必要な河積が不足する区間があり、河道掘削などにより河積を大きくする必要があります。

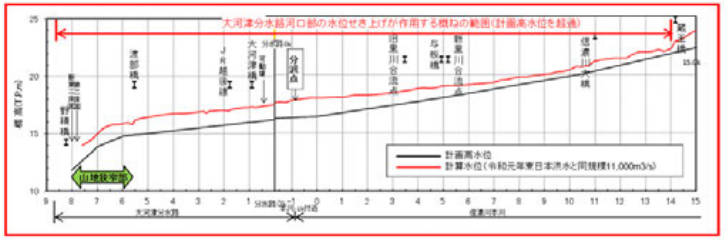

図 14　令和元年東日本台風による洪水と同規模（戦後第１位規模）の洪水流下時（11,000 ㎥/s）の水位縦断図（河口～信濃川 15.0km）

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
17	第3章 河川の現状と課題 第2節 第1項 2.大河津分水路・狭窄部等における洪水時の水位上昇、河積の不足	18	第3章 河川の現状と課題 第2節 第1項 2.大河津分水路・狭窄部等における洪水時の水位上昇、河積の不足

（３）大河津分水路

大河津分水路は、通水以来、上流域の洪水を日本海に流下させ、下流部の洪水を最小限にとどめるとともに、可動堰・洗堰により適正に分派して利水機能を確保し、越後平野発展の礎となってきました。一方で、河口に向かい川幅が狭まる形状のため、河積が不足しており、平成 23 年 7 月洪水では、分水路の直上流で計画高水位を超過し、危険な状態となりました。

写真 4 大河津分水路全体図と洪水時の様子

（４）下流部

河積の不足のため洪水を安全に流下させることができない区間があり、河道掘削により河積を大きくする必要があります。平成 23 年 7 月洪水では、信濃川の一部区間で、計画高水位を超過し、また、派川中ノ口川の下流区間は、洪水のピーク水位である痕跡水位が計画高水位を超え、堤防天端近くに達する危険な状態となりました。

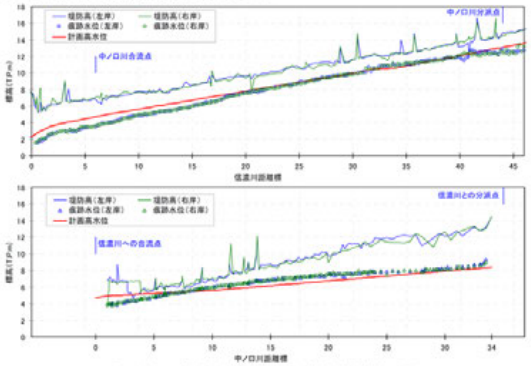

図 13 平成 23 年 7 月洪水痕跡水位縦断図

（３）大河津分水路

大河津分水路は、通水以来、上流域の洪水を日本海に流下させ、下流部の洪水を最小限にとどめるとともに、可動堰・洗堰により適正に分派して利水機能を確保し、越後平野発展の礎となってきました。一方で、河口に向かい川幅が狭まる形状のため、河積が不足しており、令和元年東日本台風では、観測史上最大の流量の洪水が流下したとともに、大河津水位観測所では観測史上最大の水位を記録し、さらに計画高水位を約 10 時間超過し、危険な状態となりました。

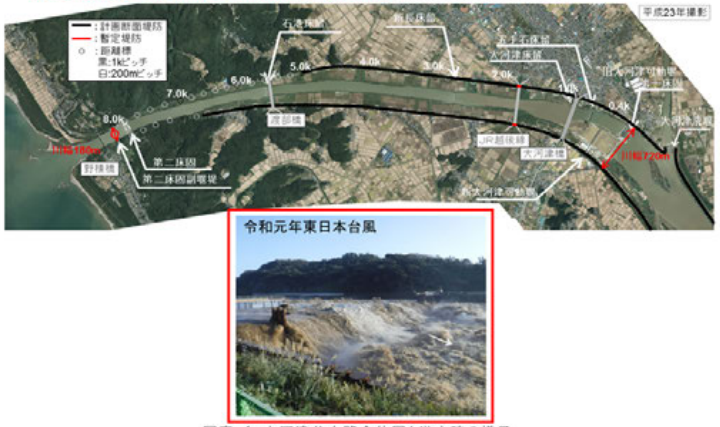

写真 4 大河津分水路全体図と洪水時の様子

（４）下流部

河積の不足のため洪水を安全に流下させることができない区間があり、河道掘削により河積を大きくする必要があります。平成 23 年 7 月洪水では、信濃川の一部区間で、計画高水位を超過し、また、派川中ノ口川の下流区間は、洪水のピーク水位である痕跡水位が計画高水位を超え、堤防天端近くに達する危険な状態となりました。

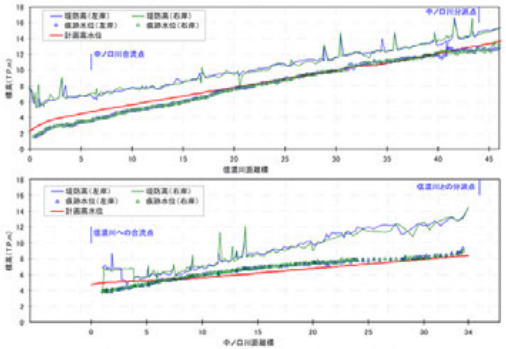

図 15 平成 23 年 7 月洪水痕跡水位縦断図

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
18	第3章 河川の現状と課題 第2節 第1項 3.既設ダムの効果［上流部・中流部］	19	第3章 河川の現状と課題 第2節 第1項 3.既設ダムの効果［上流部・中流部］

3．既設ダムの効果［上流部・中流部］

平成 23 年 7 月洪水では、三国川ダムへ流入する水量を貯水したことにより、小出地先において、約 27cm の水位低下効果があったと推定されます。

また、平成 18 年 7 月洪水では、大町ダムと犀川上流の発電ダム群が特例的な連携操作（流量調節）を行った結果、洪水位を約 80cm 低減し氾濫被害の防止等に効果を発揮しました。

図 14　平成 23 年 7 月洪水時における三国川ダムの洪水調節の様子

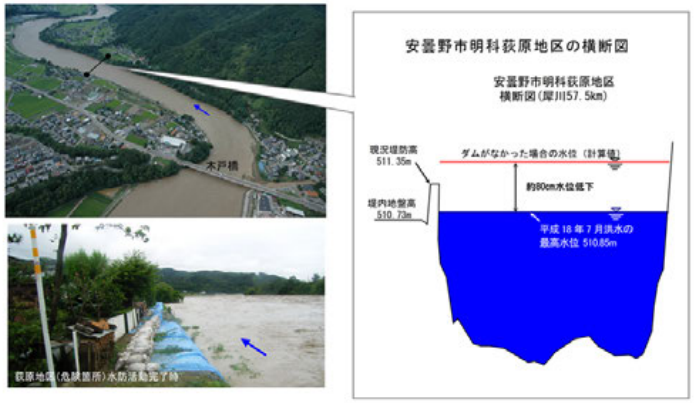

図 15　平成 18 年 7 月洪水時の利水ダム群連携操作による効果の概要

3．既設ダムの効果［上流部・中流部］

平成 23 年 7 月洪水では、三国川ダムへ流入する水量を貯水したことにより、小出地先において、約 27cm の水位低下効果があったと推定されます。

また、平成 18 年 7 月洪水では、大町ダムと犀川上流の発電ダム群が特例的な連携操作（流量調節）を行った結果、洪水位を約 80cm 低減し氾濫被害の防止等に効果を発揮しました。

図 16　平成 23 年 7 月洪水時における三国川ダムの洪水調節の様子

図 17　平成 18 年 7 月洪水時の利水ダム群連携操作による効果の概要

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
18	第3章 河川の現状と課題 第2節 第1項 3.既設ダムの効果［上流部・中流部］	20	第3章 河川の現状と課題 第2節 第1項 3.既設ダムの効果［上流部・中流部］ 本文・図の追加

さらに、令和２年５月に、既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、河川管理者並びに利水ダムを含むダム管理者及び関係利水者等において、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日　既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議）に基づき、治水協定を締結し、令和2年出水期より事前放流の運用を始めました。令和２年７月の洪水では４ダムにおいて事前放流等の操作を行い110万㎥の「治水のための容量」を確保し、約90万㎥を貯留しました。また、令和３年８月の洪水では、信濃川水系犀川において奈川渡ダム等３ダムで利水運用と事前放流により合計約 2,460 万㎥の容量を確保して洪水を貯留し、下流の熊倉地点において、洪水流量を約３割減らす効果があったものと推定されます。

さらに、事前放流による洪水流量の低減により、ダム直下の犀川急流部で発生した堤防欠損被害の侵食の抑制にも寄与したところです。

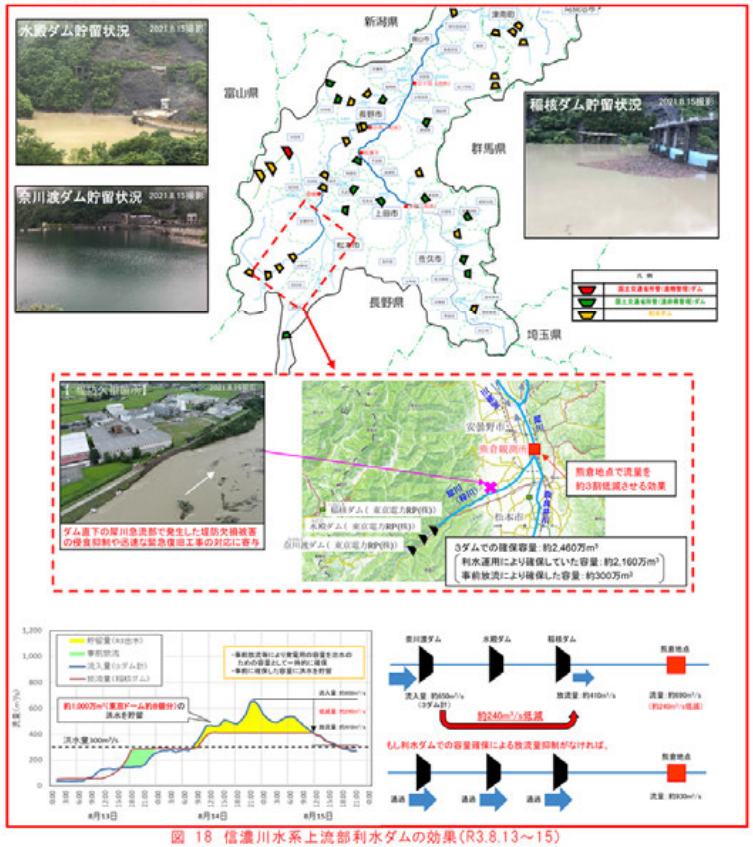

図 18 信濃川水系上流部利水ダムの効果（R3.8.13～15）

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
19	第3章 河川の現状と課題 第2節 第1項 4.遊水機能の保全［上流部・中流部］	21	第3章 河川の現状と課題 第2節 第1項 4.遊水機能の保全・活用［上流部・中流部］

4．遊水機能の保全［上流部・中流部］

千曲川や信濃川（十日町地区）及び魚野川には、洪水時に氾濫を許容し洪水流を貯留する「遊水」機能があり、これらを有する箇所を保全していく必要があります。

写真 5 土地利用一体型水防災事業で輪中堤を整備した中野市古牧地区（千曲川）

5．霞堤の機能維持・保全［上流部・中流部］

千曲川、犀川の上流部、及び信濃川（十日町地区）、魚野川では、急流河川の流路を安定させ、洪水流の一部を貯留するために、不連続堤である「霞堤」が築かれています。

霞堤は急流河川の特徴を活かした伝統的な治水工法であり、開口部から本川の流水が逆流して堤内地に湛水し、下流に流れる洪水の流量を減少させます。洪水が終わると堤内地に湛水した水を排水します。また、下流の霞堤に対して上流の堤防が決壊した場合でも、霞堤の開口部から氾濫流を受け入れ、河道に戻して氾濫被害の拡大防止を図る機能があります。このような効果を維持・保全していく必要があります。

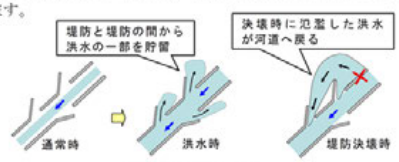

図 16 霞堤の効果

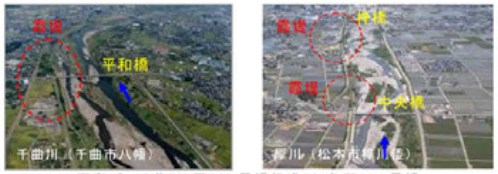

写真 6 千曲川・犀川の霞堤信濃川・魚野川の霞堤

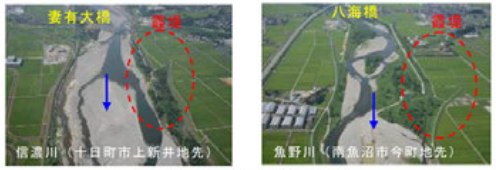

写真 7 信濃川・魚野川の霞堤

4．遊水機能の保全・活用［上流部・中流部］

千曲川や信濃川（十日町地区）及び魚野川には、洪水時に氾濫を許容し洪水流を貯留する「遊水」機能があり、これらを有する箇所を保全していくとともに、さらなる向上を目指して洪水流の貯留機能を有効的に活用することも必要となります。

写真 5 土地利用一体型水防災事業で輪中堤を整備した中野市古牧地区（千曲川）

5．霞堤の機能維持・保全［上流部・中流部］

千曲川、犀川の上流部、及び信濃川（十日町地区）、魚野川では、急流河川の流路を安定させ、洪水流の一部を貯留するために、不連続堤である「霞堤」が築かれています。

霞堤は急流河川の特徴を活かした伝統的な治水工法であり、開口部から本川の流水が逆流して堤内地に湛水し、下流に流れる洪水の流量を減少させます。洪水が終わると堤内地に湛水した水を排水します。また、下流の霞堤に対して上流の堤防が決壊した場合でも、霞堤の開口部から氾濫流を受け入れ、河道に戻して氾濫被害の拡大防止を図る機能があります。このような効果を維持・保全していく必要があります。

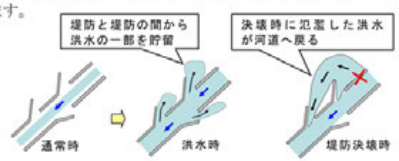

図 19 霞堤の効果

写真 6 千曲川・犀川の霞堤

写真 7 信濃川・魚野川の霞堤

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
21	第3章 河川の現状と課題 第2節 第1項 6.横断工作物の改築	23	第3章 河川の現状と課題 第2節 第1項 6.横断工作物の改築

6．横断工作物の改築

信濃川には、洪水を安全に流下させる上で支障となる橋梁等の横断工作物があります。施設管理者に対して、これら横断工作物が洪水流下の支障にならないような対策を求めていく必要があります。

特に、下流部では、平成23年7月洪水時に小須戸橋等の橋桁の一部が水面下にもぐり、洪水の安全な流下を阻害する事象が発生しました。

写真 8 改築が必要な横断工作物の例

第２項 内水被害の軽減

本川水位の上昇時には支川等の自然排水が困難となることで内水被害が発生しており、内水排水ポンプ及び排水ポンプ車の稼働等による内水対策を実施する必要があります。

特に下流部は、亀田郷や白根郷などの海抜ゼロメートル地帯となる低平地を含むため、自然排水が困難で内水被害が発生しやすい状況です。平成 23 年 7 月洪水において、派川中ノ口川の下流区間で、洪水のピーク水位が堤防天端近くに達する危険な状態となったため、内水排水の調整を実施しました。

写真 9 内水被害発生と対策の実施状況

6．横断工作物の改築

信濃川には、洪水を安全に流下させる上で支障となる橋梁等の横断工作物があります。施設管理者に対して、これら横断工作物が洪水流下の支障にならないような対策を求めていく必要があります。

中流部では、令和元年東日本台風による洪水時に JR 越後線信濃川分水橋梁の橋桁まで水位が達し、洪水の安全な流下を阻害する事象が発生しました。

下流部では、平成 23 年 7 月洪水時に小須戸橋等の橋桁の一部が水面下にもぐり、洪水の安全な流下を阻害する事象が発生しました。

写真 8 改築が必要な横断工作物の例

第２項 内水被害の軽減

本川水位の上昇時には支川等の自然排水が困難となることで内水被害が発生しており、内水排水ポンプ及び排水ポンプ車の稼働等による内水対策を実施する必要があります。

特に下流部は、亀田郷や白根郷などの海抜ゼロメートル地帯となる低平地を含むため、自然排水が困難で内水被害が発生しやすい状況です。平成 23 年 7 月洪水において、派川中ノ口川の下流区間で、洪水のピーク水位が堤防天端近くに達する危険な状態となったため、内水排水の調整を実施しました。

写真 9 内水被害発生と対策の実施状況

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
24	第3章 河川の現状と課題 第2節 第3項 3.流水の強大なエネルギーに対する堤防等の安全性確保	26	第3章 河川の現状と課題 第2節 第3項 3.流水の強大なエネルギーに対する堤防等の安全性確保

3．流水の強大なエネルギーに対する堤防等の安全性確保

上流部及び中流部の河床勾配が急な区間では、洪水の流れが速く、その強大なエネルギーによって一度の洪水で護岸の基礎や高水敷が大きく侵食され、堤防の決壊に至る危険性があります。

また、洪水時の河床変動が激しく、みお筋が不安定であり、水衝部の位置が変化します。そのため、侵食の発生箇所が予測困難な状況にあり、堤防等の安全性確保が必要です。

平成 23 年 5 月洪水時の応急対応

平成 16 年 10 月洪水による河岸の侵食

写真 13 河岸侵食の状況

施工前　　導流堤の施工により低水路が安定

写真 14 長岡市水梨地区における水衝部対策工実施例

4．支川合流部における洪水の安全な流下

支川合流部では、支川の洪水を安全に流下させるために、堤防整備や樋門・樋管の整備等の支川合流点処理を実施しています。

写真 15 合流点処理の実施例

3．流水の強大なエネルギーに対する堤防等の安全性確保

上流部及び中流部の河床勾配が急な区間では、洪水の流れが速く、その強大なエネルギーによって一度の洪水で堤防や護岸の基礎、高水敷が大きく侵食され、堤防の決壊に至る危険性があります。

また、洪水時の河床変動が激しく、みお筋が不安定であり、水衝部の位置が変化します。そのため、侵食の発生箇所が予測困難な状況にあり、堤防等の安全性確保が必要です。

令和元年東日本台風による堤防欠損

令和３年８月洪水による堤防欠損

写真 13 堤防や河岸等の侵食の状況

施工前　　導流堤の施工により低水路が安定

写真 14 長岡市水梨地区における水衝部対策工実施例

4．支川合流部における洪水の安全な流下

支川合流部では、本川の洪水位の上昇により内水浸水被害が発生しており、その解消を図るべく、支川の洪水を安全に流下させるために、本川の水位を低減させるための河道掘削や、支川の堤防や樋門・樋管の整備等の支川合流点処理が必要です。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
26	第3章 河川の現状と課題 第2節 第4項 施設能力を上回る洪水を踏まえた危機管理	28、29	第3章 河川の現状と課題 第2節 第4項 施設能力を上回る洪水を踏まえた危機管理

第４項 施設能力を上回る洪水を踏まえた危機管理

信濃川水系では、平成 16 年７月、同 18 年７月及び同 23 年７月と戦後最大規模の洪水が発生していることから、近年において甚大な水害を経験した教訓を踏まえて、施設能力を上回る洪水が生じた場合の対策を検討する必要があります。

１．流域連携による危機管理

施設能力を上回る洪水時には、支・派川を含め流域の広域に渡って河川氾濫や内水被害の危険にさらされることになります。このため、広範囲に渡って大規模な水防活動が必要となることを想定し、水防活動等の拠点施設の整備や排水ポンプ車等の災害対策機械の導入を推進するとともに、平常時から水防活動における人員・資材の配備や保有状況、現場での指示系統等について、流域の水防管理者等と十分に調整・情報共有できる体制を整えておく必要があります。

２．氾濫域内の水害リスクの軽減

下流部では、平成 16 年7月洪水を教訓とし、流域において洪水流出抑制対策を講じながら洪水のピークをカットする考え方を基本として種々のハード対策が進められたことにより、平成 23 年７月洪水では、上流域でのダム群や刈谷田川遊水地の洪水調節が効果を発揮するなど、被害軽減に大きく貢献しました。しかしながら、平成 23 年７月洪水では、現状の河川の安全度を大きく上回る洪水であったことから、洪水のピーク水位が堤防天端近くに達し、堤防が決壊する恐れが発生する事態となりました。また、五十嵐川の洪水流が上流に逆流し、中ノ口川へ流入する現象が生じました。

このような施設能力を上回る洪水に対しては、流域全体の水害リスク（流域の上下流及び内外水のアンバランス等）に関する情報を水系で共有し、氾濫が生じた場合の被害を軽減するため、氾濫域における二線堤等の多重防御、地域に伝承されている住まい方の活用、土地利用の工夫等、氾濫域内の様々なリスク軽減策を流域の関係機関と連携して検討していく必要があります。

また、本川に合流する支川では、今後、本川水位の低下や内水貯留施設の設置など、整備の進捗により治水上の安全性が向上したとしても、外水位の上昇により堤防の決壊の危険性が高まった場合において、堤防の決壊を回避するための最終手段として、内水排水ポンプの運転調整の実施判断が重要な課題です。運転調整により内水湛水が拡大することへの対策も含め流域全体で検討を進める必要があります。

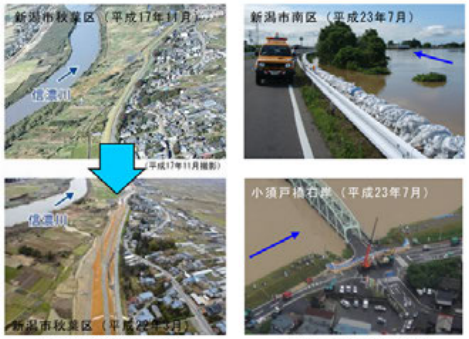

堤防整備の例（下流部）　水防活動の例（新潟市）

写真 19 平成 16 年７月洪水後とその後の対策状況（左）及び平成 23 年７月洪水時の状況

第４項 施設能力を上回る洪水を踏まえた危機管理

信濃川水系では、平成 16 年７月、同 18 年７月、同 23 年７月及び令和元年 10 月に大規模な洪水が発生していることから、近年において甚大な水害を経験した教訓を踏まえて、施設能力を上回る洪水が生じた場合の対策を検討する必要があります。

１．流域連携による危機管理

施設能力を上回る洪水時には、支・派川を含め流域の広域に渡って河川氾濫や内水被害の危険にさらされることになります。このため、広範囲に渡って大規模な水防活動が必要となることを想定し、水防活動等の拠点施設の整備や排水ポンプ車等の災害対策機械の導入、管理用通路等の冗長性・連続性確保を推進するとともに、平常時から水防活動における人員・資材の配備や保有状況、現場での指示系統等について、流域の水防管理者等と十分に調整・情報共有できる体制を整えておく必要があります。

２．氾濫域内の水害リスクの軽減

上流部では、令和元年 10 月に戦後最大規模を大きく超える洪水が発生し、長野市穂保地先をはじめ、多くの箇所で堤防等から越水が発生しました。中流部では、同洪水において大河津分水路や信濃川本川の多くの区間で計画高水位を超過しました。

この洪水に対し河川における対策として、河道掘削の推進、遊水地の整備等を進めているところですが、近年の洪水の激甚化・頻発化を踏まえ、更に河川の整備を加速化するとともに、越水した場合であっても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤防の整備や、施設能力を超える洪水に対する被害の軽減のため、流域のあらゆる関係者と協働により多層的な取組を進めていく必要があります。

下流部では、平成 16 年7月洪水を教訓とし、流域において洪水流出抑制対策を講じながら洪水のピークをカットする考え方を基本として種々のハード対策が進められたことにより、平成 23 年７月洪水では、上流域でのダム群や刈谷田川遊水地の洪水調節が効果を発揮するなど、被害軽減に大きく貢献しました。しかしながら、平成 23 年７月洪水では、現状の河川の安全度を大きく上回る洪水であったことから、洪水のピーク水位が堤防天端近くに達し、堤防が決壊する恐れが発生する事態となりました。また、五十嵐川の洪水流が上流に逆流し、中ノ口川へ流入する現象が生じました。

このような施設能力を上回る洪水に対しては、流域全体の水害リスク（流域の上下流及び内外水のアンバランス等）に関する情報を水系で共有し、氾濫が生じた場合の被害を軽減するため、氾濫域における二線堤等の多重防御、地域に伝承されている住まい方の活用、土地利用の工夫等、氾濫域内の様々なリスク軽減策を流域の関係機関と連携して検討していく必要があります。

また、本川に合流する支川では、今後、本川水位の低下や内水貯留施設の設置など、整備の進捗により治水上の安全性が向上したとしても、外水位の上昇により堤防の決壊の危険性が高まった場合において、堤防の決壊を回避するための最終手段として、内水排水ポンプの運転調整の実施判断が重要な課題です。運転調整により内水湛水が拡大することへの対策も含め流域全体で検討を進める必要があります。

令和元年10月　出水状況　堤防整備の例（下流部）　水防活動の例（新潟市）

写真 18 令和元年東日本台風の状況と平成 16 年７月洪水後とその後の対策状況（中）及び平成 23 年７月洪水の状況

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
27	第3章 河川の現状と課題 第2節 第4項 3.水防、避難に資する情報提供等	29	第3章 河川の現状と課題 第2節 第4項 3.水防、避難に資する情報提供等

3．水防、避難に資する情報提供等

自治体において水害対策マニュアルの作成、防災情報伝達手段の多様化（携帯電話への一斉配信（防災メール、エリアメール）、緊急告知ラジオ等）、広範な主体が参加する防災訓練の実施など、様々な対策により平成 23 年7月洪水では円滑な避難勧告等が実施されましたが、今後は、このような取組を水系全体に広げていく必要があります。

水害時に提供されている降雨予測や近隣河川の水位に関する情報は、住民が危機感を持って自ら判断して行動するための重要な情報となることから、子どもやお年寄り、外国人であっても身近で分かりやすい情報として提供するよう努める必要があります。

また、避難等のソフト対策を確実なものにしていくためには、流域全体で水害リスク等の情報を共有することが必要であり、日頃からの防災教育や人材育成にも取り組む必要があります。

「洪水情報の緊急速報メール配信」イメージ

分かりやすい避難判断情報の提供例
（新潟市西区山田地先）

まるごとまちごとハザードマップ
実施例（三条市）

長野県総合防災訓練における
啓発活動（降雨体験車）

図 18 平成 16 年 7 月洪水後の対策

3．水防、避難に資する情報提供等

自治体において水害対策マニュアルの作成、防災情報伝達手段の多様化（スマートフォン等への一斉配信（防災メール、エリアメール）、緊急告知ラジオ等）、広範な主体が参加する防災訓練の実施、「逃げなきゃコール」による家族への避難の呼びかけ、国の河川の専門家による洪水状況の解説、河川カメラのライブ映像配信等、住民自らの避難行動に結びつく情報提供を推進していく必要があります。

水害時に提供されている降雨予測や近隣河川の水位に関する情報は、住民が危機感を持って自ら判断して行動するための重要な情報となることから、子どもやお年寄り、外国人であっても身近で分かりやすい情報として提供するよう努める必要があります。

また、避難等のソフト対策を確実なものにしていくためには、流域全体で水害リスク等の情報を共有し、住民が水害を自分ごととして理解し、避難行動につなげるようにすることが必要であり、日頃からの防災教育や人材育成にも取り組む必要があります。

「洪水情報の緊急速報メール配信」イメージ

分かりやすい避難判断情報の提供例
（三条市尾崎地先）

まるごとまちごとハザードマップ
実施例（三条市）

長野県総合防災訓練における
啓発活動（降雨体験車）

図 21 平成 16 年 7 月洪水後の対策

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
28	第3章 河川の現状と課題 第2節 第5項 近年の豪雨災害で明らかとなった課題	30	第3章 河川の現状と課題 第2節 第5項 近年の豪雨災害で明らかとなった課題

第５項 近年の豪雨災害で明らかとなった課題

これまで、国土交通省では、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による鬼怒川の堤防決壊で、逃げ遅れによる多数の孤立者が発生したことを受け、河川管理者をはじめとする行政や住民等の各主体が「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を改革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を進めてきました。

平成 28 年 8 月には北海道や東北地方を相次いで台風が襲い、東北地方の県管理河川の氾濫被害で要配慮者利用施設の入居者が逃げ遅れにより犠牲になられたことを受け、平成 29 年 5 月に水防法等を改正し、河川管理者・都道府県・市町村等で構成し減災に向けた目標の共有や対策の推進に取り組む協議会制度を法定化等するとともに、同年 6 月には概ね 5 年間で実施する各種取組の方向性や進め方等を「「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」（以下「緊急行動計画」という。）としてとりまとめ、都道府県が管理する中小河川も含めた全国の河川における「水防災意識社会」を再構築する取組を加速させました。

このような中、平成 30 年7月豪雨や台風第 21 号等では、これまでに整備した堤防、ダム、砂防堰堤、防潮水門等が確実に効果を発揮し被害を防止・軽減した一方で、長時間にわたる大雨による水害・土砂災害の複合的な発生や、社会経済活動に影響を及ぼす広域的な被害の発生、ハザードマップ等のリスク情報が住民の避難につながっていない等の課題が明らかとなりました。

これらの課題に対応するため、洪水氾濫や内水氾濫、土石流等の複合的な発生等に対応する「事前防災ハード対策」や、発災時の応急的な退避場所の確保等の「避難確保ハード対策」、地区単位の個人の避難計画作成をはじめとする「住民主体のソフト対策」を推進するため、「緊急行動計画」を改定し、大規模氾濫減災協議会の場を活かし、行政以外も含めた様々な関係者で多層的かつ一体的に推進することで、「水防災意識社会」の再構築をさらに加速させる必要があります。

第５項 近年の豪雨災害で明らかとなった課題

これまで、国土交通省では、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による鬼怒川の堤防決壊で、逃げ遅れによる多数の孤立者が発生したことを受け、河川管理者をはじめとする行政や住民等の各主体が「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を改革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を進めてきました。

平成 28 年 8 月には北海道や東北地方を相次いで台風が襲い、東北地方の県管理河川の氾濫被害で要配慮者利用施設の入居者が逃げ遅れにより犠牲になられたことを受け、平成 29 年 5 月に水防法等を改正し、河川管理者・都道府県・市町村等で構成し減災に向けた目標の共有や対策の推進に取り組む協議会制度を法定化等するとともに、同年 6 月には概ね 5 年間で実施する各種取組の方向性や進め方等を「「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」（以下「緊急行動計画」という。）としてとりまとめ、都道府県が管理する中小河川も含めた全国の河川における「水防災意識社会」を再構築する取組を加速させました。

このような中、平成 30 年7月豪雨や台風第 21 号等では、これまでに整備した堤防、ダム、砂防堰堤、防潮水門等が確実に効果を発揮し被害を防止・軽減した一方で、長時間にわたる大雨による水害・土砂災害の複合的な発生や、社会経済活動に影響を及ぼす広域的な被害の発生、ハザードマップ等のリスク情報が住民の避難につながっていない等の課題が明らかとなりました。

これらの課題に対応するため、洪水氾濫や内水氾濫、土石流等の複合的な発生等に対応する「事前防災ハード対策」や、発災時の応急的な退避場所の確保等の「避難確保ハード対策」、地区単位の個人の避難計画作成をはじめとする「住民主体のソフト対策」を推進するため、「緊急行動計画」を改定し、大規模氾濫減災協議会の場を活かし、行政以外も含めた様々な関係者で多層的かつ一体的に推進することで、「水防災意識社会」の再構築をさらに加速させる必要があります。

また、平成 30 年 7 月豪雨や令和元年東日本台風等では、長時間にわたる大雨による水害や土砂災害、社会経済活動に影響を及ぼす被害が西日本、東日本で広域的に発生しました。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がなく、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れており、地球温暖化の進行に伴い、大雨は多くの地域で強く、より頻繁になる可能性が非常に高いことが示されています。

近年、線状降水帯の発達等により、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、平成 28 年北海道豪雨、平成 29 年 7 月九州北部豪雨、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風、令和 2 年 7 月豪雨等、全国各地で豪雨等による水害や土砂災害が頻発し、甚大な被害が毎年のように発生しています。例えば、平成 30 年 7 月豪雨では、気象庁が「地球温暖化による気温の長期的な上昇傾向とともに大気中の水蒸気量も長期的に増加傾向であることが寄与していたと考えられる」と個別災害について初めて地球温暖化の影響に言及する等、地球温暖化に伴う気候変動が既に顕在化している現状にあります。

令和3年4月には、「気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会」での有識者での議論を踏まえ、「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」が改訂されました。この中では、気候変動に伴う将来の降雨変化倍率、「気候変動の影響を踏まえた治水計画」についての具体的な検討手法が示されました。

こうした中、令和 2 年 7 月には、社会資本整備審議会により『気候変動を踏まえた水災害対策のあり方～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～』答申がとりまとめられました。この中では、近年の水災害による甚大な被害を受けて、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一歩進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係機関が協働して流域全体で行う、「流域治水」へ転換し、防災・減災が主流となる社会を目指すことが示されました。

また、法的枠組により「流域治水」の実効性を高め、強力に推進するため、流域治水の計画・体制の強化等について規定する『特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律』（令和3年法律第 31 号。通称「流域治水関連法」）が整備され、令和3年 11 月1日に全面施行されました。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
30	第3章 河川の現状と課題 第3節 第1項 1.水利用	32	第3章 河川の現状と課題 第3節 第1項 1.水利用

第３節　利水の現状と課題

第１項　水利用

１．水利用

信濃川の水は、発電用水、農業用水、工業用水及び水道用水等として利用され、流域の生活・産業を様々な面から支えています。

豊富な水量と急峻な地形を利用し、新高瀬川発電所をはじめとする 130 箇所を超す発電所で発電が行われています。発電用水の水利使用許可件数は 133 件と全国の水系の中で最も多く、日本有数の水力発電地帯であり、水力発電の総最大出力は約 600 万 kW に及びます。

上流部では古くから農業用水として利用されており、現在でも農業用水は約 3.1 万 ha に及ぶ耕地に利用され、長野県の農業生産に貢献しています。水道用水は長野市、上田市、中野市等に供給され、沿川市町村の大切な飲料水として利用されています。

中流部では、農業用水として穀倉地帯である新潟県のかんがい面積の多くを潤し、水道用水として人々の暮らしを支えています。さらに、豪雪地帯である流域の消流雪用水としての水利用は、流域の人々には欠かすことができません。

下流部に広がる越後平野は全国でも有数の穀倉地帯で、典型的な水稲単作地帯となっており、農業用水は約 3.8 万 ha に及ぶ耕地に利用されています。また、工業用水として利用されているほか、水道用水として、新潟市をはじめとする流域内の大部分の市町村が信濃川水系の河川水を利用しています。

最近では、地球温暖化対策として、温室効果ガスを排出しないクリーンな再生可能エネルギー利用を推進するための新技術の開発により、平地部の水路等、既存の水路工作物を利用した小規模な水力発電（小水力発電）が多く計画されるようになりました。

なお、国土交通省では再生可能エネルギーの普及拡大のため、従属発電（農業用水や水道用水など、すでに水利使用の許可を得ている水を利用した水力発電）をはじめ小水力発電に係る水利使用許可手続きの簡素化・円滑化を進めており、平成 22 年 3 月からは申請書作成のためのガイドブックを作成し、同 24 年 3 月からは発電水利相談窓口を設置しています。それにより、平成 20 年度以降、従属発電の件数が急速に増えています。

写真 23　三国川ダム（三国川）

写真 24　山本調整池（JR 東日本、信濃川）

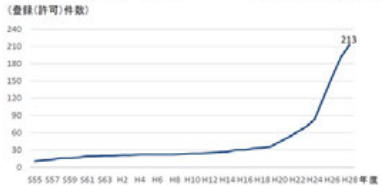

出典：国土交通省小水力発電の普及促進への取組パンフレット
※ダム等から一定の場合に放流される流水を利用して発電する従属発電件数を除く

図 19　一級水系における農業用水等を利用する従属発電の登録（許可）件数（累計）

第３節　利水の現状と課題

第１項　水利用

１．水利用

信濃川の水は、発電用水、農業用水、工業用水、水道用水及び環境用水等として利用され、流域の生活・産業を様々な面から支えています。

豊富な水量と急峻な地形を利用し、新高瀬川発電所をはじめとする 160 箇所を超す発電所で発電が行われています。発電用水の水利使用許可件数は 162 件と全国の水系の中で最も多く、日本有数の水力発電地帯であり、水力発電の総最大出力は約 600 万 kW に及びます。

上流部では古くから農業用水として利用されており、現在でも農業用水は約 3.0 万 ha に及ぶ耕地に利用され、長野県の農業生産に貢献しています。水道用水は長野市、上田市、中野市等に供給され、沿川市町村の大切な飲料水として利用されています。

中流部では、農業用水として穀倉地帯である新潟県のかんがい面積の多くを潤し、約 3.3 万 ha に及ぶ耕地に利用されているほか、水道用水として人々の暮らしを支えています。さらに、豪雪地帯である流域の消流雪用水としての水利用は、流域の人々には欠かすことができません。

下流部に広がる越後平野は全国でも有数の穀倉地帯で、典型的な水稲単作地帯となっており、農業用水は約 4.6 万 ha に及ぶ耕地に利用されています。また、工業用水として利用されているほか、水道用水として、新潟市をはじめとする流域内の大部分の市町村が信濃川水系の河川水を利用しています。また、鳥屋野潟の水質が悪化し、浄化のため環境用水を導入しています。

最近では、地球温暖化対策として、温室効果ガスを排出しないクリーンな再生可能エネルギー利用を推進するための新技術の開発により、平地部の水路等、既存の水路工作物を利用した小規模な水力発電（小水力発電）が多く計画されるようになりました。

なお、国土交通省では再生可能エネルギーの普及拡大のため、従属発電（農業用水や水道用水など、すでに水利使用の許可を得ている水を利用した水力発電）をはじめ小水力発電に係る水利使用許可手続きの簡素化・円滑化を進めており、平成 22 年 3 月からは申請書作成のためのガイドブックを作成し、同 24 年 3 月からは発電水利相談窓口を設置しています。それにより、平成 20 年度以降、従属発電の件数が急速に増えています。

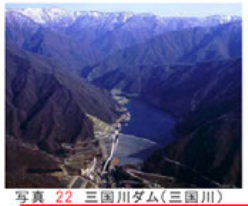

写真 22　三国川ダム（三国川）

写真 23　穀倉地帯を流れる信濃川

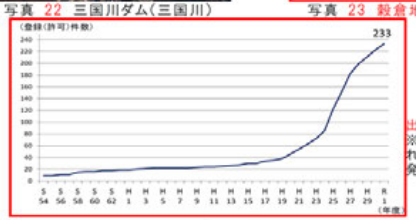

出典：河川データブック2021
※ダム等から一定の場合に放流される流水を利用して発電する従属発電件数を除く

図 22　一級水系における農業用水等を利用する従属発電の登録（許可）件数（累計）

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
31	第3章 河川の現状と課題 第3節 第1項 2.減水区間の状況［上・中流部］	33	第3章 河川の現状と課題 第3節 第1項 2.減水区間の状況［上・中流部］

2．減水区間の状況［上・中流部］

信濃川は、流域面積 11,900km^{2}と日本で３番目に大きく、日本海側特有の豪雪地域であることから、1 年間の総流出量は約 160 億 m^{3}とわが国最大を誇っています。この河川水は、古くから発電用水や農業用水等に利用されています。中流部においては、発電事業により、西大滝ダム地点から最大 184.64m^3/s、宮中取水ダム地点から最大 316.96m^3/s と大量の水が取水され、西大滝ダムから魚野川が合流するまでの約 63.5km に渡って発電による減水区間（取水等により河川流量が減少する区間）が生じています。

このため、中流部における水環境及び水利用の現状をより正確に把握するとともに、水環境と水利用の調和のための方策を検討し、その実現に努めることを目的として、平成 11 年 1 月に「信濃川中流域水環境改善検討協議会」が設立されました。第 8 回協議会において宮中取水ダムで試験放流の実施が承認され、平成 13 年 7 月 20 日より試験放流及びその調査を開始しました。

その後、平成 20 年に JR 東日本による不適切な取水が判明し、水利権の取り消しを経て、同 21 年 3 月の第 19 回協議会では「信濃川中流域の河川環境改善に係る提言」、同 22 年の第 21 回協議会において、5 ヵ年の新たな試験放流及びその効果検証のための追加調査の実施、検証委員会による検証・評価が承認され、同 22 年 6 月に再許可となりました。その後、更なる 5 ヵ年の試験放流を実施し、平成 27 年3月の第 26 回協議会において試験放流の効果検証結果が報告・承認され、同 27 年6月に水利使用更新の許可時に、維持流量を 40m^3/s に定めました。

図 20 減水区間の発電取水等模式図

写真 25 宮中取水ダムの放流による減水区間の改善状況

2．減水区間の状況［上・中流部］

信濃川は、流域面積 11,900k ㎥と日本で３番目に大きく、日本海側特有の豪雪地域であることから、1 年間の総流出量は約 160 億㎥とわが国最大を誇っています。この河川水は、古くから発電用水や農業用水等に利用されています。中流部においては、発電事業により、西大滝ダム地点から最大 184.64 ㎥/s、宮中取水ダム地点から最大 316.96 ㎥/s と大量の水が取水され、西大滝ダムから魚野川が合流するまでの約 63.5km に渡って発電による減水区間（取水等により河川流量が減少する区間）が生じています。

このため、中流部における水環境及び水利用の現状をより正確に把握するとともに、水環境と水利用の調和のための方策を検討し、その実現に努めることを目的として、平成 11 年 1 月に「信濃川中流域水環境改善検討協議会」が設立されました。第 8 回協議会において宮中取水ダムで試験放流の実施が承認され、平成 13 年 7 月 20 日より試験放流及びその調査を開始しました。

その後、平成 20 年に JR 東日本による不適切な取水が判明し、水利権の取り消しを経て、同 21 年 3 月の第 19 回協議会では「信濃川中流域の河川環境改善に係る提言」、同 22 年の第 21 回協議会において、5 ヵ年の新たな試験放流及びその効果検証のための追加調査の実施、検証委員会による検証・評価が承認され、同 22 年 6 月に再許可となりました。その後、更なる 5 ヵ年の試験放流を実施し、平成 27 年3月の第 26 回協議会において試験放流の効果検証結果が報告・承認され、同 27 年6月に水利使用更新の許可時に、維持流量を 40 ㎥/s に定めました。

図 23 減水区間の発電取水等模式図

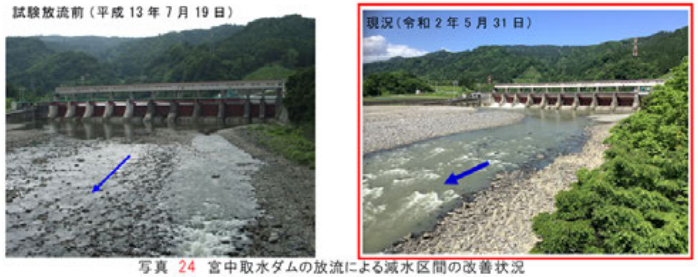

写真 24 宮中取水ダムの放流による減水区間の改善状況

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
32	第3章 河川の現状と課題 第3節 第2項 流況	34	第3章 河川の現状と課題 第3節 第2項 流況

第２項 流況

１．上流部

上流部管内の主要地点における観測期間の平均流況は下表に示すとおりです。

信濃川における流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、利水、生物の保護、景観や流水の清潔の保持等を考慮し、生田（いくた）地点において、かんがい期に概ね 15m³/s、非かんがい期に概ね 7m³/s、小市（こいち）地点において、かんがい期、非かんがい期ともに概ね 40m³/s と定めています。

表 8 上流部管内主要地点流況表（対象期間内の平均値）

河川名	地点名	流況(m³/s)			
		豊水	平水	低水	渇水
千曲川	生 田	57.24	41.55	33.06	25.62
犀川	小 市	135.55	94.23	70.94	51.81

※生田：昭和 50 年～平成 29 年の 43 ヵ年平均値
※小市：昭和 28 年～平成 29 年の 64 ヵ年平均値
※豊水流量：一年を通じて 095 日はこれを下まわらない流量（上・中・下流部共通）
※平水流量：一年を通じて 185 日はこれを下まわらない流量（上・中・下流部共通）
※低水流量：一年を通じて 275 日はこれを下まわらない流量（上・中・下流部共通）
※渇水流量：一年を通じて 355 日はこれを下まわらない流量（上・中・下流部共通）

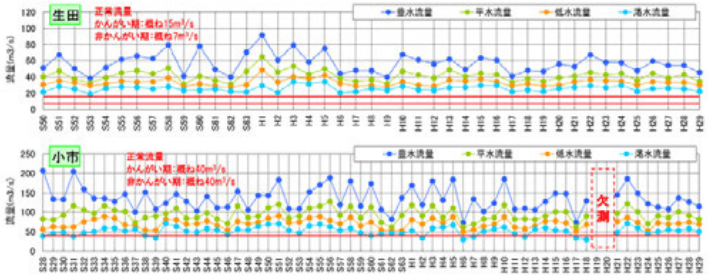

図 21 河川流況（生田・小市地点）

第２項 流況

１．上流部

上流部管内の主要地点における観測期間の平均流況は下表に示すとおりです。

信濃川における流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、利水、生物の保護、景観や流水の清潔の保持等を考慮し、生田（いくた）地点において、かんがい期に概ね 15 ㎥/s、非かんがい期に概ね 7 ㎥/s、小市（こいち）地点において、かんがい期、非かんがい期ともに概ね 40 ㎥/s と定めています。

表 8 上流部管内主要地点流況表（対象期間内の平均値）

河川名	地点名	流況(㎥/s)			
		豊水	平水	低水	渇水
千曲川	生 田	57.14	41.50	32.91	25.56
犀川	小 市	135.38	93.85	70.59	51.65

※生田：昭和 50 年～令和元年の 45 ヵ年平均値
※小市：昭和 28 年～令和元年の 65 ヵ年平均値
※豊水流量：一年を通じて 095 日はこれを下まわらない流量（上・中・下流部共通）
※平水流量：一年を通じて 185 日はこれを下まわらない流量（上・中・下流部共通）
※低水流量：一年を通じて 275 日はこれを下まわらない流量（上・中・下流部共通）
※渇水流量：一年を通じて 355 日はこれを下まわらない流量（上・中・下流部共通）

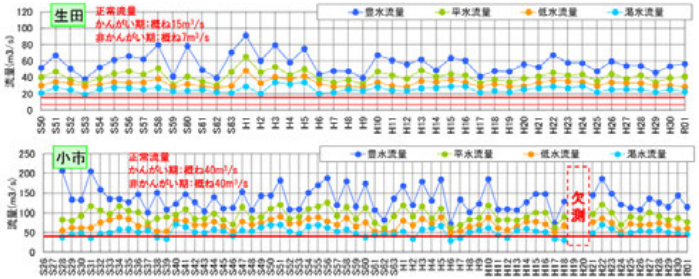

図 24 河川流況（生田・小市地点）

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
33	第3章 河川の現状と課題 第3節 第2項 流況	35	第3章 河川の現状と課題 第3節 第2項 流況

2．中流部

信濃川における流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、利水、生物の生息・生育・繁殖、景観、流水の清潔の保持、塩害の防止等を考慮し、小千谷地点において、かんがい期に概ね 145m³/s、非かんがい期に概ね、115m³/s と定めています。

中流部管内の主要地点における観測期間の平均流況は下表に示すとおりです。年間の総流出量は日本で最大であり、4、5 月の融雪期の流出が多いのが特徴です。

表 9 中流部管内主要地点流況表（対象期間内の平均値）

河川名	地点名	流況(m³/s)			
		豊水	平水	低水	渇水
信濃川	小千谷	579.48	390.67	298.12	207.80

※小千谷：昭和 26 年～平成 29 年の 67 ヵ年平均値

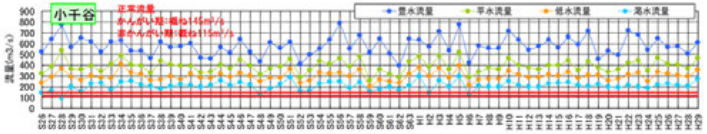

図 22 河川流況（小千谷地点）

3．下流部

下流部管内の主要地点である帝石橋（ていせきばし）地点における流況は下表のとおりです。

昭和 36 年から平成 29 年までの過去 57 年間のデータについてみると、平均渇水流量は 228m³/s、平均低水流量は 319m³/s であり、概ね安定した流況となっています。

表 10 下流部管内主要地点流況表（対象期間内の平均値）

河川名	地点名	流況(m³/s)			
		豊水	平水	低水	渇水
信濃川	帝石橋	444.26	380.54	319.33	228.43

※帝石橋：昭和 36 年～平成 29 年の 57 ヵ年平均値
※昭和 60 年は欠測

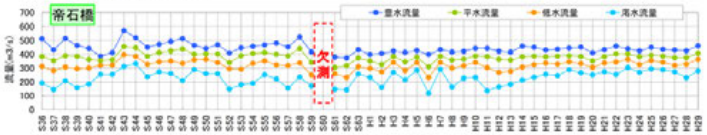

図 23 河川流況（帝石橋地点）

2．中流部

信濃川における流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、利水、生物の生息・生育・繁殖、景観、流水の清潔の保持、塩害の防止等を考慮し、小千谷地点において、かんがい期に概ね 145 ㎥/s、非かんがい期に概ね、115 ㎥/s と定めています。

中流部管内の主要地点における観測期間の平均流況は下表に示すとおりです。年間の総流出量は日本で最大であり、4、5 月の融雪期の流出が多いのが特徴です。

表 9 中流部管内主要地点流況表（対象期間内の平均値）

河川名	地点名	流況(㎥/s)			
		豊水	平水	低水	渇水
信濃川	小千谷	579.93	390.84	298.11	208.13

※小千谷：昭和 26 年～令和元年の 69 ヵ年平均値

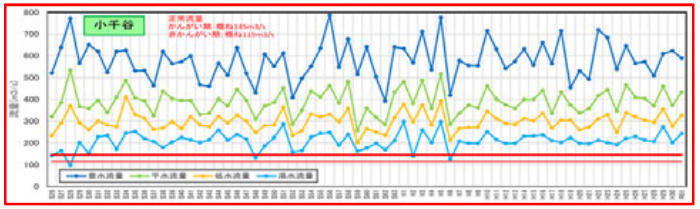

図 25 河川流況（小千谷地点）

3．下流部

下流部管内の主要地点である帝石橋（ていせきばし）地点における流況は下表のとおりです。

昭和 36 年から令和元年までの過去 59 年間のデータについてみると、平均渇水流量は 230 ㎥/s、平均低水流量は 320 ㎥/s であり、概ね安定した流況となっています。

表 10 下流部管内主要地点流況表（対象期間内の平均値）

河川名	地点名	流況(㎥/s)			
		豊水	平水	低水	渇水
信濃川	帝石橋	443.81	380.52	319.93	229.51

※帝石橋：昭和 36 年～平成 31 年/令和元年の 59 ヵ年平均値
※昭和 60 年は欠測

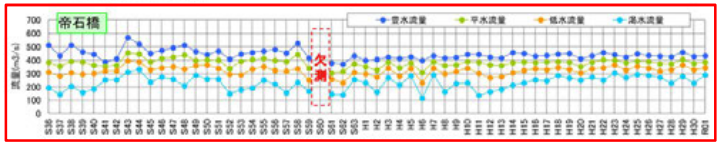

図 26 河川流況（帝石橋地点）

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
34	第3章 河川の現状と課題 第3節 第3項 1.水質	36	第3章 河川の現状と課題 第3節 第3項 1.水質

第３項 水質

１．水質

上流部の水質汚濁に係わる環境基準の類型指定は A 類型であり、BOD は近年改善がみられ、環境基準を満足しています。しかし、河川の富栄養化による付着藻類の繁茂がみられます。

中流部の類型指定は A 類型であり、水質は概ね良好であり、環境基準を満足しています。

下流部の類型指定は、全川で A 類型、支川の大部分（西川、刈谷田川、中ノ口川、五十嵐川、加茂川、小阿賀野川）の類型指定は A もしくは B 類型ですが、昭和 50 年代より工場排水や生活排水の影響がある通船川、栗ノ木川は C～E 類型であり、本川の環境基準地点における水質は概ね良好で、近年、環境基準を満足していますが、下流部では、浮遊物質による濁りで透視度が低くなる場合があります。

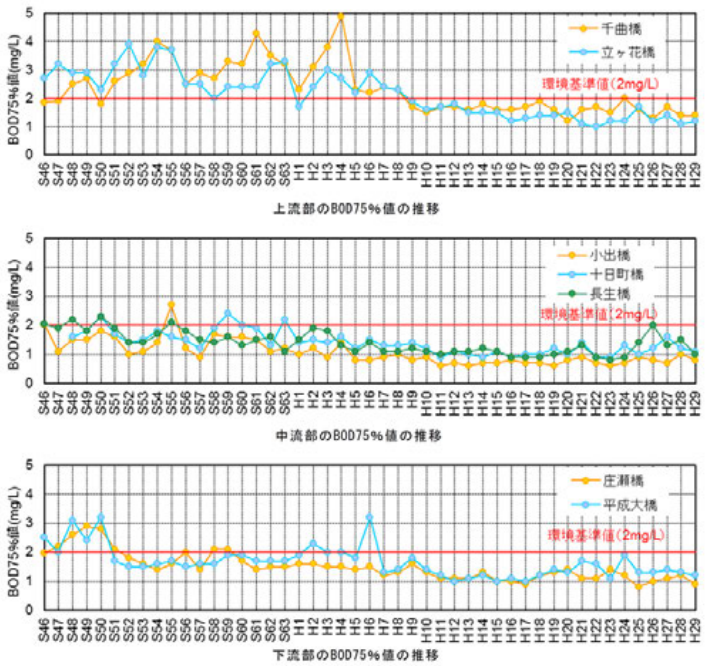

図 24 主要地点の BOD75%値の経年変化

第３項 水質

１．水質

上流部の水質汚濁に係わる環境基準の類型指定は A 類型であり、BOD は近年改善がみられ、環境基準を満足しています。しかし、河川の富栄養化による付着藻類の繁茂がみられます。

中流部の類型指定は A 類型であり、水質は概ね良好であり、環境基準を満足しています。

下流部の類型指定は、全川で A 類型、支川の大部分（西川、刈谷田川、中ノ口川、五十嵐川、加茂川、小阿賀野川）の類型指定は A もしくは B 類型ですが、昭和 50 年代より工場排水や生活排水の影響がある通船川、栗ノ木川は C～E 類型であり、本川の環境基準地点における水質は概ね良好で、近年、環境基準を満足していますが、下流部では、浮遊物質による濁りで透視度が低くなる場合があります。

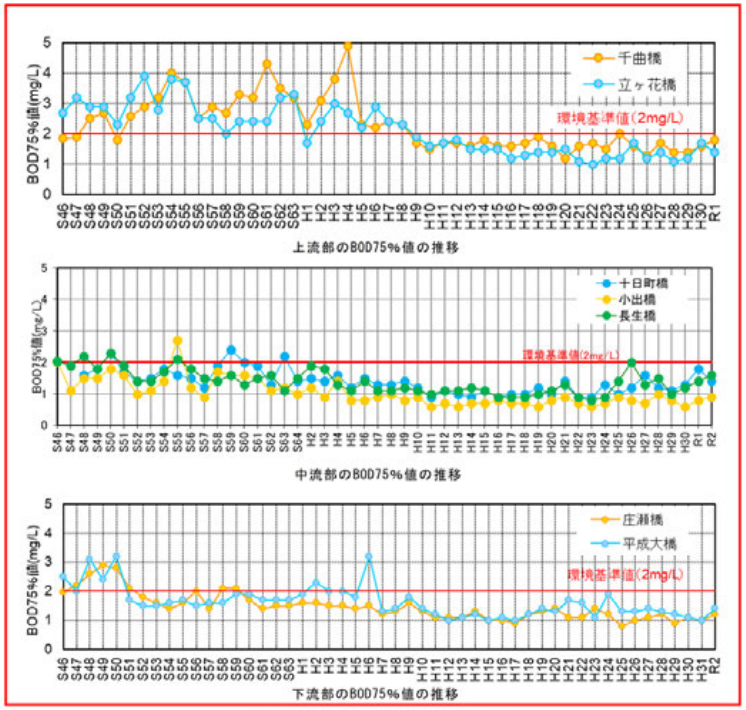

図 27 主要地点の BOD75%値の経年変化

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
35	第3章 河川の現状と課題 第3節 第3項 1.水質	37	第3章 河川の現状と課題 第3節 第3項 1.水質

下流部の鳥屋野潟は海抜ゼロメートル以下にあり、自然排水が望めないこと及び生活排水等の汚濁流入により水質が悪化し、昭和 50 年代には COD が湖沼の環境基準（B 類型、COD5mg/L）の 2 倍を超えました。このような背景のもと平成 5 年に流入支川通船川、栗ノ木川も含め、「清流ルネッサンス 21」の対象湖沼として選定され、浚渫、汚水排除対策等の河川事業や下水道事業を重点的に実施しました。その後、平成 13 年に「清流ルネッサンスⅡ」の対象湖沼として選定され、同 22 年度まで新潟県をはじめ関係機関・地域住民が一体となって水環境改善事業を行いました。

環境基準点（弁天橋）の COD 値が平成 14 年に 5.0mg/L（75%値）となり、類型指定以来、初めて環境基準を達成し、現在に至るまで継続しています。しかし、補助地点の鳥屋野潟出口（親松側）地点では、環境基準を満足していないため、今後も引き続き関係する各機関で連携・調整し取組を進めていきます。

また、新潟市では亀田郷地区の都市化の進展に伴う水質悪化を低減する目的で、平成 19 年 10 月より周辺水路へ環境用水の導水を行っています。今後も環境用水の効果等について知見を蓄積していく必要があります。

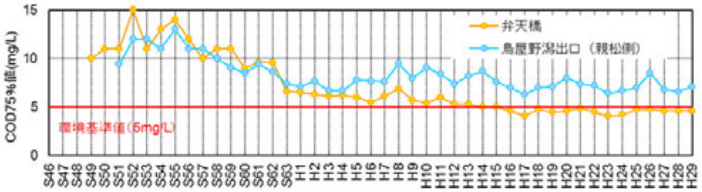

図 25 鳥屋野潟の COD75%値の推移

2．水質事故

信濃川水系では、突発的な水質事故の発生が後を絶ちません。特に平成 18 年は、早い時期での降雪の影響により給油タンクの取扱いミスが増え水質事故が大幅に増加しました。

今後も信濃川水系水質汚濁対策連絡協議会を通じて水質事故に関する緊急時の連絡・調整、上下流での情報共有を行い、被害を拡大させないよう対策を講じていく必要があります。

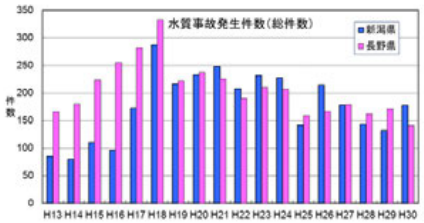

図 26 新潟県と長野県における水質事故の発生状況

下流部の鳥屋野潟は海抜ゼロメートル以下にあり、自然排水が望めないこと及び生活排水等の汚濁流入により水質が悪化し、昭和 50 年代には COD が湖沼の環境基準（B 類型、COD5mg/L）の 2 倍を超えました。このような背景のもと平成 5 年に流入支川通船川、栗ノ木川も含め、「清流ルネッサンス 21」の対象湖沼として選定され、浚渫、汚水排除対策等の河川事業や下水道事業を重点的に実施しました。その後、平成 13 年に「清流ルネッサンスⅡ」の対象湖沼として選定され、同 22 年度まで新潟県をはじめ関係機関・地域住民が一体となって水環境改善事業を行いました。

環境基準点（弁天橋）の COD 値が平成 14 年に 5.0mg/L（75%値）となり、類型指定以来、初めて環境基準を達成し、現在に至るまで継続しています。しかし、補助地点の鳥屋野潟出口（親松側）地点では、環境基準を満足していないため、今後も引き続き関係する各機関で連携・調整し取組を進めていきます。

また、新潟市では亀田郷地区の都市化の進展に伴う水質悪化を低減する目的で、平成 19 年 10 月より周辺水路へ環境用水の導水を行っています。今後も環境用水の効果等について知見を蓄積していく必要があります。

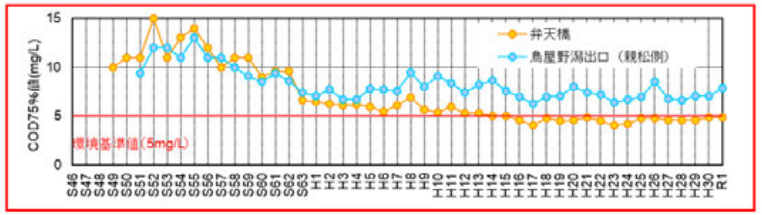

図 28 鳥屋野潟の COD75%値の推移

2．水質事故

信濃川水系では、突発的な水質事故の発生が後を絶ちません。特に平成 18 年は、早い時期での降雪の影響により給油タンクの取扱いミスが増え水質事故が大幅に増加しました。

今後も信濃川水系水質汚濁対策連絡協議会を通じて水質事故に関する緊急時の連絡・調整、上下流での情報共有を行い、被害を拡大させないよう対策を講じていく必要があります。

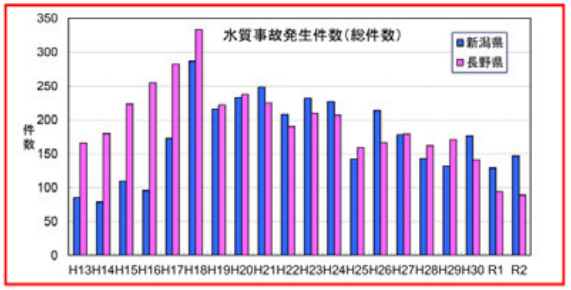

図 29 新潟県と長野県における水質事故の発生状況

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
37	第3章 河川の現状と課題 第3節 第4項 渇水被害	39	第3章 河川の現状と課題 第3節 第4項 渇水被害

第４項 渇水被害

上流部で平成 6 年に発生した渇水では、6 月からの少雨の影響により河川流量が減少しました。このため、大町ダムでは 7 月上旬から不特定用水の補給を開始し、犀川流域の基準地点である小市において正常流量 40m³/s を下回った 7 月中旬から長野市の水道用水の補給を約 2 ヶ月間に渡り実施し、渇水被害の軽減に寄与しました。

温暖化等の気候変動の影響により、今後もこのような渇水が発生する可能性が十分に想定されることから、安定的な水の供給や、貯水容量の融通を行っていく必要があります。

中流部では、平成 2 年、同 6 年に渇水被害が生じています。

特に平成 6 年渇水では、6 月頃から記録的な暑さと少雨が続き、広範囲で渇水状態となりました。信濃川の代表地点である小千谷地点でも流量が減少し、夏場の観測として過去最低流量を更新しました。7 月以降にかけて上水道の給水障害が発生し、7 月 15 日に北陸地方建設局（当時）に渇水対策本部、信濃川工事事務所（当時）にも支部が設置され、関係者間の情報連絡、渇水調整等による渇水に対する措置を講じました。

また、近年の少雨化傾向等により、魚野川を含めた支川においても渇水が生じており、水利用や河川環境に影響を及ぼしています。

下流部における近年の渇水としては、平成 2 年及び同 6 年の 2 回があげられます。特に大規模な渇水となった平成 6 年渇水においては、信濃川水門特例操作（ゲート閉鎖）による塩水遡上の防止、蒲原大堰・中ノ口川水門特例操作（分流比）による取水障害の改善等の緊急暫定措置を講じることにより、渇水による被害が軽減されました。

渇水時における関係利水者間の水利使用の協議を円滑に行い、水利使用を効果的かつ適正に実施するための体制として、水系ごとの「渇水調整協議会」と、信濃川下流河川事務所による利水者間の情報連絡を図るための「信濃川下流水利用情報連絡会」等が組織されています。

写真 26 渇水の状況

第４項 渇水被害

上流部で平成 6 年に発生した渇水では、6 月からの少雨の影響により河川流量が減少しました。このため、大町ダムでは 7 月上旬から不特定用水の補給を開始し、犀川流域の基準地点である小市において正常流量 40 ㎥/s を下回った 7 月中旬から長野市の水道用水の補給を約 2 ヶ月間に渡り実施し、渇水被害の軽減に寄与しました。

温暖化等の気候変動の影響により、今後もこのような渇水が発生する可能性が十分に想定されることから、安定的な水の供給や、貯水容量の融通を行っていく必要があります。

中流部では、平成 2 年、同 6 年に渇水被害が生じています。

特に平成 6 年渇水では、6 月頃から記録的な暑さと少雨が続き、広範囲で渇水状態となりました。信濃川の代表地点である小千谷地点でも流量が減少し、夏場の観測として過去最低流量を更新しました。7 月以降にかけて上水道の給水障害が発生し、7 月 15 日に北陸地方建設局（当時）に渇水対策本部、信濃川工事事務所（当時）にも支部が設置され、関係者間の情報連絡、渇水調整等による渇水に対する措置を講じました。

また、近年の少雨化傾向等により、魚野川を含めた支川においても渇水が生じており、水利用や河川環境に影響を及ぼしています。

下流部における近年の渇水としては、平成 2 年及び同 6 年の 2 回があげられます。特に大規模な渇水となった平成 6 年渇水においては、信濃川水門特例操作（ゲート閉鎖）による塩水遡上の防止、蒲原大堰・中ノ口川水門特例操作（分流比）による取水障害の改善等の緊急暫定措置を講じることにより、渇水による被害が軽減されました。

渇水時における関係利水者間の水利使用の協議を円滑に行い、水利使用を効果的かつ適正に実施するための体制として、水系ごとの「渇水調整協議会」と、各河川事務所による利水者間の情報連絡を図るための「信濃川下流水利用情報連絡会」等が組織されています。

写真 25 渇水の状況

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
42	第3章 河川の現状と課題 第4節 第1項 2.生物の生息・生育・繁殖状況	44	第3章 河川の現状と課題 第4節 第1項 2.生物の生息・生育・繁殖状況

2．生物の生息・生育・繁殖状況

（１）上流部

千曲川では、砂礫河原、ヨシ原、樹林等がみられ、コチドリ、オオヨシキリ、カワセミ等、多くの鳥類が利用しています。水域には、瀬・淵にヤマメ(サクラマス)、アカザ、アユ、カジカ、ウグイ等、ワンドやたまりにフナ類やモツゴ、タモロコ、ナマズ、アブラハヤ等が生息・生育・繁殖しています。河川敷内の水路にはメダカ類もみられます。植物では、水際にはカワヂシャ等の希少種が現存しています。

犀川では、上高地から梓川にかけて、国内分布域が限られるケショウヤナギが河川敷に自生しています。また、クロツバメシジミやコムラサキ等の生息・生育・繁殖もみられます。水域には瀬・淵が連続し、瀬にはカジカ等が生息・生育・繁殖するほか、湧水が豊富な犀川三川合流地点周辺にはホトケドジョウやスナヤツメ等が生息・生育・繁殖しています。

写真 33 上流部の代表的な生物

（２）中流部

中流部では、河川敷にはオニグルミ、ヤナギ、ヨシの群落が分布しており、陸上動物の生息・生育・繁殖環境として利用され、サギ類のコロニーも存在し、水際にはタコノアシ、ミクリ等もみられます。動物相は多種多様で、鳥類では新潟県内の河川でみられる鳥類のほとんどが確認されており、特にオオヨシキリ、コヨシキリ、ホオアカ、アオジなどの草原性鳥類は中流部が代表的な繁殖地になっています。昆虫類ではミヤマシジミ、マルコブスジコガネ等もみられます。水域にはコイ、ウグイ類、アユ、サケなど様々な魚類が確認されています。

魚野川では、水際にミクリやバイカモ等が分布しており、ヒメシジミ本州・九州亜種やアカガネオサムシ等の昆虫類もみられます。また、水域は水質が良好な清流で、瀬と淵の連続した地形がみられ、アユ、サケ、ヤマメ、カジカなど、多様な魚類の宝庫となっています。

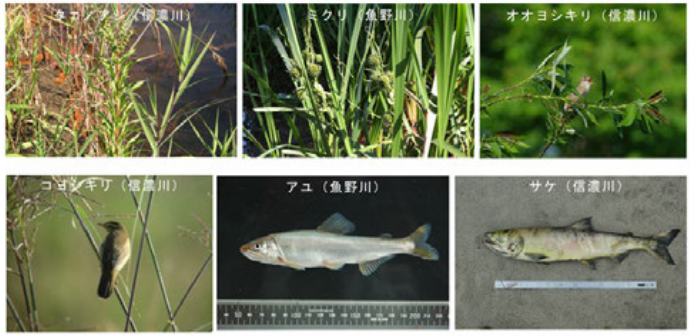

写真 34 中流部の代表的な生物

2．生物の生息・生育・繁殖状況

（１）上流部

千曲川では、砂礫河原、ヨシ原、樹林等がみられ、コチドリ、オオヨシキリ、カワセミ等、多くの鳥類が利用しています。水域には、瀬・淵にヤマメ(サクラマス)、アカザ、アユ、カジカ、ウグイ等、ワンドやたまりにフナ類やモツゴ、タモロコ、ナマズ、アブラハヤ等が生息・生育・繁殖しています。河川敷内の水路にはメダカ類もみられます。植物では、水際にはカワヂシャ等の希少種が現存しています。

犀川では、上高地から梓川にかけて、国内分布域が限られるケショウヤナギが河川敷に自生しています。また、クロツバメシジミやコムラサキ等の生息・生育・繁殖もみられます。水域には瀬・淵が連続し、瀬にはカジカ等が生息・生育・繁殖するほか、湧水が豊富な犀川三川合流地点周辺にはホトケドジョウやスナヤツメ等が生息・生育・繁殖しています。

写真 32 上流部の代表的な生物

（２）中流部

中流部では、河川敷にはオニグルミ、ヤナギ、ヨシの群落が分布しており、陸上動物の生息・生育・繁殖環境やオジロワシ等の猛禽類の止まり木として利用され、サギ類のコロニーも存在し、水際にはタコノアシ、ミクリ等もみられます。動物相は多種多様で、鳥類では新潟県内の河川でみられる鳥類のほとんどが確認されており、特にオオヨシキリ、コヨシキリ、ホオアカ、アオジなどの草原性鳥類は中流部が代表的な繁殖地になっているほかハクチョウ類、カモ等の集団越冬地も確認されています。昆虫類ではミヤマシジミ、マルコブスジコガネ等もみられます。水域にはコイ、ウグイ類、アユ、サケなど様々な魚類が確認されています。

魚野川では、水際にミクリやバイカモ等が分布しており、ヒメシジミ本州・九州亜種やアカガネオサムシ等の昆虫類もみられます。また、水域は水質が良好な清流で、瀬と淵の連続した地形がみられ、アユ、サケ、ヤマメ、カジカなど、多様な魚類の宝庫となっています。

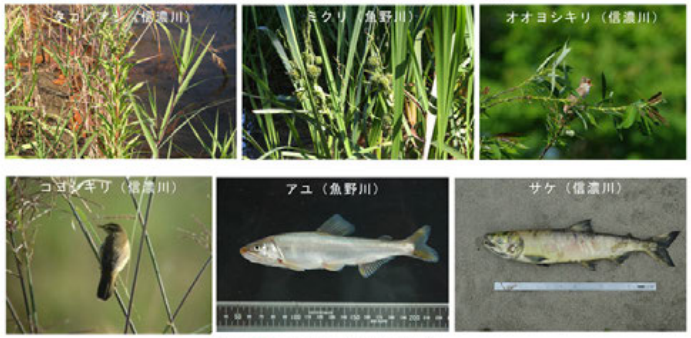

写真 33 中流部の代表的な生物

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
43	第3章 河川の現状と課題 第4節 第1項 2.生物の生息・生育・繁殖状況	45	第3章 河川の現状と課題 第4節 第1項 2.生物の生息・生育・繁殖状況

（３）下流部

下流部の河川敷にはヤナギ類等による河畔林が川に沿って帯状に分布し、オギ、ヨシの群落等がみられる箇所があります。ヨシ原ではオオヨシキリやオオジュリンなどの多くの鳥類がみられます。本川では、緩やかな流れを好む魚類が確認されているほか、点在するワンドでは、メダカ類、キタノアカヒレタビラ等の様々な魚類が確認されています。水際部にはタコノアシ、ミコシガヤ、ヤガミスゲ等の植物が生育しています。

河口付近の流れの緩やかな水面等は、カモ類の越冬地となっており、昆虫類では希少種のナゴヤサナエの羽化が確認されています。また、マハゼ等の汽水・海水魚等も生息・生育・繁殖しています。

写真 35 下流部における代表的な生物

３．河川環境上の課題

（１）上流部

上流部においては、砂州の樹林化の進行により、砂礫地に集団で営巣するコアジサシは営巣地、営巣数が減少しています。また、高水敷への冠水頻度の減少に伴い、アレチウリ等特定外来生物の侵入・分布が急激に拡大し、在来種の生息・生育・繁殖環境が悪化しています。

かつての千曲川中流域の河川空間は、瀬・淵のある多様な流れの中に砂礫河原が広がり、生物の良好な生息・生育・繁殖空間となっていましたが、河道内の砂利採取等の影響により河床低下が生じ、低水路と高水敷の比高差が大きくなったため、高水敷の乾地化が進行しました。これに伴い、河原特有の環境に生育する植物は減少しました。

また、千曲川、犀川では湧水箇所が多く、特に千曲川と犀川の合流部には多くの湧水ワンドがみられましたが、近年は減少しています。湧水は年間を通じて水温の変動が小さく、魚類の越冬場所、避難場所、小型魚の隠れ場としての機能を果たしており、河原固有の植物や、湧水に依存する魚類等の貴重な生息・生育・繁殖環境となっていることから、湧水環境を保全する必要があります。

一方、外来種の侵入の勢いは著しく、植物では乾燥化した高水敷のいたるところにアレチウリやハリエンジュが繁茂しています。かつてはその分布範囲が限られていましたが、近年には繁茂範囲が全域に広がっており、今後さらに拡大していくことが懸念されています。また、魚類ではブルーギル、オオクチバス、コクチバスの特定外来生物が確認されており、今後の拡大が懸念されています。

写真 36 外来種の侵入状況（アレチウリ、ハリエンジュ）

（３）下流部

下流部の河川敷にはヤナギ類等による河畔林が川に沿って帯状に分布し、オギ、ヨシの群落等がみられる箇所があります。ヨシ原ではオオヨシキリやオオジュリンなどの多くの鳥類がみられます。本川では、緩やかな流れを好む魚類が確認されているほか、点在するワンドでは、メダカ類などの様々な魚類が確認されています。水際部にはタコノアシ、ミコシガヤ、ヤガミスゲ等の植物が生育しています。

河口付近の流れの緩やかな水面等は、カモ類の越冬地となっており、昆虫類では希少種のナゴヤサナエの羽化が確認されています。また、マハゼ等の汽水・海水魚等も生息・生育・繁殖しています。

写真 34 下流部における代表的な生物

３．河川環境上の課題

（１）上流部

上流部においては、砂州の樹林化の進行により、砂礫地に集団で営巣するコアジサシは営巣地、営巣数が減少しています。また、高水敷への冠水頻度の減少に伴い、アレチウリ等特定外来生物の侵入・分布が急激に拡大し、在来種の生息・生育・繁殖環境が悪化しています。

かつての千曲川中流域の河川空間は、瀬・淵のある多様な流れの中に砂礫河原が広がり、生物の良好な生息・生育・繁殖空間となっていましたが、河道内の砂利採取等の影響により河床低下が生じ、低水路と高水敷の比高差が大きくなったため、高水敷の乾地化が進行しました。これに伴い、河原特有の環境に生育する植物は減少しました。

また、千曲川、犀川では湧水箇所が多く、特に千曲川と犀川の合流部には多くの湧水ワンドがみられましたが、近年は減少しています。湧水は年間を通じて水温の変動が小さく、魚類の越冬場所、避難場所、小型魚の隠れ場としての機能を果たしており、河原固有の植物や、湧水に依存する魚類等の貴重な生息・生育・繁殖環境となっていることから、湧水環境を保全する必要があります。

一方、外来種の侵入の勢いは著しく、植物では乾燥化した高水敷のいたるところにアレチウリやハリエンジュが繁茂しています。かつてはその分布範囲が限られていましたが、近年には繁茂範囲が全域に広がっており、今後さらに拡大していくことが懸念されています。また、魚類ではブルーギル、オオクチバス、コクチバスの特定外来生物が確認されており、今後の拡大が懸念されています。

写真 35 外来種の侵入状況（アレチウリ、ハリエンジュ）

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
44	第3章 河川の現状と課題 第4節 第1項 3.河川環境上の課題	46	第3章 河川の現状と課題 第4節 第1項 3.河川環境上の課題

（２）中流部

中流部においては、治水対策としての河道整正、みお筋の安定化、河床掘削に伴い、河岸部の環境が単調化、砂礫河原が減少し、高水敷の樹林化、乾燥化が進行しています。

大河津分水路河口から蔵王橋（ぞおうはし）までは、水際の湿地が減少傾向にあり、ヨシやオギ群落がヤナギ、オニグルミ群落に遷移しています。

蔵王橋から魚野川合流点までは、河岸や水域環境が単調化し、ヨシ原、砂礫地等が減少しています。また、高水敷の樹林化、乾燥化も進行しています。

魚野川合流点から宮中取水ダムまでは、ハリエンジュ等の外来植物も多くみられます。このことから、高水敷の樹林化等の抑制が求められています。魚類ではコクチバス、ブラウントラウト等の外来種の生息も確認されており、注視していくことが必要です。

（３）下流部

下流部はかつて、沖積平野に潟湖が多数分布する低湿地帯でした。近年は営農技術の向上や宅地開発などにより流域の湿地が減少したため、河川敷に残されている湿地環境が、生物にとっての貴重な生息・生育・繁殖場となっています。

しかし、高水敷の大部分は耕作地や運動公園として既に利用されており、残された湿地環境は水際部などの限られた場所のみであるため、湿地環境を含む信濃川の多様な水辺環境の保全・再生が求められています。

また、魚類ではコクチバス、ブルーギル等、植物ではアレチウリ、オオキンケイギク等の特定外来生物が確認されています。

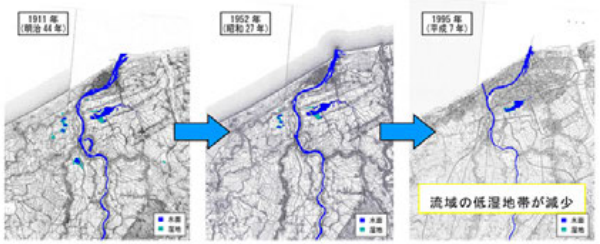

図 29　下流部の湿地と潟湖の変遷

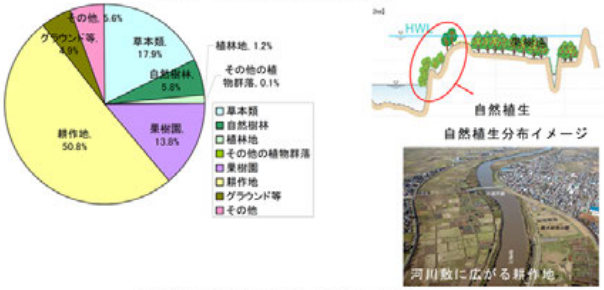

図 30　下流部の河川敷の植生等の状況

（２）中流部

中流部においては、治水対策としての河道整正、みお筋の安定化、河床掘削に伴い、河岸部の環境が単調化、砂礫河原が減少し、高水敷の樹林化、乾燥化が進行しています。

大河津分水路河口から蔵王橋（ぞおうはし）までは、水際の湿地が減少傾向にあり、ヨシやオギ群落がヤナギ、オニグルミ群落に遷移しています。

蔵王橋から魚野川合流点までは、河岸や水域環境が単調化し、ヨシ原、砂礫地等が減少しています。また、高水敷の樹林化、乾燥化も進行しています。

魚野川合流点から宮中取水ダムまでは、ハリエンジュ等の外来植物も多くみられます。このことから、高水敷の樹林化等の抑制が求められています。魚類ではコクチバス、ブラウントラウト等の外来種の生息も確認されており、注視していくことが必要です。

（３）下流部

下流部はかつて、沖積平野に潟湖が多数分布する低湿地帯でした。近年は営農技術の向上や宅地開発などにより流域の湿地が減少したため、河川敷に残されている湿地環境が、生物にとっての貴重な生息・生育・繁殖場となっています。

しかし、高水敷の大部分は耕作地や運動公園として既に利用されており、残された湿地環境は水際部などの限られた場所のみであるため、湿地環境を含む信濃川の多様な水辺環境の保全・創出が求められています。

また、魚類ではコクチバス、ブルーギル等、植物ではアレチウリ、オオキンケイギク等の特定外来生物が確認されています。

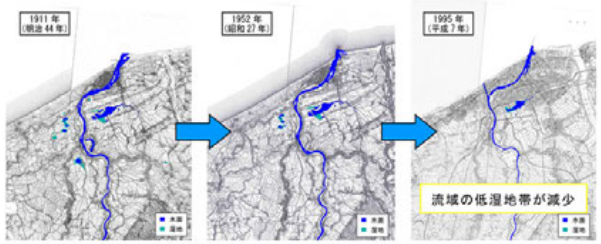

図 32　下流部の湿地と潟湖の変遷

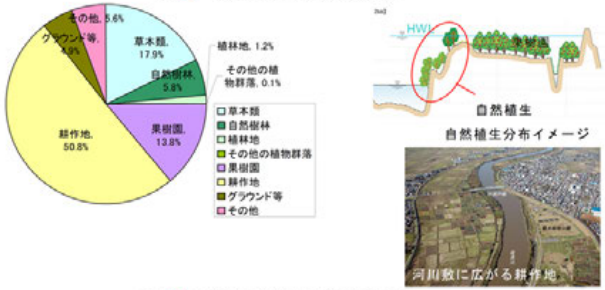

図 33　下流部の河川敷の植生等の状況

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
45	第3章 河川の現状と課題 第4節 第2項 魚類の移動環境	47	第3章 河川の現状と課題 第4節 第2項 魚類の移動環境

第２項　魚類の移動環境

信濃川水系には、アユやサクラマス、サケなどの通し回遊魚をはじめ、多くの魚類等が遡上・降下していますが、可動堰やダム等の横断工作物が存在し、魚道が整備されていない施設や、遡上・降下しづらい施設もあります。

信濃川水系は「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」の指定河川として、平成 11 年度から魚道整備や改良に取り組んでおり、これまでに大河津洗堰・可動堰の改築により魚道を改善しました。

今後も大河津分水路河口部の魚道等の改善や減水区間の流量確保等、河口から上流部までの水域の連続性を確保する必要があります。

また、樋門・樋管や揚排水機場等の工作物により、生活史の中で川と水田・湖沼・潟を行き来する魚類にとって移動が困難な箇所が存在します。このため、川から水田・湖沼・潟までの水域の連続性を確保する必要があります。

１．上流部

上流部の河川横断工作物には、魚道が整備されていないものがあり、通し回遊魚などの遡上の障害となっています。遡上・降下の障害となっている箇所については、魚道等の改善や減水区間の流況確保等、水域の連続性を確保する必要があります。

埴科用水頭首工（千曲川）の魚道　上田農水頭首工（千曲川）の魚道　勘左衛門堰（犀川）の魚道

写真 37 魚道の状況（上流部）

第２項　魚類の移動環境

信濃川水系には、アユ、サクラマス、サケなどの通し回遊魚をはじめ、多くの魚類等が遡上・降下していますが、可動堰やダム等の横断工作物が存在し、魚道が整備されていない施設や、遡上・降下しづらい施設もあります。

信濃川水系は「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」の指定河川として、平成 11 年度から魚道整備や改良に取り組んでおり、これまでに大河津洗堰・可動堰の改築により魚道を改善しました。

今後も大河津分水路河口部の魚道等の改善や減水区間の流量確保等、河口から上流部までの水域の連続性を確保する必要があります。

また、樋門・樋管や揚排水機場等の工作物により、生活史の中で川と水田・湖沼・潟を行き来する魚類にとって移動が困難な箇所が存在します。このため、川から水田・湖沼・潟までの水域の連続性を確保する必要があります。

１．上流部

上流部の河川横断工作物には、魚道が整備されていないものがあり、通し回遊魚などの遡上の障害となっています。遡上・降下の障害となっている箇所については、魚道等の改善や減水区間の流況確保等、水域の連続性を確保する必要があります。

埴科用水頭首工（千曲川）の魚道　上田農水頭首工（千曲川）の魚道　勘左衛門堰（犀川）の魚道

写真 36 魚道の状況（上流部）

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
48	第3章 河川の現状と課題 第4節 第3項 特徴的な河川景観	50	第3章 河川の現状と課題 第4節 第3項 特徴的な河川景観

第３項 特徴的な河川景観

１．上流部

千曲川は、上田盆地、長野盆地、狭窄部、飯山盆地、狭窄部の順に変化に富んだ地形を貫流し、ダイナミックな流れと四季折々の風景が調和した景観が形成されています。また、犀川合流後の長野盆地では、川幅も広がり大河の様相が展開しています。支川梓川では標高 1,500m の谷間に形成した沖積平野である「上高地」が我が国有数の景勝地となっています。

かつての千曲川は、瀬・淵のある多様な流れの中に砂礫河原が広がり、礫河原を餌場やねぐら、繁殖地として利用する鳥類等が確認されていましたが、高水敷の乾地化の進行により砂礫河原は減少しています。

一方、千曲川・犀川の河川敷には、広い河川敷を利用して、古くからリンゴ園や田畑に代表される耕作地が分布しており、定期的に人為的な管理がなされることで、生物の利用する環境が継続的に維持されており、人里の近くに生息場所や繁殖場所をもつ生物の利用が頻繁となっています。

このような、かつて千曲川でみられた河川景観や人と河川とのつながりを示す河川環境について、今後も保全していく必要があります。

写真 40 上流部の特徴的な景観

２．中流部

中流部は、狭窄部、盆地、蛇行区間、扇状地、沖積平野、人工河川である大河津分水路といった多様な地形を経て流下します。そのような地形の変化を反映し、様々な規模・形状の瀬・淵や、蛇行部に発達した自然裸地、広い高水敷上の耕作地、大河津洗堰・可動堰により形成された湛水域や河口部の河口砂州や汽水域といった地形に応じた様々な河川環境に基づく河川景観がみられることが特徴です。

また、河岸段丘や山地に囲まれるとともに、河川の堤内地には、越後平野の広大な水田地帯の田園風景が展開し、地域の拠点として、長岡市、小千谷市等の都市景観がみられます。

このような河川環境と水田地帯の田園風景や都市景観が一体となって構成される河川景観について、今後も保全していく必要があります。

写真 41 中流部の特徴的な景観

第３項 特徴的な河川景観

１．上流部

千曲川は、上田盆地、長野盆地、狭窄部、飯山盆地、狭窄部の順に変化に富んだ地形を貫流し、ダイナミックな流れと四季折々の風景が調和した景観が形成されています。また、犀川合流後の長野盆地では、川幅も広がり大河の様相が展開しています。支川梓川では標高 1,500m の谷間に形成した沖積平野である「上高地」が我が国有数の景勝地となっています。

かつての千曲川は、瀬・淵のある多様な流れの中に砂礫河原が広がり、礫河原を餌場やねぐら、繁殖地として利用する鳥類等が確認されていましたが、高水敷の乾地化の進行により砂礫河原は減少傾向にあります。令和元年東日本台風において、一時的に河道が攪乱され砂礫河原が復元されましたが、今後注視していく必要があります。

一方、千曲川・犀川の河川敷には、広い河川敷を利用して、古くからリンゴ園や田畑に代表される耕作地が分布しており、定期的に人為的な管理がなされることで、生物の利用する環境が継続的に維持されており、人里の近くに生息場所や繁殖場所をもつ生物の利用が頻繁となっています。

このような、かつて千曲川でみられた河川景観や人と河川とのつながりを示す河川環境について、今後も保全していく必要があります。

写真 39 上流部の特徴的な景観

２．中流部

中流部は、狭窄部、盆地、蛇行区間、扇状地、沖積平野、人工河川である大河津分水路といった多様な地形を経て流下します。そのような地形の変化を反映し、様々な規模・形状の瀬・淵や、蛇行部に発達した自然裸地、広い高水敷上の耕作地、大河津洗堰・可動堰により形成された湛水域や河口部の河口砂州や汽水域といった地形に応じた様々な河川環境に基づく河川景観がみられることが特徴です。

また、河岸段丘や山地に囲まれるとともに、河川の堤内地には、越後平野の広大な水田地帯の田園風景が展開し、地域の拠点として、長岡市、小千谷市等の都市景観がみられます。

このような河川環境と水田地帯の田園風景や都市景観が一体となって構成される河川景観について、今後も保全していく必要があります。

写真 40 中流部の特徴的な景観

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
49	第3章 河川の現状と課題 第4節 第3項 特徴的な河川景観	51	第3章 河川の現状と課題 第4節 第3項 特徴的な河川景観

3．下流部

下流部は、弥彦・角田山塊や越後山脈などの自然を背景として、広大な越後平野の水田地帯の中を緩やかに流れる河川風景は、下流部の特徴的な景観の一つとなっています。中でも信濃川が大きく蛇行する加茂市鵜森付近は、粟ヶ岳をバックとした風景が良好な河川景観を生み出しています。

また、県都新潟市の中心市街地を流下する都市部の河川景観も特徴的です。関屋分水路分派後の信濃川では、重要文化財にも指定されている萬代橋が新潟市のシンボルとして良好な河川景観を形成しているほか、「やすらぎ堤」と名付けられた緩傾斜堤防が整備され、都市空間における水辺のオープンスペースとして多くの人々に親しまれており、賑わいのある河川景観を創出しています。

このような下流部に特徴的な河川景観の保全に努めるとともに、自然景観や都市景観との調和に配慮していく必要があります。

写真 42 下流部の特徴的な景観

3．下流部

下流部は、弥彦・角田山塊や越後山脈などの自然を背景として、広大な越後平野の水田地帯の中を緩やかに流れる河川風景は、下流部の特徴的な景観の一つとなっています。中でも信濃川が大きく蛇行する加茂市鵜森付近は、粟ヶ岳をバックとした風景が良好な河川景観を生み出しています。

また、県都新潟市の中心市街地を流下する都市部の河川景観も特徴的です。関屋分水路分派後の信濃川では、重要文化財にも指定されている萬代橋が新潟市のシンボルとして良好な河川景観を形成しているほか、「やすらぎ堤」と名付けられた緩傾斜堤防が整備され、都市空間における水辺のオープンスペースとして多くの人々に親しまれており、賑わいのある河川景観を創出しています。

このような下流部に特徴的な河川景観の保全・創出に努めるとともに、自然景観や都市景観との調和に配慮していく必要があります。

写真 41 下流部の特徴的な景観

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
50	第3章 河川の現状と課題 第4節 第4項 1.河川空間の利用状況	52	第3章 河川の現状と課題 第4節 第4項 1.河川空間の利用状況

第４項　人と河川とのふれあい

信濃川流域では、散歩やスポーツなどを目的に年間約 640 万人が利用しています。（平成 26 年度調査結果）

豊かな自然環境や景観、変化に富む流れは、市民にやすらぎを与える空間であるとともに、川を利用した様々な活動の場としても利用されています。

さらに、上流・中流・下流の流域住民らが、生活、歴史、文化、風土や自然環境について理解を深めようと交流が行われています。

今後は、さらに流域住民の信濃川への関心を高めるため、関係機関や市民団体等と連携し、イベントや環境学習を通じて情報発信を行う必要があります。

また、信濃川の公共空間の活用により、まちづくりを提案しようという動きが議論されており、河川管理者として協力していく必要があります。

１．河川空間の利用状況

（１）上流部

上流部は、年間約 391 万人が利用しています。

平成 26 年度調査による上流部の利用形態は、7 割近くがスポーツの利用で、次いで散策等の利用が多くなっています。利用場所は、高水敷が 8 割以上を占めています。

表 11　上流部の利用形態

区分	項目	年間推計値（千人） H18	H21	H26
利用形態別	スポーツ	1,151	1,577	2,638
	釣り	187	97	68
	水遊び	115	29	166
	散策等	1,952	1,930	1,037
	合計	3,405	3,633	3,909
利用場所別	水面	101	47	135
	水際	201	79	98
	高水敷	2,634	3,067	3,396
	堤防	469	440	280
	合計	3,405	3,633	3,909

利用状況の割合：平成18年度

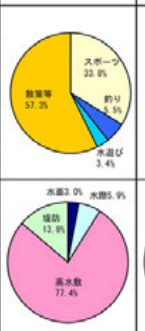

平成21年度

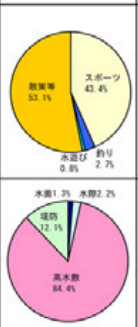

平成26年度

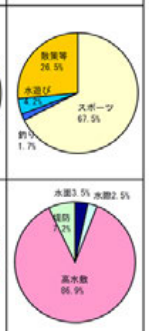

※河川空間の年間利用者数（推計値）は、年間 7 日の調査結果から 1 年間の利用者数を推計しているため、調査日の天候等により影響を受ける場合があります。（上・中・下流部共通）

第４項　人と河川とのふれあい

信濃川流域では、散歩やスポーツなどを目的に年間約 533 万人（平成 31 年度調査結果）が利用しています。豊かな自然環境や景観、変化に富む流れは、市民にやすらぎを与える空間であるとともに、川を利用した様々な活動の場としても利用されています。

さらに、上流・中流・下流の流域住民らが、生活、歴史、文化、風土や自然環境について理解を深めようと交流が行われています。今後は、さらに流域住民の信濃川への関心を高めるため、関係機関や市民団体等と連携し、イベントや環境学習を通じて情報発信を行う必要があります。また、信濃川の公共空間の活用により、まちづくりを提案しようという動きが議論されており、河川管理者として協力していく必要があります。

１．河川空間の利用状況

（１）上流部

上流部は、年間約 223 万人が利用しています。

平成 31 年度調査による上流部の利用形態は、5 割近くがスポーツの利用で、次いで散策等の利用が多くなっています。利用場所は、高水敷が 8 割以上を占めています。

表 11　上流部の利用形態

区分	項目	年間推計値（千人） H21	H26	H31
利用形態別	スポーツ	1,577	2,638	1,088
	釣り	97	68	20
	水遊び	29	166	32
	散策等	1,930	1,037	1,085
	合計	3,633	3,909	2,225
利用場所別	水面	47	135	9
	水際	79	98	44
	高水敷	3,067	3,396	1,861
	堤防	440	280	312
	合計	3,633	3,909	2,225

利用状況の割合：平成21年度

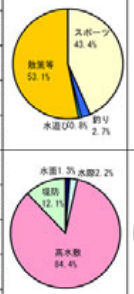

平成26年度

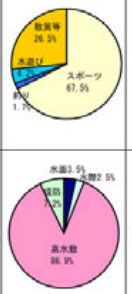

平成31年度

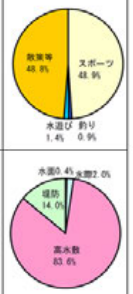

※河川空間の年間利用者数（推計値）は、年間 7 日の調査結果から 1 年間の利用者数を推計しているため、調査日の天候等により影響を受ける場合があります。（上・中・下流部共通）

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
51	第3章 河川の現状と課題 第4節 第4項 1.河川空間の利用状況	53	第3章 河川の現状と課題 第4節 第4項 1.河川空間の利用状況

（２）中流部

中流部ではグラウンド、公園等を年間約 76 万人が利用しています。

平成 26 年度調査による中流部の利用形態は、8 割近くが散策等の利用で、次いでスポーツの利用が多くなっています。利用場所は、高水敷が半数近くを占め、次いで堤防が多く、両方を合わせると 9 割近くになります。

表 12 中流部の利用形態

区分	項目	年間推計値（千人） H18	H21	H26	利用状況の割合 平成18年度	平成21年度	平成26年度
利用形態別	スポーツ	77	235	74			
	釣り	31	168	72			
	水遊び	39	103	37			
	散策等	1,116	1,800	574			
	合計	1,263	2,306	757			
利用場所別	水面	21	122	39			
	水際	50	149	70			
	高水敷	575	982	333			
	堤防	617	1,053	315			
	合計	1,263	2,306	757			

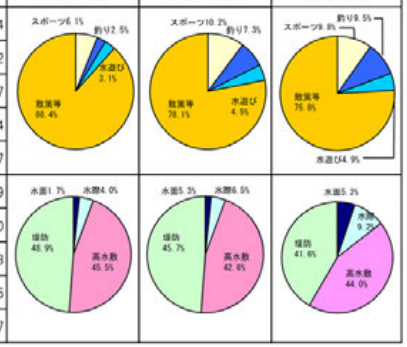

（３）下流部

下流部は年間約 174 万人が利用しています。

平成 26 年度調査による下流部の利用形態は、7 割以上が散策等の利用であり、次いでスポーツの利用が多くなっています。利用場所は、高水敷が 6 割近くを占め、次いで堤防が多く、両方を合わせると 9 割程度になります。

表 13 下流部の利用形態

区分	項目	年間推計値（千人） H18	H21	H26	利用状況の割合 平成18年度	平成21年度	平成26年度
利用形態別	スポーツ	222	295	250			
	釣り	52	105	96			
	水遊び	68	131	58			
	散策等	1,048	1,304	1,335			
	合計	1,390	1,835	1,739			
利用場所別	水面	67	155	56			
	水際	68	81	97			
	高水敷	813	1,063	972			
	堤防	440	536	614			
	合計	1,388	1,835	1,739			

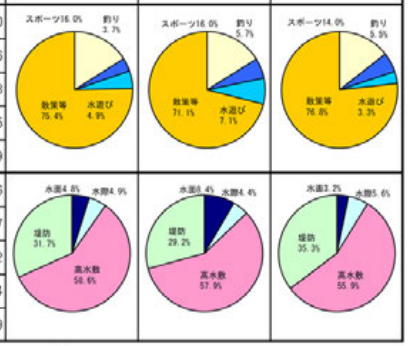

（２）中流部

中流部ではグラウンド、公園等を年間約 106 万人が利用しています。

平成 31 年度調査による中流部の利用形態は、約 7 割近くが散策等の利用で、次いでスポーツの利用が多くなっています。利用場所は、高水敷が半数以上を占め、次いで堤防が多く、両方を合わせると 9 割以上になります。

表 12 中流部の利用形態

区分	項目	年間推計値（千人） H21	H26	H31	利用状況の割合 平成21年度	平成26年度	平成31年度
利用形態別	スポーツ	235	74	250			
	釣り	168	72	21			
	水遊び	103	37	33			
	散策等	1,800	574	755			
	合計	2,306	757	1,059			
利用場所別	水面	122	39	22			
	水際	149	70	32			
	高水敷	982	333	595			
	堤防	1,053	315	410			
	合計	2,306	757	1,059			

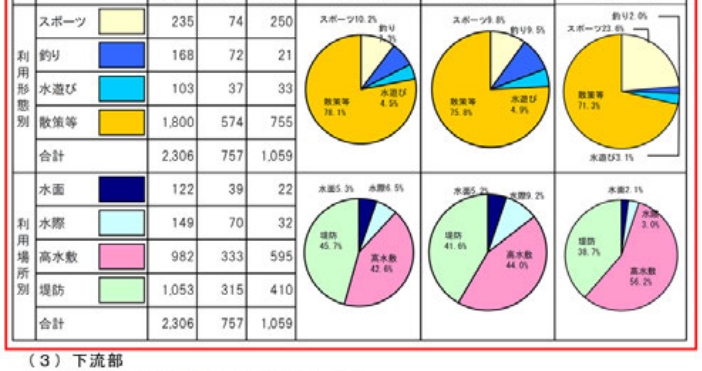

（３）下流部

下流部は年間約 205 万人が利用しています。

平成 31 年度調査による下流部の利用形態は、7 割以上が散策等の利用であり、次いでスポーツの利用が多くなっています。利用場所は、堤防が 5 割近くを占め、次いで高水敷が多く、両方を合わせると 9 割程度になります。

表 13 下流部の利用形態

区分	項目	年間推計値（千人） H21	H26	H31	利用状況の割合 平成21年度	平成26年度	平成31年度
利用形態別	スポーツ	295	250	284			
	釣り	105	96	73			
	水遊び	131	58	104			
	散策等	1,304	1,335	1,588			
	合計	1,835	1,739	2,049			
利用場所別	水面	155	56	103			
	水際	81	97	74			
	高水敷	1,063	972	912			
	堤防	536	614	960			
	合計	1,835	1,739	2,049			

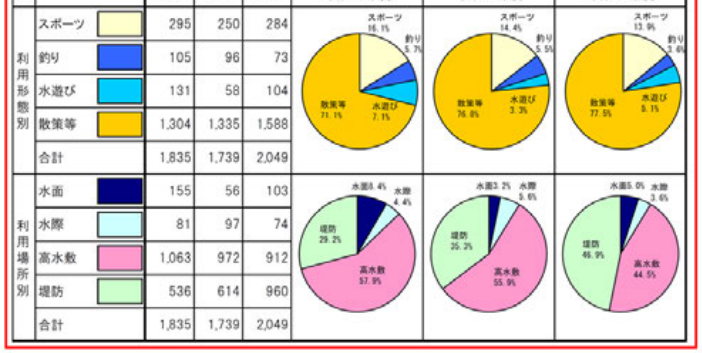

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
52	第3章 河川の現状と課題 第4節 第4項 2.レクリエーション・親水施設	54	第3章 河川の現状と課題 第4節 第4項 2.レクリエーション・親水施設

2．レクリエーション・親水施設

（1）上流部

千曲川の上流、中流及び犀川の上流の高水敷では、スポーツの利用が可能な運動場等の施設が整備されており、野球、サッカー、マレットゴルフの利用者が多くなっています。特に、千曲川の上流では千曲市戸倉上山田地区に隣接した中央緑地、犀川下流では、長野市街地に隣接する犀川緑地及び犀川第２緑地における利用者が多くなっています。

水面は、カヌー、ラフティング等に利用されているほか、ウグイを取る「つけ場漁」は千曲川の風物詩です。

また、千曲川、犀川は、河川を基軸とした地域づくりや河川をフィールドとした地域連携活動が行われており、河川を中心とした地域間の交流が盛んになってきています。自然環境の保全活動や、川に関わるイベントへ参加する民間団体等と連携し、流域市民と交流を行うとともに、信濃川水系に関わる説明会や見学会、パンフレットの配布など、地域学習や総合的な学習の支援を行っています。

写真 43 河川空間の利用状況（上流部）

写真 44 上流部のイベント

2．レクリエーション・親水施設

（1）上流部

千曲川の上流、中流及び犀川の上流の高水敷では、スポーツの利用が可能な運動場等の施設が整備されており、野球、サッカー、マレットゴルフの利用者が多くを占めています。特に、千曲川の上流では千曲市戸倉上山田地区に隣接した中央緑地、犀川下流では、長野市街地に隣接する犀川緑地及び犀川第２緑地における利用者が多くなっています。

水面は、カヌー、ラフティング等に利用されているほか、ウグイを取る「つけ場漁」は千曲川の風物詩です。

また、千曲川、犀川は、河川を基軸とした地域づくりや河川をフィールドとした地域連携活動が行われており、河川を中心とした地域間の交流が盛んになってきています。自然環境の保全活動や、川に関わるイベントへ参加する民間団体等と連携し、流域市民と交流を行うとともに、信濃川水系に関わる説明会や見学会、パンフレットの配布など、地域学習や総合的な学習の支援を行っています。

写真 42 河川空間の利用状況（上流部）

写真 43 上流部のイベント

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
54	第3章 河川の現状と課題 第4節 第4項 2.レクリエーション・親水施設	56	第3章 河川の現状と課題 第4節 第4項 2.レクリエーション・親水施設

（３）下流部

下流部の河川空間は沿川市民の憩いの場として様々に利用されています。県都新潟市（政令市）の中心部には「やすらぎ堤」と呼ばれる緩勾配の堤防が全国で初めて整備されました。やすらぎ堤は周辺の公園、公共施設整備とあいまって都市部の貴重な水辺空間として、多くの人々に利用されています。「サイクリングロード」や「やすらぎ堤緑地」が整備されている堤防上は年間約12万人が利用しています。しかし、利用者からは夏場の木陰を望む声も多く寄せられています。

また、新潟市では、まちづくりと一体となった水辺利用を推進するため「ミズベリングやすらぎ堤研究会」を設置し、平成28年3月に「信濃川やすらぎ堤」がかわまちづくり支援制度に登録されました。民間事業者による商業活動等と連携した河川管理者による高水敷整正等の水辺整備により、賑わいのある水辺空間を創出し、地域の観光振興と地域活性化を図っています。

市街地中心部を除くと、河川敷の多くの部分は農地として利用されていますが、グラウンドや公園、水辺の楽校などの利用箇所も点在しています。

観光舟運や水上スポーツなどの他、サケ漁などの内水面漁業が盛んです。一方でプレジャーボートの不法係留やゴミの不法投棄などが見受けられます。

写真 47 河川空間の利用状況（下流部）

写真 48 下流部のイベント

（３）下流部

下流部の河川空間は沿川市民の憩いの場として様々に利用されています。県都新潟市（政令市）の中心部には「やすらぎ堤」と呼ばれる緩勾配の堤防が全国で初めて整備されました。やすらぎ堤は周辺の公園、公共施設整備とあいまって都市部の貴重な水辺空間として、多くの人々に利用されています。「サイクリングロード」や「やすらぎ堤緑地」が整備されている堤防上は年間約12万人が利用しています。しかし、利用者からは夏場の木陰を望む声も多く寄せられています。

また、新潟市では、まちづくりと一体となった水辺利用を推進するため「ミズベリングやすらぎ堤研究会」を設置し、平成28年3月に「信濃川やすらぎ堤」がかわまちづくり支援制度に登録されました。民間事業者による商業活動等と連携した河川管理者による高水敷整正等の水辺整備により、賑わいのある水辺空間を創出し、地域の観光振興と地域活性化を図っています。この取組については、令和元年度に『かわまち大賞』を受賞しました。

市街地中心部を除くと、河川敷の多くの部分は農地として利用されていますが、グラウンドや公園、水辺の楽校などの利用箇所も点在しています。

観光舟運や水上スポーツなどの他、サケ漁などの内水面漁業が盛んです。一方でプレジャーボートの不法係留やゴミの不法投棄などが見受けられます。

写真 46 河川空間の利用状況（下流部）

写真 47 下流部のイベント

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
55	第3章 河川の現状と課題 第4節 第4項 3.歴史・文化	57	第3章 河川の現状と課題 第4節 第4項 3.歴史・文化

3．歴史・文化

信濃川流域には、数々の史跡・遺跡が点在し、古くから人と河川との密接な関わりが続いてきたことを今に伝えています。今後も流域の発展と河川の関係を認識し、河川にまつわる歴史・文化を後世に残す必要があります。

（1）上流部

千曲川の古くの治水は、近世初期から甲州流の治水工事が行われてきたと言われています。その内容は乗越え堤や霞堤、牛枠などの水制を設置して洪水を防いでいましたが、堤防自体が低かったことから全面的に洪水を防ぐことは困難であったようです。このため、集落や田畑などを丸くとり囲んだ輪中堤（わちゅうてい）の建設や、石垣を高くした水屋や井戸等にみられるように洪水氾濫による被害を最小限に留めるための様々な工夫や配慮が行われてきました。

また、「小森の石土手」にみられるように先人達が築きあげた治水の遺構が確認されており、歴史的に貴重な遺構を後世に伝え、治水学習の場や、親水の場として有効活用していく必要があります。

写真 49　小森の石土手（左：石土手の発掘状況、右：保存整備の状況）

（2）中・下流部

信濃川は古くから農業や漁業、舟運などで中・下流域の人々の生活に密接にかかわり、恵みを与えてきた一方で、度々洪水を起こし、大きな被害を生じさせてきました。流域には、人々が川と共存するために絞った知恵や工夫の様子がうかがえる跡や、治水を志した先人たちの偉業を偲ぶ足跡が数多く残されています。

こうした足跡などを住民の方々と一緒にバスで巡り、流域で育まれてきた文化や、治水に関する歴史に対する理解を深めていただく取組として、平成17年より、「信濃川治水歴史巡り」を開催しています。

また、信濃川の大河津分水路や関屋分水路について、分水路の歴史、工事の様子などを紹介した資料館を開館しています。特に「信濃川大河津資料館」は、大河津分水の歴史と役割に「ふれる」、「出会う」、「学ぶ」、「極める」ための施設として、信濃川と越後平野の成り立ちから大河津分水の歴史を学ぶ場であるとともに、大河津分水を眺める展望台や大河津分水公園など信濃川に触れることのできる場として大きな役割を担っており、今後もこうした歴史を後世に伝えていくために活用していく必要があります。

写真 50　中・下流部の歴史・文化施設等

3．歴史・文化

信濃川流域には、数々の史跡・遺跡が点在し、古くから人と河川との密接な関わりが続いてきたことを今に伝えています。今後も流域の発展と河川の関係を認識し、河川にまつわる歴史・文化を後世に残す必要があります。

（1）上流部

千曲川の古くの治水は、近世初期から甲州流の治水工事が行われてきたと言われています。その内容は乗越え堤や霞堤、牛枠などの水制を設置して洪水を防いでいましたが、堤防自体が低かったことから全面的に洪水を防ぐことは困難であったようです。このため、集落や田畑などを丸くとり囲んだ輪中堤（わちゅうてい）の建設や、石垣を高くした水屋や井戸等にみられるように洪水氾濫による被害を最小限に留めるための様々な工夫や配慮が行われてきました。

また、「小森の石土手」にみられるように先人達が築きあげた治水の遺構が確認されており、歴史的に貴重な遺構を後世に伝え、治水学習の場や、親水の場として有効活用していく必要があります。

写真 48　小森の石土手（左：石土手の発掘状況、右：保存整備の状況）

（2）中・下流部

信濃川は古くから農業や漁業、舟運などで中・下流域の人々の生活に密接にかかわり、恵みを与えてきた一方で、度々洪水を起こし、大きな被害を生じさせてきました。流域には、人々が川と共存するために絞った知恵や工夫の様子がうかがえる跡や、治水を志した先人たちの偉業を偲ぶ足跡が数多く残されています。

こうした足跡などを住民の方々と一緒にバスで巡り、流域で育まれてきた文化や、治水に関する歴史に対する理解を深めていただく取組として、平成 17 年より、「信濃川治水歴史巡り」を開催しています。

また、信濃川の大河津分水路や関屋分水路について、分水路の歴史、工事の様子などを紹介した資料館を開館しています。特に「信濃川大河津資料館」は、大河津分水の歴史と役割に「ふれる」、「出会う」、「学ぶ」、「極める」ための施設として、信濃川と越後平野の成り立ちから大河津分水の歴史を学ぶ場であるとともに、大河津分水を眺める展望台や大河津分水公園など信濃川に触れることのできる場として大きな役割を担っています。令和4年には大河津分水が通水から100周年、関屋分水が通水から50周年を迎えることから、これらが整備されるまでの歴史やその恩恵を再認識し、地域のつながりを形成しつつこれからの越後平野の未来を考える取組を展開しています。今後もこうした歴史を後世に伝えていくための取組を推進していく必要があります。

写真 49　中・下流部の歴史・文化施設等

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
58	第3章 河川の現状と課題 第5節 第2項 河道の維持管理	60	第3章 河川の現状と課題 第5節 第2項 河道の維持管理

第２項　河道の維持管理

上流部、中流部は急流河川のため、みお筋が変化し、局所洗掘や土砂堆積等が発生する可能性があり、下流部はこれまでに河道掘削を行った区間で、土砂堆積により洪水の安全な流下が阻害される可能性があるため、河床変動等のモニタリングを継続的に行い、適切な対応を行う必要があります。

河道内の樹木については、樹木繁茂により洪水の流下阻害や水位上昇、乱流や偏流による河岸侵食の発生などの恐れがあるため、繁茂状況を継続的に調査し適切な対応を行う必要があります。

さらに、ダム等による供給土砂の減少や砂利採取に起因する河床低下による砂州の固定化、樹林化の進行、砂礫河原の減少等の河道変遷状況について、モニタリングにより注視していく必要があります。

また、河道の経年的な変化を十分に把握し、砂利採取により河川管理施設等に支障が生じないよう砂利採取計画の認可の申請があった場合は、適切に審査し許可を行います。

写真 52　樹木伐採の状況（上流部）

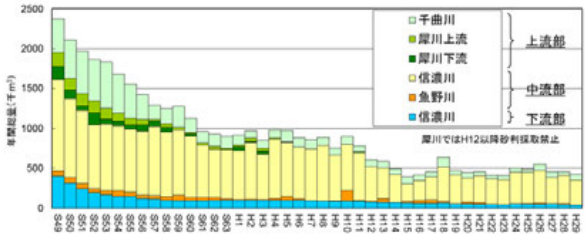

図 33　信濃川水系の砂利採取量の経年変化

第２項　河道の維持管理

上流部、中流部は急流河川のため、みお筋が変化し、局所洗掘や土砂堆積等が発生する可能性があり、下流部はこれまでに河道掘削を行った区間で、土砂堆積により洪水の安全な流下が阻害される可能性があるため、河床変動等のモニタリングを継続的に行い、適切な対応を行う必要があります。

河道内の樹木については、樹木繁茂により洪水の流下阻害や水位上昇、乱流や偏流による河岸侵食の発生などの恐れがあるため、繁茂状況を継続的に調査し適切な対応を行う必要があります。

さらに、ダム等による供給土砂の減少や砂利採取に起因する河床低下による砂州の固定化、樹林化の進行、砂礫河原の減少等の河道変遷状況について、モニタリングにより注視していく必要があります。

また、河道の経年的な変化を十分に把握し、砂利採取により河川管理施設等に支障が生じないよう砂利採取計画の認可の申請があった場合は、適切に審査し許可を行います。

写真 51　樹木伐採の状況（上流部）

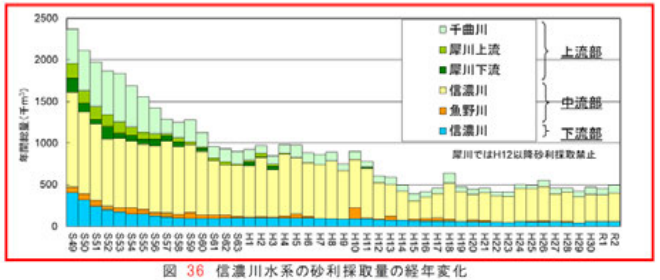

図 36　信濃川水系の砂利採取量の経年変化

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
59	第3章 河川の現状と課題 第5節 第3項 2.地域と連携した河川管理	61	第3章 河川の現状と課題 第5節 第3項 2.地域と連携した河川管理

第３項 河川空間の適正な利用の推進

１．不法行為の防止・解消

信濃川水系では、一部の河川利用者による不法占用（土地、水面）やゴミの不法投棄があとを絶たず、一般の河川利用者の利用の妨げとなったり、水防活動の支障となる恐れがあります。また、不法投棄されたゴミの処理には毎年多額の費用がかかっています。

不法工作物、不法盛土、不法投棄、不法係留等の不法行為は、洪水の流下阻害となり、流出した場合には河川管理施設等の損傷や操作不能の原因となる恐れがあることから、河川巡視による監視体制の強化を行うとともに、関係機関と連携した取組を行う必要があります。

今後もきめ細やかな河川巡視を実施するとともに、河川美化の推進に向け、関係機関との連携を図っていく必要があります。

写真 53 不法行為等の状況

２．地域と連携した河川管理

信濃川では、河川を中心とした地域間の交流が盛んになってきています。

これまで地域住民等の団体が河川の清掃や植栽管理等を支援する「ボランティア・サポート・プログラム」を実施してきました。これらの活動は、河川に関わる幅広い分野において地域住民が参加するきっかけとなるものであり、川が「地域共有の公共財産」として成熟していくために必要なことから、今後より積極的に取り組む必要があります。

また、水辺の楽校は「水辺で楽しく遊ぼう」というねらいのもとに、水辺での遊びの場、本物の自然を体験する場、野生の生きものたちとのふれあいの場を提供するもので、地域の皆さんが協力して子ども達の水辺の活動を支えることを目指しています。

一方で、高水敷などの河川区域のゴミの除去や日常的な河川の美化・清掃は、地域等の活動により支えられており、河川美化の推進や不法行為の解消に向けて地域住民との連携の強化に取り組む必要があります。

図 34 信濃川ごみマップ及び河川美化の事例

第３項 河川空間の適正な利用の推進

１．不法行為の防止・解消

信濃川水系では、一部の河川利用者による不法占用（土地、水面）やゴミの不法投棄があとを絶たず、一般の河川利用者の利用の妨げとなったり、水防活動の支障となる恐れがあります。また、不法投棄されたゴミの処理には毎年多額の費用がかかっています。

不法工作物、不法盛土、不法投棄、不法係留等の不法行為は、洪水の流下阻害となり、流出した場合には河川管理施設等の損傷や操作不能の原因となる恐れがあることから、河川巡視による監視体制の強化を行うとともに、関係機関と連携した取組を行う必要があります。

今後もきめ細やかな河川巡視を実施するとともに、河川美化の推進に向け、関係機関との連携を図っていく必要があります。

写真 52 不法行為等の状況

２．地域と連携した河川管理

信濃川では、河川を中心とした地域間の交流が盛んになってきています。

これまで地域住民等の団体が河川の清掃や植栽管理等を支援する「ボランティア・サポート・プログラム」を実施してきました。これらの活動は、河川に関わる幅広い分野において地域住民が参加するきっかけとなるものであり、川が「地域共有の公共財産」として成熟していくために必要なことから、今後より積極的に取り組む必要があります。その他、公募伐採の仕組みを活用した樹木管理に取り組んでおり、今後も地域と連携した河川管理を推進する必要があります。

また、水辺の楽校は「水辺で楽しく遊ぼう」というねらいのもとに、水辺での遊びの場、本物の自然を体験する場、野生の生きものたちとのふれあいの場を提供するもので、地域の皆さんが協力して子ども達の水辺の活動を支えることを目指しています。

一方で、高水敷などの河川区域のゴミの除去や日常的な河川の美化・清掃は、地域等の活動により支えられており、河川美化の推進や不法行為の解消に向けて地域住民との連携の強化に取り組む必要があります。

図 37 信濃川ごみマップ及び河川美化の事例

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
60	第4章 河川整備計画の目標 第1節 第1項 1.目標設定の背景	62	第4章 河川整備計画の目標 第1節 第1項 1.目標設定の背景

第４章 河川整備計画の目標

信濃川水系河川整備計画では、「北アルプスからの清流を湛え、豊穣な大地の礎をなす悠久なる大河信濃川を守り、活かし、未来に伝える川づくり」を目指し、温暖化等、長期的な気候変動に注視しつつ、治水・利水・環境に係る施策を展開します。

第１節 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

第１項 災害の発生の防止又は軽減

１．目標設定の背景

水系一貫となって災害防止・被害最小化を図る観点から、上下流、本支川バランスを確保し、県境区間や支・派川等については、整備に関する情報を共有するなど関係する河川管理者と連携を図りつつ水系全体として段階的かつ着実に治水安全度の向上を図ります。

２．整備の目標

河川整備基本方針で定めた目標に向けて、現在の河川整備状況、背後の利用状況、上下流、本支川の整備バランス等、総合的に勘案し、段階的かつ着実な河川整備を実施することで戦後最大規模の洪水に対し災害の発生の防止又は軽減を図ります。

本河川整備計画に定める整備によって、上流部（千曲川）については、昭和 34 年 8 月洪水や昭和 58 年 9 月洪水、平成 18 年 7 月洪水等の本川上流や犀川からの洪水特性を踏まえ、昭和 58 年 9 月洪水と同規模の洪水が発生しても、堤防の決壊、越水等による家屋の浸水被害の防止又は軽減が図られます。

中流部（信濃川）については、昭和 33 年 9 月洪水、昭和 56 年 8 月洪水、平成 18 年 7 月洪水等の本川上流や魚野川からの洪水特性を踏まえ、昭和 56 年 8 月洪水と同規模の洪水が発生しても、堤防の決壊、越水等による家屋の浸水被害の防止又は軽減が図られます。

下流部（信濃川）については、昭和 36 年 8 月洪水や平成 16 年 7 月洪水、平成 23 年 7 月洪水等の支川や内水域からの洪水特性を踏まえ、平成 23 年 7 月洪水と同規模の洪水が発生しても、堤防の決壊、越水等による浸水被害の防止が図られます。

想定し得る最大規模の洪水を含めて、施設の能力を上回る洪水が発生した場合においても、避難に要する時間を確保するためのハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進し、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減できるよう努めます。

第４章 河川整備計画の目標

本計画では、「北アルプスからの清流を湛え、豊穣な大地の礎をなす悠久なる大河信濃川を守り、活かし、未来に伝える川づくり」を目指し、温暖化等、長期的な気候変動に注視しつつ、治水・利水・環境に係る施策を展開します。

第１節 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

第１項 災害の発生の防止又は軽減

１．目標設定の背景

水系一貫となって災害防止・被害最小化を図る観点から、上下流、本支川バランスを確保し、県境区間や支・派川等については、整備に関する情報を共有するなど関係する河川管理者と連携を図りつつ水系全体として段階的かつ着実に治水安全度の向上を図ります。

また、流域のあらゆる関係者と連携し、施設の能力を上回る洪水等が発生した場合においても、人命、資産、社会経済の被害の軽減を図ります。

２．整備の目標

河川整備基本方針で定めた目標に向けて、過去の洪水における洪水特性や現在の河川整備状況、背後の利用状況、上下流、本支川の整備バランス等、総合的に勘案し、段階的かつ着実な河川整備を実施することで戦後最大規模の洪水に対し災害の発生の防止又は軽減を図ります。

本計画に定める整備によって、信濃川（千曲川）の大臣管理区間における河道配分流量を、基準地点立ヶ花において8,300 ㎥/s、基準地点小千谷で11,000 ㎥/sとし、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても、堤防の決壊、越水等による家屋の浸水被害の防止又は軽減を図ります。

下流部（信濃川）については、河道配分流量を基準地点帝石橋において 3,600 ㎥/s とし、平成 23 年 7 月洪水と同規模の洪水が発生しても、堤防の決壊、越水等による浸水被害の防止を図ります。

計画規模を上回る洪水や整備途上において施設の能力を上回る洪水が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害を可能な限り軽減できるよう流域治水を推進します。そのため、想定し得る最大規模の洪水までの様々な外力に対する水害リスク情報を地域に提示し、危機感を共有し、実効性のある事前防災対策を行うため、関係機関と連携したハード対策とソフト施策を一体的かつ計画的に推進し、自助、共助、公助のバランスのとれた防災・減災社会の構築を図り、人命を守り、社会経済被害の最小化につなげることを目標とします。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
61	第4章 河川整備計画の目標 第1節 第1項 2.整備の目標	63	第4章 河川整備計画の目標 第1節 第1項 2.整備の目標

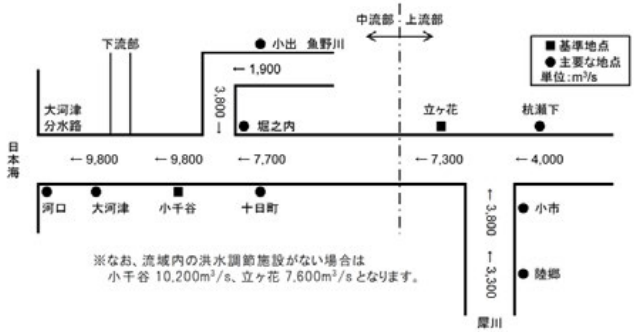

図 35 昭和 58 年 9 月洪水と同規模の洪水（上流部）及び昭和 56 年 8 月洪水と同規模の洪水（中流部）

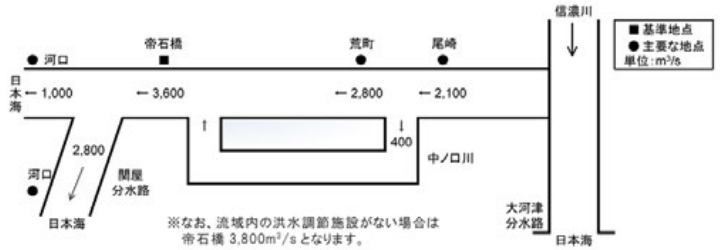

図 36 平成 23 年 7 月洪水と同規模の洪水（下流部）

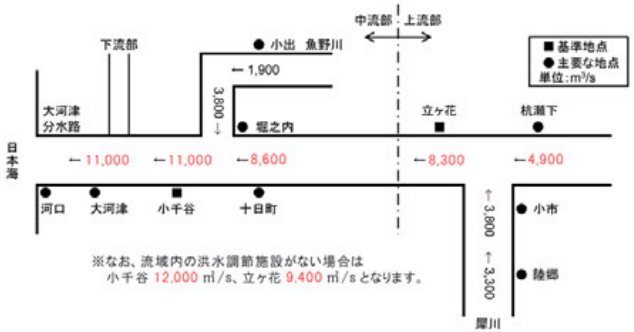

図 38 流量配分図（上流部、中流部）

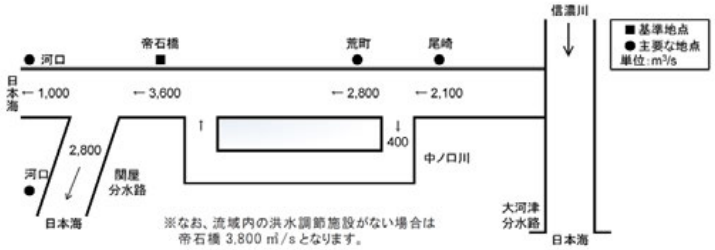

図 39 流量配分図（下流部）

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
63	第4章 河川整備計画の目標 第3節 第1項 河川環境の保全及び生物の生息・生育・繁殖地保全	65	第4章 河川整備計画の目標 第3節 第1項 河川環境の保全及び生物の生息・生育・繁殖地保全

第３項　健全な水循環系の確保

流域全体の健全な水循環系の構築を目指し、流域の水利用の合理化等を関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となって取り組みます。

第３節　河川環境の整備と保全に関する目標

第１項　河川環境の保全及び生物の生息・生育・繁殖地保全

河川整備の実施にあたっては、多自然川づくりを基本として、施工形状や方法を工夫することにより、樹林化の抑制及びアレチウリ等特定外来生物の拡大防止を図り、瀬・淵や湿地、ワンド、砂礫河原等の多様な生物が生息・生育・繁殖できる環境が形成されるように配慮します。生息・生育・繁殖の場として機能している瀬・淵やワンド、河岸、河畔林等については、今後も生物それぞれの生活史が全うできるように、現状の自然環境の保全に努めます。

また、魚類が河川の上下流や本支川等で往来が可能となる水域連続性の確保など、山から川、川から農地・湯をつないで魚がのぼりやすい川づくりを推進します。

第２項　良好な景観の維持・形成

流域の自然景観や沿川のまちなみと調和した河川景観など、「日本一の大河信濃川」特有の景観の保全・再生・創出を図ります。河川整備の際には、景観に配慮した工法を採用するなど、良好な河川景観の保全に努めます。

第３項　人と河川との豊かなふれあいの確保

上中下流の交流を通じて相互理解を深めつつ、流域住民とともに地域づくりと一体となった川づくりを目指します。また、流域で古くから川と共存し、培われてきた川文化についても後世に伝えていくよう努めます。

また、河川とのふれあいの場、川の教育価値・文化価値を活かしながら環境学習ができる場、憩いの場としての整備・保全を図ります。さらに、信濃川固有の文化や人と自然の共生・治水事業の歴史を伝承していくための取組を支援します。

なお、整備にあたっては、河川の有する社会・情報価値を活かしながら、関係機関や市民団体と連携するとともに、イベントや環境学習を通じた情報の発信も行い、魅力ある川づくりに多くの人が参画できるよう推進します。

第４項　河川空間の適正な利用と保全

河川敷地の占用及び工作物の設置、管理については、施設の管理者に対し、維持管理や洪水時対応を適切に行うよう指導するとともに、生物の生息・生育・繁殖環境の保全、景観の保全に十分配慮するよう、指導、助言を行います。

また、継続的な河川巡視及び関係機関との連携により、不法係留船、ゴミの不法投棄等の解消に向けた取組や、住民参加の河川管理を推進する取組等を推進します。

第３項　健全な水循環系の確保

流域全体の健全な水循環系の構築を目指し、流域の水利用の合理化等を関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となって取り組みます。

第３節　河川環境の整備と保全に関する目標

第１項　河川環境の保全及び生物の生息・生育・繁殖地保全

河川整備の実施にあたっては、多自然川づくりを基本として、掘削形状や方法を工夫することにより、樹林化の抑制及びアレチウリ等特定外来生物の拡大防止を図り、瀬・淵や湿地、ワンド、砂礫河原等の多様な生物が生息・生育・繁殖できる環境が形成されるように配慮します。生息・生育・繁殖の場として機能している瀬・淵やワンド、河岸、河畔林等については、今後も生物それぞれの生活史が全うできるように、現状の自然環境を保全します。

また、魚類が河川の上下流や本支川等で往来が可能となる水域連続性の確保など、山から川、川から農地・湯をつないで魚がのぼりやすい川づくりを推進します。

流域に広がる生物の生息・生育・繁殖の場を結ぶ生態系ネットワークの形成等、「グリーンインフラ」の推進により、地域活性化の実現に貢献します。

第２項　良好な景観の維持・形成

流域の自然景観や沿川のまちなみと調和した河川景観など、「日本一の大河信濃川」特有の景観の保全・創出を図ります。河川整備の際には、景観に配慮した工法を採用するなど、良好な河川景観を保全します。

第３項　人と河川との豊かなふれあいの確保

上中下流の交流を通じて相互理解を深めつつ、流域住民とともに地域づくりと一体となった川づくりを目指します。また、流域で古くから川と共存し、培われてきた川文化についても後世に伝えていくよう努めます。また、河川とのふれあいの場、川の教育価値・文化価値を活かしながら環境学習ができる場、憩いの場について、バリアフリーに配慮した整備・保全を推進します。さらに、信濃川固有の文化や人と自然の共生・治水事業の歴史を伝承していくための取組を支援します。

なお、整備にあたっては、河川の有する社会・情報価値を活かしながら、関係機関や市民団体と連携するとともに、イベントや環境学習を通じた情報の発信も行い、魅力ある川づくりに多くの人が参画できるよう推進します。

第４項　河川空間の適正な利用と保全

河川敷地の占用及び工作物の設置、管理については、施設の管理者に対し、維持管理や洪水時対応を適切に行うよう指導するとともに、生物の生息・生育・繁殖環境の保全、景観の保全に十分配慮するよう、指導、助言を行います。

また、継続的な河川巡視及び関係機関との連携により、不法係留船、ゴミの不法投棄等の解消に向けた取組や、住民参加の河川管理を推進する取組等を推進します。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
64	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策	66	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策

第５章 河川の整備の実施に関する事項

第１節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要

第１項 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

１．洪水の安全な流下対策

上流部、中流部については、河口部で洪水処理を担う大河津分水路の改修を優先的に進めるとともに、大町ダム・高瀬ダム・七倉ダムにおいて新たに洪水調節容量を確保し、上流部、中流部の安全性が段階的に向上するよう河道掘削、築堤等の整備を実施します。

下流部については、平成 23 年 7 月洪水と同規模の流量を安全に流下させるため、河道掘削、支川の合流点処理、堤防整備を実施します。

なお、上流側の整備を行う際には、下流側の整備状況や支川の整備状況に配慮しつつ実施します。

また、整備にあたっては河川環境の保全及び生物の生息・生育・繁殖地の保全・再生に努めます。

（１）堤防整備

洪水時に家屋等への被害が生じる恐れのある未施工（無堤）区間及び堤防の高さや断面が不足している区間において、堤防の新築・拡築等を実施します。

写真 54 堤防整備の実施例

第５章 河川の整備の実施に関する事項

第１節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要

第１項 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

１．洪水の安全な流下対策

河口部で洪水処理を担う大河津分水路の改修を優先的に進めるとともに、上流部、中流部の安全性が段階的に向上するよう河道掘削、築堤等の整備を実施します。また、大町ダム・高瀬ダム・七倉ダムにおいて新たに洪水調節容量を確保する大町ダム等再編事業に加え、上・中流部において洪水調節機能の向上を図るため、関係機関と調整のうえ調査・検討を行い、必要な対策を実施します。

下流部については、平成 23 年 7 月洪水と同規模の流量を安全に流下させるため、河道掘削、支川の合流点処理、堤防整備を実施します。

なお、上流側の整備を行う際には、下流側の整備状況や支川の整備状況に配慮しつつ実施します。

また、整備にあたっては河川環境の保全及び生物の生息・生育・繁殖地の保全・創出を図ります。

（１）堤防整備

洪水時に家屋等への被害が生じる恐れのある未施工（無堤）区間及び堤防の高さや断面が不足している区間において、堤防の新築・拡築等を実施します。

写真 53 堤防整備の実施例

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
65	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策	67	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策

表 15 堤防整備実施箇所（上流部）

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	区間	
上流部	千曲川	飯山市常郷地先	左岸	23.8k 付近	流下能力を向上させる
		飯山市常郷地先	左岸	24.1k～24.4k 付近	
		長野市柳原地先～長野市屋島地先	左岸	60.1k～64.1k 付近	
		須坂市福島地先～長野市若穂綿内地先	右岸	60.3k～62.8k 付近	
		長野市若穂綿内地先	右岸	62.8k～63.8k 付近	
		長野市屋島地先～長野市大豆島地先	左岸	64.1k～65.3k 付近	
		長野市若穂牛島地先	右岸	65.0k～65.8k 付近	
		長野市松代町牧島地先～長野市松代町柴地先	右岸	69.1k～71.5k 付近	
		長野市小島田町地先	左岸	70.6k～71.3k 付近	
		長野市篠ノ井塩崎地先	左岸	78.6k～79.9k 付近	
		千曲市屋代地先	右岸	78.9k～79.2k 付近	
		千曲市屋代地先～千曲市粟佐地先	右岸	79.8k～80.4k 付近	
		長野市篠ノ井塩崎地先～千曲市野高場地先	左岸	81.2k～82.3k 付近	
		千曲市杭瀬下地先～千曲市中地先	右岸	82.8k～84.3k 付近	
		千曲市八幡地先	左岸	84.3k 付近	
		千曲市八幡地先～千曲市須坂地先	左岸	84.4k～85.9k 付近	
		千曲市須坂地先～千曲市若宮地先	左岸	86.4k～88.8k 付近	
		千曲市千本柳地先～千曲市上徳間地先	右岸	86.6k～88.2k 付近	
		千曲市上山田地先～坂城町上五明地先	左岸	90.6k～92.7k 付近	
		千曲市磯部地先～坂城町坂城地先	右岸	91.2k～92.3k 付近	
		坂城町上五明地先～坂城町網掛地先	左岸	93.8k～95.5k 付近	
		坂城町南条地先	右岸	95.8k～97.9k 付近	
		上田市小牧地先	左岸	105.5k～105.8k 付近	
		上田市国分地先	右岸	106.8k～107.3k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

表 15 堤防整備実施箇所（上流部）

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	区間	
上流部	千曲川	飯山市常郷地先	左岸	23.6k 付近～24.4k 付近	流下能力を向上させる
		飯山市静間地先～飯山市蓮地先	左岸	35.6k 付近～36.5k 付近	
		中野市上今井地先	左岸	47.3k～48.7k 付近	
		長野市柳原地先～長野市屋島地先	左岸	60.1k～62.8k 付近	
		須坂市福島地先～長野市若穂綿内地先	右岸	60.3k～62.8k 付近	
		長野市若穂綿内地先	右岸	62.8k～65.0k 付近	
		長野市屋島地先～長野市大豆島地先	左岸	62.8k～65.3k 付近	
		長野市若穂牛島地先	右岸	65.0k～65.8k 付近	
		長野市松代町牧島地先～長野市松代町柴地先	右岸	69.1k～71.5k 付近	
		長野市小島田町地先	左岸	70.6k～71.3k 付近	
		長野市篠ノ井塩崎地先	左岸	78.6k～79.9k 付近	
		千曲市屋代地先	右岸	78.9k～79.2k 付近	
		千曲市屋代地先～千曲市粟佐地先	右岸	79.8k～80.4k 付近	
		長野市篠ノ井塩崎地先～千曲市野高場地先	左岸	81.2k～82.9k 付近	
		千曲市杭瀬下地先～千曲市中地先	右岸	82.8k～84.3k 付近	
		千曲市八幡地先	左岸	84.3k 付近	
		千曲市八幡地先～千曲市須坂地先	左岸	84.4k～85.9k 付近	
		千曲市須坂地先～千曲市若宮地先	左岸	86.4k～88.8k 付近	
		千曲市千本柳地先～千曲市上徳間地先	右岸	86.6k～88.2k 付近	
		千曲市上山田地先～坂城町上五明地先	左岸	90.6k～92.7k 付近	
		千曲市磯部地先～坂城町坂城地先	右岸	91.2k～92.3k 付近	
		坂城町上五明地先～坂城町網掛地先	左岸	93.8k～95.5k 付近	
		坂城町中之条地先	右岸	94.0k～94.2k 付近	
		坂城町南条地先	右岸	95.8k～97.9k 付近	
		坂城町網掛地先～坂城町南条地先	左岸	95.9k～97.3k 付近	
		上田市小牧地先	左岸	105.5k～105.8k 付近	
		上田市国分地先	右岸	106.8k～107.3k 付近	
		上田市大屋地先	右岸	109.2k～109.4k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
66	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策	68	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策 表の一部行の削除

表 16 堤防整備実施箇所（上流部）

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	区間	
上流部	犀川	生坂村下生野地先	右岸	52.0k～53.2k 付近	流下能力を向上させる
		安曇野市明科南陸郷地先	左岸	53.0k～53.8k 付近	
		生坂村小立野地先	右岸	54.2k～55.3k 付近	
		安曇野市明科東川手地先	右岸	57.9k～59.1k 付近	
		安曇野市明科七貴地先	左岸	59.0k～59.7k 付近	
		安曇野市明科中川手地先	右岸	59.1k～60.2k 付近	
		安曇野市豊科南穂高地先	左岸	63.3k～63.8k 付近	
		安曇野市豊科田沢地先	左岸	65.8k～66.4k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

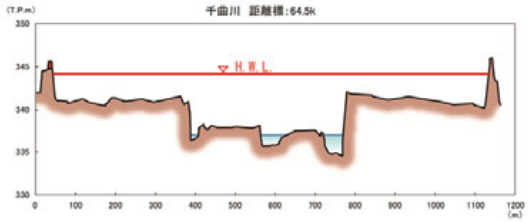

図 37 堤防整備断面のイメージ図（上流部）

表 16 堤防整備実施箇所（上流部）

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	区間	
上流部	犀川	生坂村下生野地先	右岸	52.0k～53.2k 付近	流下能力を向上させる
		安曇野市明科南陸郷地先	左岸	53.0k～53.8k 付近	
		安曇野市明科東川手地先	右岸	57.9k～59.1k 付近	
		安曇野市明科七貴地先	左岸	59.0k～59.7k 付近	
		安曇野市明科中川手地先	右岸	59.1k～60.2k 付近	
		安曇野市豊科南穂高地先	左岸	63.3k～63.8k 付近	
		安曇野市豊科田沢地先	左岸	65.8k～66.4k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

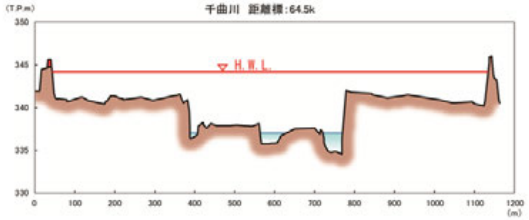

図 40 堤防整備断面のイメージ図（上流部）

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
67	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策	69	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策

表 17 堤防整備実施箇所（中流部）

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	区間	
中流部	信濃川	長岡市天神町地先～ 長岡市槇下町地先	右岸	12.1k～12.8k 付近	流下能力を向上させる
		長岡市大宮町地先～ 長岡市浦地先	右岸	20.5k～24.1k 付近	
		長岡市浦地先	左岸	23.5k～24.3k 付近	
		長岡市浦地先～ 長岡市釜ヶ島地先	右岸	24.4k～25.5k 付近	
		長岡市釜ヶ島地先～ 長岡市岩野地先	左岸	25.5k～27.0k 付近	
		小千谷市高梨町地先	左岸	27.4k～27.6k 付近	
		長岡市西川口地先	右岸	41.9k～42.3k 付近	
		小千谷市川井新田地先	左岸	43.6k～45.5k 付近	
		小千谷市大字川井地先	右岸	45.3k～47.0k 付近	
		小千谷市岩沢地先	右岸	51.2k～53.2k 付近	
	魚野川	魚沼市根小屋地先	右岸	10.0k～10.5k 付近	
		南魚沼市今町新田地先	右岸	25.3k～26.1k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

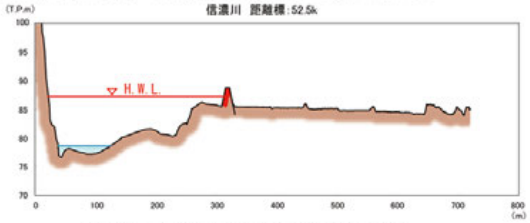

図 38 堤防整備断面のイメージ図（中流部）

表 17 堤防整備実施箇所（中流部）

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	区間	
中流部	信濃川	長岡市与板町岩方地先	左岸	2.25k～2.5k 付近	流下能力を向上させる
		長岡市与板町与板地先	左岸	5.4k～5.6k 付近	
		長岡市李崎町地先	左岸	7.0k～7.5k 付近	
		長岡市天神町地先～ 長岡市槇下町地先	右岸	12.1k～12.8k 付近	
		長岡市下山町地先～ 長岡市飯島地先	左岸	20.4k～20.7k 付近	
		長岡市大宮町地先～ 長岡市浦地先	右岸	20.5k～24.1k 付近	
		長岡市飯島地先～ 長岡市篠花地先	左岸	21.5k～22.0k 付近	
		長岡市浦地先	左岸	23.5k～24.3k 付近	
		長岡市浦地先～ 長岡市釜ヶ島地先	右岸	24.4k～25.5k 付近	
		長岡市釜ヶ島地先～ 長岡市岩野地先	左岸	25.5k～27.0k 付近	
		小千谷市高梨町地先	左岸	27.4k～27.6k 付近	
		小千谷市川井新田地先	左岸	43.6k～45.5k 付近	
	魚野川	魚沼市根小屋地先	右岸	10.0k～10.5k 付近	
		南魚沼市今町新田地先	右岸	25.3k～26.1k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

※上記以外で、部分的に堤防断面が不足する箇所や管理上一枚のりとした方が有利な箇所等においても、河道掘削等により発生した土砂を有効活用して堤防断面を確保します。

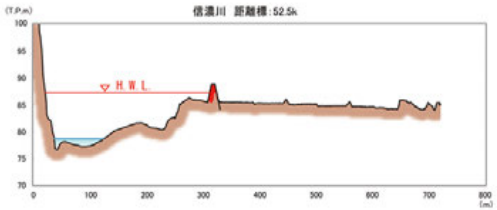

図 41 堤防整備断面のイメージ図（中流部）

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
69	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策	71	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策

① 上流部

千曲川については、狭窄部区間、千曲川の犀川合流点上流と犀川上流の一部区間は河積不足により流下能力が不足しているため、河道掘削を実施します。あわせて、樹木伐採を行います。

表 19 河道掘削実施箇所（上流部）

河川名		施行の場所 地先	施行の場所 区間	機能の概要
上流部	千曲川	飯山市上境地先～ 飯山市飯山地先 野沢温泉村平林地先～ 飯山市飯山地先	22.0k～32.0k 付近	流下能力を向上させる
		飯山市静間地先～ 飯山市蓮地先 中野市岩井地先	35.8k～36.3k 付近	
		中野市豊津地先～ 長野市豊野町蟹沢地先 中野市豊津地先～ 中野市立ヶ花地先	45.8k～52.3k 付近	
		長野市津野地先 小布施町飯田地先～ 須坂市相之島地先	55.3k～57.3k 付近	
		長野市若穂牛島地先	65.3k～66.3k 付近	
		長野市小田島町地先～ 長野市篠ノ井塩崎地先 長野市松代町柴地先～ 千曲市屋代地先	70.8k～80.8k 付近	
		上田市生田地先～ 上田市塩川地先 上田市国分地先～ 上田市大屋地先	106.8k～109.3k 付近	
	犀川	安曇野市明科七貴地先 安曇野市明科東川手地先	57.8k～58.3k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

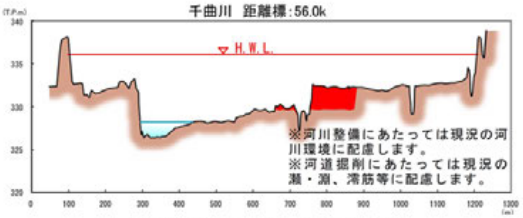

図 40 河道掘削断面のイメージ図（上流部）

① 上流部

千曲川については、狭窄部区間、千曲川の犀川合流点上流と犀川上流の一部区間は河積不足により流下能力が不足しているため、河道掘削を実施します。あわせて、樹木伐採を行います。

コアジサシ等の生息・繁殖環境である砂礫河原に代表される不安定帯を再生するとともに、抽水植物・沈水植物が広がる半安定帯の再生に努めます。冠水頻度等を考慮した高水敷掘削を行い、洪水等の撹乱により礫河原を再生させ、外来種の侵入・拡大を抑制、多様なすみ場となる瀬・淵の保全・創出を図ります。

表 19 河道掘削実施箇所（上流部）

河川名		施行の場所 地先	施行の場所 区間	機能の概要
上流部	千曲川	飯山市上境地先～ 飯山市飯山地先 野沢温泉村平林地先～ 飯山市飯山地先	22.0k～32.0k 付近	流下能力を向上させる
		飯山市静間地先～ 飯山市蓮地先 中野市岩井地先	35.8k～36.3k 付近	
		中野市豊津地先～ 長野市村山地先 中野市壁田地先～ 須坂市村山地先	41.0k～60.0k 付近	
		長野市若穂牛島地先～ 長野市松代町大室地先	65.3k～68.5k 付近	
		長野市小田島町地先～ 千曲市八幡地先 長野市松代町小島田地先～ 千曲市中地先	70.4k～84.5k 付近	
		千曲市若宮地先～ 千曲市磯部地先 千曲市戸倉地先～ 千曲市磯部地先	88.3k～89.9k 付近	
		上田市小泉地先～ 上田市塩川地先 上田市下塩尻地先～ 上田市大屋地先	98.7k～109.5k 付近	
	犀川	安曇野市明科七貴地先 安曇野市明科東川手地先	57.8k～58.3k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

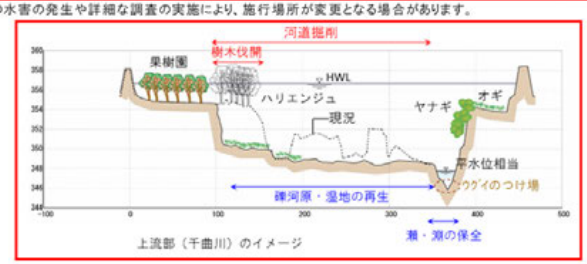

図 43 河道掘削断面のイメージ図（上流部）

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
70	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策	72	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策

② 中流部

信濃川については、河積確保を図るため、砂州の固定化、高水敷化したことにより樹林化した砂州を掘削します。あわせて、樹木群の伐採を行います。

上流側の山間狭窄部等で著しく河積が不足し、流下能力に影響を及ぼす区間については、河道掘削を実施します。

魚野川については、上流区間で流下能力不足が顕著であり、河積を確保するために河道掘削を実施します。

表 20 河道掘削実施箇所（中流部）

河川名		施行の場所 地先	施行の場所 区間	機能の概要
中流部	信濃川	長岡市横下町地先～長岡市藤沢町地先	12.8k～14.9k 付近	流下能力を向上させる
		長岡市下山町地先	19.3k～19.7k 付近	
		小千谷市千谷地先～小千谷市上片貝地先	33.1k～39.3k 付近	
		長岡市川口牛ヶ島地先～長岡市西川口地先	39.7k～43.4k 付近	
		小千谷市川井地先～小千谷市川井新田地先	45.3k～46.3k 付近	
		小千谷市真人町地先	49.7k～52.4k 付近	
	魚野川	長岡市川口和南津地先	3.4k～4.2k 付近	
		長岡市川口和南津地先	5.4k～6.2k 付近	
		魚沼市下新田地先	6.8k～7.3k 付近	
		魚沼市岡新田地先～南魚沼市浦佐地先	19.6k～22.6k 付近	
		南魚沼市柳古新田地先	24.3k～24.5k 付近	
		南魚沼市麓地先	27.5k～27.9k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

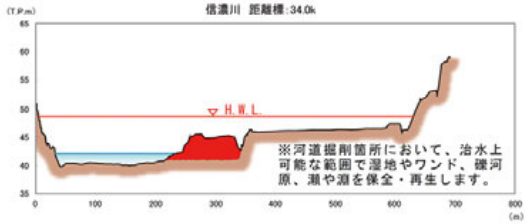

図 41 河道掘削断面のイメージ図（中流部）

② 中流部

信濃川については、河積確保を図るため、砂州の固定化、高水敷化したことにより樹林化した砂州を掘削します。あわせて、樹木群の伐採を行います。

上流側の山間狭窄部等で著しく河積が不足し、流下能力に影響を及ぼす区間については、河道掘削を実施します。

魚野川については、上流区間で流下能力不足が顕著であり、河積を確保するために河道掘削を実施します。

アユ等が生息する瀬や淵、動植物の生息・生育・繁殖環境として重要なワンドの保全・創出を図ります。掘削形状を河川環境に配慮した河道掘削を行い、洪水等の攪乱により湿地・砂礫河原の再生を図ります。

表 20 河道掘削実施箇所（中流部）

河川名		施行の場所 地先	施行の場所 区間	機能の概要
中流部	信濃川	長岡市黒津町地先～長岡市横下町地先	11.3k～12.7k 付近	流下能力を向上させる
		長岡市横下町地先	12.8k～13.8k 付近	
		長岡市横下町地先～長岡市西蔵王地先	13.7k～15.2k 付近	
		長岡市妙見町地先～小千谷市横渡地先	30.7k～31.7k 付近	
		小千谷市三仏生地先	31.8k～32.0k 付近	
		小千谷市千谷地先～小千谷市日吉地先	33.2k～34.9k 付近	
		小千谷市薭生地先	35.3k～35.5k 付近	
		小千谷市薭生地先	37.0k～37.8k 付近	
		小千谷市上片貝地先	37.8k～39.3k 付近	
		長岡市川口牛ヶ島地先～長岡市西川口地先	39.0k～42.7k 付近	
		長岡市西川口地先	42.9k～43.8k 付近	
		小千谷市塩殿地先	43.9k～44.0k 付近	
		小千谷市真人町地先～小千谷市岩沢地先	50.7k～51.5k 付近	
		小千谷市岩沢地先	51.6k～52.4k 付近	
	魚野川	長岡市東川口地先～長岡市川口和南津地先	0.8k～3.3k 付近	
		長岡市川口和南津地先	3.3k～4.4k 付近	
		長岡市川口和南津地先～魚沼市新道島地先	5.1k～6.4k 付近	
		魚沼市岡新田地先～南魚沼市浦佐地先	19.5k～21.2k 付近	
		南魚沼市浦佐地先	21.3k～22.5k 付近	
		南魚沼市浦佐地先～南魚沼市海士ヶ島新田地先	23.0k～23.4k 付近	
		南魚沼市水尾新田地先～南魚沼市五日町地先	27.2k～28.1k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

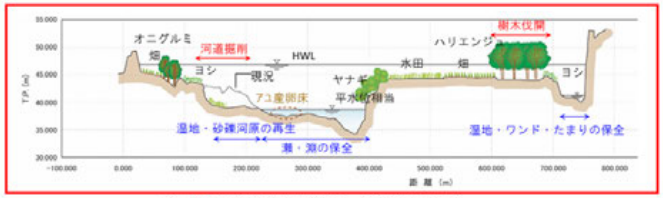

図 44 河道掘削断面のイメージ図（中流部）

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
71	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策	73	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策

③ 下流部

信濃川については、流下能力が不足する区間では低水路拡幅等による河道掘削を実施します。

中ノ口川合流点より下流側では派川中ノ口川や上流側の流下能力向上のため、閘屋分水路の河道掘削を実施します。

信濃川の本川下流区間においては、河積不足により流下能力が不足しているため、河道掘削を実施します。

表 21 河道掘削実施箇所（下流部）

河川名		施行の場所 地先	施行の場所 区間	機能の概要
下流部	信濃川	新潟市秋葉区覚路津地先～ 新潟市秋葉区子成場地先	11.9k～17.2k 付近	流下能力を向上させる
		新潟市南区犬帰新田地先～ 新潟市南区大郷地先	12.7k～13.2k 付近	
		新潟市南区大郷地先～ 新潟市南区赤渋地先	14.1k～16.2k 付近	
		新潟市秋葉区小須戸地先	19.4k～20.0k 付近	
		新潟市南区下八枚地先～ 新潟市南区菱潟地先	19.9k～24.3k 付近	
		田上町曽根新田地先～ 田上町横場新田地先	23.9k～25.5k 付近	
		田上町横場新田地先～ 田上町保明新田地先	26.8k～28.2k 付近	
		新潟市南区庄瀬地先～ 加茂市五反田地先	27.7k～29.5k 付近	
		三条市井戸場地先	32.3k～32.8k付近	
		三条市柳川新田地先～ 三条市三貫地新田地先	34.6k～36.6k 付近	
		三条市栗林地先	37.1k～38.6k 付近	
		三条市大島地先～ 三条市下須頃地先	38.4k～39.2k 付近	
		三条市石上地先	39.0k～40.2k 付近	
		三条市荒町地先～ 三条市本町地先	40.6k～41.2k 付近	
	信濃川 本川下流	新潟市中央区柳島町地先～ 新潟市中央区関新地先（左岸） 新潟市中央区万代島地先～ 新潟市中央区新光町地先（右岸）	3.0k～7.3k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

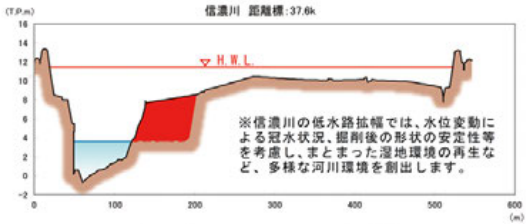

図 42 河道掘削断面のイメージ図（下流部）

③ 下流部

信濃川については、流下能力が不足する区間では低水路拡幅等による河道掘削を実施します。

信濃川の本川下流区間においては、河積不足により流下能力が不足しているため、河道掘削を実施します。

イトヨをはじめとする魚類や動植物の生息・生育・繁殖環境として重要なワンド、クリークの保全に努めます。水際部に残るヨシなどの湿生植物帯が存在する多様な水辺環境の保全・創出を図ります。

表 21 河道掘削実施箇所（下流部）

河川名		施行の場所 地先	施行の場所 区間	機能の概要
下流部	信濃川	新潟市秋葉区覚路津地先～ 新潟市秋葉区子成場地先	11.9k～17.2k 付近	流下能力を向上させる
		新潟市南区犬帰新田地先～ 新潟市南区大郷地先	12.7k～13.2k 付近	
		新潟市南区大郷地先～ 新潟市南区赤渋地先	14.1k～16.2k 付近	
		新潟市秋葉区小須戸地先	19.4k～20.0k 付近	
		新潟市南区下八枚地先～ 新潟市南区菱潟地先	19.9k～24.3k 付近	
		田上町曽根新田地先～ 田上町横場新田地先	23.9k～25.5k 付近	
		田上町横場新田地先～ 田上町保明新田地先	26.8k～28.2k 付近	
		新潟市南区庄瀬地先～ 加茂市五反田地先	27.7k～29.5k 付近	
		三条市井戸場地先	32.3k～32.8k付近	
		三条市柳川新田地先～ 三条市三貫地新田地先	34.6k～36.6k 付近	
		三条市石上地先	39.0k～40.2k 付近	
	信濃川 本川下流	新潟市中央区柳島町地先～ 新潟市中央区関新地先（左岸） 新潟市中央区万代島地先～ 新潟市中央区新光町地先（右岸）	3.0k～7.3k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

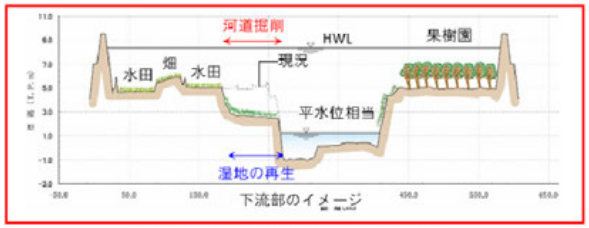

図 45 河道掘削断面のイメージ図（下流部）

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
72	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策	74	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策

（３）大河津分水路の改修

大河津分水路は、通水以来これまで、上流域の洪水を日本海へ流下させることで、下流部の洪水を最小限にとどめるとともに、可動堰・洗堰による適正な分派により利水機能が確保され、越後平野の発展の礎となってきましたが、河口に向かい川幅が狭まる形状のため、流下能力が不足しています。平成 23 年 7 月洪水では、分水路の直上流で計画高水位を超過し、危険な状態となりました。このことから、大河津分水路より上流側に位置する信濃川(中流部)や千曲川をはじめ、信濃川水系全体の洪水処理能力を向上させるため、中流部の最下流に位置する大河津分水路の改修を実施します。大河津分水路の改修にあたっては、課題となっている流下能力向上、河床安定、老朽化施設の対策、危機管理上の対応を考慮し、河口山地部掘削、低水路拡幅、第二床固の改築、堤防質的強化などの整備を効率的に実施します。

なお、整備にあたっては、魚類をはじめとする生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して実施します。

表 22 大河津分水路の改修内容

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	区間	
中流部	信濃川 大河津分水路	長岡市寺泊野積地先～ 燕市五千石地先	－	8.8k～-1.0k 付近	洪水を大河津分水路で安全に流下させる

（４）既設ダムの有効活用[上流部・中流部]

大町ダム・高瀬ダム・七倉ダムにおいて新たな洪水調節容量を確保する大町ダム等再編事業を実施します。このことにより、昭和 58 年9月洪水と同規模の洪水が発生した場合、立ヶ花地点における流量 7,600m³/s のうち既設ダムと併せた洪水調節後の流量は 7,300m³/s になります。

大町ダム等再編事業

上流部の長野県大町市大字平地先にある既設利水専用ダム(高瀬ダム・七倉ダム：昭和 54 年(1979 年)完成、東京電力ホールディングス(株))を有効活用し新たに洪水調節容量を確保するとともに、大町ダムの利水容量の一部を振り替え、洪水調節容量を増大させます。

また、高瀬ダム貯水池への堆砂を抑制する恒久堆砂対策施設を整備し、洪水調節機能の維持を図ります。

表 23 大町ダム等再編事業の概要

諸　元	大町ダム(国) 長野県大町市大字平地先	高瀬ダム(東京電力 HD) 長野県大町市大字平地先	七倉ダム(東京電力 HD) 長野県大町市大字平地先
総貯水容量	33,900 千m³	76,200 千m³	32,500 千m³
洪水調節容量	20,000 千m³ 20,670 千m³	－ 12,000 千m³	

上段：再編事業前　下段：再編事業後

表 24 恒久堆砂対策施設に係る施行の場所

施設名	施行の場所	延長
トンネル・ベルトコンベア	長野県大町市大字平地先 （高瀬ダム上流～大町ダム下流）	約 11km

注：今後の詳細な検討により変更となる場合があります。

（３）大河津分水路の改修

大河津分水路は、通水以来これまで、上流域の洪水を日本海へ流下させることで、下流部の洪水を最小限にとどめるとともに、可動堰・洗堰による適正な分派により利水機能が確保され、越後平野の発展の礎となってきましたが、河口に向かい川幅が狭まる形状のため、流下能力が不足しています。このことから、大河津分水路より上流側に位置する信濃川(中流部)や千曲川をはじめ、信濃川水系全体の洪水処理能力を向上させるため、中流部の最下流に位置する大河津分水路の改修を実施しています。さらに、令和元年東日本台風では、観測史上最大の流量の洪水が流下したとともに、大河津水位観測所では観測史上最大の水位を記録し、計画高水位を約 10 時間超過するなど、堤防からの越水や堤防決壊の恐れが生じたことから、大河津分水路のさらなる流下能力向上を図るため、低水路拡幅を実施します。大河津分水路の改修にあたっては、課題となっている流下能力向上、河床安定、老朽化施設の対策、危機管理上の対応を考慮し、河口山地部掘削、低水路拡幅、第二床固の改築、堤防質的強化などの整備を効率的に実施します。

なお、整備にあたっては、魚類をはじめとする生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して実施します。

表 22 大河津分水路の改修内容

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	区間	
中流部	信濃川 大河津分水路	長岡市寺泊野積地先～ 燕市五千石地先	－	8.8k～-1.0k 付近	洪水を大河津分水路で安全に流下させる

（４）大町ダム等再編事業

大町ダム・高瀬ダム・七倉ダムにおいて新たな洪水調節容量を確保する大町ダム等再編事業を実施します。このことにより、昭和 58 年9月洪水と同規模の洪水が発生した場合、立ヶ花地点における流量 7,600 ㎥/s のうち既設ダムと併せた洪水調節後の流量は 7,300 ㎥/s になります。

大町ダム等再編事業

上流部の長野県大町市大字平地先にある既設利水専用ダム(高瀬ダム・七倉ダム：昭和 54 年(1979 年)完成、東京電力リニューアブルパワー(株))を有効活用し新たに洪水調節容量を確保するとともに、大町ダムの利水容量の一部を振り替え、洪水調節容量を増大させます。

また、高瀬ダム貯水池への堆砂を抑制する恒久堆砂対策施設を整備し、洪水調節機能の維持を図ります。

表 23 大町ダム等再編事業の概要

諸　元	大町ダム(国) 長野県大町市大字平地先	高瀬ダム(東京電力 RP) 長野県大町市大字平地先	七倉ダム(東京電力 RP) 長野県大町市大字平地先
総貯水容量	33,900 千㎥	76,200 千㎥	32,500 千㎥
洪水調節容量	20,000 千㎥ 20,670 千㎥	－ 12,000 千㎥	

上段：再編事業前　下段：再編事業後

表 24 恒久堆砂対策施設に係る施行の場所

施設名	施行の場所	延長
トンネル・ベルトコンベア	長野県大町市大字平地先 （高瀬ダム上流～大町ダム下流）	約 11km

注：今後の詳細な検討により変更となる場合があります。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
73	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策	75	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策 本文・表の追加

（５）遊水機能の保全

上流部や中流部においては、河川からの洪水を一時的に貯留する遊水機能について、その効果や必要性を具体化するとともに、関係機関と連携・調整し、遊水機能の保全・向上方策について、調査・検討を行います。また、下流部においては、流域内の保水・遊水機能の実態について、調査を行います。

（５）洪水調節機能の向上[上流部・中流部]

上・中流部において、洪水調節機能の向上を図るため、関係機関と調整のうえ調査・検討を行い、必要な対策を実施します。

（６）遊水地の整備

上流部や中流部において洪水ピーク流量の低減を図るため、地形や現状の土地利用等を考慮した遊水地を整備します。

表 25 遊水地整備箇所

施設名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	区間	
上流部	蓮遊水地	飯山市蓮地先	左岸	37.0k～40.0k 付近	河道流量を低減させるため
	上今井遊水地	中野市上今井地先	右岸	47.5k～49.5k 付近	
	塩崎遊水地	長野市篠ノ井塩崎地先	左岸	79.5k～81.0k 付近	
	墻生遊水地	千曲市中地先	右岸	83.0k～84.5k 付近	
	平和橋遊水地	千曲市八幡地先	左岸	84.0k～85.0k 付近	
中流部	塩殿遊水地	小千谷市塩殿地先	左岸	45.5k～46.5k 付近	
	真人遊水地	小千谷市真人地先～十日町市野口地先	左岸	53.25k～55.0k 付近	

（７）遊水機能の保全

上流部や中流部においては、河川からの洪水を一時的に貯留する遊水機能について、その効果や必要性を具体化するとともに、関係機関と連携・調整し、遊水機能の保全・向上方策について、調査・検討を行います。また、下流部においては、流域内の保水・遊水機能の実態について、調査を行います。なお、防御対象とする家屋の規模が特に限定的である等の地区においては、土地利用や住まい方の工夫といった方策を合わせた治水対策を関係自治体と連携して検討し実施します。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
73	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策	75、76	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策 本文・表の追加

（６）霞堤の機能維持・保全

霞堤には、洪水時に河川水の一部を貯め、洪水後に徐々に河川に水を戻す（洪水調節）作用を持った遊水機能や、氾濫した洪水流を速やかに河道に戻す機能があるため、これらの維持保全方策などについて検討の上、実施します。

（７）横断工作物の改築

洪水時に橋桁の一部で洪水の流れを阻害するもぐり橋等、洪水を安全に流下させる上で支障となる横断工作物について、引き続き施設管理者と改善等の協議を行っていきます。

小須戸橋（主要地方道白根安田線）について、施設管理者である新潟市との連携により、堤防整備と橋梁架替えを進めます。

※もぐり橋：橋桁が高水敷の地盤高と同じ程度の高さになっており、増水時には水没してしまう橋梁の事を総称する。沈下橋ともいう。

２．内水対策

下流部の海抜ゼロメートル地帯や中・上流部の低地部など、本川水位の上昇により支川等の自然排水が困難となり、内水被害が発生する恐れがある地域における支援として、湛水時間の短縮を図るために排水ポンプ車の増強及び運用強化を進めるとともに、関係機関が実施する本川への負荷を軽減する流域対策についても、連携・調整あるいは、直接支援を行うことで、内水被害の軽減を図ります。

（８）霞堤の機能維持・保全

霞堤には、洪水時に河川水の一部を貯め、洪水後に徐々に河川に水を戻す（洪水調節）作用を持った遊水機能や、氾濫した洪水流を速やかに河道に戻す機能があるため、これらの維持保全方策などについて検討の上、実施します。

（９）横断工作物の改築

洪水時に橋桁の一部で洪水の流れを阻害するもぐり橋等、洪水を安全に流下させる上で支障となる横断工作物について、引き続き施設管理者と改善等の協議を行っていきます。

小須戸橋（主要地方道白根安田線）について、施設管理者である新潟市との連携により、堤防整備と橋梁架替えを進めます。

また、JR 越後線信濃川分水橋梁をはじめ、橋梁と堤防の交差部で堤防高が不足する区間においては、引き続き円滑な水防活動実施のための連携を図るとともに、必要に応じて、水防活動の迅速化・効率化や越水時の被害軽減に資する対策について、施設管理者と連携し検討していきます。

※もぐり橋：橋桁が高水敷の地盤高と同じ程度の高さになっており、増水時には水没してしまう橋梁の事を総称する。沈下橋ともいう。

表 26 横断工作物の改築内容

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	区間	
下流部	信濃川	新潟市南区戸石地先（左岸） 新潟市秋葉区小須戸地先（右岸） （小須戸橋）	―	20.5k 付近	洪水を安全に流下させる

２．内水対策

下流部の海抜ゼロメートル地帯や中・上流部の低地部など、本川水位の上昇により支川等の自然排水が困難となり、内水被害が発生する恐れがある地域における支援として、湛水時間の短縮を図るために排水ポンプ車の増強及び運用強化を進めるとともに、関係機関が実施する本川への負荷を軽減する流域対策についても、連携・調整あるいは、直接支援を行うことで、内水被害の軽減を図ります。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
73	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 3.施設の能力を上回る洪水を想定した対策	76	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 3.施設の能力を上回る洪水を想定した対策 本文・表の追加

3．施設の能力を上回る洪水を想定した対策

施設の能力を上回る洪水が発生し堤防の決壊等により氾濫が生じた場合でも、被害の軽減を図る対策を実施します。従来の「洪水を河川内で安全に流す」対策に加え、氾濫した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」として、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策として堤防天端の保護や堤防裏法尻の補強を実施しています。排水施設について、浸水被害を受けた場合においても、継続的に排水機能を維持できるよう、耐水対策等を行い、施設の信頼性を向上させるとともに、応急対策や氾濫水の排除、迅速な復旧・復興活動に必要な堤防管理用通路の整備、河川防災ステーション・水防拠点の整備、既存施設の有効活用、災害復旧のための根固めブロック等資材の備蓄、排水ポンプ車等災害対策車両の整備等を検討し、必要に応じて実施します。また、安全な避難場所への避難が困難な地域等における応急的な避難場所となる高台等の確保について、地域の意向を尊重しつつ、建設発生土の活用等を検討します。

3．施設の能力を上回る洪水を想定した対策

近年頻発している施設能力を上回る洪水や今後も気候変動による洪水被害がさらに頻発化・激甚化することが考えられることを踏まえると、洪水時の河川水位を下げる対策を今後とも治水対策の大原則としつつ、氾濫リスクが高いにも関わらず、その事象が当面解消困難な区間であって、河川堤防が決壊した場合に甚大な被害が発生するおそれがある区間において、避難のための時間を確保する、浸水面積を減少させるなどにより被害をできるだけ軽減することを目的に、河川堤防を越水した場合であっても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤防等を減災対策として検討し、整備します。具体的には、立ヶ花狭窄部の影響によるせき上げ区間や湾曲部が連続する区間などの地形的要因のため、越水の危険が内在し、決壊した場合に甚大な被害が発生する区間においては、粘り強い河川堤防等の整備を実施します。

排水施設について、浸水被害を受けた場合においても、継続的に排水機能を維持できるよう、耐水対策等を行い、施設の信頼性を向上させるとともに、応急対策や氾濫水の排除を行います。

また、河川管理施設が洪水等により被災した際の迅速な復旧・復興活動に必要な堤防管理用通路等の整備及び冗長性・連続性確保、既存施設の有効活用、災害復旧のための根固めブロック等資機材の確保、水防活動等を実施する体制の強化や資機材の備蓄等のための河川防災ステーション・水防拠点の整備、排水ポンプ車等災害対策車両の整備等を検討し、必要に応じて実施します。

さらに、安全な避難場所への避難が困難な地域等における応急的な避難場所となる高台等の確保について、建設発生土の活用等を検討しつつ、地域の意向を尊重し促進します。

表 27 粘り強い河川堤防等の整備箇所

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	区間	
上流部	千曲川	中野市立ヶ花地先	右岸	51.5k～52.1k 付近	堤防を越水した場合であっても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くする。
		中野市立ヶ花地先～須坂市村山地先	右岸	52.2k～60.0k 付近	
		長野市豊野町蟹沢地先～長野市村山地先	左岸	52.5k～60.0k 付近	
		長野市松代町柴地先	右岸	71.5k 付近	
		長野市篠ノ井小森地先	左岸	75.4k～75.5k 付近	
		千曲市雨宮地先	右岸	77.6k～78.4k 付近	
		長野市篠ノ井横田地先	左岸	78.2k～78.4k 付近	
		長野市篠ノ井塩崎地先	左岸	78.6k～79.6k 付近	

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
74	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 3.施設の能力を上回る洪水を想定した対策	77	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 3.施設の能力を上回る洪水を想定した対策

表 25 河川防災ステーション等整備箇所

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	位置	
中流部	大河津	燕市大川津地先	右岸	0.0k付近	水防活動や応急復旧活動の活動拠点となる。
	信濃川	長岡市信濃地先～ 長岡市岡村町地先	右岸	17.8k付近	
下流部	信濃川	新潟市江南区天野地先 （天野地区河川防災ステーション）	右岸	7.9k 付近	

※施行の場所は、今後の地域等の協議により追加されることがあります。

4．河川管理施設の安全性確保対策

（1）大規模地震への対応（耐震対策）

河川管理施設の耐震性能照査結果を踏まえて、対策が必要な河川管理施設については、地震発生後においても河川管理施設が洪水や津波に対して所要の機能を発揮できるよう対策を実施します。

また、沿川の許可工作物においても耐震対策を推進できるよう、施設管理者との間で技術面を中心とした協力・情報共有体制を構築します。

表 28 河川防災ステーション等整備箇所

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	位置	
上流部	千曲川	飯山市常盤地先	左岸	29.7k 付近	水防活動や応急復旧活動の活動拠点となる。
		長野市穂保地先 （長沼地区河川防災ステーション）	左岸	57.5k 付近	
中流部	信濃川 大河津分水路	燕市大川津地先	右岸	0.0k 付近	
	信濃川	長岡市信濃地先～ 長岡市岡村町地先	右岸	17.8k 付近	
下流部	信濃川	新潟市江南区天野地先 （天野地区河川防災ステーション）	右岸	7.9k 付近	

※施行の場所は、今後の地域等の協議により追加されることがあります。

4．河川管理施設の安全性確保対策

（1）大規模地震への対応（耐震対策）

河川管理施設の耐震性能照査結果を踏まえて、対策が必要な河川管理施設については、地震発生後においても河川管理施設が洪水や津波に対して所要の機能を発揮できるよう対策を実施します。

また、沿川の許可工作物においても耐震対策を推進できるよう、施設管理者との間で技術面を中心とした協力・情報共有体制を構築します。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
75	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 4.河川管理施設の安全性確保対策	77、78	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 4.河川管理施設の安全性確保対策

表 26 施設耐震対策実施箇所

河川名		施行の場所			機能の概要
		施設名	左右岸区分	位置	
上流部	千曲川	御立野川排水機場（御立野川樋門）※	左岸	28.6k 付近	地震発生時にも河川管理施設が所要の機能を発揮するよう補強を行う。
		篠井川排水機場※（篠井川樋門・篠井川排水機場吐出水門）※	右岸	52.3k 付近	
		更級川排水機場（宮川樋門）※	左岸	83.2k 付近	
		八王子排水機場※（荒砥沢排水樋門・八王子排水機場吐出水門）※	左岸	89.0k 付近	
中流部	信濃川大河津分水路	子ノ明樋管	右岸	4.1k付近	
		島崎川樋管（含排水機場）	右岸	3.1k付近	
		五千石樋管	右岸	1.3k付近	
	信濃川	大河津洗堰	－	-1.5k付近	
下流部	信濃川関屋分水路	新潟大堰	－	0.1k 付近	
	信濃川	信濃川水門	右岸	1.6k 付近	
		西川排水機場（含排水樋管）※	左岸	2.1k 付近	
		鳥屋野潟排水機場（含吐出樋管）※	右岸	4.2k 付近	
		鷲ノ木水門※	左岸	7.1k 付近	
		覚路津水門※	右岸	11.6k 付近	
		五社川水門※	右岸	23.6k 付近	
		才歩川水門※	右岸	24.0k 付近	
		蒲原大堰	－	43.4k 付近	
	中ノ口川	中ノ口川水門	－	34.0k 付近	

注：今後の照査の対象地震等の見直しや、解析の結果により対策が必要な施設が変更となる場合があります。
※耐震照査未実施のため、今後照査を実施し、必要に応じて対策を講じます。

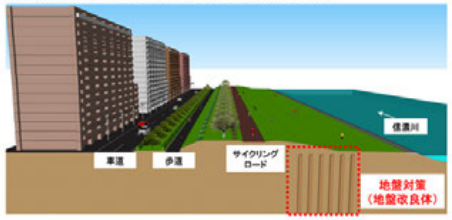

図 43 耐震対策の完成イメージ

（２）堤防の浸透対策

堤防は、長大かつ歴史的経緯の中で建設された土木構造物であるため、内部構造が不明確な部分があります。このため、築堤に用いた材料や、築堤の場所（旧河道を埋めた箇所の上部等）によっては、堤体漏水や基盤漏水を起こすこともあり、堤体からの土砂流出、堤防裏の法面破壊の発生によって甚大な被害につながる危険性があります。このため、量的整備（堤防断面確

表 29 施設耐震対策実施箇所

河川名		施行の場所			機能の概要
		施設名	左右岸区分	位置	
上流部	千曲川	御立野川排水機場（御立野川樋門）※	左岸	28.6k 付近	地震発生時にも河川管理施設が所要の機能を発揮するよう補強を行う。
		篠井川排水機場※（篠井川樋門・篠井川排水機場吐出水門）※	右岸	52.3k 付近	
		更級川排水機場（宮川樋門）※	左岸	83.2k 付近	
		八王子排水機場※（荒砥沢排水樋門・八王子排水機場吐出水門）※	左岸	89.0k 付近	
中流部	信濃川大河津分水路	五千石樋管	右岸	1.3k付近	
	信濃川	大河津洗堰	－	-1.5k付近	
		柿川水門※	右岸	15.3k 付近	
		柿川排水機場※（柿川排水機場排水樋管）※	右岸	15.3k 付近	
		妙見堰	－	30.0k 付近	
下流部	信濃川関屋分水路	新潟大堰	－	0.0k 付近	
	信濃川	信濃川水門	右岸	1.6k 付近	
		西川排水機場（含排水樋管）※	左岸	2.1k 付近	
		鳥屋野潟排水機場（含吐出樋管）※	右岸	4.2k 付近	
		鷲ノ木水門※	左岸	7.1k 付近	
		覚路津水門※	右岸	11.6k 付近	
		五社川水門※	右岸	23.6k 付近	
		才歩川水門※	右岸	24.0k 付近	
		蒲原大堰	－	43.4k 付近	
	中ノ口川	中ノ口川水門	－	34.0k 付近	

注：今後の照査の対象地震等の見直しや、解析の結果により対策が必要な施設が変更となる場合があります。
※耐震照査未実施のため、今後照査を実施し、必要に応じて対策を講じます。

（２）堤防の浸透対策

堤防は、長大かつ歴史的経緯の中で建設された土木構造物であるため、内部構造が不明確な部分があります。このため、築堤に用いた材料や、築堤の場所（旧河道を埋めた箇所の上部等）によっては、堤体漏水や基盤漏水を起こすこともあり、堤体からの土砂流出、堤防裏の法面破壊の発生によって甚大な被害につながる危険性があります。このため、量的整備（堤防断面確

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
76	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 4.河川管理施設の安全性確保対策	78	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 4.河川管理施設の安全性確保対策

保）に加え、質的整備として、安全性が確保されない堤防に対して、浸透対策を実施し安全性を確保します。

堤防の質的整備にあたっては、対策が必要な区間に対して、沿川の土地利用状況や堤防の浸透などの安全性を踏まえ、整備の優先度を検討した上で実施します。

なお、対策工の選定にあたっては、浸透に対する堤防詳細点検の結果から、土質条件や外力条件、被災履歴等を勘案し、総合的に判断します。

表 27 浸透対策実施箇所（上流部）

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	区間	
上流部	千曲川	木島平村穂高地先	右岸	28.7k～29.3k 付近	洪水時の浸透に対して堤防の安全性を確保する。
		飯山市東小沼地先	右岸	30.0k～30.8k 付近	
		飯山市飯山地先	右岸	31.9k～33.5k 付近	
		中野市立ヶ花地先～小布施町押羽地先	右岸	52.2k～52.4k 付近	
		長野市柳原地先～長野市屋島地先	左岸	60.1k～64.1k 付近	
		長野市若穂綿内地先	右岸	62.8k～63.8k 付近	
		長野市屋島地先～長野市大豆島地先	左岸	64.1k～65.3k 付近	
		長野市若穂牛島地先	右岸	65.0k～65.8k 付近	
		長野市小島田町地先	左岸	70.6k～71.3k 付近	
		千曲市屋代地先	右岸	78.9k～79.2k 付近	
		千曲市屋代地先～千曲市粟佐地先	右岸	79.8k～80.4k 付近	
		長野市篠ノ井塩崎地先～千曲市野高場地先	左岸	81.2k～82.3k 付近	
		千曲市杭瀬下地先～千曲市中地先	右岸	82.8k～84.3k 付近	
		千曲市八幡地先	左岸	84.3k 付近	
		千曲市八幡地先～千曲市須坂地先	左岸	84.4k～85.9k 付近	
		千曲市須坂地先～千曲市若宮地先	左岸	86.4k～88.8k 付近	
		千曲市千本柳地先～千曲市上徳間地先	右岸	86.6k～88.2k 付近	
		坂城町上五明地先～坂城町網掛地先	左岸	93.8k～95.5k 付近	
		坂城町南条地先	右岸	95.8k～97.9k 付近	
		上田市小牧地先	左岸	105.5k～105.8k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

保）に加え、質的整備として、安全性が確保されない堤防に対して、浸透対策を実施し安全性を確保します。

堤防の質的整備にあたっては、対策が必要な区間に対して、沿川の土地利用状況や堤防の浸透などの安全性を踏まえ、整備の優先度を検討した上で実施します。

なお、対策工の選定にあたっては、浸透に対する堤防詳細点検の結果から、土質条件や外力条件、被災履歴等を勘案し、総合的に判断します。

表 30 浸透対策実施箇所（上流部）

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	区間	
上流部	千曲川	長野市柳原地先～長野市屋島地先	左岸	60.1k～62.8k 付近	洪水時の浸透に対して堤防の安全性を確保する。
		長野市若穂綿内地先	右岸	62.8k～65.0k 付近	
		長野市屋島地先～長野市大豆島地先	左岸	62.8k～65.3k 付近	
		長野市若穂牛島地先	右岸	65.0k～65.8k 付近	
		長野市小島田町地先	左岸	70.6k～71.3k 付近	
		長野市篠ノ井横田地先	左岸	77.3k～78.5k 付近	
		千曲市屋代地先	右岸	78.9k～79.2k 付近	
		千曲市屋代地先～千曲市粟佐地先	右岸	79.8k～80.4k 付近	
		長野市篠ノ井塩崎地先～千曲市野高場地先	左岸	81.2k～82.9k 付近	
		千曲市杭瀬下地先～千曲市中地先	右岸	82.8k～84.3k 付近	
		千曲市八幡地先	左岸	84.3k 付近	
		千曲市八幡地先～千曲市須坂地先	左岸	84.4k～85.9k 付近	
		千曲市須坂地先～千曲市若宮地先	左岸	86.4k～88.8k 付近	
		千曲市千本柳地先～千曲市上徳間地先	右岸	86.6k～88.2k 付近	
		坂城町上五明地先～坂城町網掛地先	左岸	93.8k～95.5k 付近	
		坂城町南条地先	右岸	95.8k～97.9k 付近	
		上田市小牧地先	左岸	105.5k～105.8k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
77	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 4.河川管理施設の安全性確保対策	79	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 4.河川管理施設の安全性確保対策

表 28 浸透対策実施箇所（中流部・信濃川）

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	区間	
中流部	信濃川 大河津分水路	燕市中島地先～燕市野中才地先	右岸	4.25k～2.1k 付近	洪水時の浸透に対して堤防の安全性を確保する。
		長岡市寺泊蛇塚地先～長岡市寺泊新長地先	左岸	4.2k～1.9k 付近	
	信濃川	長岡市並木新田地先	右岸	5.4k～5.6k 付近	
		長岡市長呂地先～長岡市黒津町地先	右岸	7.0k～11.3k 付近	
		長岡市川袋町地先～長岡市槇下町地先	左岸	10.0k～13.1k 付近	
		長岡市黒津町地先	右岸	11.4k～11.5k 付近	
		長岡市黒津町地先	右岸	12.0k～12.1k 付近	
		長岡市蔵王地先～長岡市西蔵王地先	右岸	14.8k～15.3k 付近	
		長岡市松葉地先	右岸	15.3k～15.7k 付近	
		長岡市宮関町地先～長岡市岡村町地先	左岸	15.5k～17.6k 付近	
		長岡市水道町地先	右岸	15.7k～16.0k 付近	
		長岡市中島地先～長岡市信濃地先	右岸	17.0k～17.6k 付近	
		長岡市草生津町地先	右岸	18.4k～18.5k 付近（太田川左岸）	
		長岡市草生津町地先～長岡市大宮町地先	右岸	18.4k～20.3k 付近	
		長岡市下山町地先	左岸	20.0k～20.3k 付近	
		長岡市飯島地先～長岡市飯島善兵衛古新田地先	左岸	20.8k～21.3k 付近	
		長岡市浦地先	右岸	24.1k～24.3k 付近	
		長岡市浦地先～長岡市釜ケ島地先	左岸	24.2k～25.5k 付近	
		長岡市釜ケ島地先	右岸	25.3k～26.1k 付近	
		長岡市岩野地先	右岸	27.1k～27.8k 付近	
		小千谷市高梨町地先	左岸	27.2k～27.4k 付近	
		小千谷市高梨町地先	左岸	27.6k～27.7k 付近	
		小千谷市高梨町地先～小千谷市三仏生地先	左岸	28.6k～31.2k 付近	
		小千谷市千谷地先	左岸	32.5k～32.7k 付近	
		十日町市中条甲地先	右岸	60.7k～61.1k 付近	
		十日町市寅乙地先	右岸	63.5k～64.1k 付近	
		十日町市子地先	右岸	64.8k～64.9k 付近	
		十日町市姿地先	左岸	70.0k～70.1k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

表 31 浸透対策実施箇所（中流部・信濃川）

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	区間	
中流部	信濃川 大河津分水路	燕市渡部地先	左岸	6.6k～5.9k 付近	洪水時の浸透に対して堤防の安全性を確保する。
		長岡市寺泊蛇塚地先～長岡市寺泊新長地先	左岸	5.6k～0.6k 付近	
		燕市中島地先～燕市野中才地先	右岸	4.25k～0.6k 付近	
	信濃川	長岡市真野代新田地先～長岡市並木新田地先	右岸	0.7k～4.4k 付近	
		長岡市寺泊岩方地先	左岸	1.58k～2.0k 付近	
		長岡市並木新田地先	右岸	5.4k～5.6k 付近	
		長岡市長呂地先～長岡市黒津町地先	右岸	7.0k～11.3k 付近	
		長岡市川袋町地先～長岡市槇下町地先	左岸	10.0k～13.14k 付近	
		長岡市黒津町地先	右岸	11.4k～11.5k 付近	
		長岡市黒津町地先	右岸	12.0k～12.1k 付近	
		長岡市蔵王地先～長岡市水道町地先	右岸	14.8k～16.0k 付近	
		長岡市宮関町地先～長岡市岡村町地先	左岸	15.5k～17.6k 付近	
		長岡市中島地先～長岡市大宮町地先	右岸	17.0k～20.3k 付近	
		長岡市草生津地先	右岸	18.4k～18.5k 付近（太田川左岸）	
		長岡市下山町地先～長岡市稼花地先	左岸	20.0k～22.25k 付近	
		長岡市前島町地先～長岡市浦地先	右岸	22.4k～24.3k 付近	
		長岡市浦地先～長岡市釜ケ島地先	左岸	23.5k～25.5k 付近	
		長岡市浦地先～長岡市釜ケ島地先	右岸	24.8k～26.1k 付近	
		長岡市釜ケ島地先～長岡市岩野地先	左岸	25.9k～27.0k 付近	
		長岡市岩野地先～小千谷市三俣野町地先	右岸	27.1k～29.5k 付近	
		小千谷市高梨町地先	左岸	27.2k～27.4k 付近	
		小千谷市高梨町地先	左岸	27.6k～27.7k 付近	
		小千谷市高梨町地先～小千谷市三仏生地先	左岸	28.6k～31.2k 付近	
		小千谷市千谷地先	左岸	32.3k～32.5k 付近	
		小千谷市千谷地先～小千谷市千谷川地先	左岸	32.7k～34.0k 付近	
		小千谷市川井地先	右岸	44.9k～45.3k 付近	
		十日町市木落地先	左岸	57.5k～59.2k 付近	
		十日町市中条甲地先	右岸	60.7k～61.1k 付近	
		十日町市寅甲地先～十日町市城之古地先	右岸	63.4k～65.8k 付近	
		十日町市高島地先～十日町市小黒沢地先	右岸	67.1k～67.5k 付近	
		十日町市高島地先	左岸	67.5k～68.6k 付近	
		十日町市姿地先	左岸	70.0k～70.1k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
78	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 4.河川管理施設の安全性確保対策	80	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 4.河川管理施設の安全性確保対策

表 29 浸透対策実施箇所（中流部・魚野川）

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	区間	
中流部	魚野川	長岡市東川口地先	右岸	0.4k 付近	洪水時の浸透に対して堤防の安全性を確保する。
		長岡市西川口地先	左岸	0.6k～1.3k 付近	
		長岡市東川口地先	右岸	0.8k～1.3k 付近	
		長岡市東川口地先	右岸	1.3k～1.6k 付近	
		魚沼市新道島地先～ 魚沼市下新田地先	右岸	5.8k～7.2k 付近	
		魚沼市竜光地先～ 魚沼市徳田地先	右岸	7.9k～8.5k 付近	
		魚沼市根小屋地先	右岸	9.5k～9.8k 付近	
		魚沼市古新田地先	右岸	14.0k～14.9k 付近	
		魚沼市青島地先	左岸	14.1k～14.9k 付近	
		魚沼市青島地先	左岸	15.0k～15.9k 付近	
		魚沼市青島地先	左岸	16.2k～16.3k 付近	
		魚沼市十日町地先	右岸	17.3k～18.2k 付近	
		魚沼市十日町地先	右岸	18.6k～18.8k 付近	
		南魚沼市五箇地先	左岸	18.7k～19.0k 付近	
		南魚沼市五箇地先	左岸	19.5k～19.8k 付近	
		南魚沼市浦佐地先	右岸	20.2k～21.4k 付近	
		南魚沼市芹田地先	左岸	22.7k～22.8k 付近	
		南魚沼市芹田地先	左岸	22.9k～23.1k 付近	
		南魚沼市鍛島地先	左岸	23.5k～24.3k 付近	
		南魚沼市海士ヶ島新田地先	右岸	23.7k～23.9k 付近	
		南魚沼市柳古新田地先	右岸	23.9k～24.2k 付近	
		南魚沼市今町新田地先	右岸	25.2k～25.3k 付近	
		南魚沼市今町新田地先	右岸	25.5k～25.6k 付近	
		南魚沼市今町地先	左岸	25.6k 付近	
		南魚沼市麓地先	右岸	27.0k～27.9k 付近	
		南魚沼市麓地先～ 南魚沼市下原新田地先	左岸	27.4k～27.9k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

表 30 浸透対策実施箇所（下流部）

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	区間	
下流部	信濃川	新潟市中央区美咲町地先～ 新潟市江南区楚川地先	右岸	2.5k～6.1k 付近	洪水時の浸透に対して堤防の安全性を確保する。

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

表 32 浸透対策実施箇所（中流部・魚野川）

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	区間	
中流部	魚野川	長岡市東川口地先	右岸	0.4k 付近	洪水時の浸透に対して堤防の安全性を確保する。
		長岡市西川口地先	左岸	0.6k～1.3k 付近	
		長岡市東川口地先	右岸	0.8k～1.6k 付近	
		魚沼市新道島地先～ 魚沼市下新田地先	右岸	5.8k～7.2k 付近	
		魚沼市下新田地先～ 魚沼市和長島地先	左岸	7.6k～9.8k 付近	
		魚沼市竜光地先～ 魚沼市徳田地先	右岸	7.88k～9.0k 付近	
		魚沼市根小屋地先	右岸	9.5k～9.8k 付近	
		魚沼市根小屋地先～ 魚沼市四日町地先	右岸	10.5k～12.5k 付近	
		魚沼市本町地先～ 魚沼市伊勢島地先	右岸	13.5k～16.1k 付近	
		魚沼市青島地先	左岸	14.1k～14.9k 付近	
		魚沼市青島地先	左岸	15.0k～16.6k 付近	
		魚沼市十日町地先	右岸	17.3k～18.2k 付近	
		南魚沼市五箇地先	左岸	17.77k～20.03k 付近	
		魚沼市十日町地先～ 魚沼市岡新田地先	右岸	18.6k～18.85k 付近	
		南魚沼市浦佐地先	右岸	20.2k～21.4k 付近	
		南魚沼市浦佐地先～ 南魚沼市五日町地先	左岸	21.9k～28.05k 付近	
		南魚沼市浦佐地先～ 南魚沼市麓地先	右岸	22.4k～28.05k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

表 33 浸透対策実施箇所（下流部）

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	区間	
下流部	信濃川	新潟市中央区美咲町地先～ 新潟市江南区楚川地先	右岸	2.5k～6.1k 付近	洪水時の浸透に対して堤防の安全性を確保する。

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
80	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 4.河川管理施設の安全性確保対策	82	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 4.河川管理施設の安全性確保対策 表の一部行の削除

表 32 水衝部対策実施箇所（中流部）

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	区間	
中流部	信濃川	小千谷市岩沢地先	右岸	51.1k～51.2k 付近	洪水などによる侵食から堤防を防護する
		十日町市中条甲地先	右岸	60.1k～60.7k 付近	
		十日町市馬場丙地先	右岸	70.3k～70.5k 付近	
	魚野川	魚沼市徳田地先	左岸	8.4k～8.8k 付近	
		魚沼市根小屋地先	右岸	8.8k～9.1k 付近	
		魚沼市根小屋地先	右岸	9.1k～9.4k 付近	
		魚沼市伊勢島地先	右岸	15.3k～15.4k 付近	
		南魚沼市浦佐地先	右岸	21.5k～21.7k 付近	
		南魚沼市浦佐地先	左岸	21.9k～22.2k 付近	
		南魚沼市九日町地先	左岸	24.5k 付近	
		南魚沼市今町地先	左岸	25.6k～26.0k 付近	
		南魚沼市五日町地先	左岸	26.9k～27.0k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

表 33 水衝部対策実施箇所（下流部）

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	区間	
下流部	信濃川	加茂市前須田地先	左岸	30.9k～31.2k 付近	洪水などによる侵食から堤防を防護する
		加茂市鵜森地先～ 三条市井戸場地先	左岸	31.9k～32.3k 付近	
		加茂市山島新田地先～ 加茂市加茂新田地先	右岸	32.6k～32.9k 付近	
		加茂市天神林地先～ 三条市柳場新田地先	右岸	33.3k～33.8k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

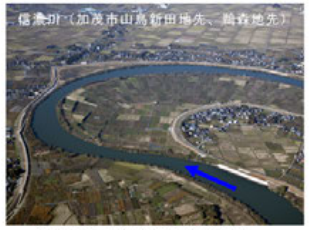

写真 57 水衝部対策の実施例

表 35 水衝部対策実施箇所（中流部）

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	区間	
中流部	信濃川	小千谷市岩沢地先	右岸	51.1k～51.2k 付近	洪水などによる侵食から堤防を防護する
		十日町市中条甲地先	右岸	60.1k～60.7k 付近	
		十日町市馬場丙地先	右岸	70.3k～70.5k 付近	
	魚野川	魚沼市徳田地先	左岸	8.4k～8.8k 付近	
		魚沼市根小屋地先	右岸	8.8k～9.1k 付近	
		魚沼市根小屋地先	右岸	9.1k～9.4k 付近	
		魚沼市伊勢島地先	右岸	15.3k～15.4k 付近	
		南魚沼市浦佐地先	右岸	21.5k～21.7k 付近	
		南魚沼市浦佐地先	左岸	21.9k～22.2k 付近	
		南魚沼市九日町地先	左岸	24.5k～24.8k 付近	
		南魚沼市今町地先	左岸	25.6k～26.0k 付近	
		南魚沼市五日町地先	左岸	26.9k～27.0k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

表 36 水衝部対策実施箇所（下流部）

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	区間	
下流部	信濃川	加茂市前須田地先	左岸	30.9k～31.2k 付近	洪水などによる侵食から堤防を防護する
		加茂市鵜森地先～ 三条市井戸場地先	左岸	31.9k～32.3k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

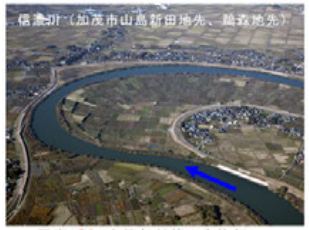

写真 56 水衝部対策の実施例

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
81	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 4.河川管理施設の安全性確保対策	83	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 4.河川管理施設の安全性確保対策 表の追加

（４）支川合流点処理

本川・支川が合流する箇所において安全に洪水を流下させることができるよう、適切な河川整備を実施します。

支川合流部では洪水時に本川水位の影響により支川水位が上昇することがあり、堤防整備や樋門・樋管等の施設等の対策を実施します。

合流点処理が未整備の支川については、支川の管理者と連携して対策を実施します。

（５）機能低下した河川管理施設の改築等

河川管理施設を対象に、日常点検や定期点検を実施し、所要の機能を維持するとともに、定期的に施設の健全度を評価し、本来備えるべき機能を発現できない恐れのある河川管理施設については、必要に応じて改築・補修・修繕等を実施します。

（４）支川合流点処理

本川・支川が合流する箇所において安全に洪水を流下させることができるよう、適切な河川整備を実施します。

支川合流部では洪水時に本川水位の影響により支川水位が上昇することがあり、堤防整備や樋門・樋管等の施設等の対策を実施します。

合流点処理が未整備の支川については、支川の管理者と連携して対策を実施します。

表 37 支川合流点処理実施箇所

河川名			施行の場所			機能の概要
			地先	左右岸区分	区間	
中流部	信濃川	栖吉川	長岡市黒津町地先	右岸	12.0k 付近	安全に本・支川を合流させる

（５）機能低下した河川管理施設の改築等

河川管理施設を対象に、日常点検や定期点検を実施し、所要の機能を維持するとともに、定期的に施設の健全度を評価し、本来備えるべき機能を発現できない恐れのある河川管理施設については、必要に応じて改築・補修・修繕等を実施します。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
82	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第2項 1.適正な流水の利用・管理	84	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第2項 1.適正な流水の利用・管理

第２項　河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

利水、生物の生息・生育・繁殖環境、景観、流水の清潔の保持等、河川の流水が本来有する機能が維持されるよう、河川流量の把握など適正な流水管理を実施します。

１．適正な流水の利用・管理

信濃川水系の河川は、発電用水、農業用水、水道用水、工業用水など多方面に利用されています。渇水時でも利水、生物の生息・生育・繁殖環境、景観、流水の清潔（水質）の保持等、河川の流水が本来有する機能が維持されるよう、既設ダムからの補給により水環境の改善を図ります。

なお、主要地点においては、流水の正常な機能の維持に必要な流量は概ね確保されていますが、発電による減水区間が生じている箇所もあり、水環境と水利用の調和のため、関係者と調整を図ります。

写真 58　維持流量の違いによる河川の流況変化の例

第２項　河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

利水、生物の生息・生育・繁殖環境、景観、流水の清潔の保持等、河川の流水が本来有する機能が維持されるよう、河川流量の把握など適正な流水管理を実施します。

１．適正な流水の利用・管理

信濃川水系の河川は、発電用水、農業用水、水道用水、工業用水、環境用水など多方面に利用されています。渇水時でも利水、生物の生息・生育・繁殖環境、景観、流水の清潔（水質）の保持等、河川の流水が本来有する機能が維持されるよう、既設ダムからの補給により水環境の改善を図ります。

なお、主要地点においては、流水の正常な機能の維持に必要な流量は概ね確保されていますが、発電による減水区間が生じている箇所もあり、水環境と水利用の調和のため、関係者と調整を図ります。

写真 57　維持流量の違いによる河川の流況変化の例

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
84	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第3項 1.河川環境の整備と保全	86	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第3項 1.河川環境の整備と保全 本文・図の追加

第３項 河川環境の整備と保全に関する事項

１．河川環境の整備と保全

（１）多自然川づくりの推進

堤防の新設、拡築や護岸の整備、河道掘削等の実施にあたっては、多様な生物の生息・生育・繁殖環境や、良好な河川景観に配慮し、河川水辺の国勢調査等のモニタリング結果や、学識者等の意見を踏まえつつ、施工形状・方法を工夫するなどして実施します。

植物については河道の冠水頻度が減少すると外来種が侵入・分布し、在来種の生息・生育・繁殖環境の悪化につながることが懸念されるため、河道掘削においては、掘削高に変化をつける等により、洪水等の撹乱による冠水頻度の変化につながる掘削形状を検討します。これにより、多様な生物の生息・生育・繁殖場として利用される環境の形成を図ります。また、魚類や鳥類などの生物の生息・生育・繁殖環境として重要なワンド、瀬・淵、湧水などの河川環境を保全するとともに、必要な整備を行います。

樹木伐採の実施にあたっては、縦横断的に河道の状況を調査・把握した上で、河道の維持及び生物の生息・生育・繁殖環境に配慮しながら行います。また、必要に応じて学識経験者等の意見を聴きながら、必要な調査を行うとともに、その結果にあわせて順応的・段階的に対応していきます。

① 上流部

上流部については、河道掘削によって洪水等による撹乱の頻度や範囲を拡大させ、樹木の再繁茂を抑制するとともに多様な水際環境を形成するために、冠水頻度を勘案した掘削形状の検討を行い、砂礫河原や瀬・淵環境の保全・再生及び水際植生の形成を図ります。また、河道掘削の際にハリエンジュやアレチウリなどの外来種の駆除や侵入、樹木が再繁茂しづらい環境を形成します。

第３項 河川環境の整備と保全に関する事項

１．河川環境の整備と保全

河川環境の整備と保全に関しては、多種・多様な生物の良好な自然環境を保全し、多自然川づくり、工事による環境影響の軽減等、魚がのぼりやすい川づくり、特定外来生物等の駆除・拡散防止に取り組むことが必要です。そこで、動植物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出を考慮した河川の整備、河道の維持管理、自然再生事業を実施します。また、新たな自然環境の変化により、動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・創出の必要が生じた場合は、自然再生計画を策定し、その計画に基づき整備を実施します。

（１）多自然川づくりの推進

堤防の新設、拡築や護岸の整備、河道掘削、遊水地等の実施にあたっては、多様な生物の生息・生育・繁殖環境や、良好な河川景観に配慮し、河川水辺の国勢調査等のモニタリング結果や、学識者等の意見を踏まえつつ、掘削形状・方法を工夫するなどして実施します。

植物については河道の冠水頻度が減少すると外来種が侵入・分布し、在来種の生息・生育・繁殖環境の悪化につながることが懸念されるため、河道掘削においては、掘削高に変化をつける等により、洪水等の撹乱による冠水頻度の変化につながる掘削形状を検討します。また、これにより、多様な生物の生息・生育・繁殖場として利用される環境の形成を図ります。また、魚類や鳥類などの生物の生息・生育・繁殖環境として重要なワンド、瀬・淵、湧水、霞堤などの河川環境を保全するとともに、必要な整備を行います。

樹木伐採の実施にあたっては、縦横断的に河道の状況を調査・把握した上で、河道の維持及び生物の生息・生育・繁殖環境に配慮しながら行います。また、必要に応じて学識経験者等の意見を聴きながら、必要な調査を行うとともに、その結果にあわせて順応的・段階的に対応していきます。

信濃川中・下流部では、河川を基軸とした動植物の生息・生育・繁殖環境のまとまりをもった拠点間の広域的なつながりが確保されています。これらの自然環境を保全するため、流域住民や関係機関を連携し、生態系ネットワークの形成のための自然環境の保全・創出と地域活性化を推進します。

① 上流部

上流部については、河道掘削によって洪水等による撹乱の頻度や範囲を拡大させ、外来種の侵入・拡大や樹木の再繁茂を抑制するとともに多様な水際環境を形成するため、公募した地域課題の研究成果等を参考に冠水頻度を勘案した掘削形状の検討を行い、砂礫河原や瀬・淵環境の保全・創出及び水際植生の形成を図ります。また、河道掘削の際にハリエンジュやアレチウリなどの外来種の駆除を行うとともに、樹木が再繁茂しづらい環境を形成します。

図 46 上流部における環境に配慮した掘削形状イメージ図

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
85	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第3項 1.河川環境の整備と保全	87、88	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第3項 1.河川環境の整備と保全

護岸については、比較的流れの緩い箇所で、木杭や捨石、かごマット、袋詰玉石など多孔質の材料を使い、その上に覆土することで早期に生物の生息・生育・繁殖環境の復元を図る護岸の整備を推進します。

ワンド、たまりや湧水環境については、スナヤツメ等の魚類をはじめとする多様な生物の生息・生育・繁殖環境としての役割を担っていることから、保全・再生を図ります。

石出しによる不透過水制の設置による瀬・淵の創出（千曲川 70.1k 付近）　捨石、覆土、木杭による多自然護岸（犀川 9.0k 付近）

写真 62 護岸の工夫による多自然川づくりの事例

② 中流部

中流部については、河道掘削によって水生生物や水際植生等の生息・生育・繁殖環境として重要である多様な水際環境を形成するために、水位や冠水頻度を勘案した掘削形状の検討を行い、湿地・砂礫河原等の環境の形成を図ります。また、魚類をはじめとする多様な生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し、たまりや湿地等の多様な河川環境を創出します。

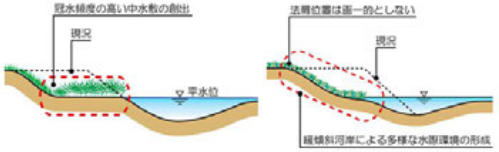

図 44 中流部における環境に配慮した掘削形状イメージ図

蓮潟地区の左岸寄州に樹木が繁茂　樹木伐採と地盤の切下げにより湿地を形成

写真 63 環境整備の事例（中流部 17.0k 付近）

護岸については、比較的流れの緩い箇所で、木杭や捨石、かごマット、袋詰玉石など多孔質の材料を使い、その上に覆土することで早期に生物の生息・生育・繁殖環境の保全を図る護岸の整備を推進します。

ワンド、たまりや湧水環境については、スナヤツメ等の魚類をはじめとする多様な生物の生息・生育・繁殖環境としての役割を担っていることから、保全・創出を図ります。

石出しによる不透過水制の設置による瀬・淵の創出（千曲川 70.1k 付近）　巨石等を用いた水制の設置による自然河岸の形成（犀川 56.5k 付近）

写真 61 護岸の工夫による多自然川づくりの事例

② 中流部

中流部については、河道掘削等によって水生生物や水際植生等の生息・生育・繁殖環境として重要である多様な水際環境を形成するために、水位や冠水頻度を勘案した掘削形状の検討を行い、湿地・砂礫河原等の環境の形成を図ります。また、魚類をはじめとする多様な生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し、たまりや湿地等の多様な河川環境を創出します。

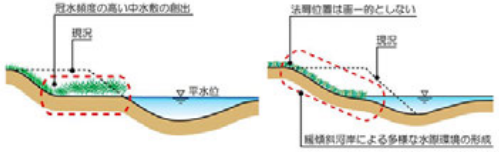

図 47 中流部における環境に配慮した掘削形状イメージ図

蓮潟地区の左岸寄州に樹木が繁茂　樹木伐採と地盤の切下げにより湿地を形成

写真 62 環境整備の事例（中流部 17.0k 付近）

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
88	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第3項 2.良好な景観の保全・再生・創出	90、91	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第3項 2.良好な景観の保全・創出

（４）特定外来生物等の駆除・拡散防止

特定外来生物等の増大により、在来生物の捕食や、生息・生育・繁殖環境の破壊及び採餌環境の競合など、従来の生態系が撹乱されています。また、水産資源を減少させ漁業に被害を与えるなど、自然や人間の営みに対して影響を及ぼす可能性があります。

このような特定外来生物等の侵入を阻止し、拡散を防止するためには、上流から下流まで一体となって移植・再放流の禁止、駆除等の対策を講ずる必要があります。

このため、河川水辺の国勢調査等により特定外来生物等の生息・生育・繁殖実態の把握に努め、水系全体に対する必要な情報について学識経験者や関係機関等と共有を図り、意見交換を行い、必要に応じて対策等を検討します。また、関係機関と連携し、特定外来生物等が及ぼす影響や抑止策について広報活動を行い、駆除・拡散防止に努めます。

２．良好な景観の保全・再生・創出

信濃川には、流域住民が誇り、観光に活用可能な「日本一の大河信濃川」固有の景観があります。河川工事による景観の単調化を極力小さくし、信濃川水系らしい景観の保全・再生・創出を図ります。また、川の中から見た景観を含め、周辺の自然環境や地勢（河岸段丘や広がりのある田園風景）及び流域の歴史、文化、風土と調和した河川整備を実施します。

写真 67 大河津分水路における堰の高さを抑えて景観へ配慮した事例

（４）特定外来生物等の駆除・拡散防止

特定外来生物等の増大により、在来生物の捕食や、生息・生育・繁殖環境の破壊及び採餌環境の競合など、従来の生態系が撹乱されています。また、水産資源を減少させ漁業に被害を与えるなど、自然や人間の営みに対して影響を及ぼす可能性があります。

このような特定外来生物等の侵入を阻止し、拡散を防止するためには、上流から下流まで一体となって移植・再放流の禁止、駆除等の対策を講ずる必要があります。

このため、河川水辺の国勢調査等により特定外来生物等の生息・生育・繁殖実態の把握に努め、水系全体に対する必要な情報について学識経験者や関係機関等と共有を図り、意見交換を行い、必要に応じて対策等を検討します。また、関係機関と連携し、特定外来生物等が及ぼす影響や抑止策について広報活動を行い、侵入・拡大を抑制します。

２．良好な景観の保全・創出

信濃川には、流域住民が誇り、観光に活用可能な「日本一の大河信濃川」固有の景観があります。河川工事による景観の単調化を極力小さくし、信濃川水系らしい景観の保全・創出を図ります。また、川の中から見た景観を含め、周辺の都市環境や自然環境及び地勢（河岸段丘や広がりのある田園風景）、流域の歴史、文化、風土と調和した河川整備を推進します。

写真 66 大河津分水路における堰の高さを抑えて景観へ配慮した事例

写真 67 やすらぎ堤における都市環境と調和した河川整備事例

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
88、89	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第3項 3.ふれあいの場の整備	91、92	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第3項 3.ふれあいの場の整備

3．ふれあいの場の整備

信濃川の豊かな自然環境や地域の歴史・文化等を踏まえ、河川空間が、新たな交流の場、環境学習の場、潤いとやすらぎの場、子ども達でも安全に安心して河川に親しめる場として、地域の人々に魅力あるものとなるよう、良好な水辺空間の整備を行い賑わいの創出を推進します。

あわせて、流域住民に河川への関心を高めてもらうため、「水辺の楽校」等の河川利用に向けた取組や、関係機関や市民団体と連携し、イベントや環境学習を通じた情報発信を推進します。

上流部は、豊かでうるおいのある良好な環境を求める地域ニーズが高く、これまでに整備を行った水辺プラザや水辺の楽校、桜づつみなどの利用が盛んであり、今後もまちづくりと一体となった河川空間の整備について検討します。

中流部の大河津分水路については、信濃川大河津資料館及び大河津分水さくら公園などと連携した高水敷利用や河口整備において、広く水辺空間とまち空間の融合を図るための環境構築に向けた取組を実施します。

また、下流部では、舟運等の水面利用やイベントなどの高水敷利用等、広く河川が利用されやすい環境構築に向けた取組を推進します。実施にあたっては、利用実態や舟運に適した環境の調査等により効果的な取組を検討します。

整備にあたっては、河川空間を誰もが利用しやすいように、坂路等をバリアフリー化するなどの工夫を施すとともに、河川内へのアクセスの向上や、自治体との連携のもと、自然と親しみ、楽しみながら歩ける小道や木陰などを整備し、ゆっくりと川辺をながめることができる快適な利用の促進を図ります。なお、これらの実施にあたっては、関係機関と連携し、地域住民の意見を踏まえながら進めます。また、地域住民等による様々な活動の支援や、レクリエーション・花火大会等のイベント・観光等の拠点として、緩傾斜堤防の整備を行うなど、まちづくりと一体となった整備を推進します。

今後、河川空間の利活用ニーズの高まりにより、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す取組みが行われる場合は、河川管理者が推進主体（市町村など）と連携してまち空間と融合する河川空間を創出するため、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を実施します。

3．ふれあいの場の整備

信濃川の豊かな自然環境や地域の歴史・文化等を踏まえ、河川空間が、新たな交流の場、環境学習の場、潤いとやすらぎの場、子ども達でも安全に安心して河川に親しめる場として、地域の人々に魅力あるものとなるよう、良好な水辺空間の整備を行い賑わいを創出します。

あわせて、流域住民に河川への関心を高めてもらうため、「水辺の楽校」等の河川利用に向けた取組や、関係機関や市民団体と連携し、イベントや環境学習を通じた情報発信を推進します。

上流部は、豊かでうるおいのある良好な環境を求める地域ニーズが高く、これまでに整備を行った水辺プラザや水辺の楽校、桜づつみのほか、広域観光ルートの構築、歴史文化の伝承、未来へ繋げる関係人口の育成等により、広域観光の推進と地域活性化を図るため、各市町村の水辺拠点で親水護岸、管理用通路を整備し、現在行われている水辺アクティビティやスポーツイベントでの広域な連携、さらにアウトドア民間事業者や鉄道事業者とのタイアップによる広域観光ルートの構築を自治体及び関係機関と連携し推進します。

中流部の大河津分水路については、信濃川大河津資料館及び大河津分水さくら公園などと連携した高水敷利用や河口整備において、広く水辺空間とまち空間の融合を図るための環境構築に向けた取組を実施します。

また、下流部では、やすらぎ堤をはじめとする河川空間が、都市部における貴重なふれあいの場として水辺利用やイベントなどの高水敷利用、舟運等の水面利用等、広く河川が利用されやすい環境構築に向けた取組を推進します。実施にあたっては、地域のニーズや利用実態、舟運に適した環境の調査等により効果的な取組を検討します。

整備にあたっては、河川空間を誰もが利用しやすいように、坂路等をバリアフリー化するなどの工夫を施すとともに、河川内へのアクセスの向上や、自治体との連携のもと、自然と親しみ、楽しみながら歩ける小道や木陰などを整備し、ゆっくりと川辺をながめることができる快適な利用の促進を図ります。なお、これらの実施にあたっては、関係機関と連携し、地域住民の意見を踏まえながら進めます。また、地域住民等による様々な活動の支援や、レクリエーション・花火大会等のイベント・観光等の拠点として、緩傾斜堤防の整備を行うなど、まちづくりと一体となった整備を推進します。

今後、河川空間の利活用ニーズの高まりにより、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す取組が行われる場合は、河川管理者が推進主体（市町村など）と連携してまち空間と融合する河川空間を創出するため、計画策定を支援し、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を推進します。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
89	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 河川の維持・修繕の目的、種類及び施行の場所	92、93	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 河川の維持・修繕の目的、種類及び施行の場所

第２節　河川の維持・修繕の目的、種類及び施行の場所

河川維持管理にあたっては、信濃川の河川特性を十分に踏まえ、河川維持管理の目標、目的、重点箇所、実施内容等を具体的に定めた「信濃川水系（千曲川・信濃川・信濃川下流）河川維持管理計画」に基づき、計画的な維持管理を実施しています。また、河川巡視・点検による状態把握、それらの一連の作業の中で得られた知見を分析・評価して、河川維持管理計画あるいは実施内容に反映していくという「サイクル型河川管理」によって効率的・効果的に実施し必要に応じて河川の修繕を行います。なお、河川の維持管理を行うにあたっては、新技術の活用の可能性を検討するとともにコスト縮減に努めます。

また、河川管理者と市民が協力・連携して多様なパートナーシップによる河川管理の展開を図ります。環境調査、環境保全・管理等については、地域住民の要望を踏まえ、地域住民が河川管理に参加、あるいは積極的にその一部を担っていく仕組みづくりに努めます。

さらに、維持管理の実施に当たっては、学識経験者等の助言を得られる体制を整え、助言を受けながら進めていきます。

なお、河川整備計画は、河川の維持を含めた河川整備の全体像を示すものであり、河川維持管理の中で得られた知見を河川整備計画にフィードバックしていきます。

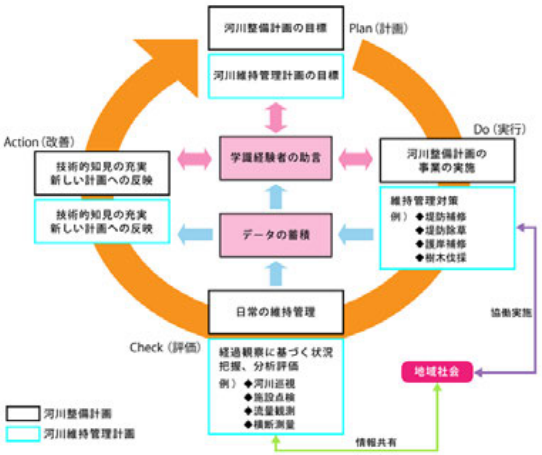

図 47　サイクル型河川管理のイメージ

第１項　河川の調査、状態把握

自然公物である河川の維持管理は、状態把握を行いつつその結果を分析、評価して対策を実施することから、河川の状態把握は特に重要です。河川巡視・点検を実施するとともに、測量・水文観測・

第２節　河川の維持・修繕の目的、種類及び施行の場所

河川維持管理にあたっては、信濃川の河川特性を十分に踏まえ、河川維持管理の目標、目的、重点箇所、実施内容等を具体的に定めた「信濃川水系（千曲川・信濃川・信濃川下流）河川維持管理計画」に基づき、計画的な維持管理を実施しています。また、河川巡視・点検による状態把握、それらの一連の作業の中で得られた知見を分析・評価して、河川維持管理計画あるいは実施内容に反映していくという「サイクル型河川管理」によって効率的・効果的に実施し必要に応じて河川の修繕を行います。なお、河川の維持管理を行うにあたっては、新技術の活用の可能性を検討するとともにコスト縮減に努めます。

また、河川管理者と市民が協力・連携して多様なパートナーシップによる河川管理の展開を図ります。環境調査、環境保全・管理等については、地域住民の要望を踏まえ、地域住民が河川管理に参加、あるいは積極的にその一部を担っていく仕組みづくりに努めます。

さらに、維持管理の実施に当たっては、学識経験者等の助言を得られる体制を整え、助言を受けながら進めるとともに、三次元点群データを活用した三次元管内図等により、調査・計画、設計、施工、維持・管理や災害時の被災調査などの一連業務の高度化・効率化、占用許可等のオンライン化などによる行政サービスの向上を図り、持続可能なインフラ整備・管理等につながるデジタルトランスフォーメーション（DX）などの新たな取組の推進に努めます。

なお、河川整備計画は、河川の維持を含めた河川整備の全体像を示すものであり、河川維持管理の中で得られた知見を河川整備計画にフィードバックしていきます。

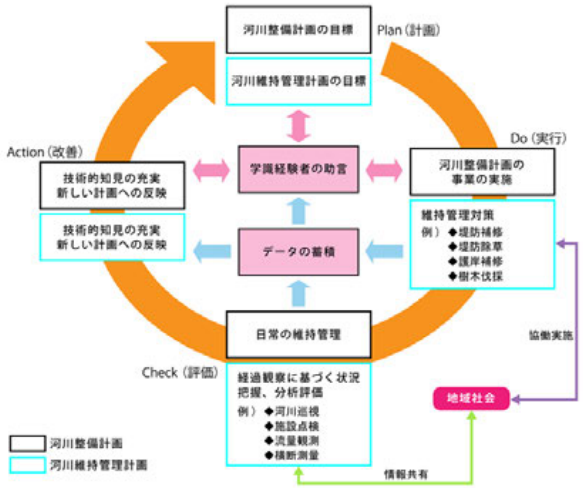

図 50　サイクル型河川管理のイメージ

第１項　河川の調査、状態把握

自然公物である河川の維持管理は、状態把握を行いつつその結果を分析、評価して対策を実施することから、河川の状態把握は特に重要です。河川巡視・点検を実施するとともに、測量・水文観測・

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
90	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第2項 1.堤防の維持管理	93、94	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第2項 1.堤防、護岸及び河岸の維持管理

土砂堆積調査等の各種調査・モニタリングを実施し、河川の状態把握を行います。

また、雨量・水位等の情報を常に迅速かつ正確に把握できるよう、観測施設の日常の保守点検を確実に行います。

さらに、豊かな河川環境の保全の観点から、河川の現状や経年変化を把握するため、河川水辺の国勢調査等のモニタリングを実施するとともに、温暖化等長期的な気候変動によって生じ得る影響についても検討を行います。

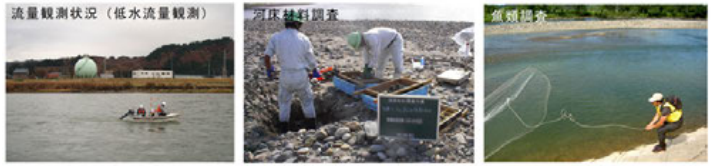

写真 68 河川の調査の実施状況

第２項 河川管理施設等の点検・維持管理

１．堤防の維持管理

堤防の機能を適切に維持管理していくために、堤防の変状や異常・損傷を早期に発見することを目的として、適切に堤防除草、定期的な点検、日々の河川巡視等を行うとともに、河川巡視や水防活動等が円滑に行えるよう、管理用通路等を適切に維持管理します。また、点検、河川巡視や定期的な縦横断測量調査等の実施により、堤防や護岸等の損傷等が把握された場合には、必要に応じて所要の対策を講じていきます。特に、樋門・樋管等の構造物周辺で沈下等が把握された場合には、空洞化の有無等について調査を行い、適切な補修を実施します。

表 34 維持管理（堤防）に係る施行の場所

河川名	施行の場所（延長（km））
上流部	226.5
中流部	169.4
下流部	111.7

※平成 30 年度末時点

２．堰、水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理

洪水時や地震時に堰、水門、排水機場、樋門・樋管等の河川管理施設の必要な機能が適切に発揮されるよう、河川巡視・点検を行います。また、老朽化対策を効率的に進めるため、施設の状態把握に努め、必要に応じて補修・更新を行い長寿命化を図ります。長寿命化による機能維持が困難な施設については、具体的な対策工法について検討を行い、改築・改良を実施します。

河川管理施設の操作については、操作規則等に基づき適切に実施します。これらの施設を操作する操作員に対し、施設の機能や操作等についての講習会・訓練を実施します。また、洪水、高潮等が発生した場合のバックアップ機能の強化や操作員等の安全確保の観点から、必要に応じ遠隔操作化や自動化等を進めていきます。

雨量観測所、レーダ雨量観測所、水位観測所、水質観測所、CCTV カメラ、光ファイバー等の施設については、これらが正常に機能するよう適切な維持管理を実施します。これらの施設を通じて得られた情報を一元的に集約・整理することにより河川管理の効率化に努めます。河川防災ステーション、緊急用河川敷道路及び緊急用船着場等の施設については、平常時は沿川地方公共団体と連

土砂堆積調査等の各種調査・モニタリングを実施し、河川の状態把握を行います。

また、雨量・水位等の情報を常に迅速かつ正確に把握できるよう、観測施設の日常の保守点検を確実に行います。

さらに、豊かな河川環境の保全の観点から、河川の現状や経年変化を把握するため、河川水辺の国勢調査等のモニタリングを実施し、その結果を分析・評価し、必要に応じ影響緩和策を検討する。また、温暖化等長期的な気候変動によって生じ得る影響についても検討を行います。

写真 68 河川の調査の実施状況

第２項 河川管理施設等の点検・維持管理

１．堤防、護岸及び河岸の維持管理

堤防の機能を適切に維持管理していくために、堤防の変状や異常・損傷を早期に発見することを目的として、適切に堤防除草、定期的な点検、日々の河川巡視等を行うとともに、河川巡視や水防活動等が円滑に行えるよう、管理用通路等を適切に維持管理します。また、点検、河川巡視や定期的な縦横断測量調査等の実施により、堤防や護岸、河岸等の損傷等が把握された場合には、必要に応じて所要の対策を講じていきます。特に、樋門・樋管等の構造物周辺で沈下等が把握された場合には、空洞化の有無等について調査を行い、適切な補修を実施します。

表 38 維持管理（堤防）に係る施行の場所

河川名	施行の場所（延長（km））
上流部	226.5
中流部	169.4
下流部	111.7

※令和 2 年度末時点

２．堰、水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理

洪水時や地震時に堰、水門、排水機場、樋門・樋管等の河川管理施設の必要な機能が適切に発揮されるよう、河川巡視・点検を行います。また、老朽化対策を効率的に進めるため、施設の状態把握に努め、必要に応じて補修・更新を行い長寿命化を図ります。長寿命化による機能維持が困難な施設については、具体的な対策工法について検討を行い、改築・改良を実施します。

河川管理施設の操作については、操作規則等に基づき適切に実施します。これらの施設を操作する操作員に対し、施設の機能や操作等についての講習会・訓練を実施します。また、洪水、高潮等が発生した場合のバックアップ機能の強化や操作員等の安全確保の観点から、必要に応じ遠隔操作化や自動化等を進めていきます。

雨量観測所、レーダ雨量観測所、水位観測所、水質観測所、CCTV カメラ、光ファイバー等の施設については、これらが正常に機能するよう適切な維持管理を実施します。これらの施設を通じて得られた情報を一元的に集約・整理することにより河川管理の効率化に努めます。河川防災ステーション、緊急用河川敷道路及び緊急用船着場等の施設については、平常時は沿川地方公共団体と連

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
91	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第2項 2.堰、水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理	94	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第2項 2.堰、水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理

携し、適正な利用を促進するとともに、災害発生時に活用できるよう、適切に維持管理を実施します。

また、堤防に設置した階段、緩勾配坂路等の施設については、沿川地方公共団体と連携し、利用者が安全・安心に使用できるよう努めます。

表 35 維持管理（堰）に係る施行の場所

河川名		施行の場所			施設名
		地先	左右岸区分	区間	
中流部	信濃川大河津分水路	燕市五千石地先	右岸	-1.5k 付近	大河津可動堰
	信濃川	燕市大川津地先	右岸	-1.5k 付近	大河津洗堰
		小千谷市高梨町地先 長岡市妙見地先	左岸 右岸	30.0k 付近	妙見堰
下流部	信濃川	新潟市西区関屋地先 新潟市中央区浜浦町地先	左岸 右岸	0.0k 付近	新潟大堰
		燕市道金地先 三条市大字今井地先	左岸 右岸	43.4k 付近	蒲原大堰

※平成 30 年度末時点

表 36 維持管理（水門）に係る施行の場所

河川名		施行の場所			施設名
		地先	左右岸区分	区間	
上流部	千曲川	長野市松代町地先	右岸	72.1k 付近	蛭川水門
		長野市松代町地先	右岸	73.4k 付近	神田川水門
		千曲市雨宮地先	右岸	77.0k 付近	土口水門
中流部	信濃川大河津分水路	燕市五千石地先	右岸	-1.5k 付近	西川導水門
	信濃川	燕市五千石地先	右岸	-1.5k 付近	大川津水門
		長岡市与板町本与板地先	左岸	3.5k 付近	旧黒川水門
		長岡市与板町東与板地先	左岸	5.5k 付近	新黒川水門
		長岡市松葉地先	右岸	15.25k 付近	柿川水門
		長岡市飯島地先	左岸	20.75k 付近	須川水門
	魚野川	魚沼市小町地先	左岸	10.25k 付近	西又川水門
		魚沼市栄町地先	右岸	13.0k 付近	旧羽根川水門
		魚沼市古新田地先	右岸	15.25k 付近	板木川水門
下流部	信濃川	新潟市中央区網川原地先	右岸	1.6k 付近	信濃川水門
		新潟市西区小新地先	左岸	2.1k 付近	西川水門
		新潟市南区鷲ノ木新田地先	左岸	7.1k 付近	鷲ノ木水門
		新潟市秋葉区覚路津地先	右岸	11.6k 付近	覚路津水門
		新潟市秋葉区水田地先	右岸	23.6k 付近	五社川水門
		田上町大字田上字滝沢丁地先	右岸	24.0k 付近	才歩川水門
	中ノ口川	燕市道金地先	－	34.0k 付近	中ノ口川水門

※平成 30 年度末時点

携し、適正な利用を促進するとともに、災害発生時に活用できるよう、適切に維持管理を実施します。

また、堤防に設置した階段、緩勾配坂路等の施設については、沿川地方公共団体と連携し、利用者が安全・安心に使用できるよう努めます。

表 39 維持管理（堰）に係る施行の場所

河川名		施行の場所			施設名
		地先	左右岸区分	区間	
中流部	信濃川大河津分水路	燕市五千石地先	右岸	-1.5k 付近	大河津可動堰
	信濃川	燕市大川津地先	右岸	-1.5k 付近	大河津洗堰
		小千谷市高梨町地先 長岡市妙見地先	左岸 右岸	30.0k 付近	妙見堰
下流部	信濃川	新潟市西区関屋地先 新潟市中央区浜浦町地先	左岸 右岸	0.0k 付近	新潟大堰
		燕市道金地先 三条市大字今井地先	左岸 右岸	43.4k 付近	蒲原大堰

※令和 2 年度末時点

表 40 維持管理（水門）に係る施行の場所

河川名		施行の場所			施設名
		地先	左右岸区分	区間	
上流部	千曲川	長野市松代町地先	右岸	72.1k 付近	蛭川水門
		長野市松代町地先	右岸	73.4k 付近	神田川水門
		千曲市雨宮地先	右岸	77.0k 付近	土口水門
中流部	信濃川大河津分水路	燕市五千石地先	右岸	-1.5k 付近	西川導水門
	信濃川	燕市五千石地先	右岸	-1.5k 付近	大川津水門
		長岡市与板町本与板地先	左岸	3.5k 付近	旧黒川水門
		長岡市与板町東与板地先	左岸	5.5k 付近	新黒川水門
		長岡市松葉地先	右岸	15.25k 付近	柿川水門
		長岡市飯島地先	左岸	20.75k 付近	須川水門
	魚野川	魚沼市小町地先	左岸	10.25k 付近	西又川水門
		魚沼市栄町地先	右岸	13.0k 付近	旧羽根川水門
		魚沼市古新田地先	右岸	15.25k 付近	板木川水門
下流部	信濃川	新潟市中央区網川原地先	右岸	1.6k 付近	信濃川水門
		新潟市西区小新地先	左岸	2.1k 付近	西川水門
		新潟市南区鷲ノ木新田地先	左岸	7.1k 付近	鷲ノ木水門
		新潟市秋葉区覚路津地先	右岸	11.6k 付近	覚路津水門
		新潟市秋葉区水田地先	右岸	23.6k 付近	五社川水門
		田上町大字田上字滝沢丁地先	右岸	24.0k 付近	才歩川水門
	中ノ口川	燕市道金地先	－	34.0k 付近	中ノ口川水門

※令和 2 年度末時点

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
92	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第2項 2.堰、水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理	95	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第2項 2.堰、水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理

表 37 維持管理（排水機場）に係る施行の場所

河川名		施行の場所			施設名
		地先	左右岸区分	区間	
上流部	千曲川	飯山市照里地先	左岸	25.6k 付近	広井川救急排水機場
		飯山市常盤地先	左岸	28.6k 付近	御立野川排水機場
		中野市立ヶ花地先	右岸	52.3k 付近	篠井川排水機場
		千曲市八幡地先	左岸	83.2k 付近	更級川排水機場
		千曲市上山田地先	左岸	89.0k 付近	八王子救急排水機場
		千曲市上山田地先	左岸	89.0k 付近	八王子排水機場
中流部	信濃川 大河津分水路	燕市新長地先	右岸	3.0k 付近	島崎川排水機場
		燕市渡部地先	左岸	6.0k 付近	柳場川排水機場
	信濃川	長岡市槇下地先	左岸	13.5k 付近	槇下ポンプ場
		長岡市松葉地先	右岸	15.25k 付近	柿川排水機場
		小千谷市元町地先	左岸	34.75k 付近	湯殿川救急排水機場
	魚野川	魚沼市新町地先	左岸	10.75k 付近	与越川救急排水機場
		魚沼市栄町地先	右岸	13.0k 付近	袖八川排水機場
		魚沼市青島地先	左岸	14.0k 付近	古川排水機場
		魚沼市古新田地先	右岸	14.25k 付近	明神簡易排水機場
下流部	信濃川	新潟市西区小新地先	左岸	2.1k 付近	西川排水機場
		新潟市江南区太右工門新田地先	右岸	4.2k 付近	鳥屋野潟排水機場

※平成 30 年度末時点

表 38 維持管理（消流雪施設）に係る施行の場所

河川名		施行の場所			施設名
		地先	左右岸区分	区間	
中流部	信濃川	長岡市草生津地先	右岸	18.6k 付近	長岡消流雪用水導入施設
		小千谷市山本地先	左岸	36.0k 付近	小千谷消流雪用水導入施設
	魚野川	長岡市東川口地先	右岸	1.5k 付近	川口消流雪用水導入施設
		魚沼市新町地先	左岸	10.5k 付近	堀之内消流雪用水導入施設

※平成 30 年度末時点

3．許可工作物の維持管理

橋梁や樋門・樋管等の許可工作物は、老朽化の進行等により機能や洪水時等の操作に支障が生じる恐れがあるため、施設管理者と合同で定期的に確認を行うことにより、施設の管理状況を把握し、定められた許可基準等に基づき適正に管理されるよう、施設管理者に対し改築などの指導を引き続き行います。

また、洪水、高潮等の原因により、施設に重大な異常が発生した場合は、施設管理者に対し河川管理者への情報連絡を行うよう引き続き指導します。

表 41 維持管理（排水機場）に係る施行の場所

河川名		施行の場所			施設名
		地先	左右岸区分	区間	
上流部	千曲川	飯山市照里地先	左岸	25.6k 付近	広井川救急排水機場
		飯山市常盤地先	左岸	28.6k 付近	御立野川排水機場
		中野市立ヶ花地先	右岸	52.3k 付近	篠井川排水機場
		千曲市八幡地先	左岸	83.2k 付近	更級川排水機場
		千曲市上山田地先	左岸	89.0k 付近	八王子救急排水機場
		千曲市上山田地先	左岸	89.0k 付近	八王子排水機場
中流部	信濃川 大河津分水路	燕市新長地先	右岸	3.0k 付近	島崎川排水機場
		燕市渡部地先	左岸	6.0k 付近	柳場川排水機場
	信濃川	長岡市槇下地先	左岸	13.5k 付近	槇下ポンプ場
		長岡市松葉地先	右岸	15.25k 付近	柿川排水機場
		小千谷市元町地先	左岸	34.75k 付近	湯殿川救急排水機場
	魚野川	魚沼市新町地先	左岸	10.75k 付近	与越川救急排水機場
		魚沼市栄町地先	右岸	13.0k 付近	袖八川排水機場
		魚沼市青島地先	左岸	14.0k 付近	古川排水機場
		魚沼市古新田地先	右岸	14.25k 付近	明神簡易排水機場
下流部	信濃川	新潟市西区小新地先	左岸	2.1k 付近	西川排水機場
		新潟市江南区太右工門新田地先	右岸	4.2k 付近	鳥屋野潟排水機場

※令和 2 年度末時点

表 42 維持管理（消流雪施設）に係る施行の場所

河川名		施行の場所			施設名
		地先	左右岸区分	区間	
中流部	信濃川	長岡市草生津地先	右岸	18.6k 付近	長岡消流雪用水導入施設
		小千谷市山本地先	左岸	36.0k 付近	小千谷消流雪用水導入施設
	魚野川	長岡市東川口地先	右岸	1.5k 付近	川口消流雪用水導入施設
		魚沼市新町地先	左岸	10.5k 付近	堀之内消流雪用水導入施設

※令和 2 年度末時点

3．許可工作物の維持管理

橋梁や樋門・樋管等の許可工作物は、老朽化の進行等により機能や洪水時等の操作に支障が生じる恐れがあるため、施設管理者と合同で定期的に確認を行うことにより、施設の管理状況を把握し、定められた許可基準等に基づき適正に管理されるよう、施設管理者に対し改築などの指導を引き続き行います。

また、洪水、高潮等の原因により、施設に重大な異常が発生した場合は、施設管理者に対し河川管理者への情報連絡を行うよう引き続き指導します。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
94	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第3項 2.維持掘削	97	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第3項 2.維持掘削

2．維持掘削

河道掘削等を施工し河道断面が確保された区間についても、経年変化に伴う土砂堆積により、洪水の流下を阻害する恐れがあるため、継続的に横断測量等の調査を行い、治水上必要な維持掘削を継続的に実施します。

実施にあたっては、生物の生息・生育・繁殖環境等の自然環境や河川景観に配慮します。

写真 69 維持掘削の実施状況（千曲川沢山川合流点付近）

3．適切な樹木管理

河道内の樹木群は、洪水の流下阻害や流木化、視認性の悪化、不法投棄の誘発等、河川管理上悪影響を及ぼす恐れがあるため、樹木群の治水機能や環境機能を十分に考慮しつつ、計画的かつ適切な樹木管理を行います。伐採等の実施にあたっては、必要に応じて学識者等の意見を聴きながら、鳥類の営巣時期を除外した伐採の実施等、保全措置をとって生物の生息・生育・繁殖環境に配慮します。

写真 70 樹木管理の事例（千曲川　坂城町上五明地先）

4．土砂動態及び土砂の流下による河川環境の変化の把握

洪水や河川の整備に伴う土砂動態の変化に起因した、砂州の固定化や樹林化及び砂礫河原の減少といった河川環境の変化に備え、定期横断測量や、河川水辺の国勢調査等の定期的な調査により経年的な河床変動や樹林化の進行状況の把握に努めるとともに、洪水後の河床変動や狭窄部開削後の土砂動態の影響等についても把握に努めます。調査によって得られた結果を分析した上で、維持管理も含めた土砂対策の検討を行います。なお、検討を行う際は、学識者の助言を得るとともに、関係機関と情報を共有し、必要に応じて連携して対策に取り組みます。

2．維持掘削

河道掘削等を施工し河道断面が確保された区間についても、経年変化に伴う土砂堆積により、洪水の流下を阻害する恐れがあるため、継続的に横断測量等の調査を行い、治水上必要な維持掘削を継続的に実施します。

実施にあたっては、生物の生息・生育・繁殖環境等の自然環境や河川景観に配慮します。

写真 69 維持掘削の実施状況（信濃川中ノ口川合流点付近）

3．適切な樹木管理

河道内の樹木群は、洪水の流下阻害や流木化、視認性の悪化、不法投棄の誘発等、河川管理上悪影響を及ぼす恐れがあるため、樹木群の治水機能や環境機能を十分に考慮しつつ、計画的かつ適切な樹木管理を行います。伐採等の実施にあたっては、必要に応じて学識者等の意見を聴きながら、鳥類の営巣時期を除外した伐採の実施等、保全措置をとって生物の生息・生育・繁殖環境に配慮します。

写真 70 樹木管理の事例（千曲川　坂城町上五明地先）

4．土砂動態及び土砂の流下による河川環境の変化の把握

洪水や河川の整備に伴う土砂動態の変化に起因した、砂州の固定化や樹林化及び砂礫河原の減少といった河川環境の変化に備え、定期横断測量や、河川水辺の国勢調査等の定期的な調査により経年的な河床変動や樹林化の進行状況を把握するとともに、洪水後の河床変動や狭窄部開削後の土砂動態の影響等についても把握します。砂州形態、河床材料、土砂堆積等の予測・評価を行い、必要に応じ影響緩和対策を検討します。なお、検討を行う際は、学識者の助言を得るとともに、関係機関と情報を共有し、必要に応じて連携して対策に取り組みます。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
95	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第3項 5.砂利採取の規制	98	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第3項 5.砂利採取の規制と民間事業者等による砂利の有効活用の促進

5．砂利採取の規制

河道の経年的な変化を十分に把握し、砂利採取により河川管理施設等に支障が生じないよう、砂利採取計画の認可の申請があった場合には、適切に審査し許可を行います。

6．地域と連携した河川管理の推進

川が「地域共有の公共財産」であるという認識のもと、愛護モニター制度、ボランティア・サポート・プログラムの活用や、流域自治体・市民団体等が地域住民と連携して行う河川清掃活動等への積極的な支援、河川の維持管理や河川調査への住民の参加を促進するなど、「住民参加の河川管理」を通して、河川整備や維持管理の必要性などの認識を深めていただくような取組を推進します。

また、住民が参加しやすいような取組の検討を行っていくとともに、持続可能な仕組みづくりについて関係機関との調整を進めていきます。

河道内の樹木については、伐採した樹木の処分費用の削減や資源の有効活用のため、沿川住民へ無償提供するほか、公募型の樹木伐採も行います。

クリーン作戦（下流部）

NPO「分水さくらを守る会」の活動（中流部）

小泉晦日会の活動状況（上流部）

ボランティア・サポート・プログラムの仕組み

写真 71 住民参加の河川管理

写真 72 公募による伐採事業

5．砂利採取の規制と民間事業者等による砂利の有効活用の促進

河道の経年的な変化を十分に把握し、砂利採取により河川管理施設等に支障が生じないよう、砂利採取計画の認可の申請があった場合には、適切に審査し許可を行います。また、これまで河川工事により掘削していた土砂について、生態系や良好な河川景観等への影響が生じない範囲内で民間事業者等による砂利採取を許可することで、掘削コストの縮減に努め、良質な砂利の有効活用を引き続き推進します。

6．地域と連携した河川管理の推進

川が「地域共有の公共財産」であるという認識のもと、愛護モニター制度、ボランティア・サポート・プログラムの活用や、流域自治体・市民団体等が地域住民と連携して行う河川清掃活動等への積極的な支援、河川の維持管理や河川調査への住民の参加を促進するなど、「住民参加の河川管理」を通して、河川整備や維持管理の必要性などの認識を深めていただくような取組を推進します。

また、住民が参加しやすいような取組の検討を行っていくとともに、持続可能な仕組みづくりについて関係機関との調整を進めていきます。

河道内の樹木については、伐採した樹木の処分費用の削減や資源の有効活用のため、沿川住民へ無償提供するほか、公募型の樹木伐採も行います。

クリーン作戦（下流部）

NPO「分水さくらを守る会」の活動（中流部）

小泉晦日会の活動状況（上流部）

ボランティア・サポート・プログラムの仕組み

写真 71 住民参加の河川管理

写真 72 公募による伐採事業

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
95、96	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第4項 ダムの適正管理・運用	99	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第3項 6.地域と連携した河川管理の推進

信濃川水系では、外来生物法で特定外来生物に指定されている生物が確認されています。特定外来生物については、環境調査、モニタリング等によって得られた情報をもとに、学識者からの意見等を踏まえながら、河川環境の保全に向けた取組を推進します。

特に、ハリエンジュ、アレチウリ等の外来植物については、関係機関と連携して移入回避・拡大防止に努めるとともに、必要に応じて伐採等を実施します。

関係機関と連携したアレチウリの駆除活動（上流部）

信濃川と自然環境に関する懇談会現地視察（中流部）

アドバイザーとの現地意見交換（下流部）

写真 73 河川環境の調査・モニタリング

第４項 ダムの適正管理・運用

三国川ダム、大町ダムについては、今後とも社会的要請に応えるため、日常的な点検整備、貯水池の堆砂状況調査、ダム貯水池及び下流河川の水質調査、計画的な維持管理を実施し、洪水時や渇水時等に機能を最大限に発揮させるとともに、長期に渡って適正に運用します。

表 39 維持管理（ダム）に係る施行の場所

河川名		施設名	施行の場所		形式	ダムの規模（堤高）	総貯水容量	湛水面積
上流部	高瀬川	大町ダム	左岸 右岸	長野県大町市大字平地先	重力式コンクリートダム	107.0m	33,900 千 m^3	1.1km^2
中流部	三国川	三国川ダム	左岸 右岸	新潟県南魚沼市清水瀬	ロックフィルダム	119.5m	27,500 千 m^3	0.76km^2

写真 74 ダムの状況

信濃川水系では、外来生物法で特定外来生物に指定されている生物が確認されています。特定外来生物については、環境調査、モニタリング等によって得られた情報をもとに、学識者からの意見等を踏まえながら、河川環境の保全に向けた取組を推進します。

特に、ハリエンジュ、アレチウリ等の外来植物については、関係機関と連携して侵入・拡大を抑制するとともに、必要に応じて伐採等を実施します。

関係機関と連携したアレチウリの駆除活動（上流部）

信濃川と自然環境に関する懇談会現地視察（中流部）

アドバイザーとの現地意見交換（下流部）

写真 73 河川環境の調査・モニタリング

第４項 ダム等の適正管理・運用

1．ダム

三国川ダム、大町ダムについては、今後とも社会的要請に応えるため、日常的な点検整備、貯水池の堆砂状況調査、ダム貯水池及び下流河川の水質調査、計画的な維持管理を実施し、洪水時や渇水時等に機能を最大限に発揮させるとともに、長期に渡って適正に運用します。

表 43 維持管理（ダム）に係る施行の場所

河川名		施設名	施行の場所		形式	ダムの規模（堤高）	総貯水容量	湛水面積
上流部	高瀬川	大町ダム	左岸 右岸	長野県大町市大字平地先	重力式コンクリートダム	107.0m	33,900 千㎥	1.1k ㎡
中流部	三国川	三国川ダム	左岸 右岸	新潟県南魚沼市清水瀬	ロックフィルダム	119.5m	27,500 千㎥	0.76k ㎡

写真 74 ダムの状況

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
97	記載なし	100	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第4項 2. 堰・水門・排水機場 本文の追加

第５項　大規模地震発生への対応

地震発生時には、迅速に河川管理施設等の点検を行い、堤防の亀裂等、異常を早期に把握し、対策が必要な箇所には速やかに応急復旧を実施するなど、二次災害の防止を図ります。また、有事の際に迅速な行動ができるよう、過去に発生した大規模地震から得られる知見を踏まえ、訓練等を実施します。

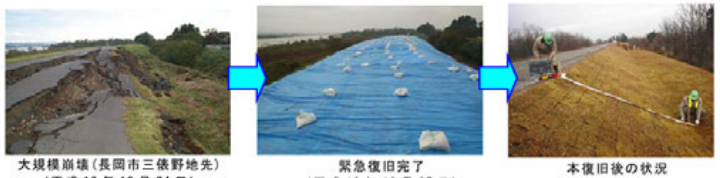

大規模崩壊（長岡市三俵野地先）（平成 16 年 10 月 24 日）　緊急復旧完了（平成 16 年 10 月 25 日）　本復旧後の状況

写真　75　新潟県中越地震後の復旧対応

２．堰・排水機場等の河川管理施設

堰や排水機場等の操作を伴う河川管理施設については、日常的な点検整備や計画的な維持管理を実施することで、確実に機能させるとともに、長期に渡って適正に運用します。

また、施設能力を上回る洪水により、堤防が決壊するなどの危険性が高まった場合において、それらを回避するための手段として、堰等の緊急的な操作について検討し、必要に応じ操作規則の変更等を行うとともに、排水機場の運転調整が適切に実施されるよう、関係機関等との調整に努めます。

第５項　大規模地震発生への対応

地震発生時には、迅速に河川管理施設等の点検を行い、堤防の亀裂等、異常を早期に把握し、対策が必要な箇所には速やかに応急復旧を実施するなど、二次災害の防止を図ります。また、有事の際に迅速な行動ができるよう、過去に発生した大規模地震から得られる知見を踏まえ、訓練等を実施します。

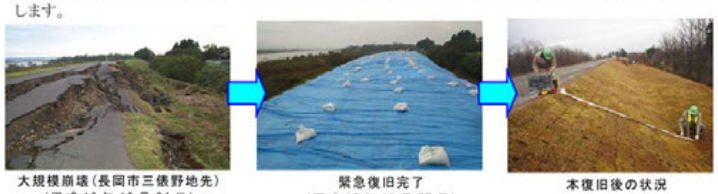

大規模崩壊（長岡市三俵野地先）（平成 16 年 10 月 24 日）　緊急復旧完了（平成 16 年 10 月 25 日）　本復旧後の状況

写真　75　新潟県中越地震後の復旧対応

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
97	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第6項 洪水氾濫に備えた社会全体での対応		第5章 第2節 第6項 洪水氾濫に備えた社会全体での対応　削除

第６項 洪水氾濫に備えた社会全体での対応

近年の豪雨災害における逃げ遅れの発生等の課題に対処するために、行政・住民・企業等の各主体が水害リスクに関する知識と心構えを共有し、氾濫した場合でも被害の軽減を図るための、避難や水防等の事前の計画、体制、施設による対応が備えられた社会を構築していきます。具体的には、「千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「信濃川中流及び魚野川大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会」の場の活用等により、長野県、新潟県沿川の 33 市町村、利水ダム管理者、マスメディア等と連携し、住民の避難を促すためのソフト対策として、各種タイムライン（防災行動計画）の整備とこれに基づく訓練の実施、地域住民等も参加する危険箇所の共同点検の実施、広域避難に関する仕組みづくり、メディアの特性を活用した情報の伝達方策の充実、防災施設の機能に関する情報提供の充実などを進めていきます。

１．市町村による避難勧告等の適切な発令の促進

重要水防箇所等の洪水に対しリスクが高い区間について、市町村、水防団、自治会等との共同点検を確実に実施します。実施にあたっては、当該箇所における氾濫シミュレーションを明示する等、各箇所の危険性を共有できるよう工夫します。

また、避難勧告等の発令範囲の決定に資するため、堤防の想定決壊地点ごとに氾濫が拡大していく状況が時系列でわかる浸水シミュレーションを市町村に提供するとともに、ウェブサイト等で公表しています。

また、洪水氾濫の切迫度や危険度を的確に把握できるよう、洪水に対しリスクが高い区間における水位計やライブカメラの設置等を行うとともに、上流の水位観測所の水位等も含む水位情報やリアルタイムの映像を市町村と共有するための情報基盤の整備を行います。

さらに、広域避難も視野に入れ、ホットライン等の実施や、避難勧告等に関するタイミングや範囲、避難場所、避難に関する計画等に着目したタイムライン（防災行動計画）の策定について適切に定めることができるよう「千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「信濃川中流及び魚野川大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会」の仕組みを活用し、技術的な支援を行います。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
98	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第6項 洪水氾濫に備えた社会全体での対応		第5章 第2節 第6項 洪水氾濫に備えた社会全体での対応　削除

危機管理型水位計設置例

危機管理型カメラ設置例

写真 76 危機管理型水位計及び危機管理型カメラによる情報提供

2．住民等の主体的な避難等の促進

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、氾濫による被害の軽減を図るため、想定最大規模の洪水等が発生した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、公表しています。

また、想定最大規模の洪水による堤防決壊により家屋が倒壊・流失するような激しい氾濫流等が発生するおそれが高い区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を公表しています。公表にあたっては、水害リスクに関する情報を多様な方法で入手することが可能となるよう、洪水浸水想定区域に関するデータ等のオープン化を図ります。

また、流域自治体が洪水予報河川又は水位周知河川に指定されていない河川について浸水実績等を把握しようとする場合、又は水防管理者が浸水被害軽減地区を指定しようとする場合には、必要な情報提供・助言等を行います。

洪水時に住民等が的確なタイミングで適切な避難を決断できるよう、住民一人一人の防災行動をあらかじめ定めるマイ・タイムライン等の作成を地区単位で推進します。

また、堤防等の施設について、整備の段階や完成後も定期的にその効果や機能、施設能力を上回る外力が発生した際の被害の状況や避難の必要性等について住民等へ周知します。なお、洪水時に避難行動につながるリアルタイム情報として、スマートフォン等の緊急速報メールを活用した洪水情報の配信を開始しているところですが、従来から用いられてきた水位標識、サイレン等の地域特性に応じた情報伝達手段についても、関係自治体と連携・協議して有効に活用します。

さらに、大臣管理区間からの氾濫が及ぶすべての自治体で、水害ハザードマップが逐次更新されるよう、支援していきます。

新潟市総合ハザードマップ
（新潟市）

千曲町自治会版　自主避難計画
（上田市城下地区）

写真 77 水害ハザードマップ等の作成事例

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
99	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第6項 洪水氾濫に備えた社会全体での対応		第5章 第2節 第6項 洪水氾濫に備えた社会全体での対応　削除

3．防災教育や防災知識の普及

学校教育現場における防災教育の取組を推進するために、年間指導計画や板書計画の作成や水害を対象とした避難訓練の実施に資する情報を教育委員会等に提供するなど支援します。また、住民が日頃から河川との関わりを持ち親しんでもらうことで防災知識の一層の普及を図るために、河川協力団体等による啓発活動等の支援に努めます。

また、自治体の避難情報や、河川の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練等を関係機関と連携して推進します。

防災教育講演会

地区防災マップづくり

水害を対象とした避難訓練

写真 78 学校教育現場における防災教育の取組事例

4．的確な水防活動の促進

堤防の漏水や河岸侵食に対する危険度判定等を踏まえて、重要水防箇所を設定し、水防管理者等に提示するとともに、的確かつ効率的な水防を実施するために、危険箇所において、必要に応じて河川監視用 CCTV や危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラを設置し、危険箇所の洪水時の情報を水防管理者にリアルタイムで提供していきます。

また、水防活動の重点化・効率化に資するため、堤防の縦断方向の連続的な高さについてより詳細に把握するための調査を行い、許可工作物周辺を含む越水に関するリスクが特に高い箇所を特定し、水防管理者等と共有を図るとともに、水防資機材の備蓄等を行います。

なお、水防資機材の備蓄、水防工法の普及、水防訓練の実施等を関係機関と連携して行うとともに、平常時からの関係機関との情報共有と連携体制を構築するため、水防協議会等を通じて重要水防箇所の周知、情報連絡体制の確立、防災情報の普及を図ります。水防活動が行われる際には、水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮します。

さらに、水防協力団体制度や地区防災計画制度の活用を提案し、自主防災組織や企業等の参画を図ります。

広域かつ大規模な水防活動を必要とする場合には、効率的かつ効果的な対策が講じられるよう、水防管理団体と河川管理者によるルールを整理しておきます。

また、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い侵入した水を排除する他、高度の機械力又は高度の専門的知識や技術を要する水防活動（特定緊急水防活動）を行います。

水防技術講習会（土のう作り）

見附市総合防災訓練（シート張り工法）

樋門操作訓練

写真 79 関係機関と連携した水防工法の普及、水防訓練の実施状況

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
100	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第6項 洪水氾濫に備えた社会全体での対応	100	第5章 第2節 第6項 洪水氾濫に備えた社会全体での対応　削除

5．水害リスク評価、水害リスク情報の共有

信濃川流域では高齢化が進んでいる地域の存在を踏まえ、想定最大規模の洪水等が発生した場合でも人命を守ることを第一とし、減災対策の具体的な目標や対応策を、関係自治体と連携して検討します。

具体的には、浸水想定や水害リスク情報に基づき、浸水想定区域内の住民の避難の可否等を評価した上で、地域によっては大多数となる避難困難者への対策として、早めの避難誘導や安全な避難場所及び避難路の確保など、関係自治体において的確な避難体制が構築されるよう技術的支援等に努めます。

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設や大規模工場等の市町村地域防災計画に記載された施設の所有者又は管理者が、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等をする際に、技術的支援を行い、地域水防力の向上を図ります。

施設能力を上回る洪水が発生した場合でも、被害を最小に抑えるために、二線堤や霞堤等の既存の構造物を活用した氾濫被害の軽減策など、様々な水害リスク軽減策の検討を行います。特に、低平地の越後平野を抱え水害常襲地帯である下流部では、分水路の掘削や遊水地の確保等に努めてきた治水の歴史を踏まえ、平成16年7月、同23年7月を上回る豪雨に襲われても壊滅的な被害を招くことのないよう、新たな治水対策の検討を行います。

本川の水位を低下させる対策や、内水を貯留する施設等取り得る手段を全て講じた上で、外水位の上昇による堤防決壊が起こる可能性があると判断される場合においては、堤防決壊を回避するため、やむを得ず排水ポンプの運転調整を行うことが考えられます。このため、あらかじめ関係機関と十分な議論を行い、運転調整の実施判断の考え方や、調整の実施方法について検討を行います。そのうえで、住民に排水調整への理解を得られるよう、取り組みます。

施設管理者へ直接訪問による説明

自主防災活動アドバイザー派遣

ワークショップの実施

写真 80　要配慮者利用施設や地域住民等への技術的支援状況

6．水害リスク情報の発信

開発業者や宅地の購入者等が、土地の水害リスクを容易に認識できるようにするため、現在住宅地を中心に行われている街の中における想定浸水深の表示について、住宅地外への拡大の支援に努めます。

第7項 流水の適正な管理

1．渇水時の対応

渇水等の被害を最小限にとどめるため、情報伝達体制を整備し、渇水に関わる情報を提供するとともに、関係機関及び水利使用者等と連携して、渇水等における水融通の円滑化に取り組みます。

第6項 流水の適正な管理

1．渇水時の対応

渇水等の被害を最小限にとどめるため、情報伝達体制を整備し、渇水に関わる情報を提供するとともに、関係機関及び水利使用者等と連携して、渇水等における水融通の円滑化に取り組みます。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
101	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第8項 1.河川に関する歴史・文化の伝承	100、101	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第7項 1.河川に関する歴史・文化の伝承

仮設ポンプで取水する小千谷市
水道・工業用水

取水口からの取水不能（加茂市）

写真 81 平成６年渇水の状況

２．水質事故時の対応

水質事故による利水及び環境への被害を最小限にとどめるため、関係機関と連携して迅速な情報伝達や対応を行います。

また、水質事故が発生した場合を想定した訓練の実施や、事故防止の広報活動を行います。

水質事故対策訓練

長岡市須川での油除去作業

写真 82 水質事故への対応状況

第８項 人と河川とのかかわりの構築

信濃川流域では流域住民や自治体によって上中下流の相互理解を深めようと交流が行われており、今後、上中下流の相互理解を高めつつ、流域住民とともに地域づくりと一体となった川づくりを進めます。

また、災害時だけでなく、平時の利水・環境の観点からも、住民、地方公共団体、民間事業者、河川管理者等の関係者が、水に関する広範かつ正確な知識・情報を共有する取組を進めます。

１．河川に関する歴史・文化の伝承

信濃川流域では、川を基軸にして、経済や文化などの連携を深める「千曲川・信濃川源流シンポジウム」や、信濃川大河津資料館や河川の自然観察ツアーを開催し、川を通じて自然の仕組みや先人の知恵を学ぶ取組、川と共存するまちづくりを議論する「全国川サミット in 長岡」、大河津分水が支える地域づくり、大河津分水の志をどのように伝えていくかをテーマにパネルディスカッションを行った「大河津分水完工 80 年フォーラム」等、数多くの流域連携に関する取組が行われています。こうした活動や取組については、「信濃川大河津資料館」等の施設を活用するとともに、これらの施設を通じて情報発信にも努めます。

今後も、関係機関と連携を図りながら、小中学校の総合学習や広報、NPO 等子どもから大人まで対象とした幅広い活動を通じて、水害の経験や、水害から身を守るための先人の知恵等も含めた河川の歴史、文化を伝承し、防災文化の育成に向けた取組を支援していくとともに、「日本一の大河信濃川」の魅力、怖さや生活と信濃川の関わりなどについて、理解を深められるような取組を行いま

仮設ポンプで取水する小千谷市
水道・工業用水

取水口からの取水不能（加茂市）

写真 76 平成６年渇水の状況

２．水質事故時の対応

水質事故による利水及び環境への被害を最小限にとどめるため、関係機関と連携して迅速な情報伝達や対応を行います。

また、水質事故が発生した場合を想定した訓練の実施や、事故防止の広報活動を行います。

水質事故対策訓練

長岡市須川での油除去作業

写真 77 水質事故への対応状況

第７項 人と河川とのかかわりの構築

信濃川流域では流域住民や自治体によって上中下流の相互理解を深めようと交流が行われており、今後、上中下流の相互理解を高めつつ、流域住民とともに地域づくりと一体となった川づくりを進めます。

また、災害時だけでなく、平時の利水・環境の観点からも、住民、地方公共団体、民間事業者、河川管理者等の関係者が、水に関する広範かつ正確な知識・情報を共有する取組を進めます。

１．河川に関する歴史・文化の伝承

信濃川流域では、川を基軸にして、経済や文化などの連携を深める「千曲川・信濃川源流シンポジウム」や、信濃川大河津資料館や河川の自然観察ツアーを開催し、川を通じて自然の仕組みや先人の知恵を学ぶ取組、川と共存するまちづくりを議論する「全国川サミット in 長岡」、大河津分水が支える地域づくり、大河津分水の志をどのように伝えていくかをテーマにパネルディスカッションを行った「大河津分水完工 80 年フォーラム」や治水の重要性を認識するとともに、千曲川・犀川を財産として流域の防災意識をさらに高めることをテーマとした「千曲川・犀川直轄改修事業 100 周年記念シンポジウム」等、数多くの流域連携に関する取組が行われています。令和4年には大河津分水が通水から100周年、関屋分水が通水から50周年を迎えることから、これらが整備されるまでの歴史やその恩恵を再認識し、地域のつながりを形成しつつこれからの越後平野の未来を考える取組を展開しています。こうした活動や取組については、「信濃川大河津資料館」、「関屋分水資料館」等の施設を活用するとともに、これらの施設を通じて情報発信にも努めます。

今後も、関係機関と連携を図りながら、小中学校の総合学習や広報、NPO 等子どもから大人まで対象とした幅広い活動を通じて、水害の経験や、水害から身を守るための先人の知恵等も含めた河川の歴史、文化を伝承し、防災文化の育成に向けた取組を支援していくとともに、「日本一の大河信濃川」の魅力、怖さや生活と信濃川の関わりなどについて、理解を深められるような取組を行います。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
102	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第9項 1.適正な利用の促進	101、102	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第8項 1.適正な利用の促進

写真 83 河川の歴史・文化伝承の取組

2．環境学習・防災教育等への支援

子ども達が川を身近に感じ、川のおもしろさや、時として人間生活を脅かす怖ろしさを学ぶ事が大変重要です。このため、子ども達自身の自然に対する観察力を高めることを促すと同時に、環境学習としては、河川環境、川と人々の関わりなどが学べる場として水辺の楽校などを拡充し、防災教育としては、治水の歴史や洪水対策に対する理解を深められるよう学校教育や NPO 等による取組に対して様々な支援を行います。

また、地域住民への「出前講座」の実施や自治体職員に対する研修の開催などにより、必要な知識や情報の提供を行い地域全体の防災力向上のための支援を行います。

出前講座の実施　小・中学生との協働による水質調査

写真 84 環境学習の支援状況

第９項 河川空間の適正な利用の促進

1．適正な利用の促進

河川区域内は、釣りやスポーツ等の各種利用がされており、今後も、河川空間の適正な利用を促進するため、河川空間の占用にあたっては、関係自治体等の意見を聴いた上で許可を行います。

高水敷で田畑、果樹園等に占用されている場所について適正に管理するよう指導を継続します。

また、河川を利用した地域活性化への取組等については、関係自治体等の意見を聴きながら支援するとともに、取組等の成果についてもモニタリングし、その結果を反映させるように働きかけます。

冬期の豪雪地における河川空間の利用として、河川管理上支障とならない範囲で河川空間を雪捨て場としての占用を許可するなど、関係自治体による克雪への取組を支援します。

写真 78 河川の歴史・文化伝承の取組

2．環境学習・防災教育等への支援

子ども達が川を身近に感じ、川のおもしろさや、時として人間生活を脅かす怖ろしさを学ぶ事が大変重要です。このため、子ども達自身の自然に対する観察力を高めることを促すと同時に、環境学習としては、河川環境、川と人々の関わりなどが学べる場として水辺の楽校などを拡充し、防災教育としては、治水の歴史や洪水対策に対する理解を深められるよう学校教育や NPO 等による取組に対して様々な支援を行います。

また、地域住民への「出前講座」の実施や自治体職員に対する研修の開催などにより、必要な知識や情報の提供を行い地域全体の防災力向上のための支援を行います。

出前講座の実施　小・中学生との協働による水質調査

写真 79 環境学習の支援状況

第８項 河川空間の適正な利用の促進

1．適正な利用の促進

河川区域内は、釣りやスポーツ等の各種利用がされており、今後も、河川空間の適正な利用を促進するため、河川空間の占用にあたっては、関係自治体等の意見を聴いた上で許可を行います。

高水敷で田畑、果樹園等に占用されている場所について適正に管理するよう指導を継続します。

また、まちづくりと一体となった水辺地区の推進により、水辺空間の賑わいや憩いの場を創出し、河川区域を含む周辺地区の活性化の向上に繋がる取組にも協力しながら、取組等の成果についてもモニタリングし、その結果を反映させるように働きかけます。

冬期の豪雪地における河川空間の利用として、河川管理上支障とならない範囲で河川空間を雪捨て場としての占用を許可するなど、関係自治体による克雪への取組を支援します。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
103	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第9項 1.適正な利用の促進	102、103	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第8項 1.適正な利用の促進

写真 85 河川区域内の利用状況

2．不法行為に対する監督・指導

河川敷地において流水の疎通に支障の恐れがある不法な占用、耕作及び工作物の設置等の不法行為に対して適正な監督・指導を行います。

写真 86 不法耕作の注意喚起看板

3．不法投棄対策

河川には、テレビ、冷蔵庫等の大型ゴミや家庭ゴミの不法投棄が多いため、地域住民やNPO等と連携・協働した河川管理を実施することで、ゴミの不法投棄対策に取り組みます。また、地域住民等の参加による河川の美化・清掃活動を沿川地方公共団体と連携して支援し、河川美化の意識向上を図ります。

写真 87 不法行為の現場検証（上流部）

写真 80 河川区域内の利用状況

2．不法行為に対する監督・指導

河川敷地において流水の疎通に支障の恐れがある不法な占用、耕作及び工作物の設置等の不法行為に対して適正な監督・指導を行います。

写真 81 不法耕作の注意喚起看板

3．不法投棄対策

河川には、テレビ、冷蔵庫等の大型ゴミや家庭ゴミの不法投棄が多いため、地域住民やNPO等と連携・協働した河川管理を実施することで、ゴミの不法投棄対策に取り組みます。また、地域住民等の参加による河川の美化・清掃活動を沿川地方公共団体と連携して支援し、河川美化の意識向上を図ります。

写真 82 不法行為の現場検証（上流部）

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
104	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第10項 総合土砂管理	103、104	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第9項 総合土砂管理

4．不法係留船対策

下流部における不法係留船舶や不法係留施設は、洪水時に流出することにより河川管理施設等の損傷の原因となったり、河川工事において支障となるばかりでなく、河川の景観を損ねる等、河川管理上の支障となっているため、不法係留船舶、不法係留施設に対する対策を関係地方公共団体、地域住民、水面利用者などと連携して推進していきます。具体的には、既存マリーナへの誘導、行政代執行による強制排除等を実施し、秩序ある水面利用を図ります。

写真 88　不法係留船対策（下流部）

第１０項　総合土砂管理

信濃川では、河床材料の経年的な変化だけでなく、粒度分布と量を含めた土砂移動の定量的な把握に努め、総合的な土砂管理の観点から、健全な流砂系の構築を図るべく、流域における土砂移動に関する調査研究に取り組むとともに、海岸保全基本計画との整合を図りつつ治水上安定的な河道の維持に努めていきます。

4．不法係留船対策

下流部における不法係留船舶や不法係留施設は、洪水時に流出することにより河川管理施設等の損傷の原因となったり、河川工事において支障となるばかりでなく、河川の景観を損ねる等、河川管理上の支障となっているため、不法係留船舶、不法係留施設に対する対策を関係地方公共団体、地域住民、水面利用者などと連携して推進していきます。具体的には、既存マリーナへの誘導、行政代執行による強制排除等を実施し、秩序ある水面利用を図ります。

写真 83　不法係留船対策（下流部）

第９項　総合土砂管理

信濃川流域では、砂防事業者、ダム管理者、海岸管理者、港湾管理者などとも連携し、流域の源頭部から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、河床材料の経年的な変化だけでなく、粒度分布と量を含めた土砂移動の定量的な把握に努め、流域における土砂移動に関する調査・研究に取り組み、治水上安定的な河道の維持等に努め、健全な流砂系の構築を図ります。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
	記載なし	105	第6章 信濃川流域における流域治水の取組　本文、図の追加

第６章 信濃川流域における流域治水の取組

整備の途上段階や河川整備計画の目標が達成された場合においても、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって計画規模を上回る洪水が発生するおそれがあるため、集水域と河川区域、氾濫域を含めて一つの流域と捉え、流域のあらゆる関係者で被害の軽減に向けた「流域治水」を推進する必要があります。

信濃川水系では、令和 2 年度に「信濃川（信濃川上流）流域治水協議会」、「信濃川（信濃川中流）流域治水協議会」、「信濃川（信濃川下流）流域治水協議会」を設立し、令和３年３月には「信濃川水系流域治水プロジェクト」をとりまとめ、河川管理者が取り組む河川整備を更に加速させるとともに、自治体などの関係者が取り組む雨水貯留施設の整備や、水力発電、農業用水、水道などの水利用を目的とする利水ダムを含めた既存ダムの事前放流等の「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」および、土地利用に関するルールづくり等の「被害対象を減少させるための対策」ならびに、河川管理者、自治体、民間団体などによる水防災教育の普及等の「被害の軽減、早期復旧復興のための対策」を公表したところです。

これまでも、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づいた「千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「信濃川中流及び魚野川大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会」により、河川対策に加えて氾濫域での減災対策（ソフト対策）を進めていたところでありますが、引き続き、自治体等への支援や流域のあらゆる関係者に信濃川流域のリスク情報などを提供・共有するとともに、流域の多くの関係者が一体となって、実効性のある信濃川水系の「流域治水」に取り組み、防災・減災対策を推進します。なお、必要に応じて特定都市河川の指定など、流域治水関連法により整備された流域治水の実効性を高める法的枠組を活用します。

また、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の土地利用やため池等の雨水の貯留・遊水機能の状況の変化の把握および治水効果の定量的・定性的な評価など、技術的な支援も含めて関係機関と協力して進め、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画および効果的な対策の促進に努めるとともに、必要に応じて取組の見直し等も実施します。

図 52 流域治水のイメージ図

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
	記載なし	106	第6章 信濃川流域における流域治水の取組 第1節 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策 本文の追加

第１節　氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策

第１項　河川整備計画の目標に向けた河川整備の実施及び河川整備基本方針の見直し

河川整備計画の目標に向けた河川整備の実施について、河川管理者が実施する整備を上下流および本支川の治水安全度のバランスを図りつつ段階的かつ着実に実施し、河川整備計画の目標に対しての洪水氾濫による災害の防止または軽減を図るとともに、自治体等が実施する対策についての技術的な支援を実施します。

また、近年、全国各地で激甚な被害をもたらす水災害が毎年のように発生しており、気候変動の影響は既に顕在化していることは明らかであり、今後も降雨量が増大することが懸念されていることから、信濃川水系河川整備基本方針の見直しに向けた検討を進めていきます。

第２項　既存ダムの洪水調節機能の強化

信濃川流域では、台風の襲来前などに、既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、河川管理者、ダム管理者等の関係利水者等と「信濃川水系（上流部）治水協定」、「信濃川水系（中流部）治水協定」、「信濃川水系（下流部）治水協定」を令和２年５月に締結し、令和２年出水期より事前放流の運用を始めました。

さらに、本取組について関係者の密接な連携の下に継続・推進を図るため、令和３年９月に河川法第 51 条の2に基づく「信濃川水系（中流部）ダム洪水調節機能協議会」、「信濃川水系（下流部）ダム洪水調節機能協議会」、同 10 月に「信濃川水系（上流部）ダム洪水調節機能協議会」を設置し、事前放流を推進しています。

今後も既存ダムのさらなる効果的な運用により確実な容量確保を行う等の洪水調節機能の向上に必要な協議を進め、各施設管理者との相互理解の下に、協働・連携した取組に努めます。

第３項　雨水貯留施設の整備

信濃川流域では、すでに自治体等では公園や校庭において雨水貯留施設の整備を行うなど、流出抑制の取組が進められています。

引き続き、信濃川流域の雨水貯留施設等の整備の促進のため、自治体等の関係者と先進事例等の取組等の情報共有を図るとともに、技術的な支援を実施します。

第４項　水田の貯留機能向上のための田んぼダムの取組推進

信濃川流域では、水田に一時的に雨水を貯めることで、排水路や河川への流出を抑制し、洪水被害を軽減する取組が進められています。引き続き、農業従事者等関係者の理解の下、関係する実施主体が協働・連携して田んぼダムの普及を進められるよう、技術的な支援を実施します。

第５項　遊水機能を有する土地の保全

遊水機能を有する水田等の土地については、将来の気候変動を考慮した治水計画等において活用する場合、土地の開発行為が進行すると、将来の遊水機能が確保できなくなるだけでなく、水害リスクが高い土地への開発誘導を進行させるおそれがあります。

そのため、遊水機能を有する水田等の土地については、遊水機能を継続して保全できるよう、特定都市河川の指定も含め、自治体などの関係機関等と調整を行い、関係者の理解の下に、土地利用規制や災害危険区域に指定できるよう、リスクの提示や遊水効果算出の技術的な支援を行います。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
	記載なし	107	第6章 信濃川流域における流域治水の取組 第2節 被害対象を減少させるための対策 本文、図、写真の追加

第２節　被害対象を減少させるための対策

第１項　「まちづくり」による水害に強い地域への誘導

水害に強い地域への誘導に関する取組として、計画規模や想定最大規模以外にも、中高頻度の外力規模の浸水想定や施設整備前後の浸水想定といった時間軸や多段階の外力規模のハザード情報を、あらゆる機会を捉えて関係機関等へ流域の水災害リスク情報を共有・提供し、リスクの提示やリスク評価の技術的な支援を行うとともに、浸水被害を軽減・増加させないため、都市計画マスタープランや立地適正化計画により水害に強い地域へ住居等を誘導し、浸水の危険性が高い地域に対し新たに家屋等の建築を行う場合には、自治体の条例に基づき建築の制限を行えるよう、土地利用に関するルールづくりに向けた技術的な支援を行います。

また、住まい方の工夫に関する取組として、克雪対策として実施している高床式住まいや、宅地かさ上げ等を、浸水被害の軽減に資する対策としても普及を進めています。

図 53 高床式住まいのイメージ図

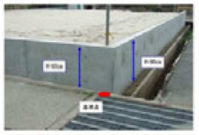

図 54 宅地かさ上げ状況

第３節　被害の軽減、早期復旧 復興のための対策

第１項　マイ・タイムライン等の作成の支援・普及

住民の避難を促すための取組として、水害リスク情報の充実を図り、流域の関係機関と危機感を共有する流域タイムラインの整備と訓練、住民一人一人の防災行動をあらかじめ定めるマイ・タイムラインや地域単位の避難行動計画を定めるコミュニティタイムラインなどの作成への支援を行い、その普及を図っていきます。

マイ・タイムライン講習会
（信濃川中流）

千曲川・犀川流域（緊急対応）
タイムライン検討部会

長沼地区コミュニティタイムライン（長野市長沼地区）

写真 84 住民避難を促すための各種タイムライン

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
	記載なし	108	第6章 信濃川流域における流域治水の取組 第3節 被害の軽減、早期復旧 復興のための対策 本文、写真の追加

第２項　防災教育等の推進

学校教育現場における防災教育の取組を推進するために、防災教育に関する年間指導計画作成支援や水害を対象とした避難訓練の実施に資する情報を教育委員会等に提供し、作成した防災教育に関する年間指導計画に基づいて防災教育講演会等の実施、洪水から身を守るための動画など防災教育に役立つコンテンツの提供を行います。

また、防災知識の普及や防災意識の向上を図るため、自治体の避難情報や河川の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練等を関係機関と連携して推進します。

防災教育講演会

地区防災マップづくり

水害を対象とした避難訓練

写真 85　学校教育現場における防災教育の取組事例

第３項　住民等への情報伝達手段の強化

洪水氾濫の切迫度や危険度を的確に把握できるよう、洪水に対しリスクが高い区間における水位計やライブカメラの設置等を行うとともに、水害リスクラインや川の防災情報等により水位情報やリアルタイムの映像を市町村と共有するための情報基盤の整備を行います。

また、的確かつ効率的な水防を実施するために、危険箇所において、必要に応じて河川監視用 CCTV や危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラを設置し、危険箇所の洪水時の情報を水防管理者や住民にリアルタイムで提供していきます。このような情報は、メディアの特性を活用した情報の伝達方策の充実も図っていきます。

第４項　要配慮者施設等の避難に関する取組

信濃川流域では高齢化が進んでいる地域の存在を踏まえ、想定最大規模の洪水等が発生した場合でも人命を守ることを第一とし、減災対策の具体的な目標や対応策を、関係自治体と連携して検討します。

具体的には、浸水想定や水害リスク情報に基づき、浸水想定区域内の住民の避難の可否等を評価した上で、地域によっては大多数となる避難困難者への対策として、早めの避難誘導や安全な避難場所及び避難路の確保など、関係自治体において的確な避難体制が構築されるよう技術的な支援に努めます。

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設や大規模工場等の市町村地域防災計画に記載された施設の所有者又は管理者が、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等をする際に、技術的な支援を行い、地域水防力の向上を図ります。

施設管理者へ直接訪問による説明

自主防災活動アドバイザー派遣

ワークショップの実施

写真 86　要配慮者利用施設や地域住民等への技術的な支援状況

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【本文】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【本文】 変更
	記載なし	109	第6章 信濃川流域における流域治水の取組 第3節 被害の軽減、早期復旧 復興のための対策 本文の追加
			第５項 防災拠点や高台の整備 これまで、河川防災ステーションの整備や側帯等の整備を進めていますが、引き続き、大規模災害時における迅速な復旧・支援の取組として、大型車両等が通行可能な堤防天端幅の確保や復旧に必要な資機材の確保等に努めます。また、自治体と調整・連携・共同し、緊急避難場所としての高台整備など、安全な避難場所の確保に向けた整備等の取組も支援・推進します。

千曲川・犀川　附図

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-表紙		附図-表紙	

信濃川水系河川整備計画（附図）
［上流部］

・信濃川（上流部）平面図・・・・・・・・・・・附図－ 1
・信濃川水系河川整備計画での整備一覧表・・・附図－ 2
・信濃川水系河川整備計画施行箇所位置図・・・附図－ 4
・信濃川水系河川整備計画施行箇所詳細図・・・附図－ 5
・信濃川（上流部）縦断図・・・・・・・・・・・附図－43
・主要地点横断図・・・・・・・・・・・・・・・附図－45

平成２６年１月　策定
令和　元年８月　変更

※本附図は、信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）について、河川基盤地図、河川横断測量図を基に整備箇所の範囲、断面形を示したものです。詳細な位置や構造等については、今後の詳細設計を経て決定するので、最終的なものではありません。

信濃川水系河川整備計画（附図）
［上流部］

・信濃川（上流部）平面図・・・・・・・・・・・附図－ 1
・信濃川水系河川整備計画での整備一覧表・・・附図－ 2
・信濃川水系河川整備計画施行箇所位置図・・・附図－ 5
・信濃川水系河川整備計画施行箇所詳細図・・・附図－ 6
・信濃川（上流部）縦断図・・・・・・・・・・・附図－44
・主要地点横断図・・・・・・・・・・・・・・・附図－46

平成２６年　１月　策定
令和　元年　８月　変更
令和　４年１２月　変更

※本附図は、信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）について、河川基盤地図、河川横断測量図を基に整備箇所の範囲、断面形を示したものです。詳細な位置や構造等については、今後の詳細設計を経て決定するので、最終的なものではありません。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-1		附図-1	

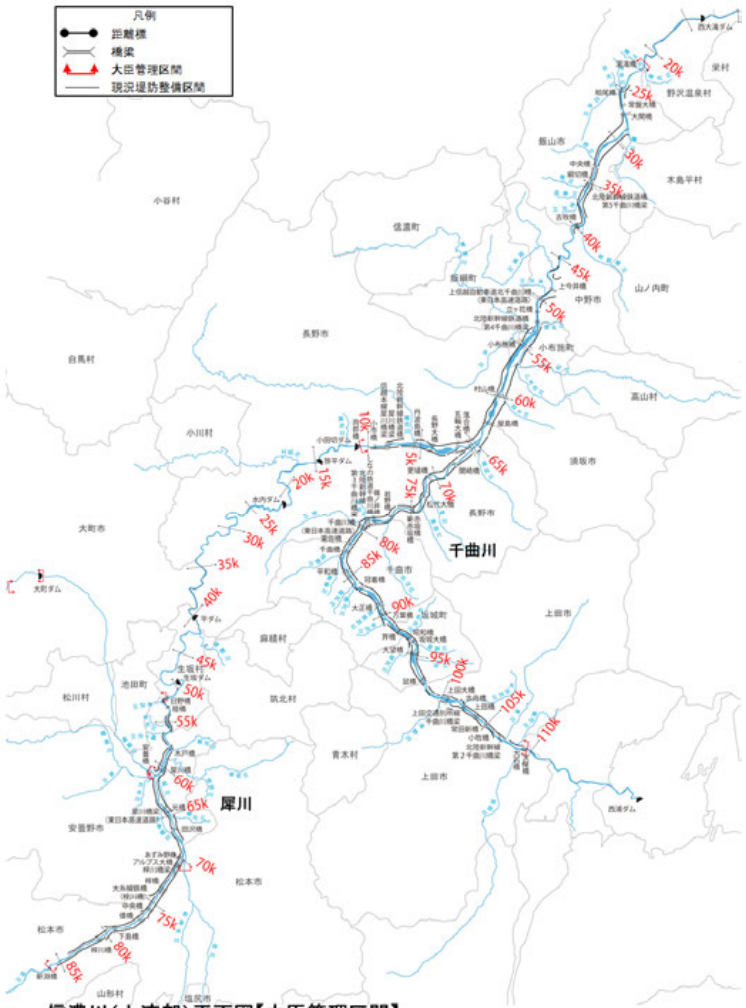

信濃川（上流部）平面図【大臣管理区間】

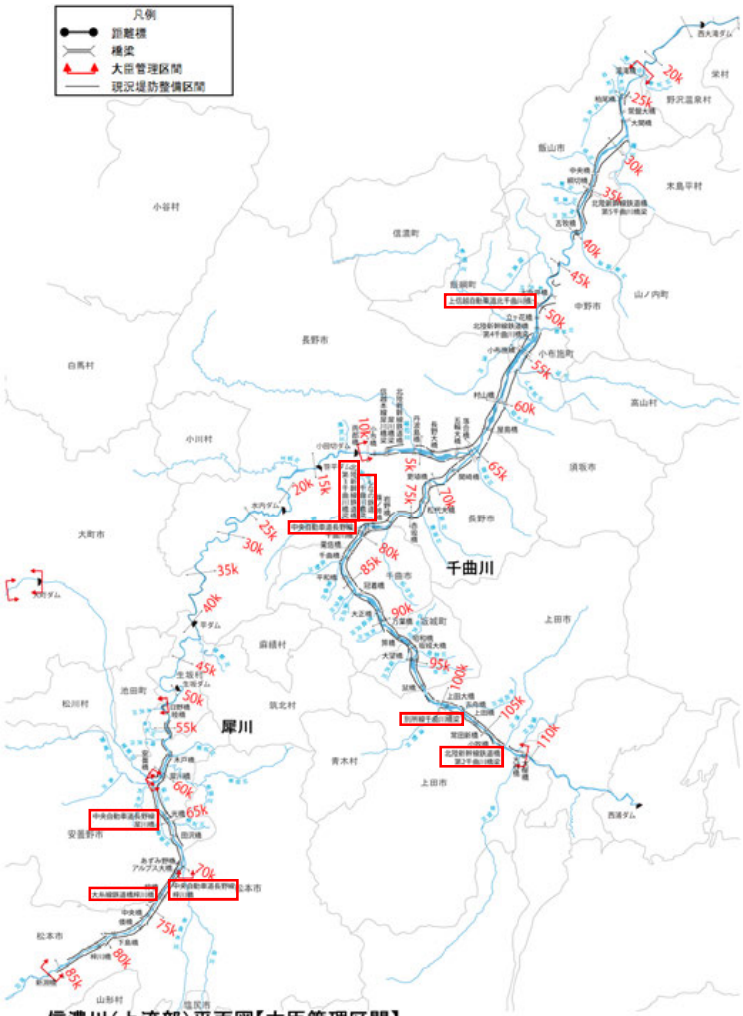

信濃川（上流部）平面図【大臣管理区間】

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-2		附図-2	

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表［上流部］　整備完了

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考	
千曲川	飯山市上境地先～飯山市飯山地先 野沢温泉村平林地先～飯山市飯山地先	22.0k～32.0k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
千曲川	飯山市常郷地先	23.8 k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	飯山市常郷地先	24.1k～24.4k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	飯山市常盤地先	28.6k 付近	左岸	耐震対策	御立野川排水機場
千曲川	木島平村穂高地先	28.7k～29.3k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	飯山市東小沼地先	30.0k～30.8k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	飯山市飯山地先	31.9k～33.5k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	飯山市静間地先～飯山市蓮地先 中野市岩井地先	35.8k～36.3k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
千曲川	飯山市蓮地先	37.2k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	中野市豊津地先	44.7k～45.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	中野市豊津地先	45.8k～46.9k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	中野市豊津地先～長野市豊野町蟹沢地先 中野市豊津地先～中野市立ヶ花地先	45.8k～52.3k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
千曲川	中野市上今井地先～中野市大俣地先	47.8k 付近	右岸	築堤	築堤するため
千曲川	中野市上今井地先～中野市牛出地先	48.7k～50.9k 付近	右岸	築堤	築堤するため
千曲川	中野市上今井地先	48.7k～49.9k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	中野市立ヶ花地先～小布施町押羽地先	52.2k～52.4k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	中野市立ヶ花地先	52.3k 付近	右岸	耐震対策	篠井川排水機場
千曲川	長野市津野野地先 小布施町飯田地先～須坂市相之島地先	55.3k～57.3k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
千曲川	長野市柳原地先～ 長野市屋島地先	60.1k～64.1k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	須坂市福島地先～ 長野市若穂綿内地先	60.3k～62.8k 付近	右岸	築堤	築堤するため
千曲川	長野市若穂綿内地先	62.8k～63.8k 付近	右岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	長野市屋島地先～ 長野市大豆島地先	64.1k～65.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	長野市若穂牛島地先	65.0k～65.8k 付近	右岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	長野市若穂牛島地先	65.3k～66.3k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
千曲川	長野市松代町牧島地先～長野市松代町柴地先	69.1k～71.5k 付近	右岸	築堤	築堤するため
千曲川	長野市小島田町地先	70.6k～71.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	長野市小島田町地先～長野市篠ノ井塩崎地先 長野市松代町柴地先～千曲市屋代地先	70.8k～80.8k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
千曲川	長野市篠ノ井塩崎地先	78.6k～79.9k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	千曲市屋代地先	78.9k～79.2k 付近	右岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	千曲市屋代地先～千曲市粟佐地先	79.8k～80.4k 付近	右岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	長野市篠ノ井塩崎地先～千曲市野高場地先	81.2k～82.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表［上流部］　整備完了

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考	
千曲川	飯山市上境地先～飯山市飯山地先 野沢温泉村平林地先～飯山市飯山地先	22.0k～32.0k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
千曲川	飯山市常郷地先	23.6k～24.4k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	飯山市常盤地先	28.6k 付近	左岸	耐震対策	御立野川排水機場
千曲川	木島平村穂高地先	28.7k～29.3k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	飯山市常盤地先	29.7k 付近	左岸	河川防災ステーション整備	
千曲川	飯山市東小沼地先	30.0k～30.8k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	飯山市飯山地先	31.9k～33.5k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	飯山市静間地先～飯山市蓮地先	35.6k～36.5k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	飯山市静間地先～飯山市蓮地先 中野市岩井地先	35.8k～36.3k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
千曲川	飯山市蓮地先	37.0k～40.0k 付近	左岸	遊水地	河道流量を低減させるため
千曲川	飯山市蓮地先	37.2k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	中野市豊津地先	44.7k～45.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	中野市豊津地先	45.8k～46.9k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	中野市豊津地先～長野市村山地先 中野市壁田地先～須坂市村山地先	41.0k～60.0k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
千曲川	中野市上今井地先	47.5k～49.5k 付近	右岸	遊水地	河道流量を低減させるため
千曲川	中野市上今井地先	47.3k～48.7k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	中野市上今井地先～中野市大俣地先	47.8k 付近	右岸	築堤	築堤するため
千曲川	中野市上今井地先～中野市牛出地先	48.7k～50.9k 付近	右岸	築堤	築堤するため
千曲川	中野市上今井地先	48.7k～49.9k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	中野市立ヶ花地先	51.5k～52.1k付近	右岸	粘り強い河川堤防等	堤防を越水した場合であっても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするため
千曲川	中野市立ヶ花地先～須坂市村山地先	52.2k～60.0k付近	右岸	粘り強い河川堤防等	堤防を越水した場合であっても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするため
千曲川	中野市立ヶ花地先～小布施町押羽地先	52.2k～52.4k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	中野市立ヶ花地先	52.3k 付近	右岸	耐震対策	篠井川排水機場
千曲川	長野市豊野町蟹沢地先～長野市村山地先	52.5k～60.0k付近	左岸	粘り強い河川堤防等	堤防を越水した場合であっても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするため
千曲川	長野市穂保地先	57.5k 付近	左岸	河川防災ステーション整備	
千曲川	長野市柳原地先～ 長野市屋島地先	60.1k～62.8k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	須坂市福島地先～ 長野市若穂綿内地先	60.3k～62.8k 付近	右岸	築堤	築堤するため
千曲川	長野市若穂綿内地先	62.8k～65.0k 付近	右岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	長野市屋島地先～ 長野市大豆島地先	62.8k～65.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	長野市若穂牛島地先	65.0k～65.8k 付近	右岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	長野市若穂牛島地先～ 長野市松代町大室地先	65.3k～68.5k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
千曲川	長野市松代町牧島地先～長野市松代町柴地先	69.1k～71.5k 付近	右岸	築堤	築堤するため
千曲川	長野市松代町柴地先	71.5k 付近	右岸	粘り強い河川堤防等	堤防を越水した場合であっても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-3		附図-3	

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表［上流部］　整備完了

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考	
千曲川	千曲市杭瀬下地先～千曲市中地先	82.8k～84.3k 付近	右岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	千曲市志川地先	83.2k 付近	左岸	耐震対策	更級川排水機場
千曲川	千曲市八幡地先	84.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	千曲市八幡地先～千曲市須坂地先	84.4k～85.9k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	千曲市須坂地先～千曲市若宮地先	86.4k～88.8k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	千曲市千本柳地先～千曲市上徳間地先	86.6k～88.2k 付近	右岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	千曲市上山田地先	89.0k 付近	左岸	耐震対策	八王子排水機場
千曲川	千曲市磯部地先	90.2k～90.5k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
千曲川	千曲市上山田地先～坂城町上五明地先	90.6k～92.7k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	千曲市磯部地先～坂城町坂城地先	91.2k～92.3k 付近	右岸	築堤	築堤するため
千曲川	坂城町上五明地先～坂城町網掛地先	93.8k～95.5k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	坂城町網掛地先	94.6k～94.8k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
千曲川	坂城町南条地先	95.8k～97.9k 付近	右岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	上田市下塩尻地先	98.1k～98.4k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
千曲川	上田市小牧地先	105.5k～105.8k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	上田市国分地先	106.8k～107.3k 付近	右岸	築堤	築堤するため
千曲川	上田市生田地先～上田市塩川地先 上田市国分地先～上田市大屋地先	106.8k～109.3k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
犀川	長野市若穂牛島地先	-0.1k～0.5k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
犀川	生坂村下生野地先	52.0k～53.2k 付近	右岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市明科南陵郷地先	53.0k～53.8k 付近	左岸	築堤	築堤するため
犀川	生坂村小立野地先	54.2k～55.3k 付近	右岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市明科七貴地先	57.0k～57.7k 付近	左岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市明科七貴地先 安曇野市明科東川手地先	57.8k～58.3k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
犀川	安曇野市明科東川手地先	57.9k～59.1k 付近	右岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市明科七貴地先	59.0k～59.7k 付近	左岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市明科中川手地先	59.1k～60.2k 付近	右岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市豊科南穂高地先	63.3k～63.8k 付近	左岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市豊科田沢地先	65.8k～66.4k 付近	左岸	築堤	築堤するため
犀川	松本市梓川倭地先	73.7k～73.9k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
犀川	松本市波田地先	80.2k～80.3k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
犀川	松本市梓川梓地先	81.1k～81.3k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表［上流部］　整備完了

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考	
千曲川	長野市小島田町地先	70.6k～71.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	長野市小島田町地先～千曲市八幡地先 長野市松代町小島田地先～千曲市中地先	70.4k～84.5k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
千曲川	長野市篠ノ井小森地先	75.4k～75.5k 付近	左岸	粘り強い河川堤防等	堤防を越水した場合であっても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするため
千曲川	長野市篠ノ井横田地先	77.3k～78.5k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	千曲市南宮地先	77.6k～78.4k 付近	右岸	粘り強い河川堤防等	堤防を越水した場合であっても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするため
千曲川	長野市篠ノ井横田地先	78.2k～78.4 付近	左岸	粘り強い河川堤防等	堤防を越水した場合であっても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするため
千曲川	長野市篠ノ井塩崎地先	78.6k～79.6k 付近	左岸	粘り強い河川堤防等	堤防を越水した場合であっても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするため
千曲川	長野市篠ノ井塩崎地先	78.6k～79.9k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	千曲市屋代地先	78.9k～79.2k 付近	右岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	長野市篠ノ井塩崎地先	79.5k～81.0k 付近	左岸	遊水地	河道流量を低減させるため
千曲川	千曲市屋代地先～千曲市粟佐地先	79.8k～80.4k 付近	右岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	長野市篠ノ井塩崎地先～千曲市野高場地先	81.2k～82.9k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	千曲市杭瀬下地先～千曲市中地先	82.8k～84.3k 付近	右岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	千曲市中地先	83.0k～84.5k 付近	右岸	遊水地	河道流量を低減させるため
千曲川	千曲市八幡地先	83.2k 付近	左岸	耐震対策	更級川排水機場
千曲川	千曲市八幡地先	84.0k～85.0k 付近	左岸	遊水地	河道流量を低減させるため
千曲川	千曲市八幡地先	84.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	千曲市八幡地先～千曲市須坂地先	84.4k～85.9k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	千曲市須坂地先～千曲市若宮地先	86.4k～88.8k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	千曲市千本柳地先～千曲市上徳間地先	86.6k～88.2k 付近	右岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	千曲市若宮地先～千曲市磯部地先 千曲市戸倉地先～千曲市磯部地先	88.3k～89.9k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
千曲川	千曲市上山田地先	89.0k 付近	左岸	耐震対策	八王子排水機場
千曲川	千曲市磯部地先	90.2k～90.5k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
千曲川	千曲市上山田地先～坂城町上五明地先	90.6k～92.7k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	千曲市磯部地先～坂城町坂城地先	91.2k～92.3k 付近	右岸	築堤	築堤するため
千曲川	坂城町上五明地先～坂城町網掛地先	93.8k～95.5k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	坂城町中之条地先	94.0k～94.2k 付近	右岸	築堤	築堤するため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-3		附図-4	

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表［上流部］　整備完了

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考	
千曲川	千曲市杭瀬下地先～千曲市中地先	82.8k～84.3k 付近	右岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	千曲市志川地先	83.2k 付近	左岸	耐震対策	更級川排水機場
千曲川	千曲市八幡地先	84.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	千曲市八幡地先～千曲市須坂地先	84.4k～85.9k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	千曲市須坂地先～千曲市若宮地先	86.4k～88.8k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	千曲市千本柳地先～千曲市上徳間地先	86.6k～88.2k 付近	右岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	千曲市上山田地先	89.0k 付近	左岸	耐震対策	八王子排水機場
千曲川	千曲市磯部地先	90.2k～90.5k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
千曲川	千曲市上山田地先～坂城町上五明地先	90.6k～92.7k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	千曲市磯部地先～坂城町坂城地先	91.2k～92.3k 付近	右岸	築堤	築堤するため
千曲川	坂城町上五明地先～坂城町網掛地先	93.8k～95.5k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	坂城町網掛地先	94.6k～94.8k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
千曲川	坂城町南条地先	95.8k～97.9k 付近	右岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	上田市下塩尻地先	98.1k～98.4k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
千曲川	上田市小牧地先	105.5k～105.8k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	上田市国分地先	106.8k～107.3k 付近	右岸	築堤	築堤するため
千曲川	上田市生田地先～上田市塩川地先 上田市国分地先～上田市大屋地先	106.8k～109.3k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
犀川	長野市若穂牛島地先	-0.1k～0.5k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
犀川	生坂村下生野地先	52.0k～53.2k 付近	右岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市明科南陵郷地先	53.0k～53.8k 付近	左岸	築堤	築堤するため
犀川	生坂村小立野地先	54.2k～55.3k 付近	右岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市明科七貴地先	57.0k～57.7k 付近	左岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市明科七貴地先 安曇野市明科東川手地先	57.8k～58.3k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
犀川	安曇野市明科東川手地先	57.9k～59.1k 付近	右岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市明科七貴地先	59.0k～59.7k 付近	左岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市明科中川手地先	59.1k～60.2k 付近	右岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市豊科南穂高地先	63.3k～63.8k 付近	左岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市豊科田沢地先	65.8k～66.4k 付近	左岸	築堤	築堤するため
犀川	松本市梓川倭地先	73.7k～73.9k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
犀川	松本市波田地先	80.2k～80.3k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
犀川	松本市梓川梓地先	81.1k～81.3k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表［上流部］　整備完了

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考	
千曲川	坂城町網掛地先	94.6k～94.8k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
千曲川	坂城町南条地先	95.8k～97.9k 付近	右岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	坂城町網掛地先～坂城町南条地先	95.9k～97.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	上田市下塩尻地先	98.1k～98.4k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
千曲川	上田市小泉地先～上田市塩川地先 上田市下塩尻地先～上田市大屋地先	98.7k～109.5k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
千曲川	上田市小牧地先	105.5k～105.8k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	上田市国分地先	106.8k～107.3k 付近	右岸	築堤	築堤するため
千曲川	上田市大屋地先	109.2k～109.4k 付近	右岸	築堤	築堤するため
犀川	長野市若穂牛島地先	-0.1k～0.5k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
犀川	生坂村下生野地先	52.0k～53.2k 付近	右岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市明科南陵郷地先	53.0k～53.8k 付近	左岸	築堤	築堤するため
犀川	生坂村小立野地先	54.2k～55.3k 付近	右岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市明科七貴地先	57.0k～57.7k 付近	左岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市明科七貴地先 安曇野市明科東川手地先	57.8k～58.3k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
犀川	安曇野市明科東川手地先	57.9k～59.1k 付近	右岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市明科七貴地先	59.0k～59.7k 付近	左岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市明科中川手地先	59.1k～60.2k 付近	右岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市豊科南穂高地先	63.3k～63.8k 付近	左岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市豊科田沢地先	65.8k～66.4k 付近	左岸	築堤	築堤するため
犀川	松本市梓川倭地先	73.7k～73.9k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
犀川	松本市波田地先	80.2k～80.3k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
犀川	松本市梓川梓地先	81.1k～81.3k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-4		附図-5	

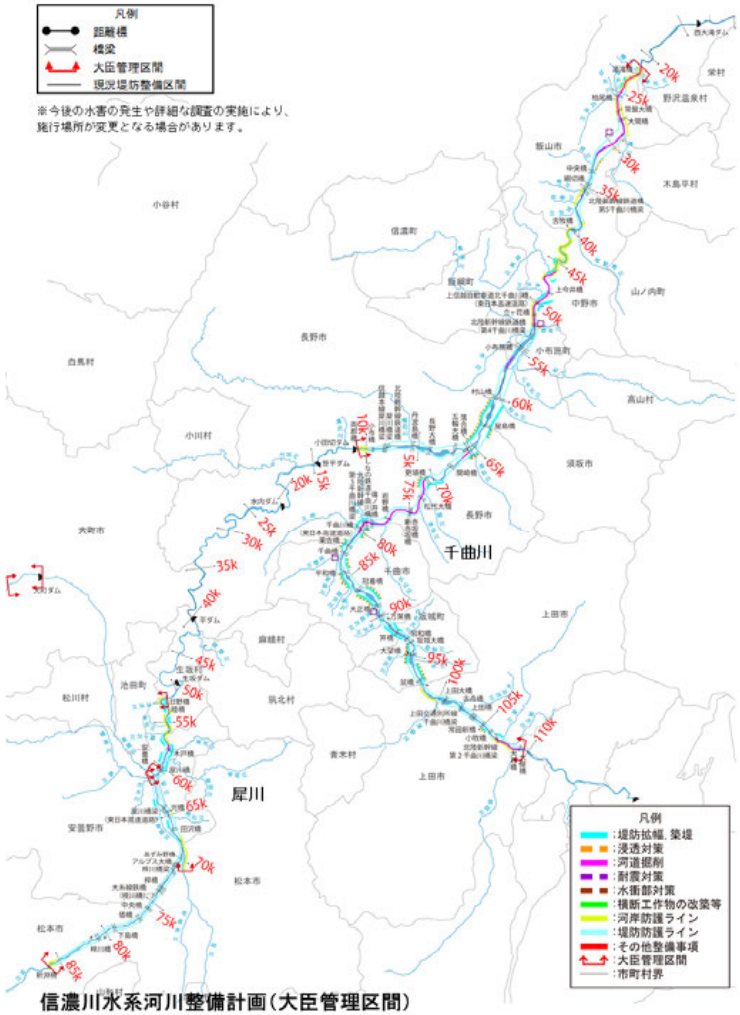

信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）
施行箇所位置図[上流部]

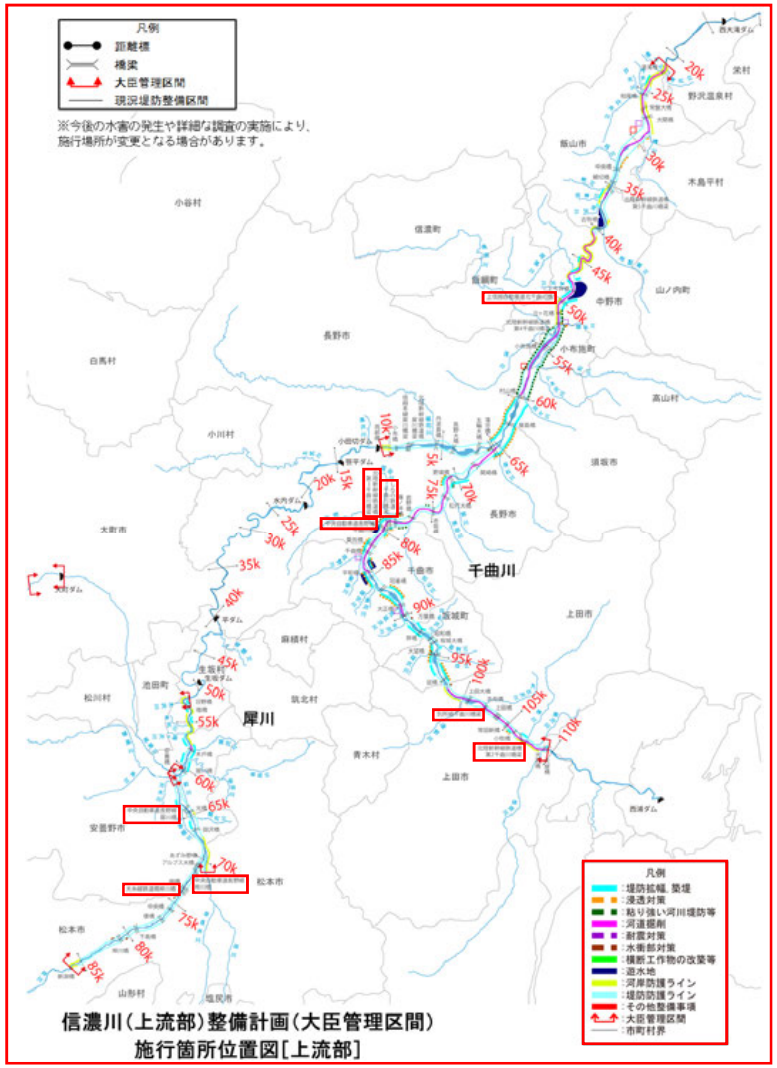

信濃川（上流部）整備計画（大臣管理区間）
施行箇所位置図[上流部]

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-5		附図-6	

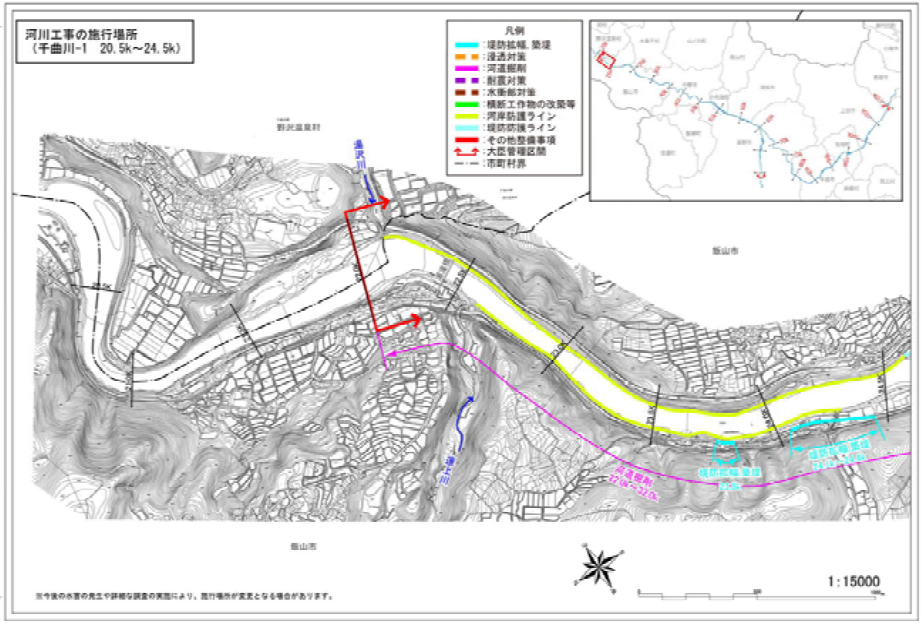

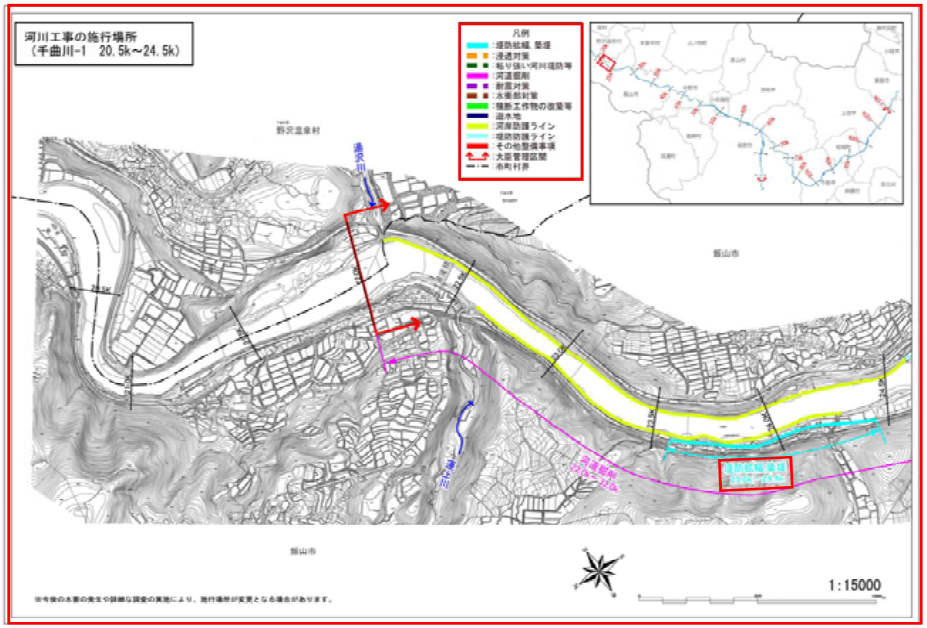

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-6		附図-7	

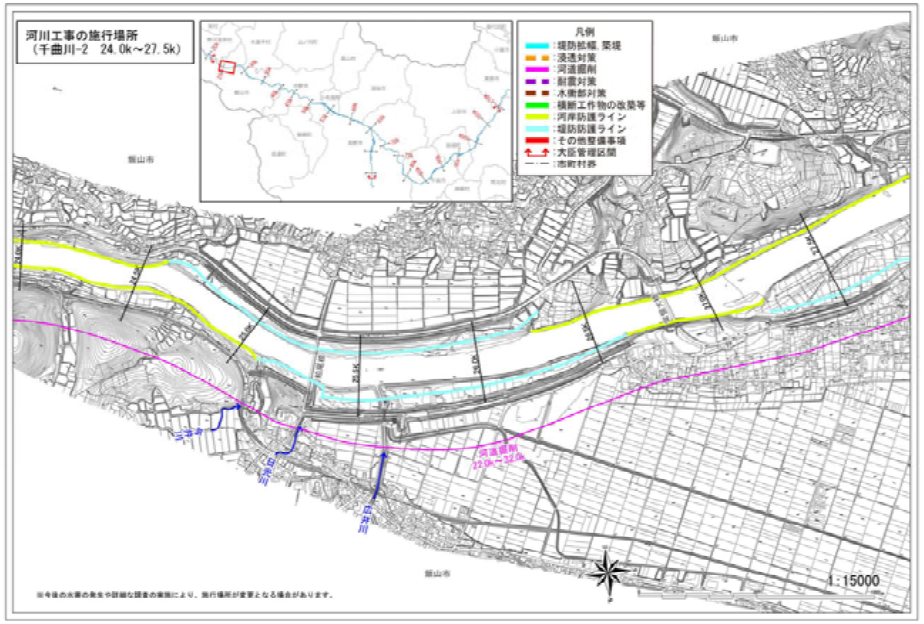

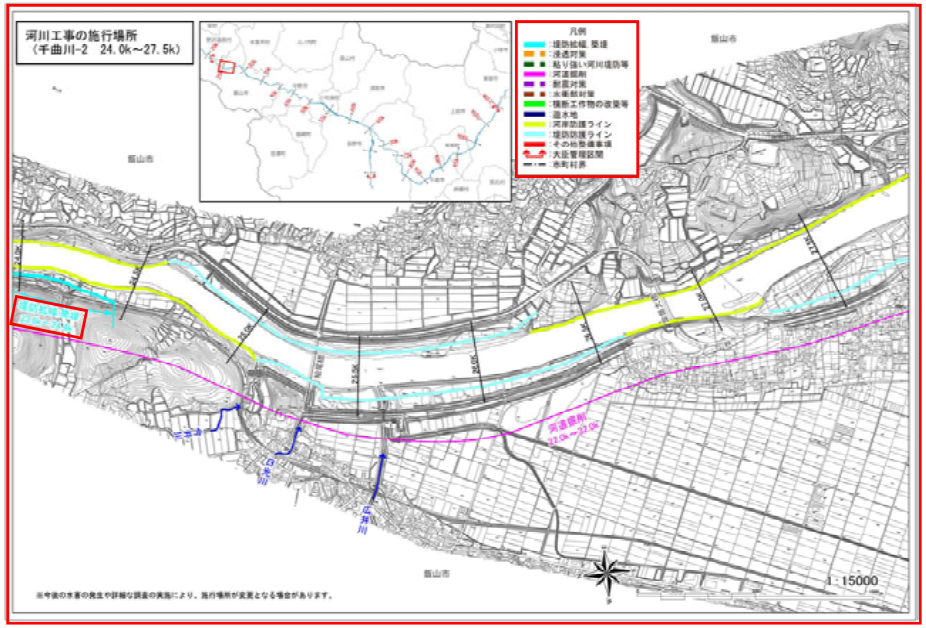

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-7		附図-8	

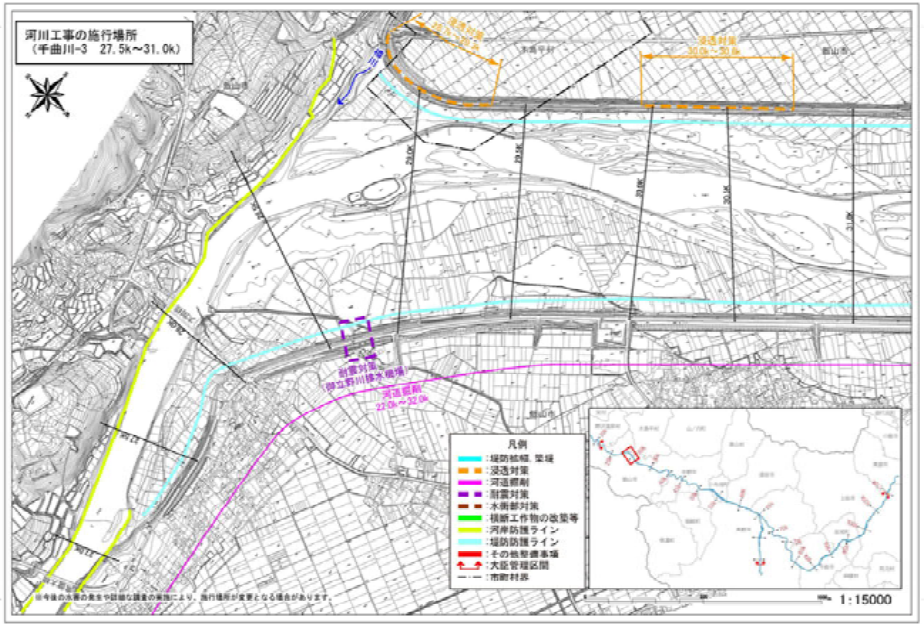

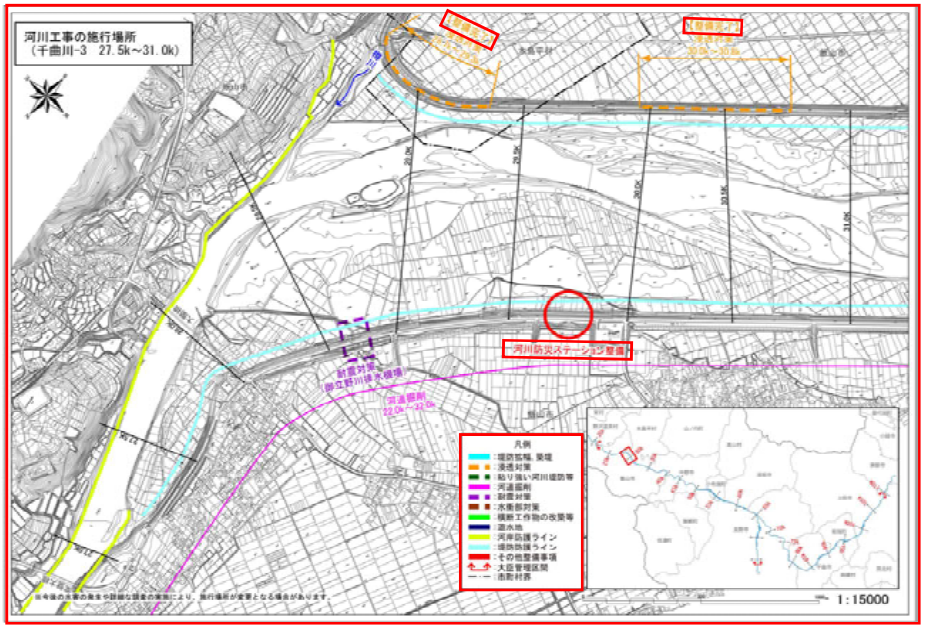

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-8		附図-9	

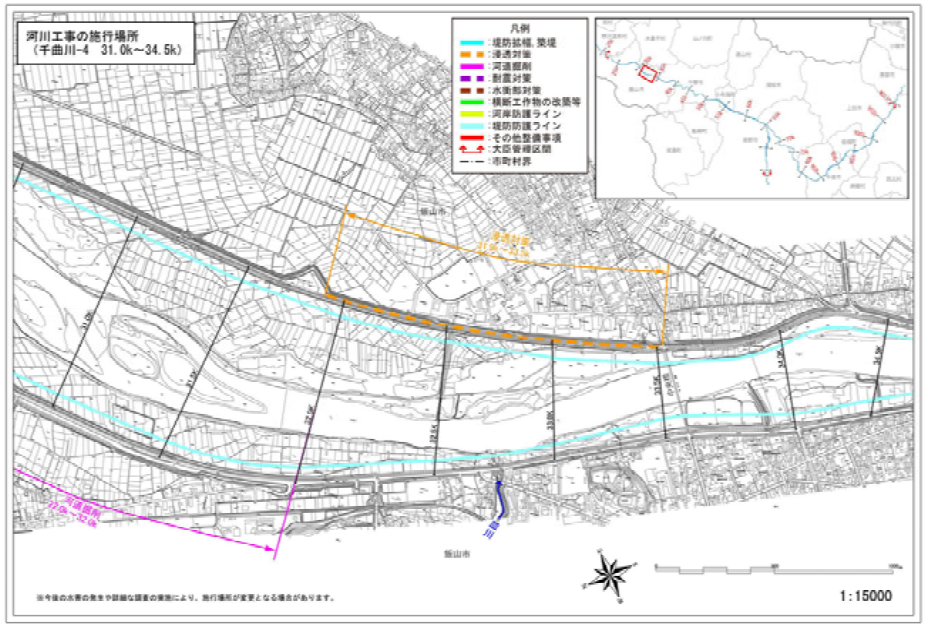

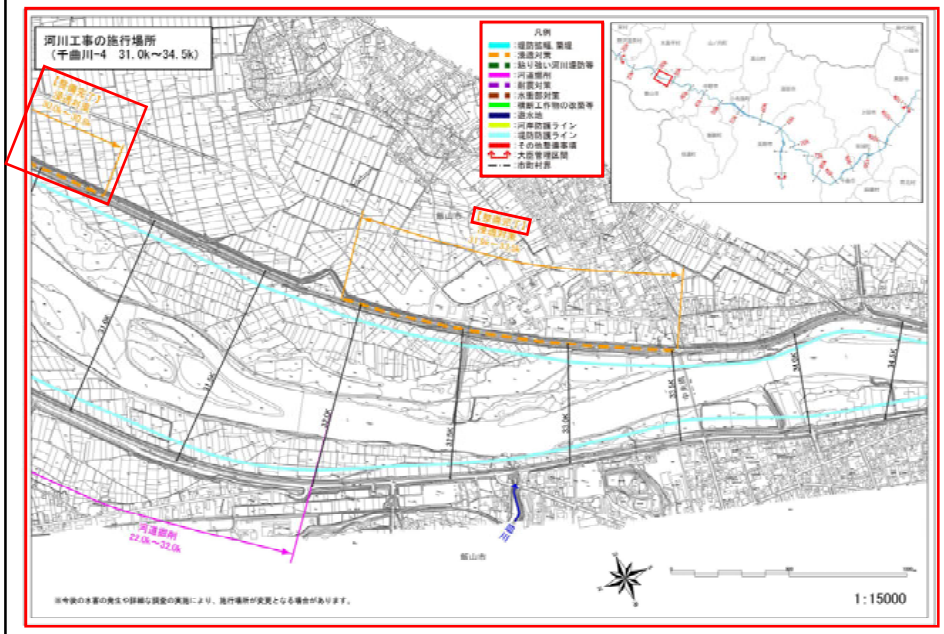

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-9		附図-10	

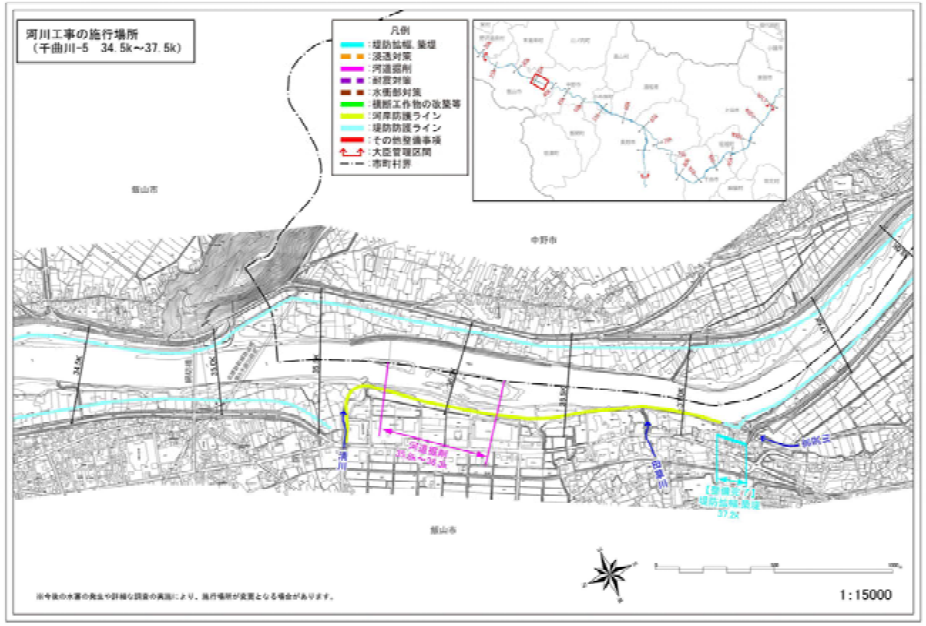

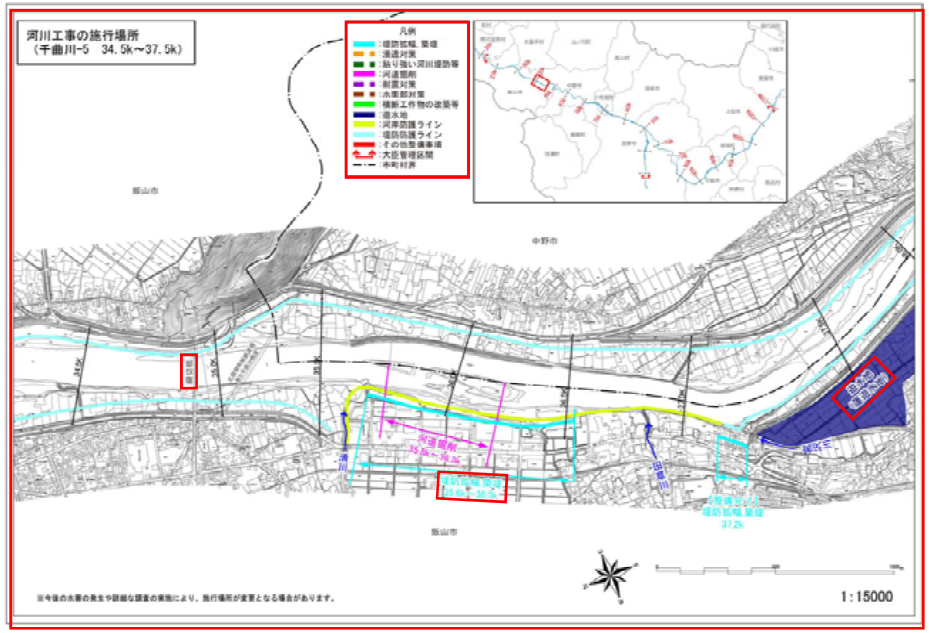

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-10		附図-11	

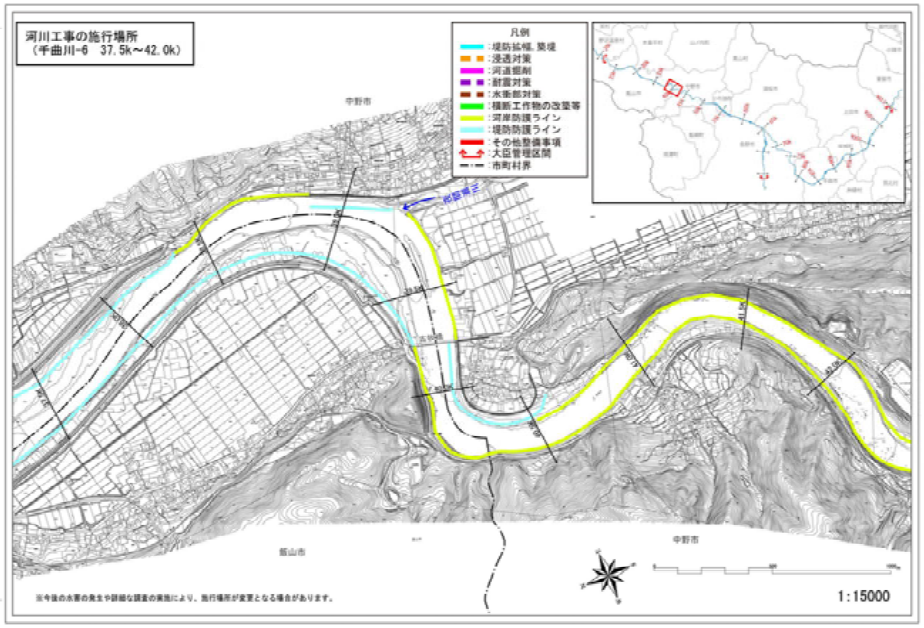

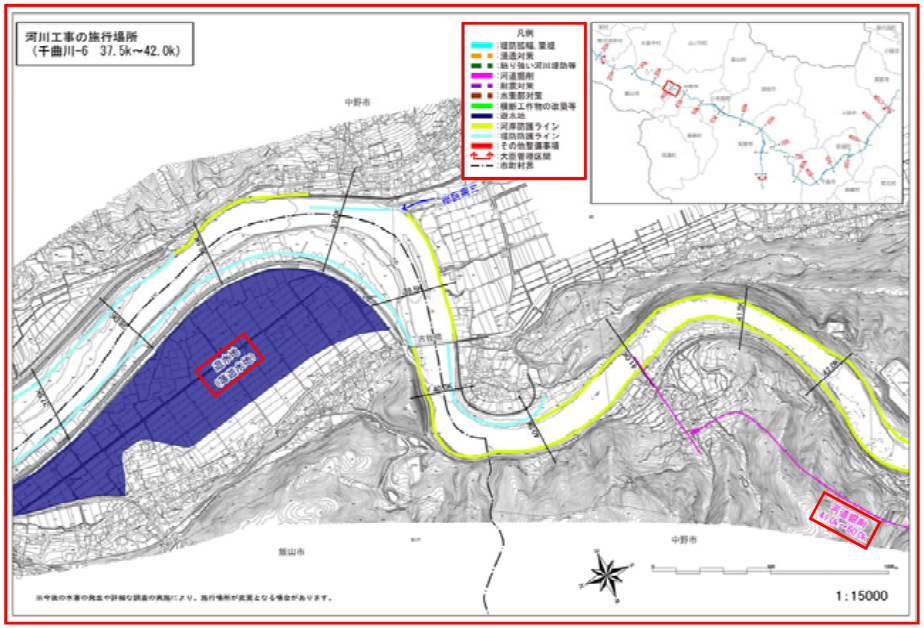

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-11		附図-12	

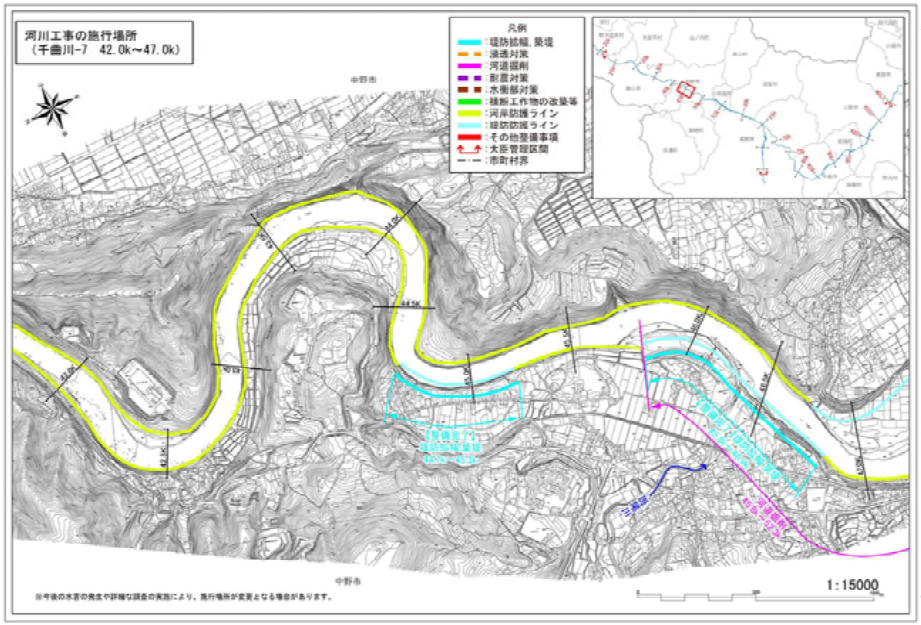

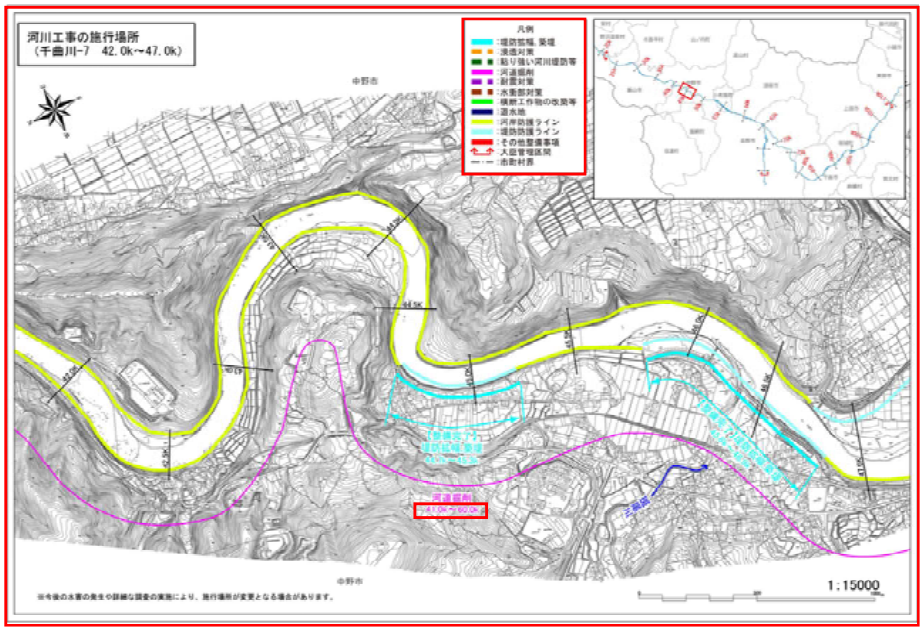

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-12		附図-13	

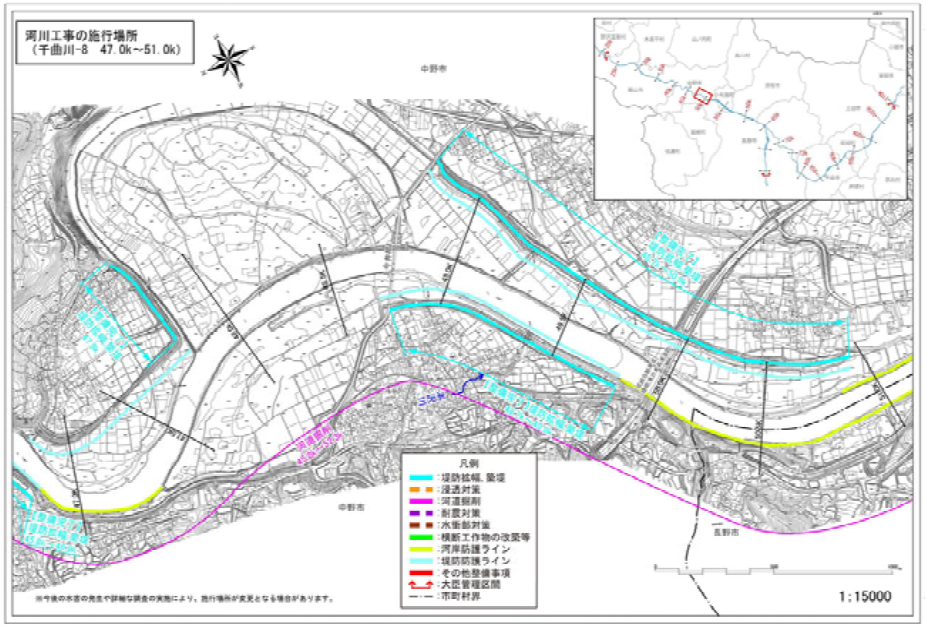

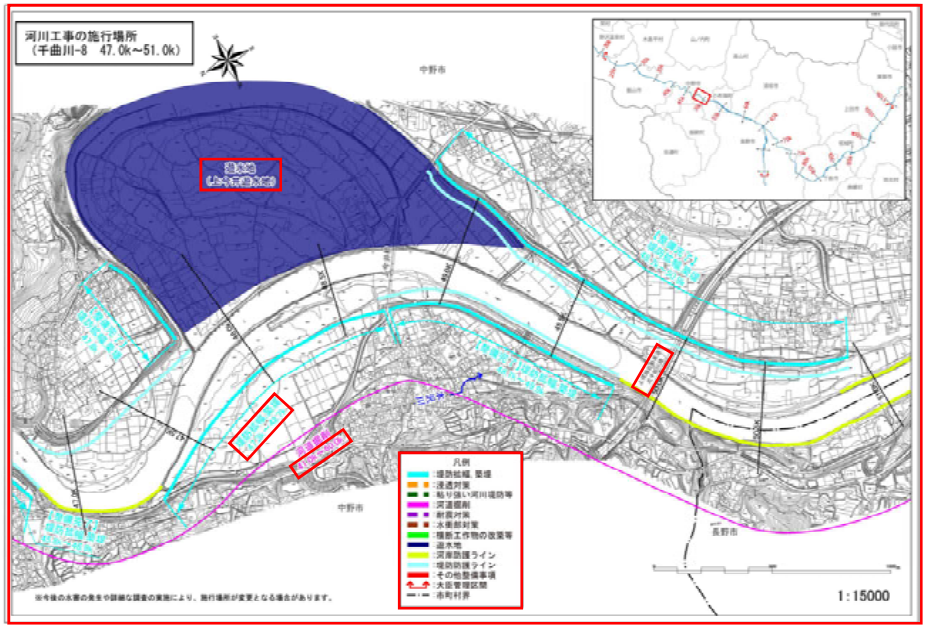

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-13		附図-14	

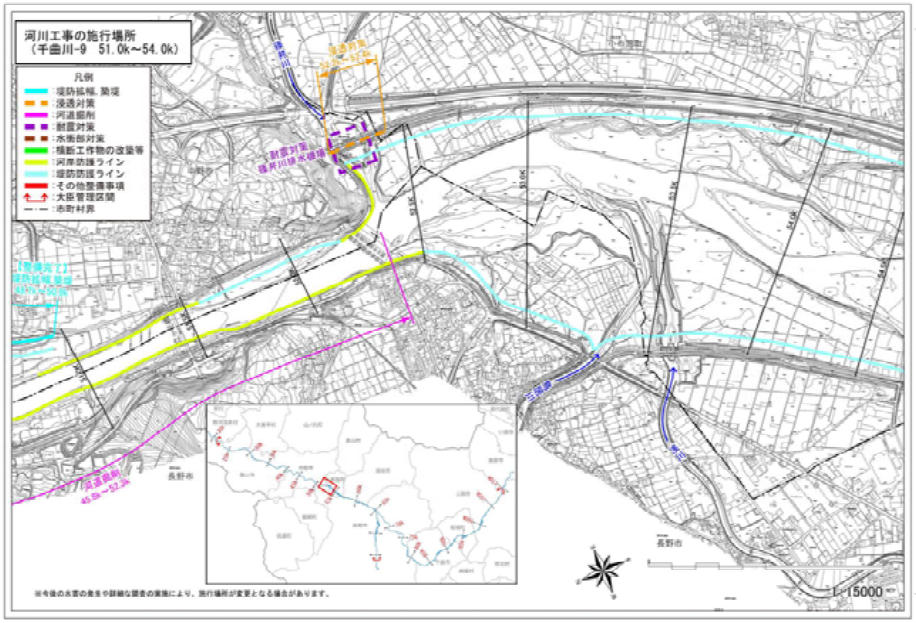

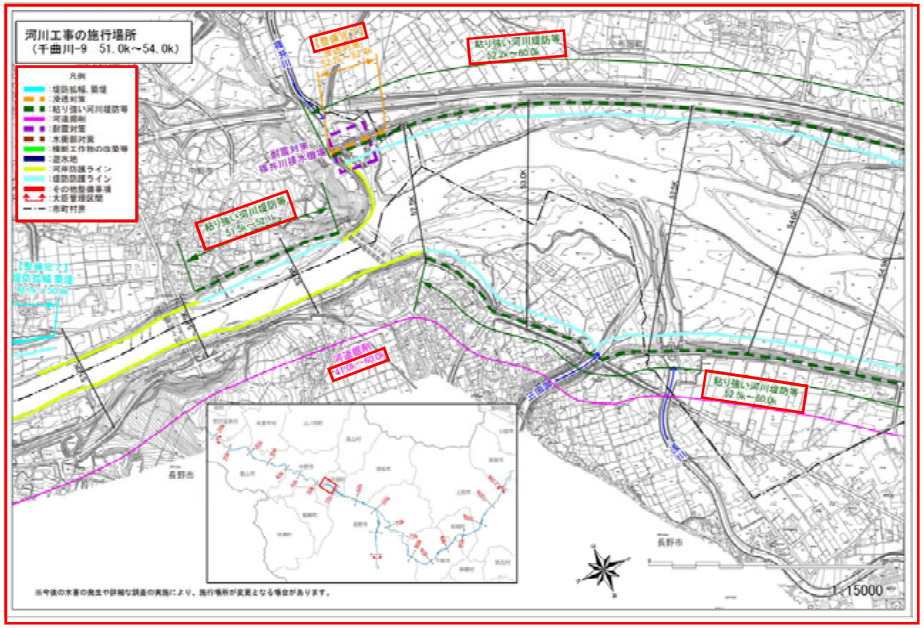

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-14		附図-15	

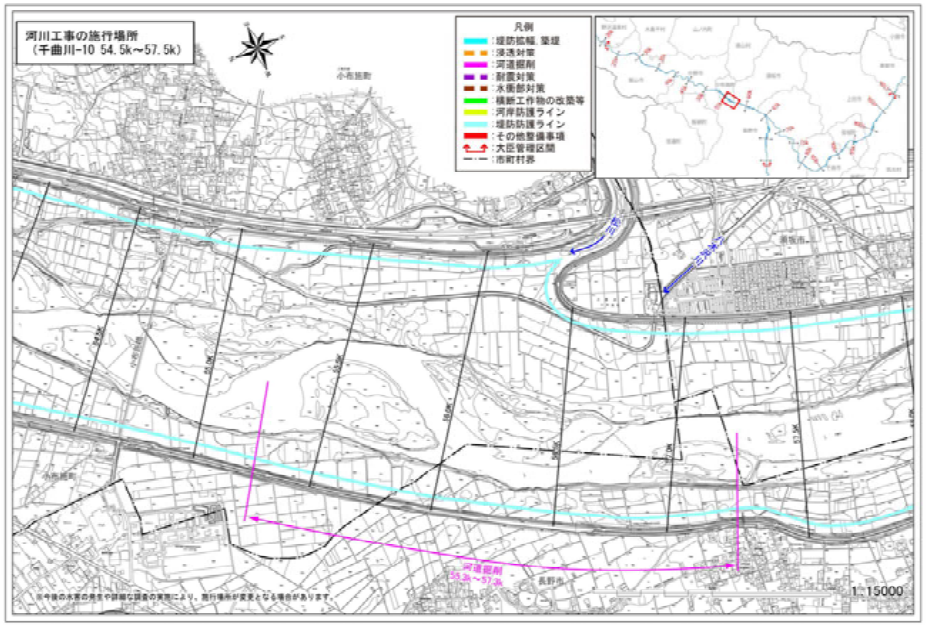

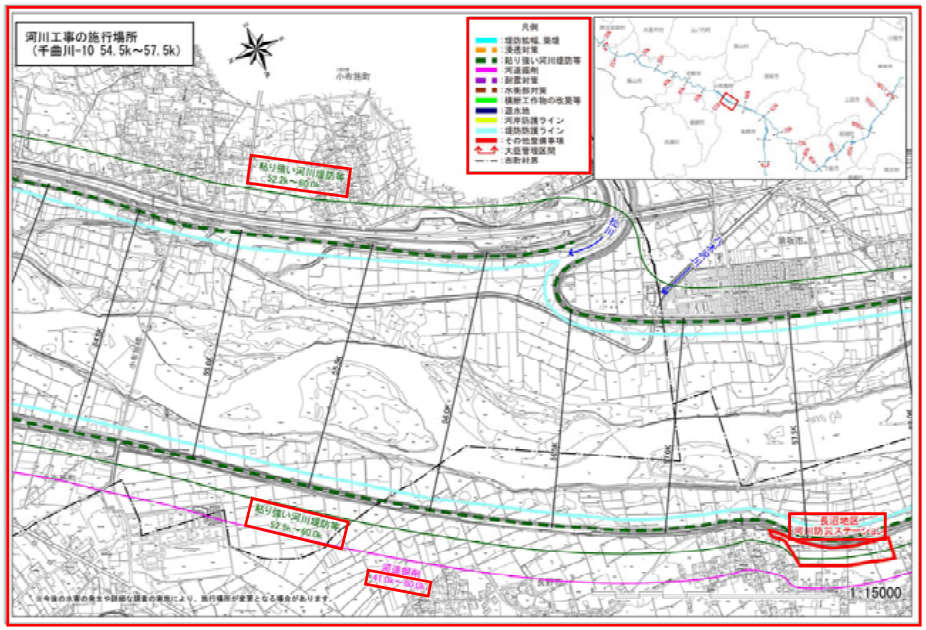

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-15		附図-16	

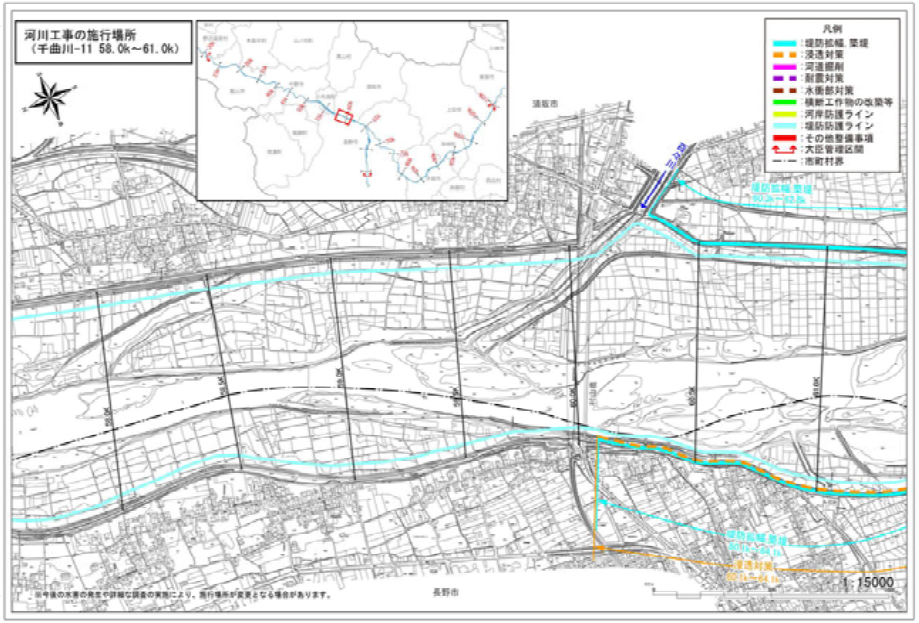

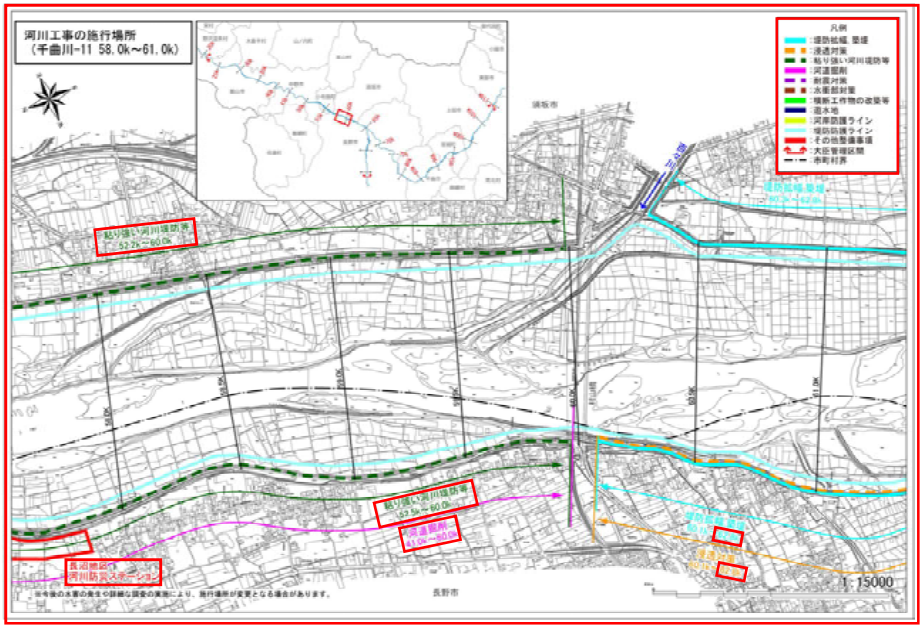

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-16		附図-17	

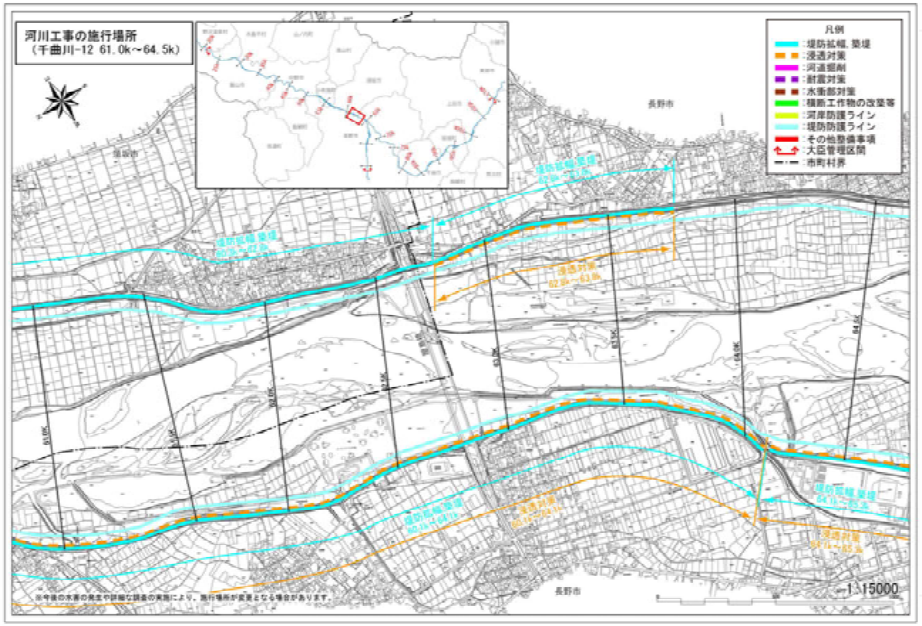

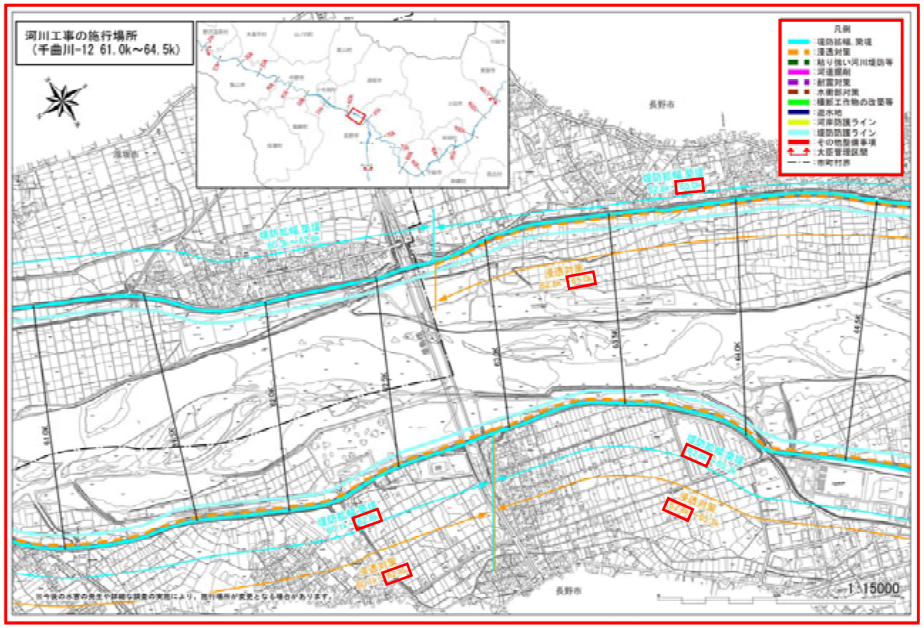

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-17		附図-18	

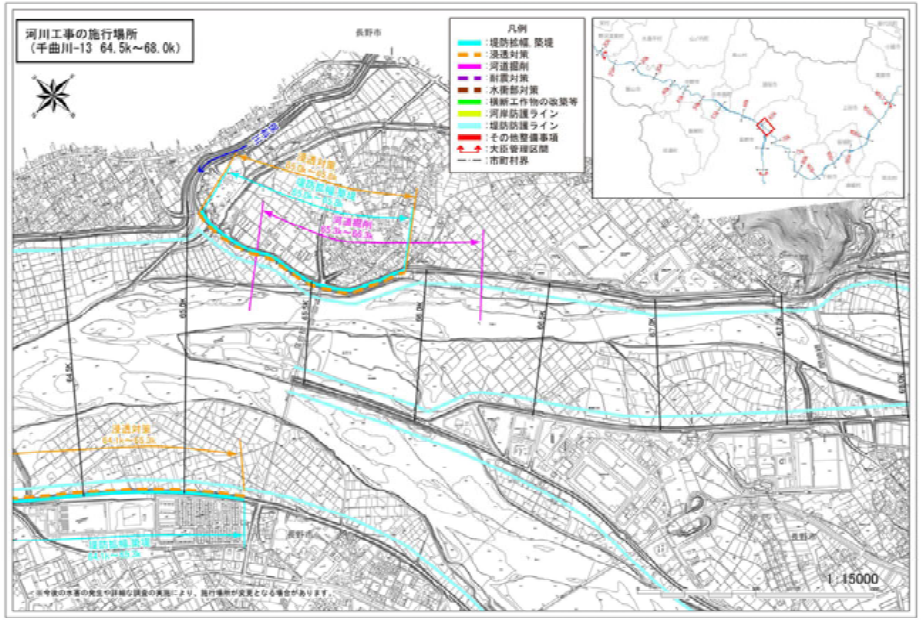

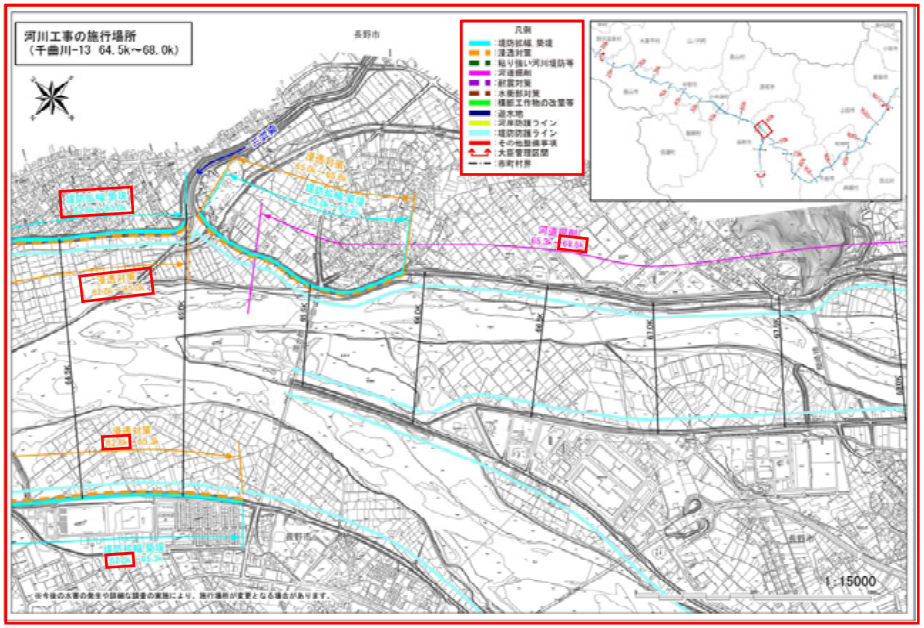

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-18		附図-19	

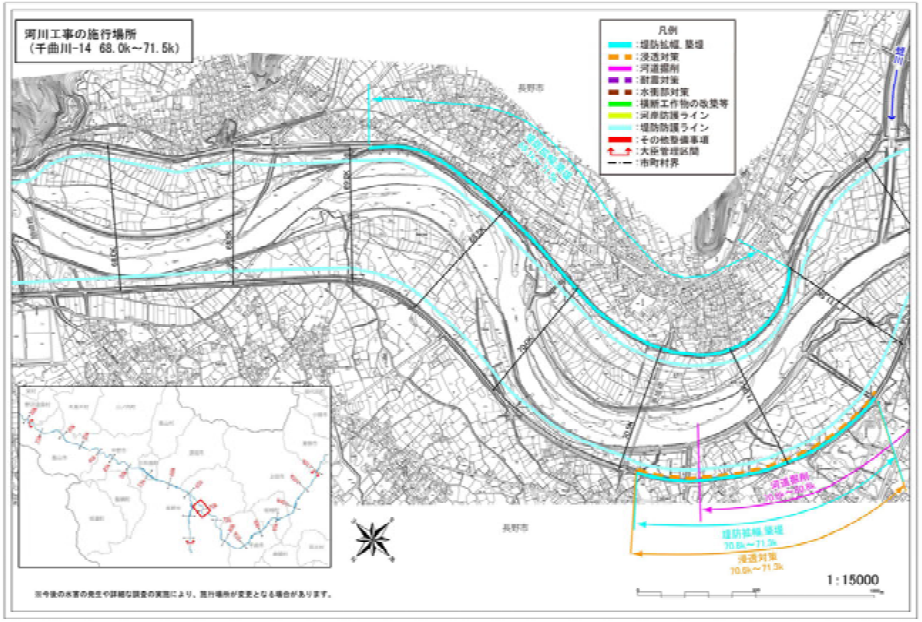

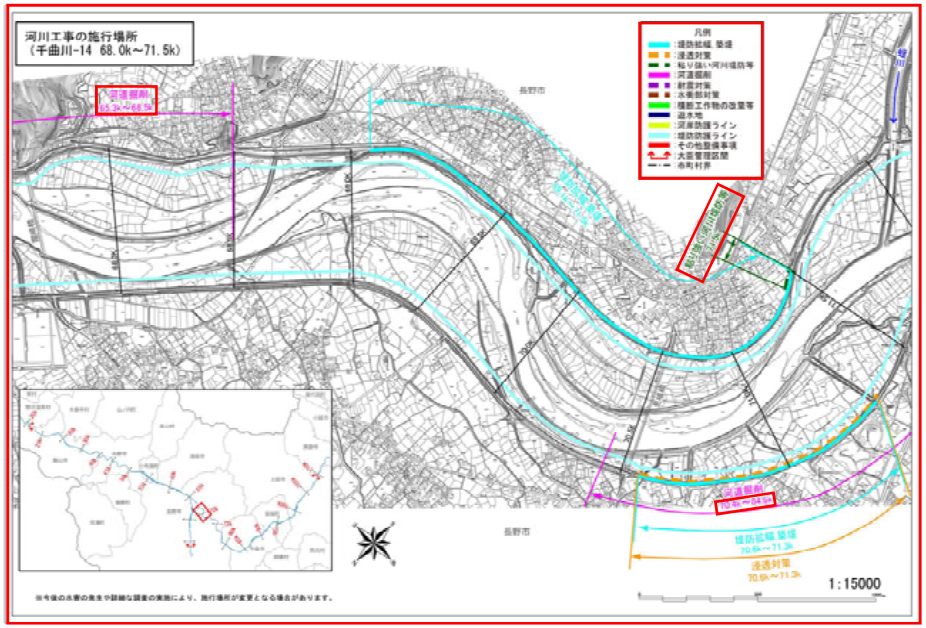

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-19		附図-20	

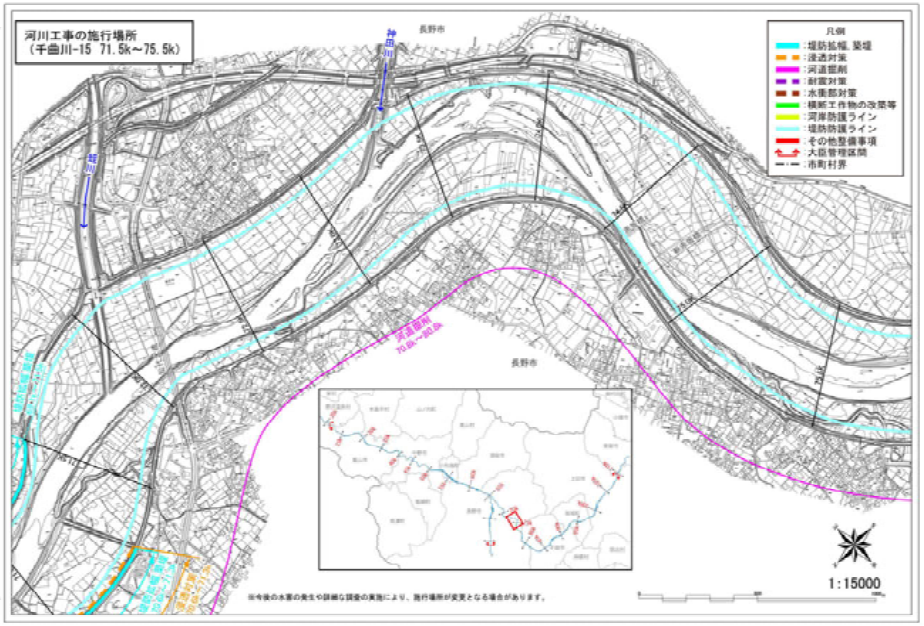

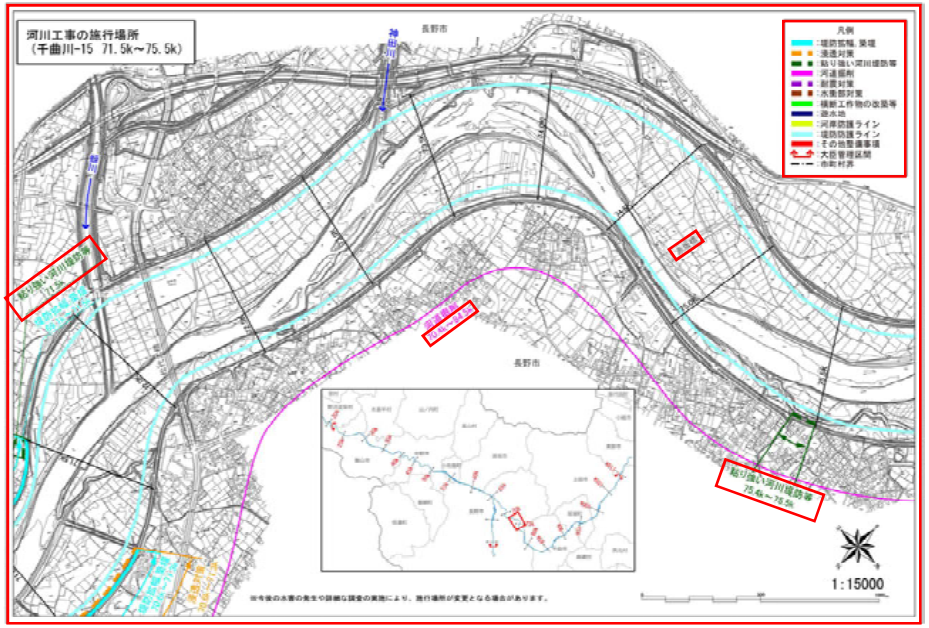

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-20		附図-21	

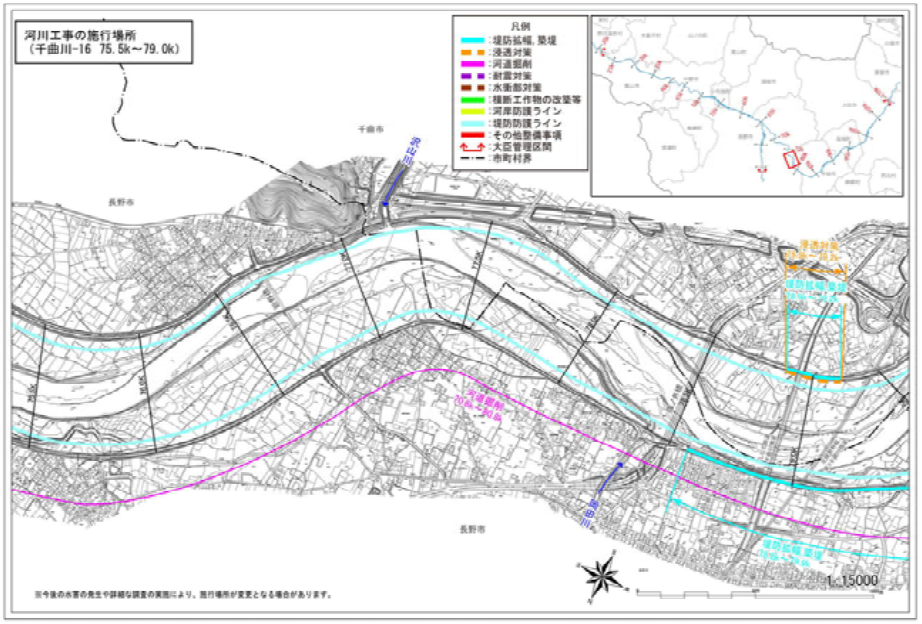

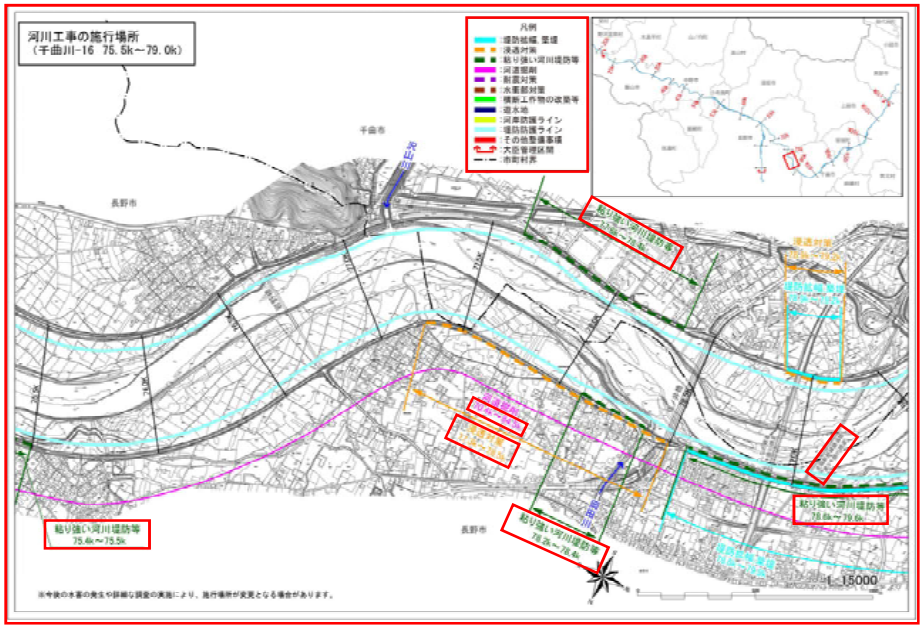

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-21		附図-22	

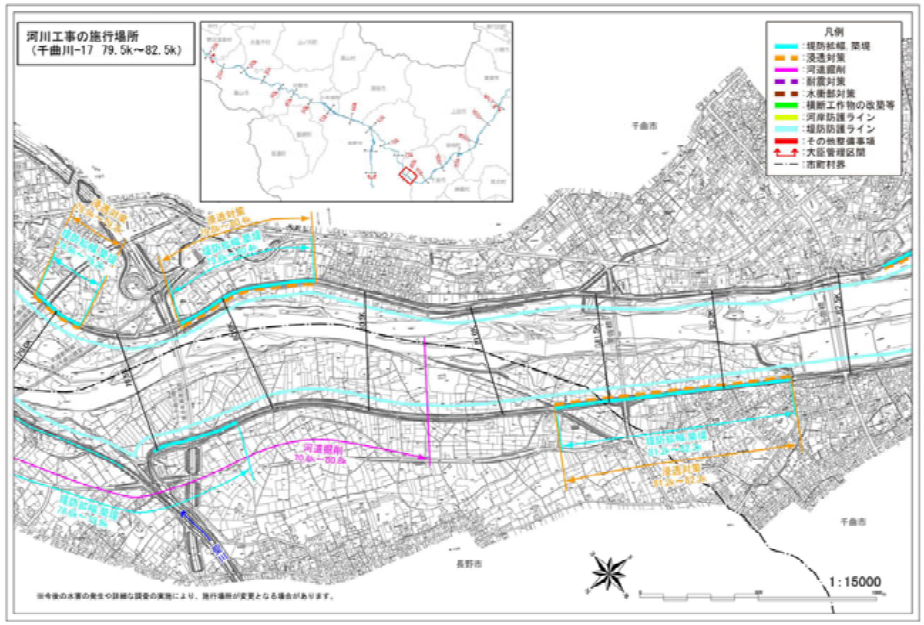

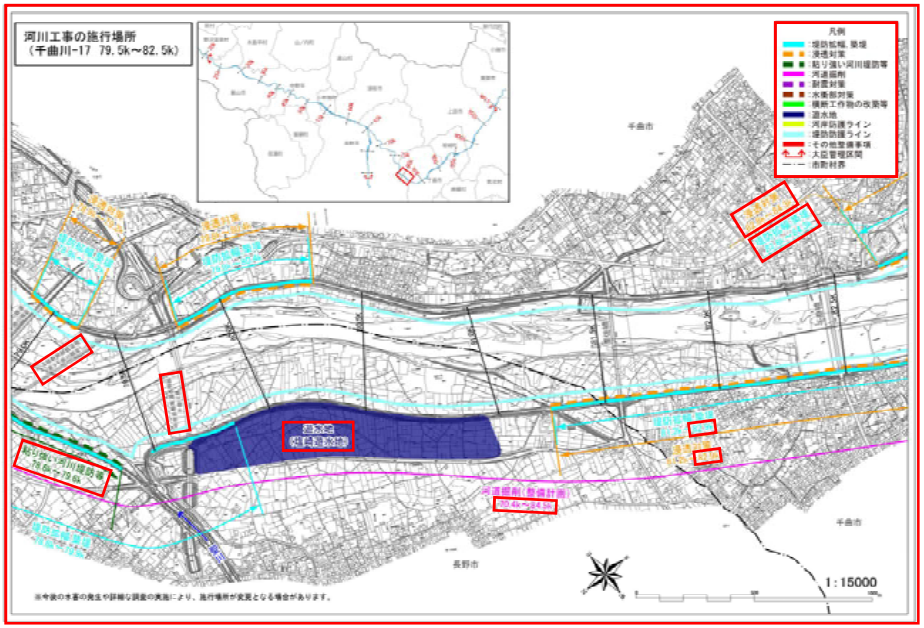

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-22		附図-23	

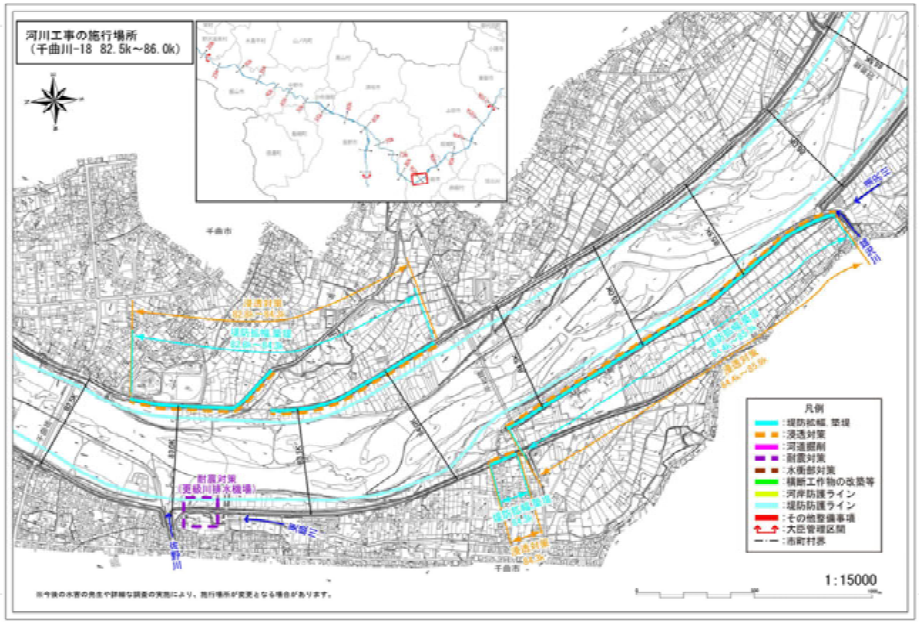

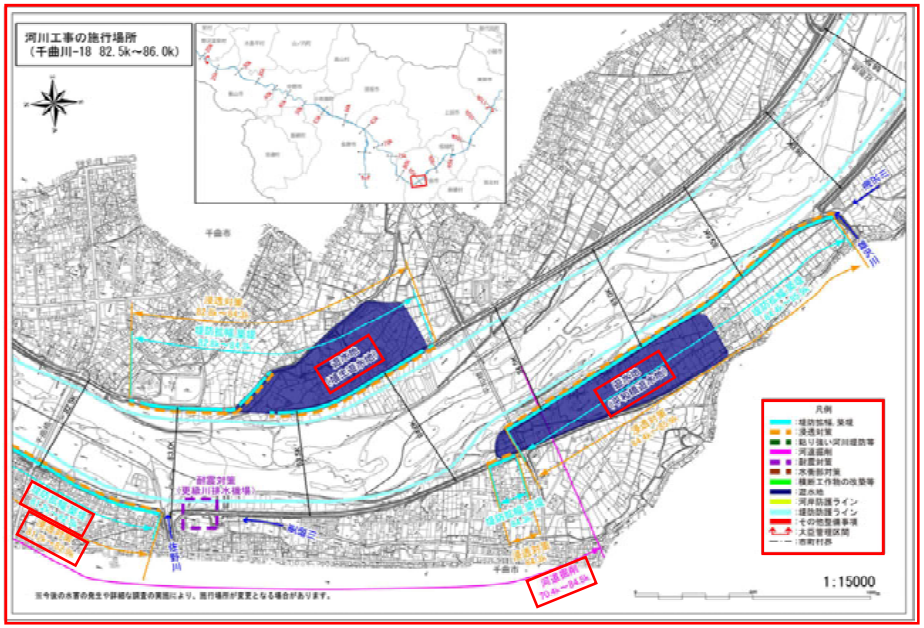

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-23		附図-24	

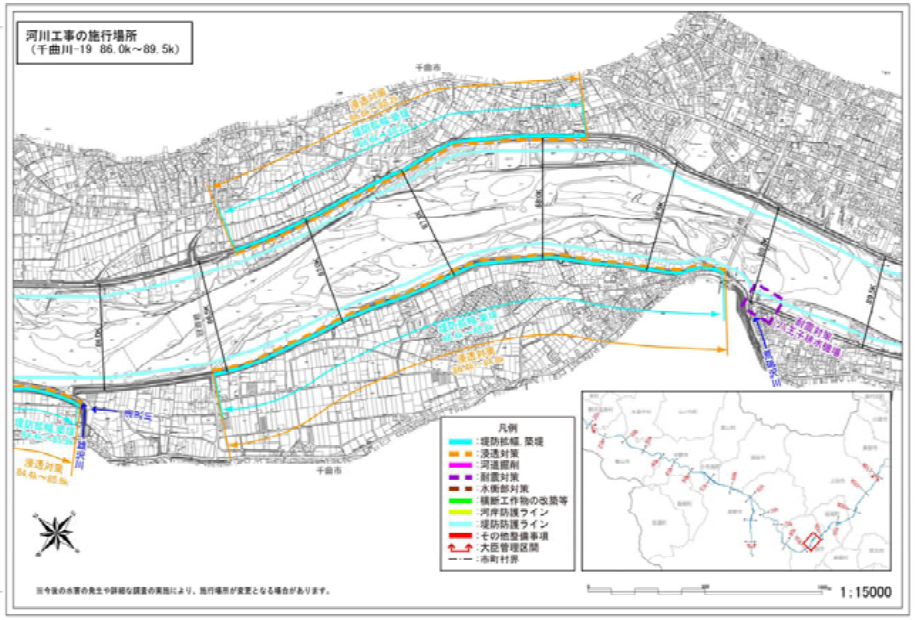

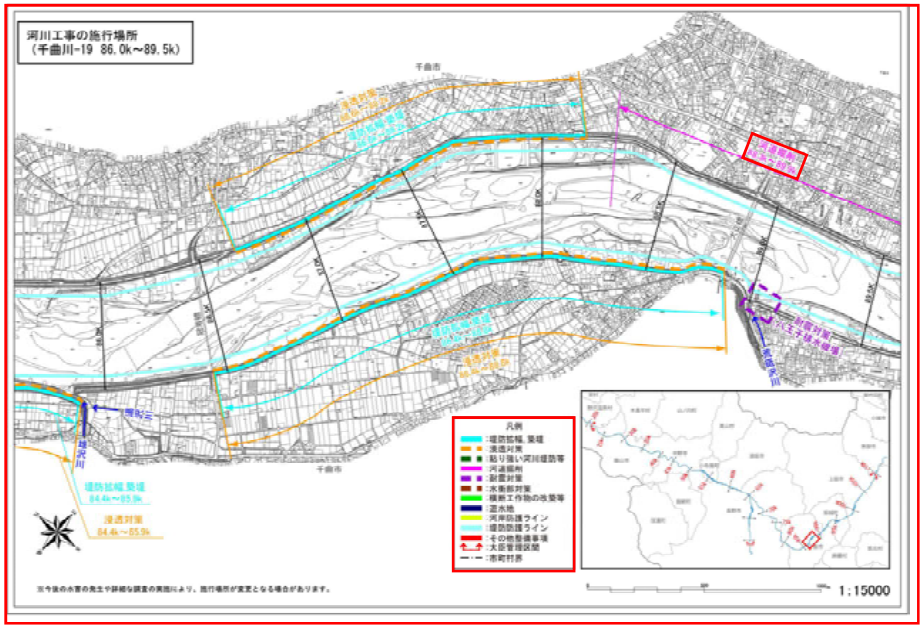

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-24		附図-25	

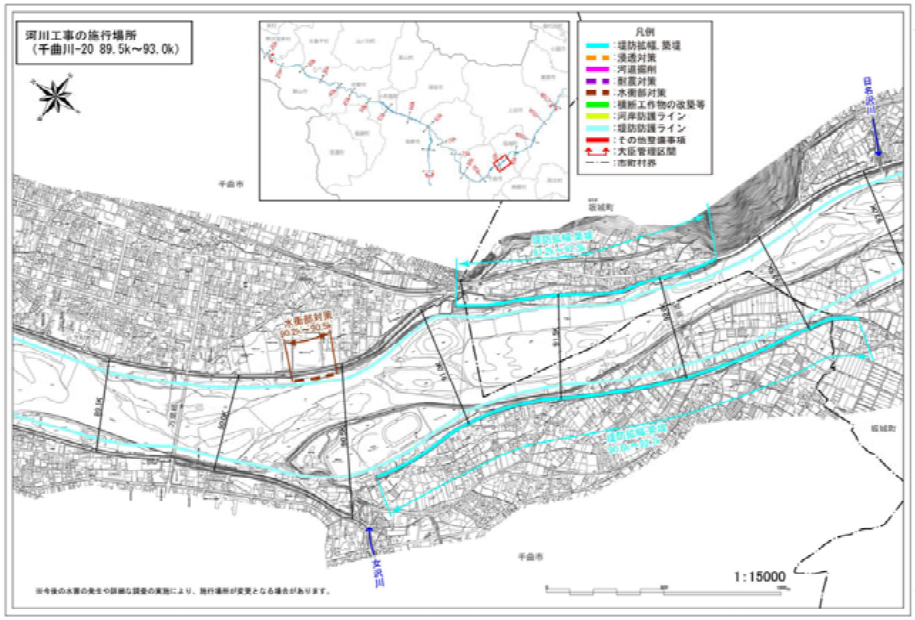

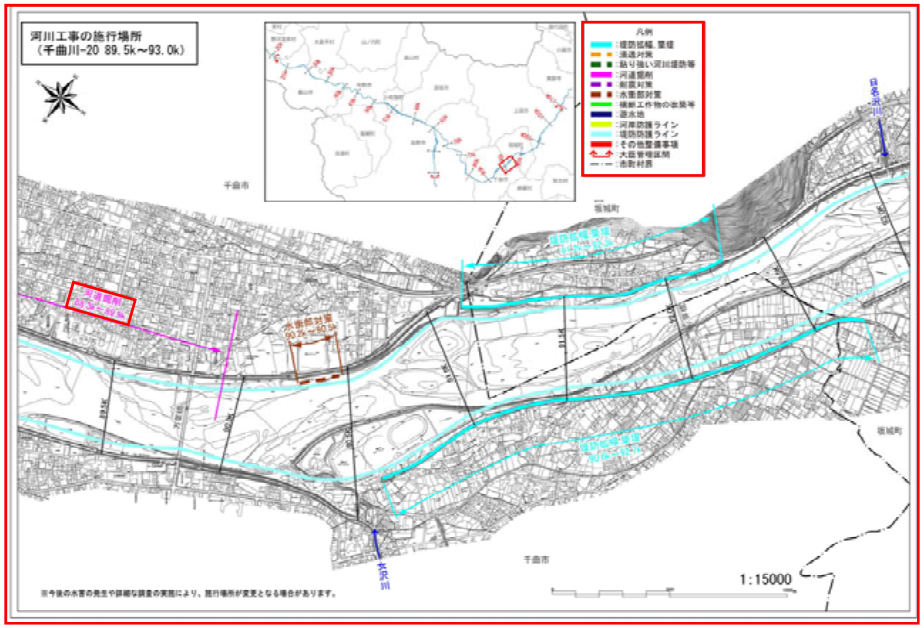

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-25		附図-26	

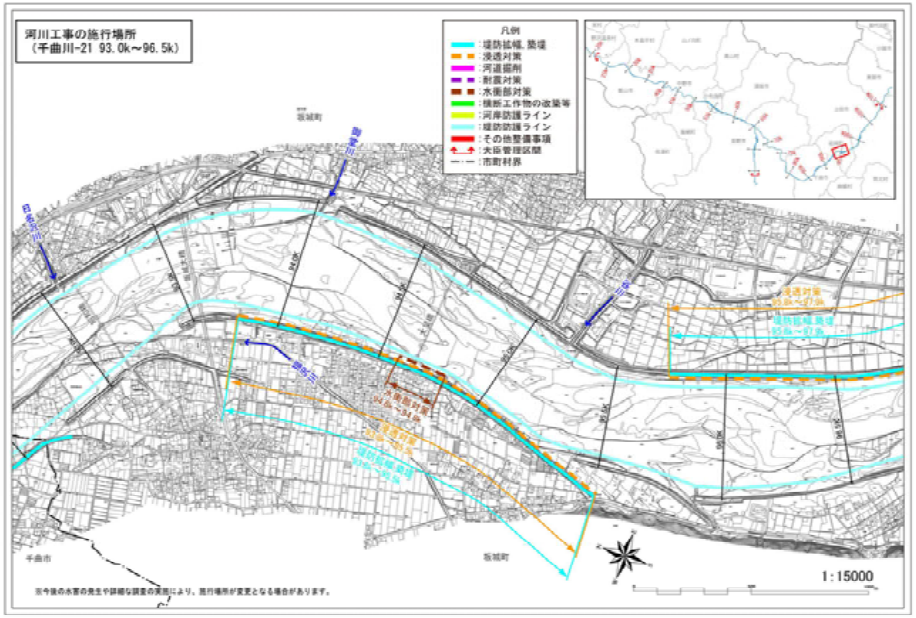

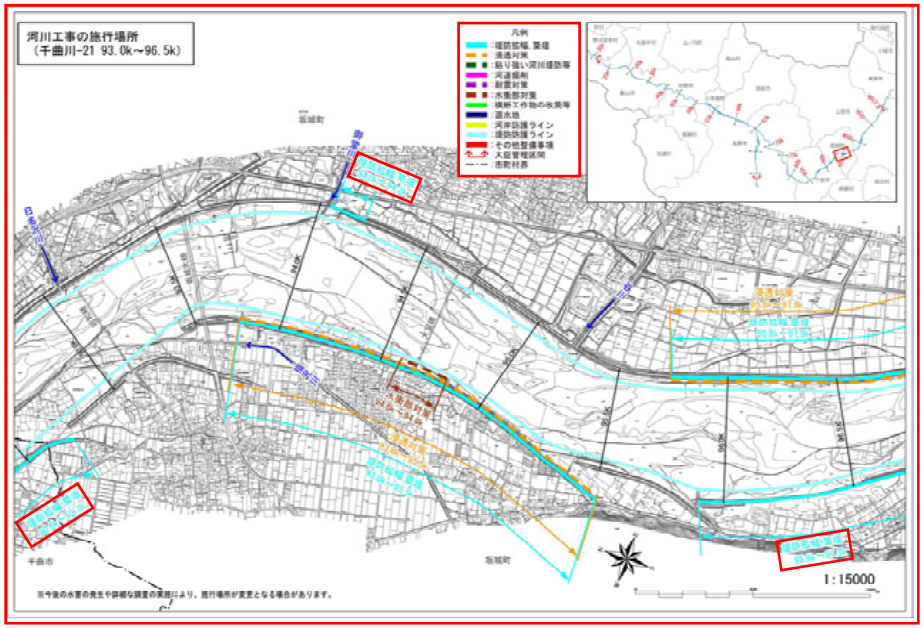

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-26		附図-27	

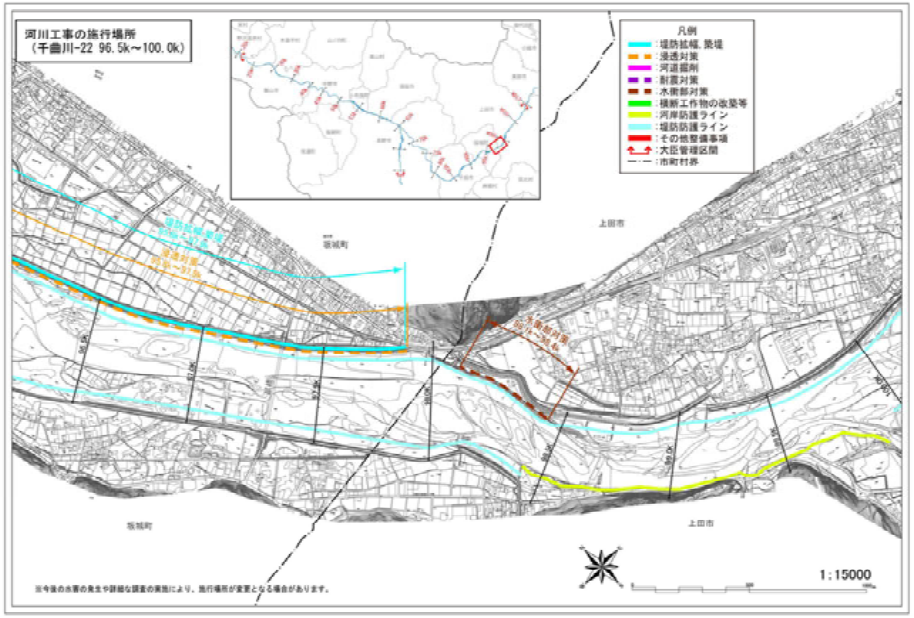

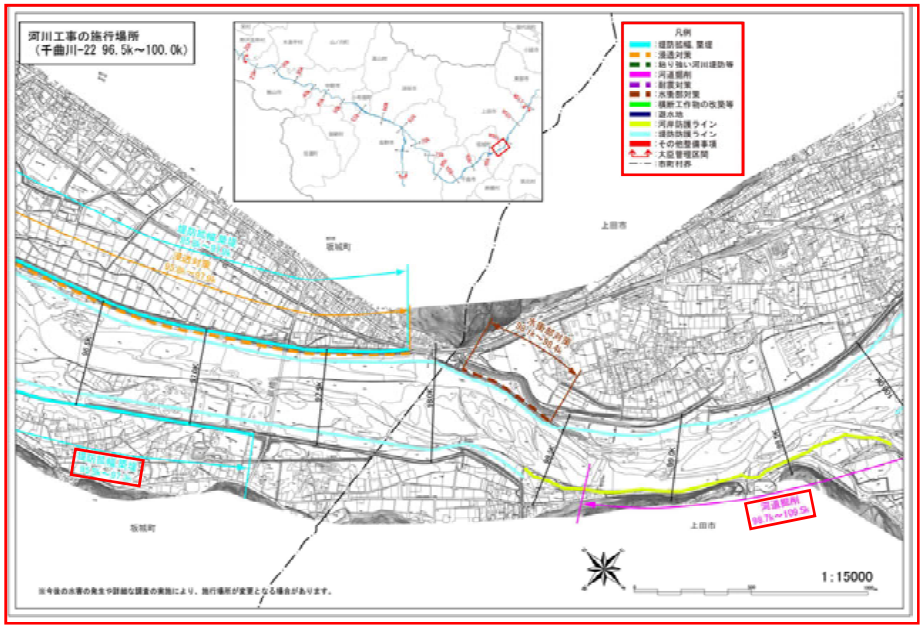

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-27		附図-28	

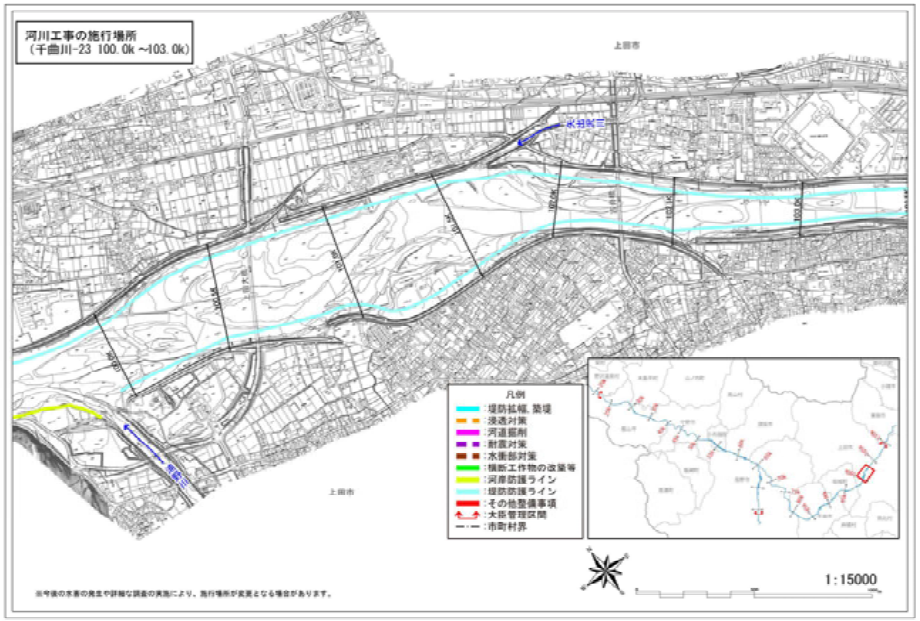

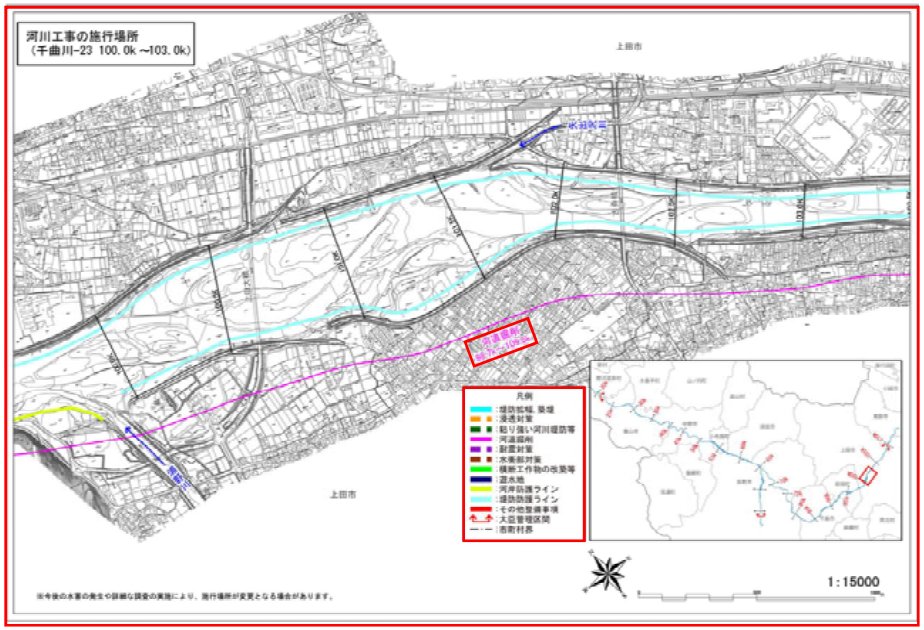

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-28		附図-29	

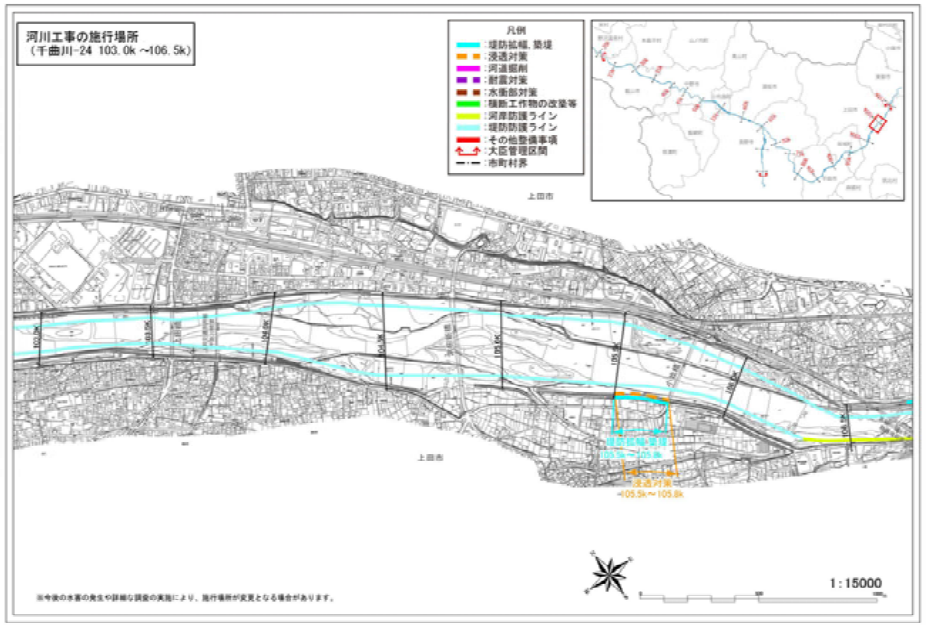

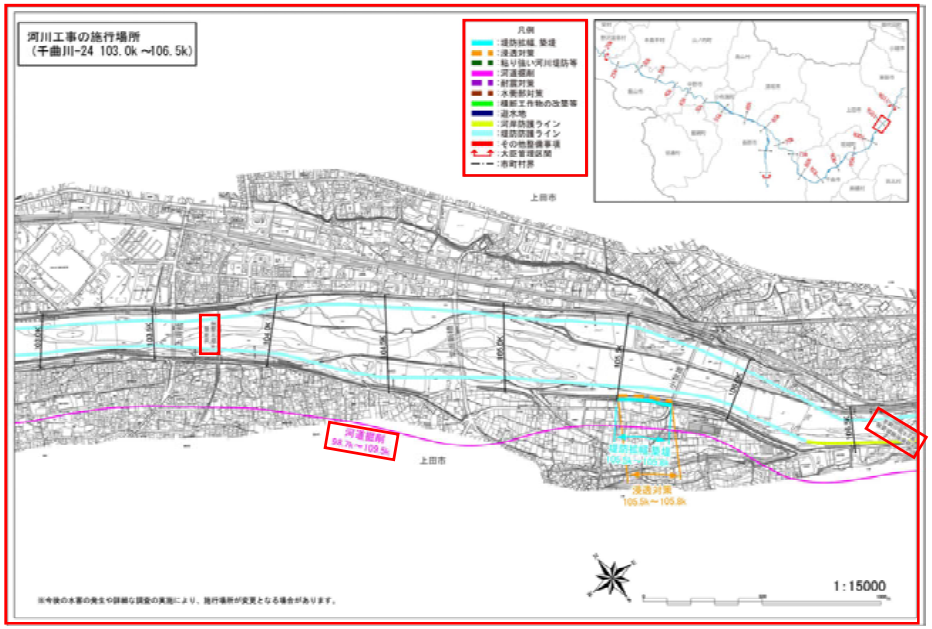

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-29		附図-30	

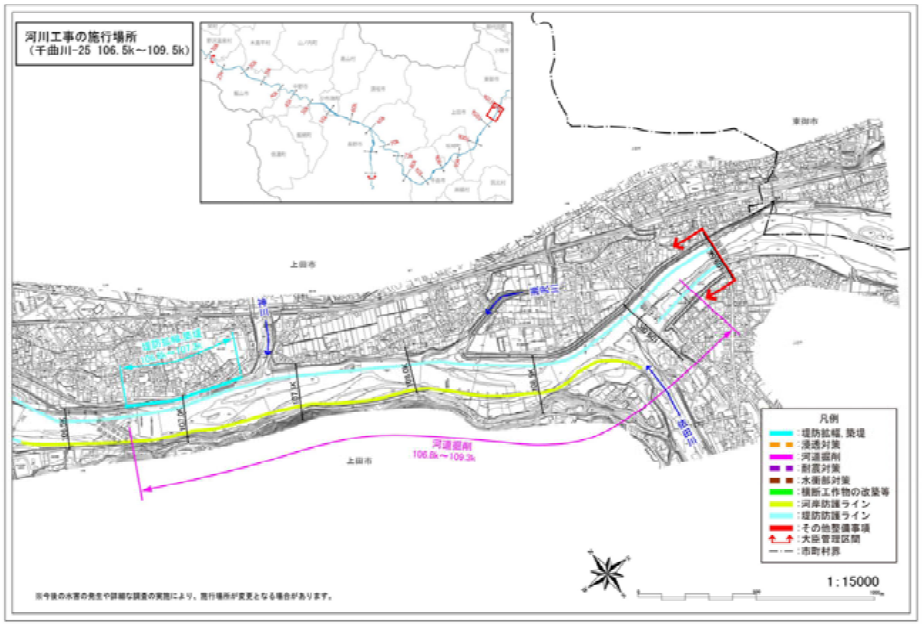

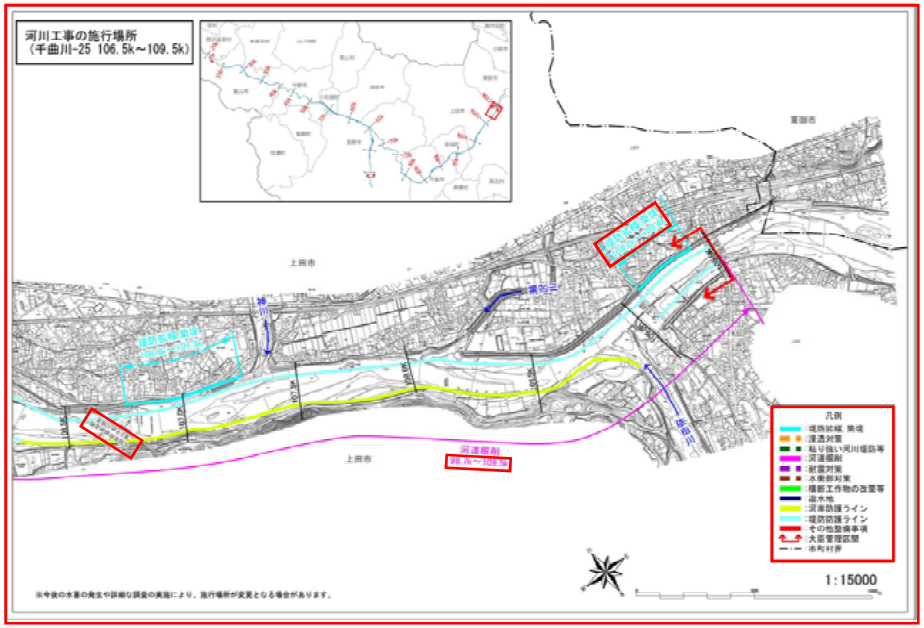

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-32		附図-33	

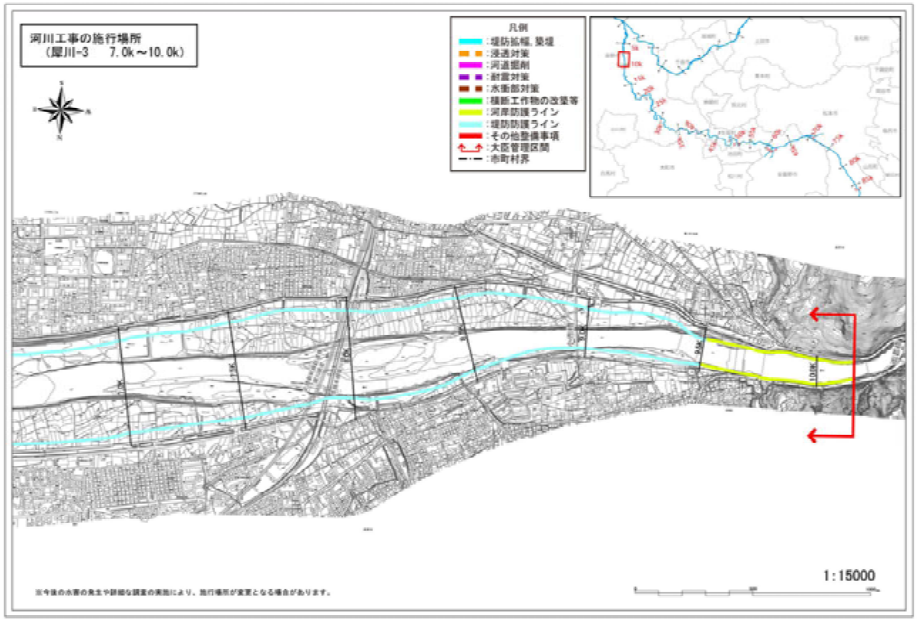

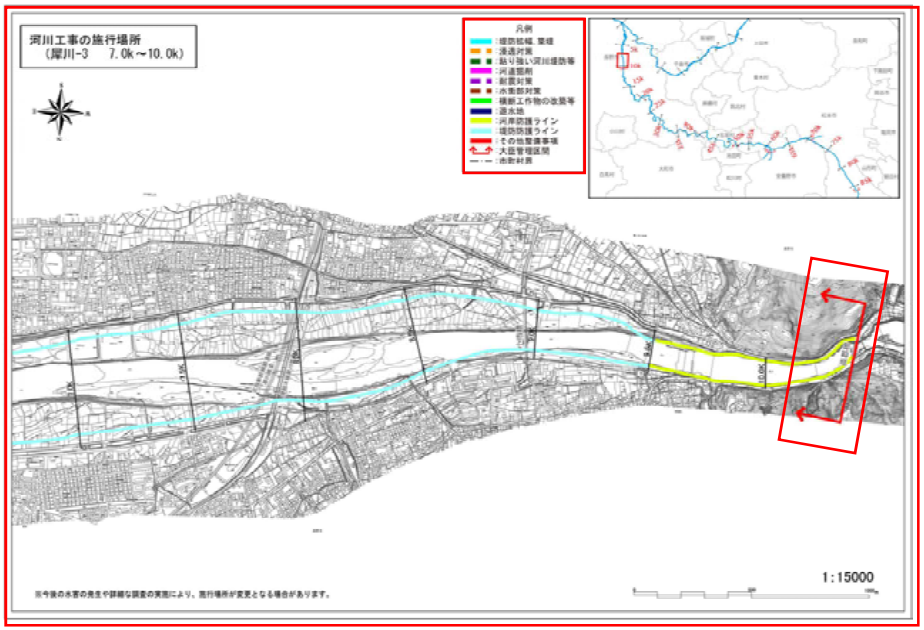

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-33		附図-34	

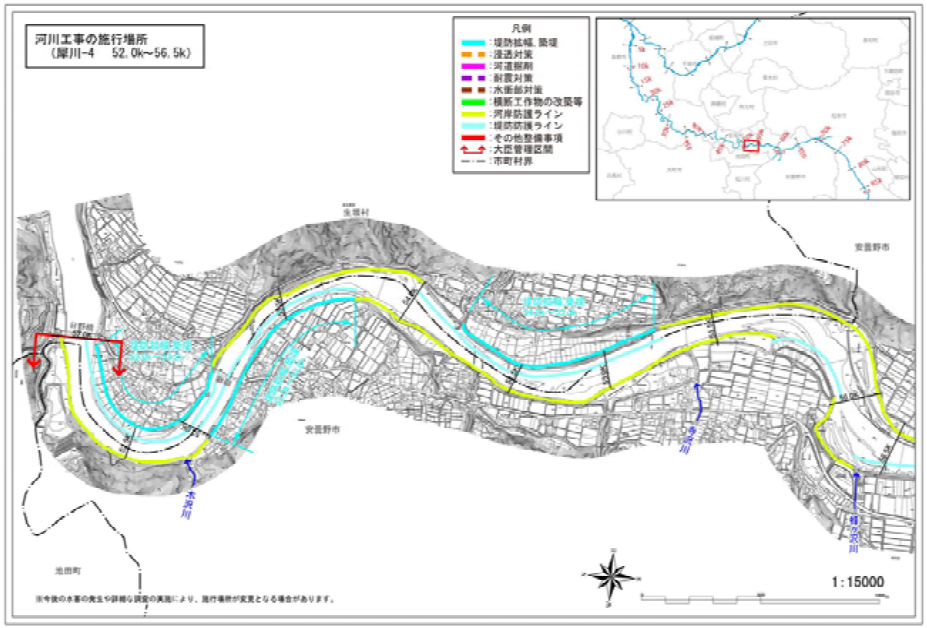

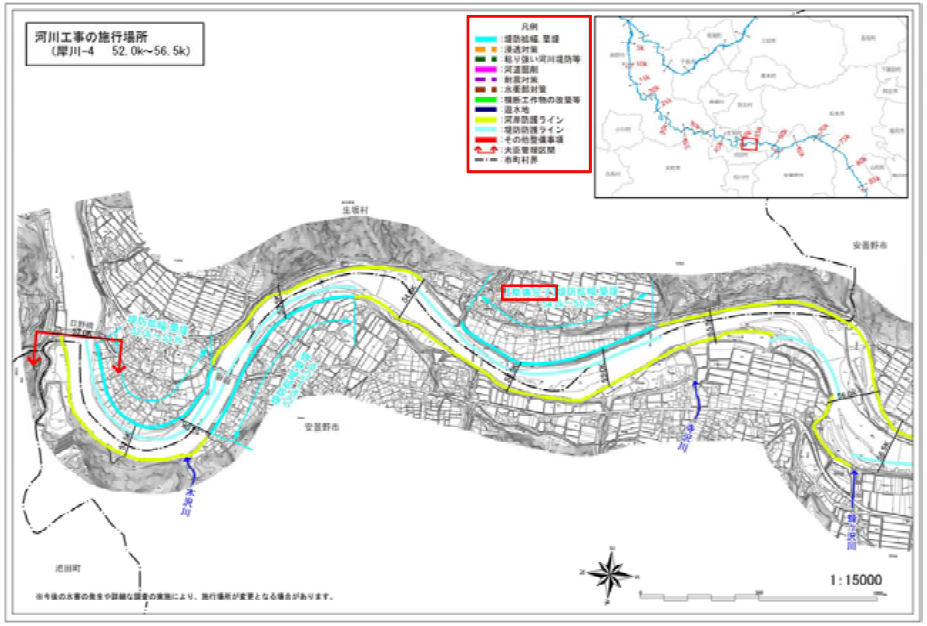

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-35		附図-36	

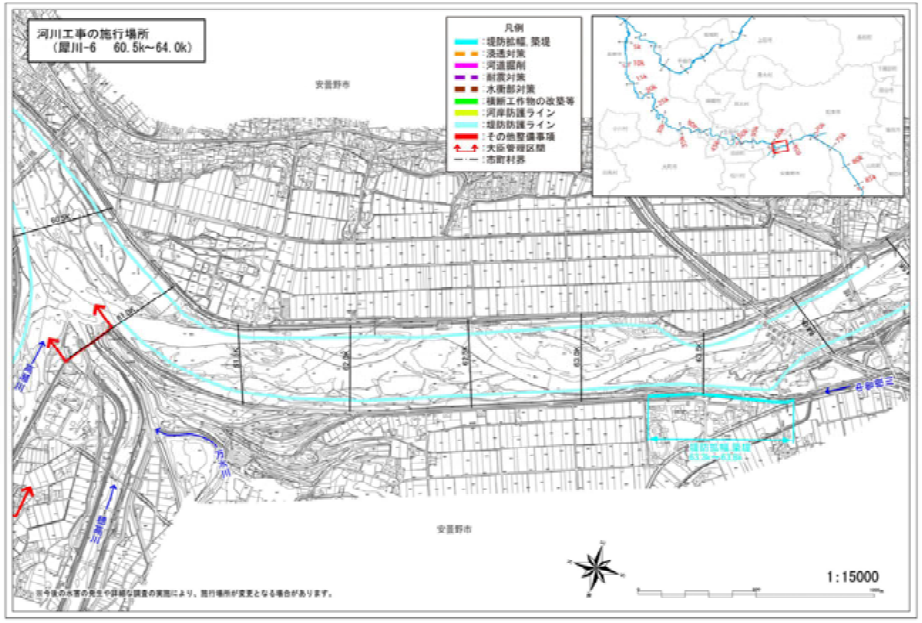

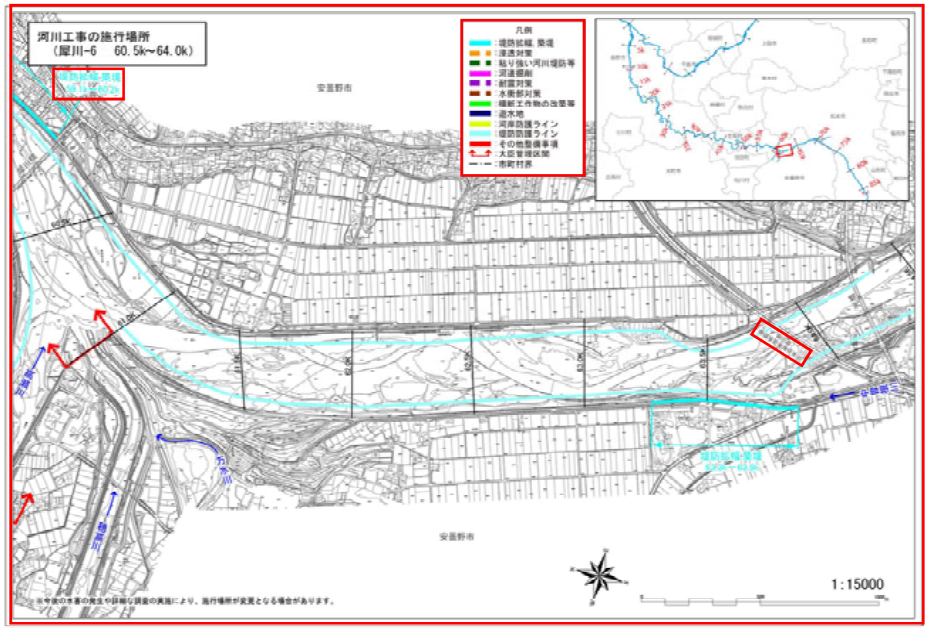

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-36		附図-37	

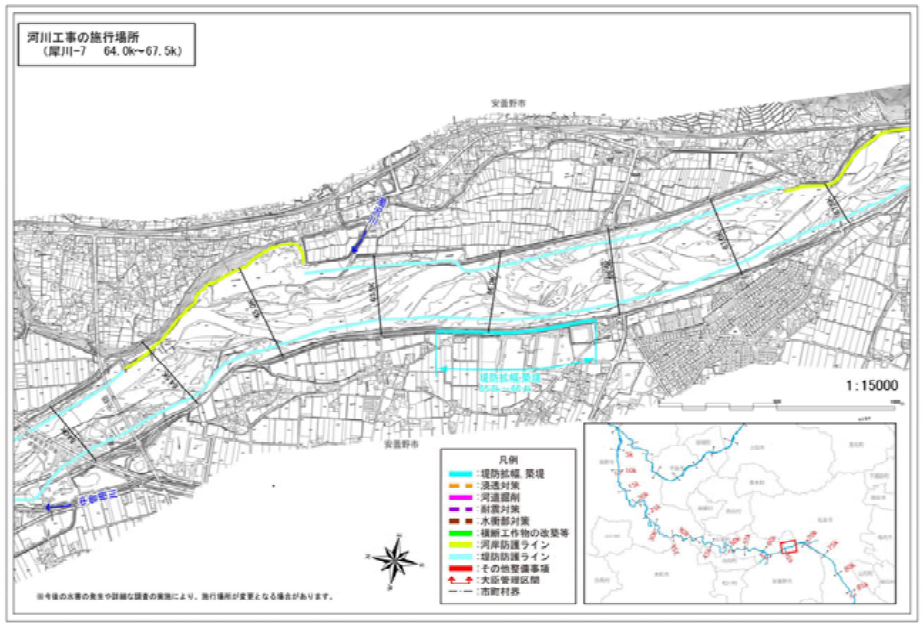

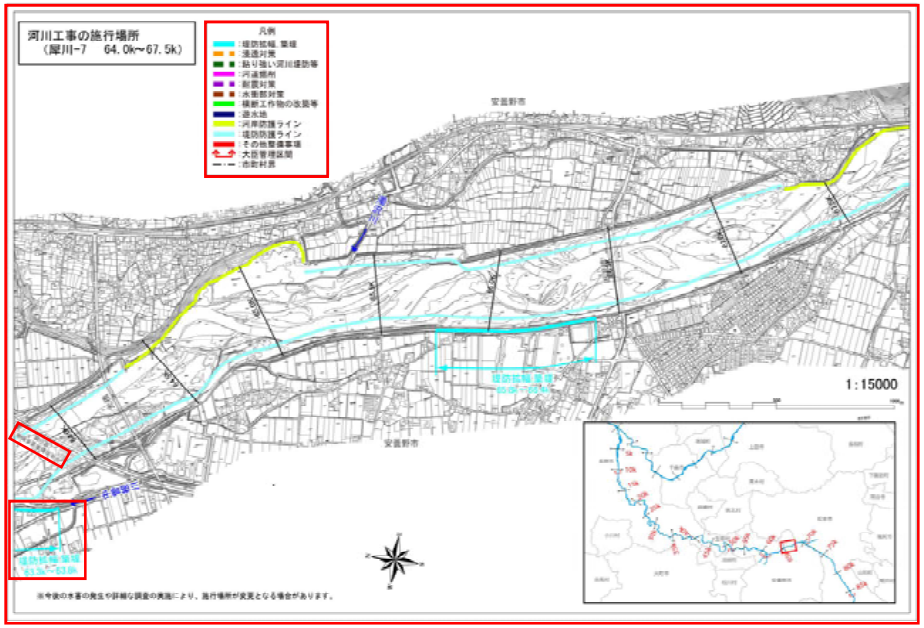

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-37		附図-38	

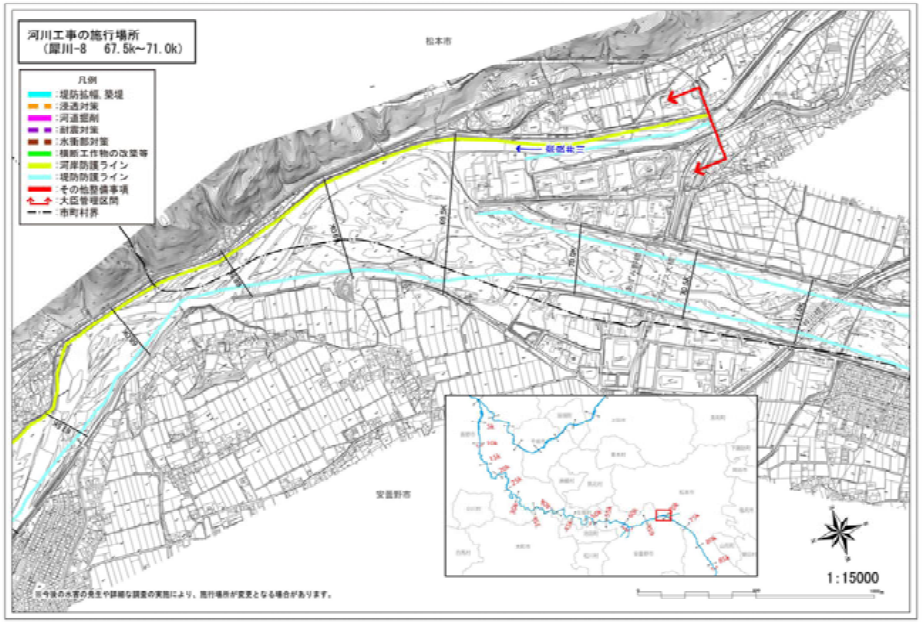

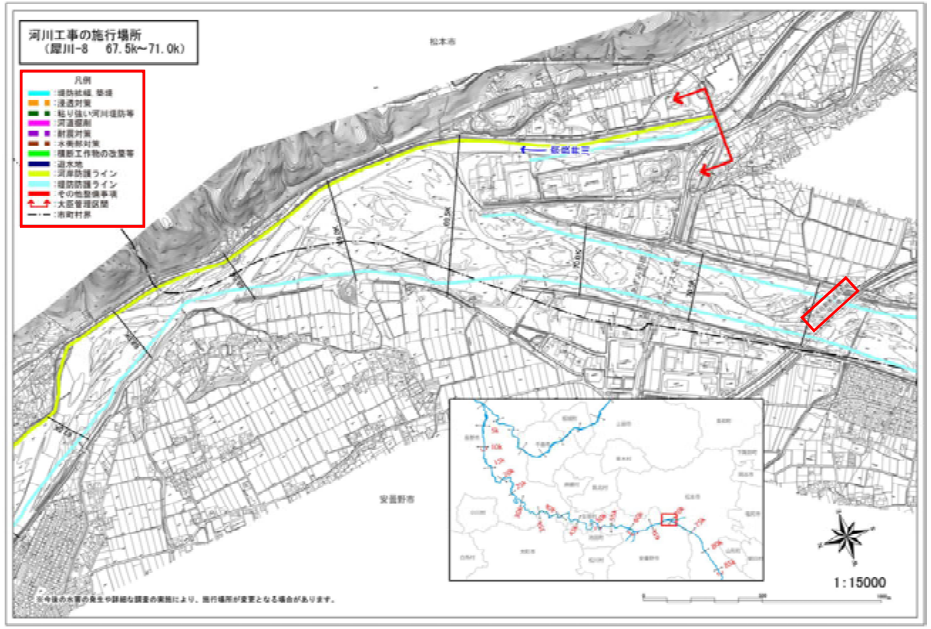

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-38		附図-39	

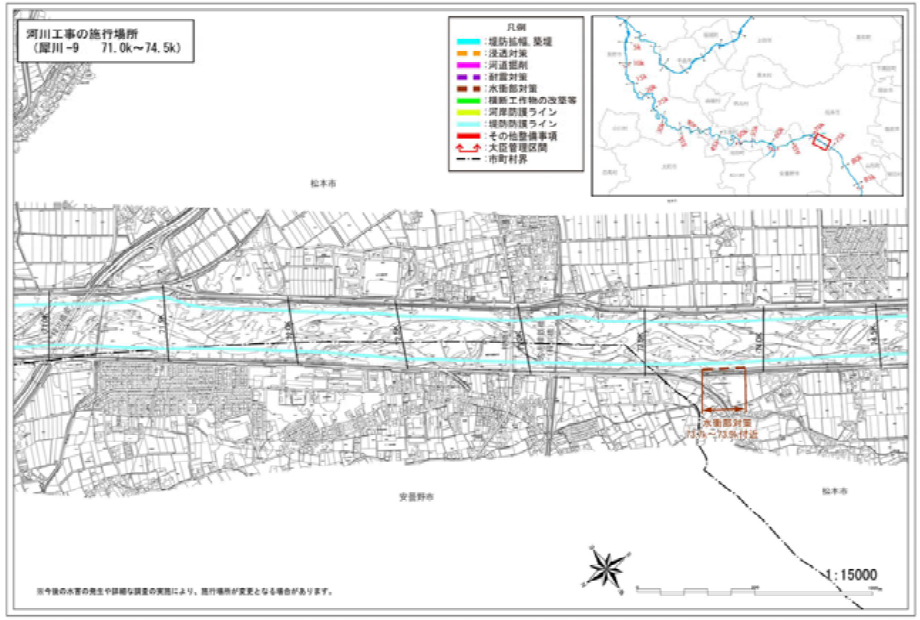

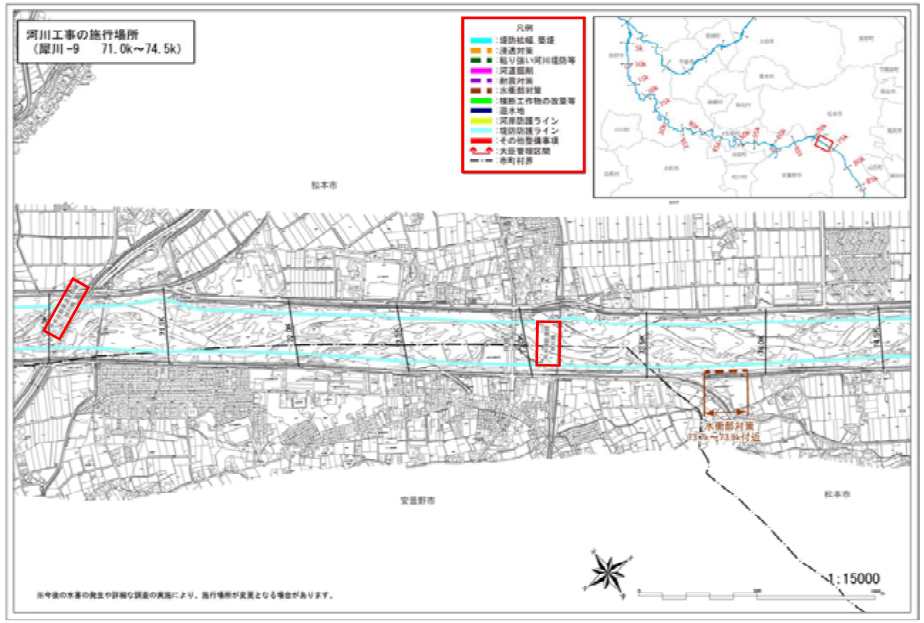

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［上流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［上流部］】 変更
附図-43		附図-44	

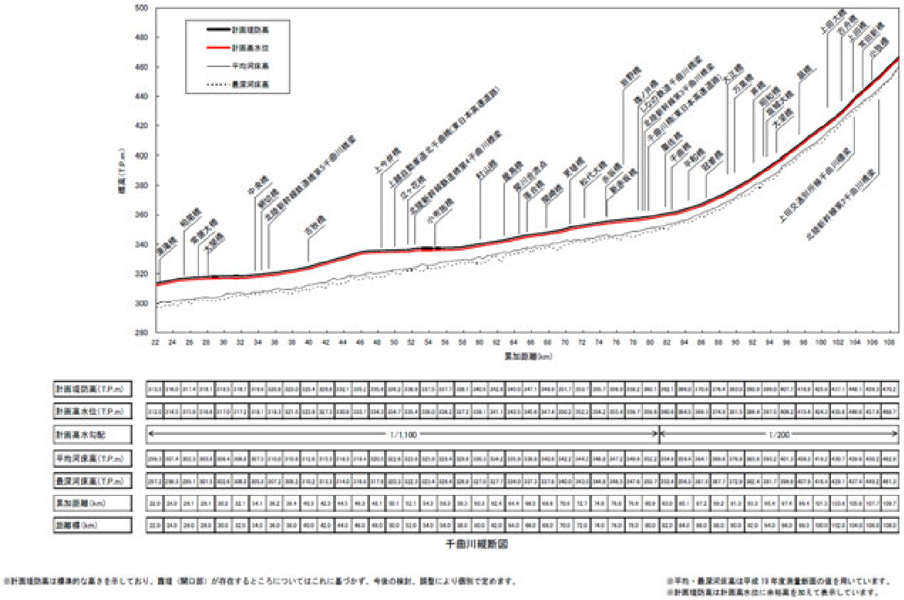

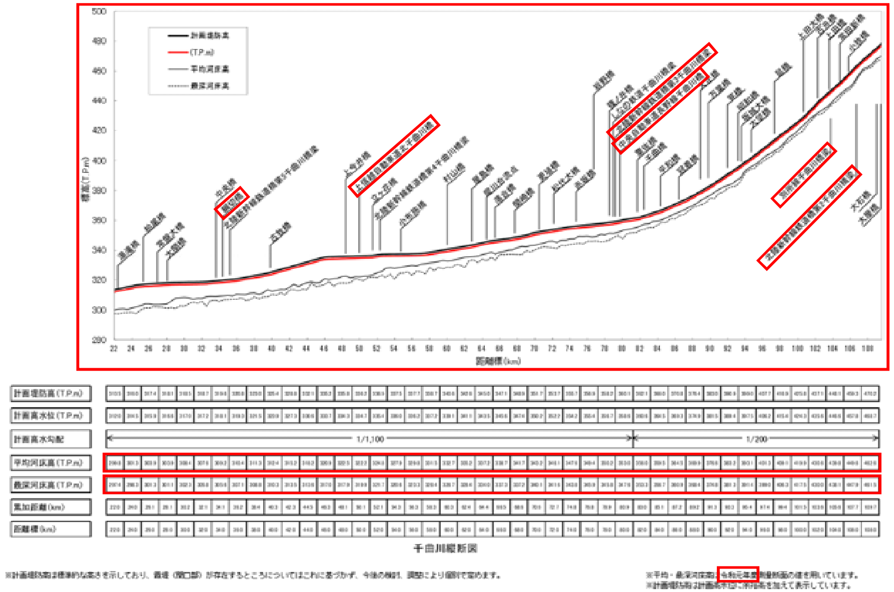

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-44		附図-45	

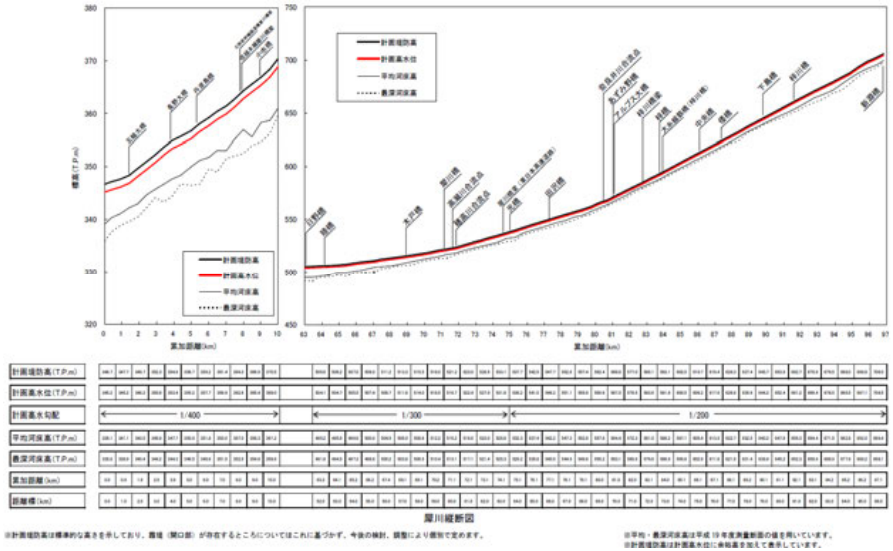

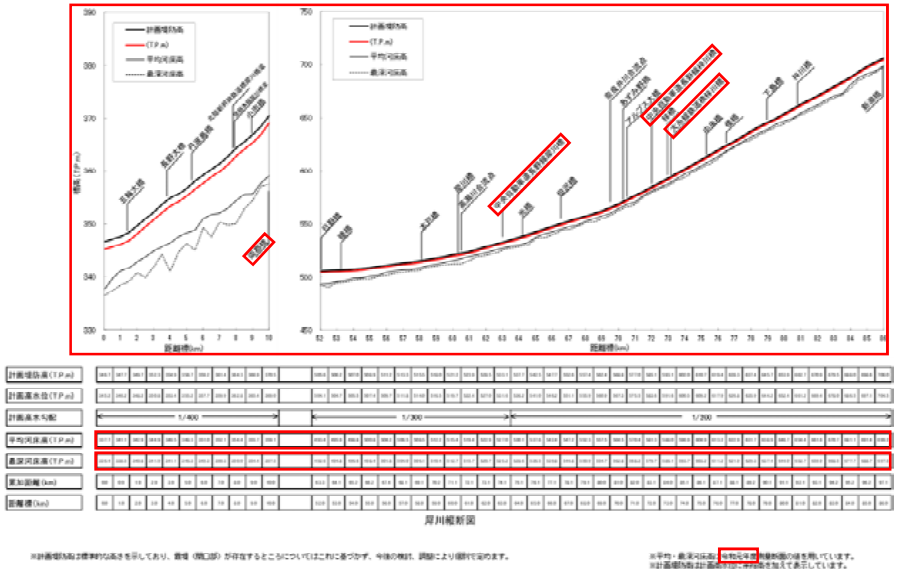

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-45		附図-46	

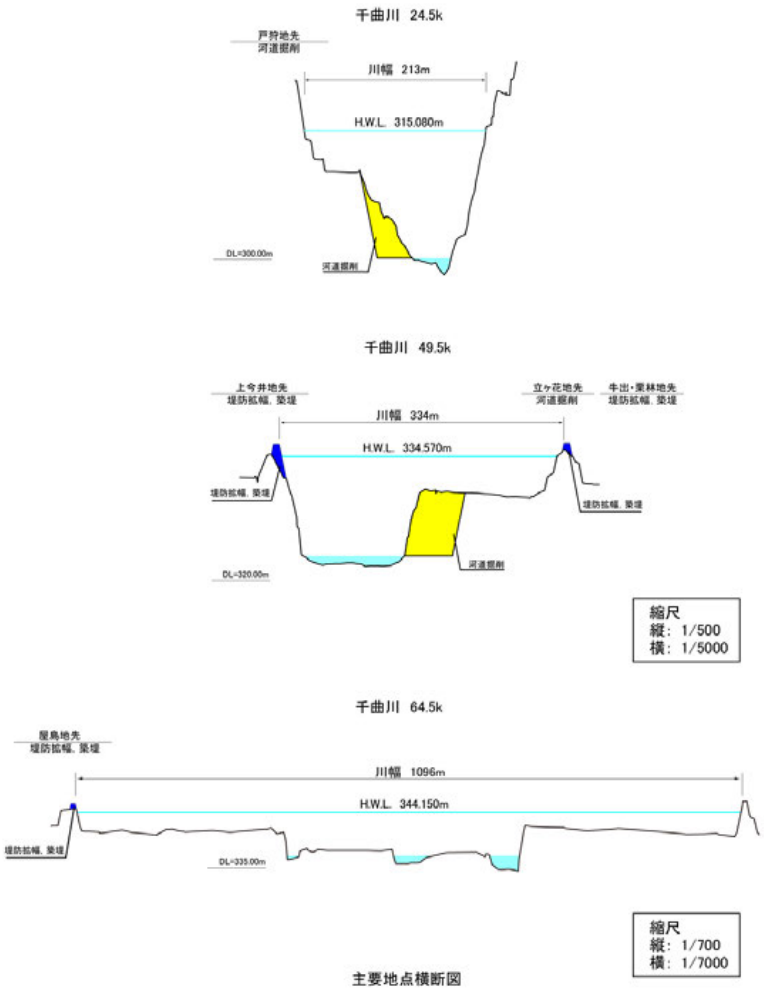

主要地点横断図

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。
※計画高水位（H.W.L.）や基準高（DL）は東京湾平均海面（T.P.）で表記しています。

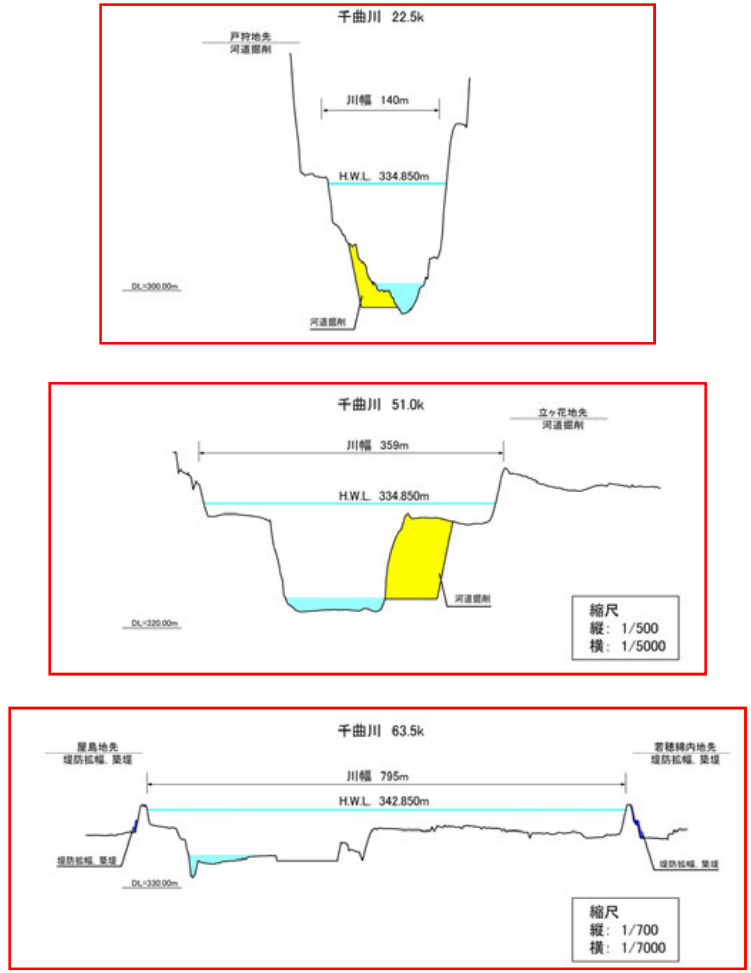

主要地点横断図

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。
※計画高水位（H.W.L.）や基準高（DL）は東京湾平均海面（T.P.）で表記しています。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[上流部]】 変更
附図-46		附図-47	

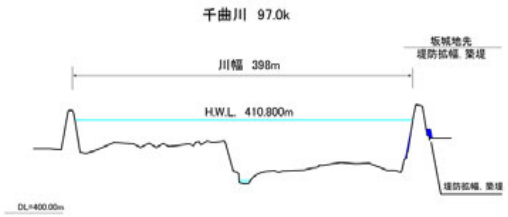

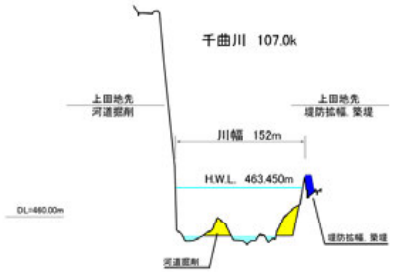

縮尺
縦：1/500
横：1/5000

主要地点横断図

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。
※計画高水位（H.W.L.）や基準高（DL）は東京湾平均海面（T.P.）で表記しています。

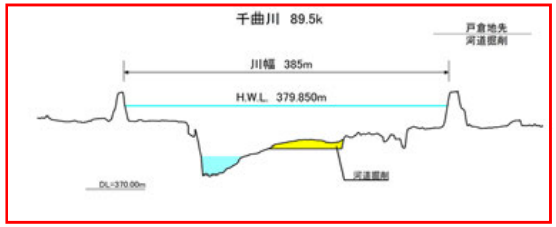

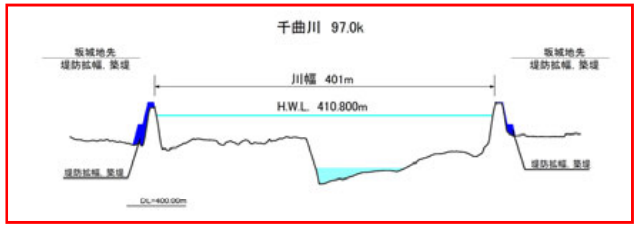

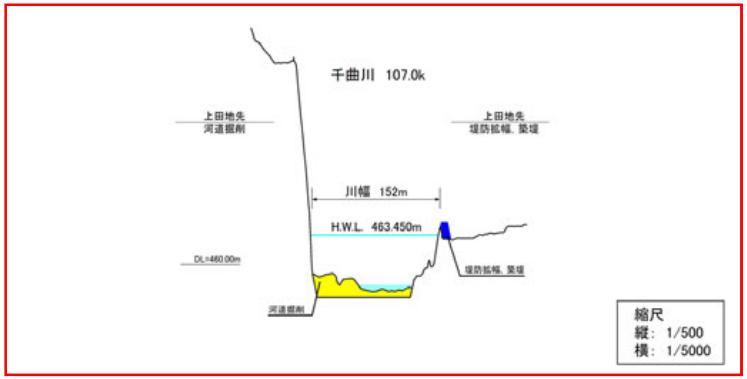

主要地点横断図

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。
※計画高水位（H.W.L.）や基準高（DL）は東京湾平均海面（T.P.）で表記しています。

信濃川中流　附図

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［中流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［中流部］】 変更
附図-表紙		附図-表紙	

信濃川水系河川整備計画（附図）
［中流部］

・信濃川（中流部）平面図・・・・・・・・・・附図－ 1
・信濃川水系河川整備計画での整備一覧表・・・附図－ 2
・信濃川水系河川整備計画施行箇所位置図・・・附図－ 5
・信濃川水系河川整備計画施行箇所詳細図・・・附図－ 6
・信濃川（中流部）縦断図・・・・・・・・・・附図－ 32
・主要地点横断図・・・・・・・・・・・・・・附図－ 34

平成２６年１月　策定
令和　元年８月　変更

※本附図は、信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）について、河川基盤地図、河川横断測量図を基に整備箇所の範囲、断面形を示したものです。詳細な位置や構造等については、今後の詳細設計を経て決定するので、最終的なものではありません。

信濃川水系河川整備計画（附図）
［中流部］

・信濃川（中流部）平面図・・・・・・・・・・附図－ 1
・信濃川水系河川整備計画での整備一覧表・・・附図－ 2
・信濃川水系河川整備計画施行箇所位置図・・・附図－ 6
・信濃川水系河川整備計画施行箇所詳細図・・・附図－ 7
・信濃川（中流部）縦断図・・・・・・・・・・附図－ 33
・主要地点横断図・・・・・・・・・・・・・・附図－ 35

平成２６年　１月　策定
平成２７年　１月　変更
令和　元年　８月　変更
令和　４年１２月　変更

※本附図は、信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）について、河川基盤地図、河川横断測量図を基に整備箇所の範囲、断面形を示したものです。詳細な位置や構造等については、今後の詳細設計を経て決定するので、最終的なものではありません。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[中流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[中流部]】 変更
附図-2		附図-2	

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表［中流部］　整備完了

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考	
信濃川 大河津分水路	長岡市寺泊野積地先～ 燕市五千石地先	8.8k～-1.0k 付近	－	大河津 分水路改修	信濃川水系全体の 洪水処理能力を 向上させるため
信濃川 大河津分水路	燕市中島地先～ 燕市野中才地先	4.25k～2.1k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川 大河津分水路	長岡市寺泊蛇塚地先～ 長岡市寺泊新長地先	4.2k～1.9k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
大河津分水路	燕市中島地先	4.1k 付近	右岸	耐震対策	子ノ明樋管
大河津分水路	燕市新長地先	3.1k 付近	右岸	耐震対策	島崎川樋管
大河津分水路	燕市五千石地先	1.3k 付近	右岸	耐震対策	五千石樋管
大河津分水路	燕市大川津地先	0.0k 付近	右岸	河川防災 ステーション等整備	
信濃川	燕市大川津地先	-1.5k 付近	－	耐震対策	大河津洗堰
信濃川	長岡市並木新田地先	5.4k～5.6k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市長呂地先～ 長岡市黒津町地先	7.0k～11.3k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市川袋町地先～ 長岡市槙下町地先	10.0k～13.1k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市黒津町地先	11.4k～11.5k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市黒津町地先	12.0k～12.1k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市天神町地先～ 長岡市槙下町地先	12.1k～12.8k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市槙下町地先～ 長岡市藤沢町地先	12.8k～14.9k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	長岡市蔵王地先～ 長岡市西蔵王地先	14.8k～15.3k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市松葉地先	15.3k～15.7k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市宮関町地先～ 長岡市岡村町地先	15.5k～17.6k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市水道町地先	15.7k～16.0k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市中島地先～ 長岡市信濃地先	17.0k～17.6k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市信濃地先～ 長岡市岡村町地先	17.8k 付近	右岸	河川防災 ステーション等整備	
信濃川	長岡市草生津町地先	18.3k 付近	右岸	支川合流点処理	太田川
信濃川	長岡市草生津町地先	18.4k～18.5k 付近 （太田川左岸）	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市草生津町地先～ 長岡市大宮町地先	18.4k～20.3k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市下山町地先	19.3k～19.7k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	長岡市下山町地先	20.0k～20.3k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市大宮町地先～ 長岡市浦地先	20.5k～24.1k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市飯島地先～ 長岡市飯島善兵衛古新田地先	20.8k～21.3k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市浦地先	23.5k～24.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市浦地先	24.1k～24.3k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市浦地先～ 長岡市釜ヶ島地先	24.2k～25.5k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市浦地先～ 長岡市釜ヶ島地先	24.4k～25.5k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市釜ヶ島地先	25.3k～26.1k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市釜ヶ島地先～ 長岡市岩野地先	25.5k～27.0k 付近	左岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市岩野地先	27.1k～27.8k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	小千谷市高梨町地先	27.2k～27.4k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表［中流部］　整備完了

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考	
大河津分水路	長岡市寺泊野積地先～ 燕市五千石地先	8.8k～-1.0k 付近	－	大河津 分水路改修	信濃川水系全体の洪水処理 能力を向上させるため
大河津分水路	燕市渡部地先	6.6k～5.9k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
大河津分水路	長岡市寺泊蛇塚地先～ 長岡市寺泊新長地先	5.6k～0.6k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
大河津分水路	燕市中島地先～ 燕市野中才地先	4.25k～0.6k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
大河津分水路	長岡市寺泊新長地先	1.81k～1.7k 付近	左岸	粘り強い河川堤防等	堤防を越水した場合であっても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするため
大河津分水路	燕市野中才地先	1.81k～1.7k 付近	右岸	粘り強い河川堤防等	堤防を越水した場合であっても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするため
大河津分水路	燕市五千石地先	1.3k 付近	右岸	耐震対策	五千石樋管
大河津分水路	燕市大川津地先	0.0k 付近	右岸	河川防災 ステーション整備	
信濃川	燕市大川津地先	-1.5k 付近	－	耐震対策	大河津洗堰
信濃川	長岡市真野代新田地先～ 長岡市並木新田地先	0.7k～4.4k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市寺泊岩方地先	1.58k～2.0k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市与板町岩方地先	2.25k～2.5k 付近	左岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市与板町与板地先	5.4k～5.6k 付近	左岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市並木新田地先	5.4k～5.6k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市長呂地先～ 長岡市黒津町地先	7.0k～11.3k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市幸崎町地先	7.0k～7.5k 付近	左岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市川袋町地先～ 長岡市槙下町地先	10.0k～13.14k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市黒津町地先～ 長岡市槙下町地先	11.3k～12.7k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	長岡市黒津町地先	11.4k～11.5k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市黒津町地先	12.0k～12.1k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市黒津町地先	12.0k 付近	右岸	支川合流点処理	栖吉川
信濃川	長岡市天神町地先～ 長岡市槙下町地先	12.1k～12.8k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市槙下町地先	12.8k～13.8k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	長岡市槙下町地先～ 長岡市西蔵王地先	13.7k～15.2k 地先	－	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	長岡市蔵王地先～ 長岡市水道町地先	14.8k～16.0k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市松葉地先	15.3k 付近	右岸	耐震対策	稗川水門
信濃川	長岡市松葉地先	15.3k 付近	右岸	耐震対策	稗川排水機場
信濃川	長岡市宮関町地先～ 長岡市岡村町地先	15.5k～17.6k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市中島地先～ 長岡市大宮町地先	17.0k～20.3k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市信濃地先～ 長岡市岡村町地先	17.8k 付近	右岸	河川防災 ステーション整備	
信濃川	長岡市草生津地先	18.3k 付近	右岸	支川合流点処理	太田川
信濃川	長岡市草生津地先	18.4k～18.5k 付近 （太田川左岸）	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市下山町地先～ 長岡市隆花地先	20.0k～22.25k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［中流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［中流部］】 変更
附図-2		附図-3	

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表［中流部］　整備完了

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考	
信濃川 大河津分水路	長岡市寺泊野積地先～ 燕市五千石地先	8.8k～-1.0k 付近	－	大河津 分水路改修	信濃川水系全体の 洪水処理能力を 向上させるため
信濃川 大河津分水路	燕市中島地先～ 燕市野中才地先	4.25k～2.1k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川 大河津分水路	長岡市寺泊蛇塚地先～ 長岡市寺泊新長地先	4.2k～1.9k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
大河津分水路	燕市中島地先	4.1k 付近	右岸	耐震対策	子ノ明樋管
大河津分水路	燕市新長地先	3.1k 付近	右岸	耐震対策	島崎川樋管
大河津分水路	燕市五千石地先	1.3k 付近	右岸	耐震対策	五千石樋管
大河津分水路	燕市大川津地先	0.0k 付近	右岸	河川防災 ステーション等整備	
信濃川	燕市大川津地先	-1.5k 付近	－	耐震対策	大河津洗堰
信濃川	長岡市並木新田地先	5.4k～5.6k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市長呂地先～ 長岡市黒津町地先	7.0k～11.3k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市川袋町地先～ 長岡市横下町地先	10.0k～13.1k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市黒津町地先	11.4k～11.5k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市黒津町地先	12.0k～12.1k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市天神町地先～ 長岡市横下町地先	12.1k～12.8k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市横下町地先～ 長岡市藤沢町地先	12.8k～14.9k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	長岡市蔵王地先～ 長岡市西蔵王地先	14.8k～15.3k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市松葉地先	15.3k～15.7k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市宮関町地先～ 長岡市岡村町地先	15.5k～17.6k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市水道町地先	15.7k～16.0k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市中島地先～ 長岡市信濃地先	17.0k～17.6k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市信濃地先～ 長岡市岡村町地先	17.8k 付近	右岸	河川防災 ステーション等整備	
信濃川	長岡市草生津町地先	18.3k 付近	右岸	支川合流点処理	太田川
信濃川	長岡市草生津町地先	18.4k～18.5k 付近 （太田川左岸）	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市草生津町地先～ 長岡市大宮町地先	18.4k～20.3k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市下山町地先	19.3k～19.7k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	長岡市下山町地先	20.0k～20.3k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市大宮町地先～ 長岡市浦地先	20.5k～24.1k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市飯島地先～ 長岡市飯島善兵衛古新田地先	20.8k～21.3k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市浦地先	23.5k～24.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市浦地先	24.1k～24.3k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市浦地先～ 長岡市釜ヶ島地先	24.2k～25.5k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市浦地先～ 長岡市釜ヶ島地先	24.4k～25.5k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市釜ヶ島地先	25.3k～26.1k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市釜ヶ島地先～ 長岡市岩野地先	25.5k～27.0k 付近	左岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市岩野地先	27.1k～27.8k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	小千谷市高梨町地先	27.2k～27.4k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表［中流部］　整備完了

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考	
信濃川	長岡市下山町地先～ 長岡市飯島地先	20.4k～20.7k 付近	左岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市大宮町地先～ 長岡市浦地先	20.5k～24.1k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市飯島地先～ 長岡市横花地先	21.5k～22.0k 付近	左岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市前島町地先～ 長岡市浦地先	22.4k～24.3k 地先	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市浦地先～ 長岡市釜ヶ島地先	23.5k～25.5k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市浦地先	23.5k～24.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市浦地先～ 長岡市釜ヶ島地先	24.4k～25.5k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市浦地先～ 長岡市釜ヶ島地先	24.8k～26.1k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市釜ヶ島地先～ 長岡市岩野地先	25.5k～27.0k 付近	左岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市釜ヶ島地先～ 長岡市岩野地先	25.9k～27.0k 地先	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市岩野地先～ 小千谷市三桶野町地先	27.1k～29.5k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	小千谷市高梨町地先	27.2k～27.4k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	小千谷市高梨町地先	27.4k～27.6k 付近	左岸	築堤	築堤するため
信濃川	小千谷市高梨町地先	27.6k～27.7k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	小千谷市高梨町地先	27.8k～28.6k 付近	左岸	築堤	築堤するため
信濃川	小千谷市高梨町地先～ 小千谷市三仏生地先	28.6k～31.2k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市妙見町地先	30.0k 付近	－	耐震対策	妙見堰
信濃川	長岡市妙見町地先～ 小千谷市横渡地先	30.7k～31.7k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	小千谷市三仏生地先	31.8k～32.0k 地先	－	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	小千谷市千谷地先	32.3k～32.5k 地先	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	小千谷市千谷地先	32.5k～32.7k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	小千谷市千谷地先～ 小千谷市千谷川地先	32.7k～34.0k 地先	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	小千谷市千谷地先～ 小千谷市日吉地先	33.2k～34.9k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	小千谷市荷生地先	35.3k～35.5k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	小千谷市荷生地先	37.0k～37.8k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	小千谷市上片貝地先	37.8k～39.3k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	小千谷市上片貝地先	37.8k～39.4k 付近	左岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市川口牛ヶ島地先～ 長岡市西川口地先	39.0～42.7k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	長岡市川口牛ヶ島地先	39.3k～40.0k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市西川口地先	41.9k～42.3k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市西川口地先	42.9k～43.8k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	小千谷市川井新田地先	43.6k～45.5k 付近	左岸	築堤	築堤するため
信濃川	小千谷市塩殿地先	43.9k～44.0k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[中流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[中流部]】 変更
附図-3		附図-4	

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表［中流部］　整備完了

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考	
信濃川	小千谷市高梨町地先	27.4k～27.6k 付近	左岸	築堤	築堤するため
信濃川	小千谷市高梨町地先	27.6k～27.7k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	小千谷市高梨町地先	27.8k～28.6k 付近	左岸	築堤	築堤するため
信濃川	小千谷市高梨町地先～小千谷市三仏生地先	28.6k～31.2k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	小千谷市千谷地先	32.5k～32.7k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	小千谷市千谷地先～小千谷市上片貝地先	33.1k～39.3k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	小千谷市大字上片貝地先	37.8k～39.4k 付近	左岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市川口牛ヶ島地先	39.3k～40.0k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市川口牛ヶ島地先～長岡市西川口地先	39.7k～43.4k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	長岡市西川口地先	41.9k～42.3k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	小千谷市川井新田地先	43.6k～45.5k 付近	左岸	築堤	築堤するため
信濃川	小千谷市川井地先	43.6k～44.4k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	小千谷市大字川井地先	45.3k～47.0k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	小千谷市川井地先～小千谷市川井新田地先	45.3k～46.3k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	小千谷市真人町地先	49.7k～52.4k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	小千谷市岩沢地先	51.1k～51.2k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
信濃川	小千谷市岩沢地先	51.2k～53.2k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	十日町市中条甲地先	60.1k～60.7k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
信濃川	十日町市中条甲地先	60.7k～61.1k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	十日町市寅乙地先	63.5k～64.1k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	十日町市寅乙地先～十日町市子地先	64.1k～64.8k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	十日町市子地先	64.8k～64.9k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	十日町市子地先	64.9k～65.5k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	十日町市姿地先	70.0k～70.1k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	十日町市馬場丙地先	70.3k～70.5k 付近	右岸	水衝部対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	長岡市東川口地先	0.4k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	長岡市西川口地先	0.6k～1.3k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	長岡市東川口地先	0.8k～1.3k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	長岡市東川口地先	1.3k～1.6k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	長岡市西川口地先	1.7k～2.4k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
魚野川	長岡市川口和南津地先	3.4k～4.2k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
魚野川	長岡市川口和南津地先	3.9k～4.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため
魚野川	長岡市川口和南津地先	5.4k～6.2k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
魚野川	魚沼市新道島地先～魚沼市下新田地先	5.8k～7.2k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市新道島地先	6.2k～6.8k 付近	左岸	築堤	築堤するため
魚野川	魚沼市新道島地先	6.2k 付近	左岸	支川合流点処理	大沢川
魚野川	魚沼市下新田地先	6.8k～7.3k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
魚野川	魚沼市竜光地先	7.2k～7.9k 付近	右岸	築堤	築堤するため
魚野川	魚沼市竜光地先	7.3k 付近	右岸	支川合流点処理	芋川
魚野川	魚沼市竜光地先～魚沼市徳田地先	7.9k～8.5k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表［中流部］　整備完了

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考	
信濃川	小千谷市川井地先	44.9k～45.3k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	小千谷市川井地先	45.3k～47.0k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	小千谷市塩殿地先	45.5k～46.5k 付近	左岸	遊水地整備	洪水を調節するため
信濃川	小千谷市真人町地先～小千谷市岩沢地先	50.7k～51.5k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	小千谷市岩沢地先	51.1k～51.2k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
信濃川	小千谷市岩沢地先	51.2k～53.2k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	小千谷市岩沢地先	51.6k～52.4k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	小千谷市真人町地先～十日町市野口地先	53.25k～55.0k 付近	左岸	遊水地整備	洪水を調節するため
信濃川	十日町市木落地先	57.5k～59.2k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	十日町市中条甲地先	60.1k～60.7k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
信濃川	十日町市中条甲地先	60.7k～61.1k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	十日町市寅甲地先～十日町市城之古地先	63.4k～65.8k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	十日町市寅乙地先～十日町市子地先	64.1k～64.8k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	十日町市子地先	64.9k～65.5k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	十日町市高島地先～十日町市小黒沢地先	67.1k～67.5k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	十日町市高島地先	67.5k～68.6k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	十日町市姿地先	70.0k～70.1k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	十日町市馬場丙地先	70.3k～70.5k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	長岡市東川口地先	0.4k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	長岡市西川口地先	0.6k～1.3k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	長岡市東川口地先	0.8k～1.6k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	長岡市東川口地先～長岡市川口和南津地先	0.8k～3.3k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
魚野川	長岡市川口和南津地先	3.3k～4.4k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
魚野川	長岡市川口和南津地先	3.9k～4.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため
魚野川	長岡市川口和南津地先～魚沼市新道島地先	5.1k～6.4k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
魚野川	魚沼市新道島地先～魚沼市下新田地先	5.8k～7.2k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市新道島地先	6.2k～6.8k 付近	左岸	築堤	築堤するため
魚野川	魚沼市新道島地先	6.2k 付近	左岸	支川合流点処理	大沢川
魚野川	魚沼市竜光地先	7.2k～7.9k 付近	右岸	築堤	築堤するため
魚野川	魚沼市竜光地先	7.3k 付近	右岸	支川合流点処理	芋川
魚野川	魚沼市下新田地先～魚沼市和長島地先	7.6k～9.8k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市竜光地先～魚沼市徳田地先	7.88k～9.0k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市徳田地先	8.4k～8.8k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［中流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［中流部］】 変更
附図-4		附図-5	

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表［中流部］　整備完了

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考	
魚野川	魚沼市徳田地先	8.4k～8.8k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	魚沼市根小屋地先	8.8k～9.1k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	魚沼市根小屋地先	9.1k～9.4k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	魚沼市根小屋地先	9.5k～9.8k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市根小屋地先	10.0k～10.5k 付近	右岸	築堤	築堤するため
魚野川	魚沼市古新田地先	14.0k～14.9k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市青島地先	14.1k～14.9k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市青島地先	15.0k～15.9k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市伊勢島地先	15.3k～15.4k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	魚沼市青島地先	16.2k～16.3k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市十日町地先	17.3k～18.2k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市十日町地先	18.6k～18.8k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市五箇地先	18.7k～19.0k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市五箇地先	19.5k～19.8k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市岡新田地先～南魚沼市溝佐地先	19.6k～22.6k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
魚野川	南魚沼市溝佐地先	20.2k～21.4k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市溝佐地先	21.5k～21.7k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	南魚沼市溝佐地先	21.9k～22.2k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	南魚沼市芹田地先	22.7k～22.8k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市芹田地先	22.9k～23.1k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市鰕島地先	23.5k～24.3k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市海士ヶ島新田地先	23.7k～23.9k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市柳杏新田地先	23.9k～24.2k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市柳杏新田地先	24.3k～24.5k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
魚野川	南魚沼市九日町地先	24.5k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	南魚沼市今町新田地先	25.2k～25.3k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市今町新田地先	25.3k～26.1k 付近	右岸	築堤	築堤するため
魚野川	南魚沼市今町新田地先	25.5k～25.6k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市今町地先	25.6k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市今町地先	25.6k～26.0k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	南魚沼市五日町地先	26.9k～27.0k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	南魚沼市麓地先	27.0k～27.9k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市麓地先～南魚沼市下原新田地先	27.4k～27.9k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市麓地先	27.5k～27.9k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表［中流部］　整備完了

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考	
魚野川	魚沼市根小屋地先	8.8k～9.1k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	魚沼市根小屋地先	9.1k～9.4k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	魚沼市根小屋地先	9.5k～9.8k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市根小屋地先	10.0k～10.5k 付近	右岸	築堤	築堤するため
魚野川	魚沼市根小屋地先～魚沼市四日町地先	10.5k～12.5k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市本町地先～魚沼市伊勢島地先	13.5k～16.1k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市青島地先	14.1k～14.9k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市青島地先	15.0k～16.6k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市伊勢島地先	15.3k～15.4k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	魚沼市十日町地先	17.3k～18.2k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市五箇地先	17.77k～20.03k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市十日町地先～魚沼市岡新田地先	18.6k～18.85k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市岡新田地先～南魚沼市溝佐地先	19.5k～21.2k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
魚野川	南魚沼市溝佐地先	20.2k～21.4k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市溝佐地先	21.3k～22.5k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
魚野川	南魚沼市溝佐地先	21.5k～21.7k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	南魚沼市溝佐地先～南魚沼市五日町地先	21.9k～28.05k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市溝佐地先	21.9k～22.2k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	南魚沼市溝佐地先～南魚沼市麓地先地先	22.4k～28.05k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市溝佐地先～南魚沼市海士ヶ島新田地先	23.0k～23.4k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
魚野川	南魚沼市九日町地先	24.5k～24.8 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	南魚沼市今町新田地先	25.3k～26.1k 付近	右岸	築堤	築堤するため
魚野川	南魚沼市今町地先	25.6k～26.0k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	南魚沼市五日町地先	26.9k～27.0k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	南魚沼市水尾新田地先～南魚沼市五日町地先	27.2k～28.1k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［中流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［中流部］】 変更
附図-5		附図-6	

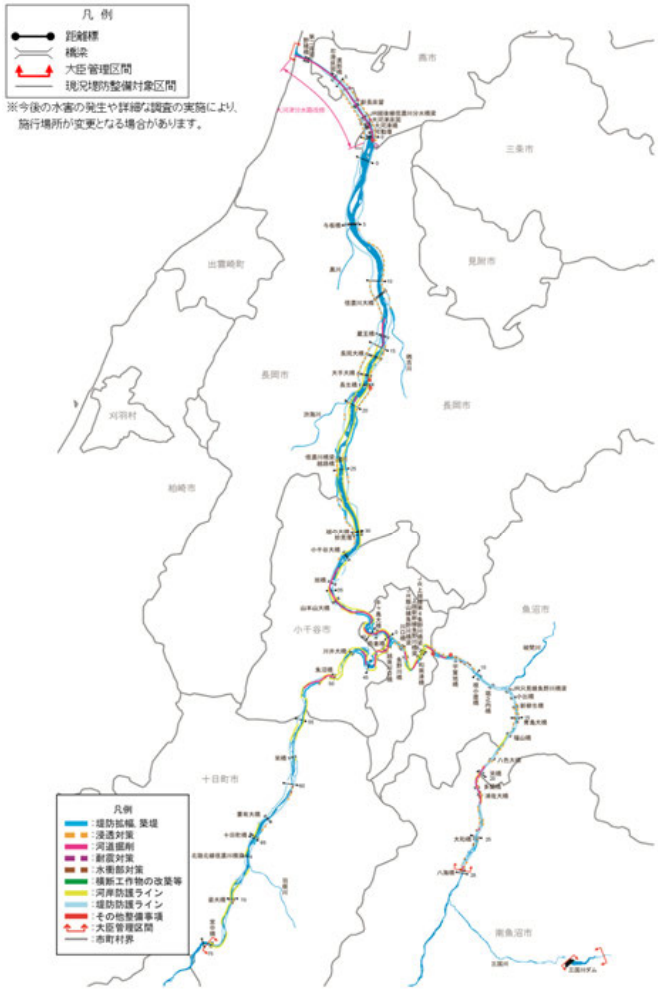

信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）
施行箇所位置図［中流部］

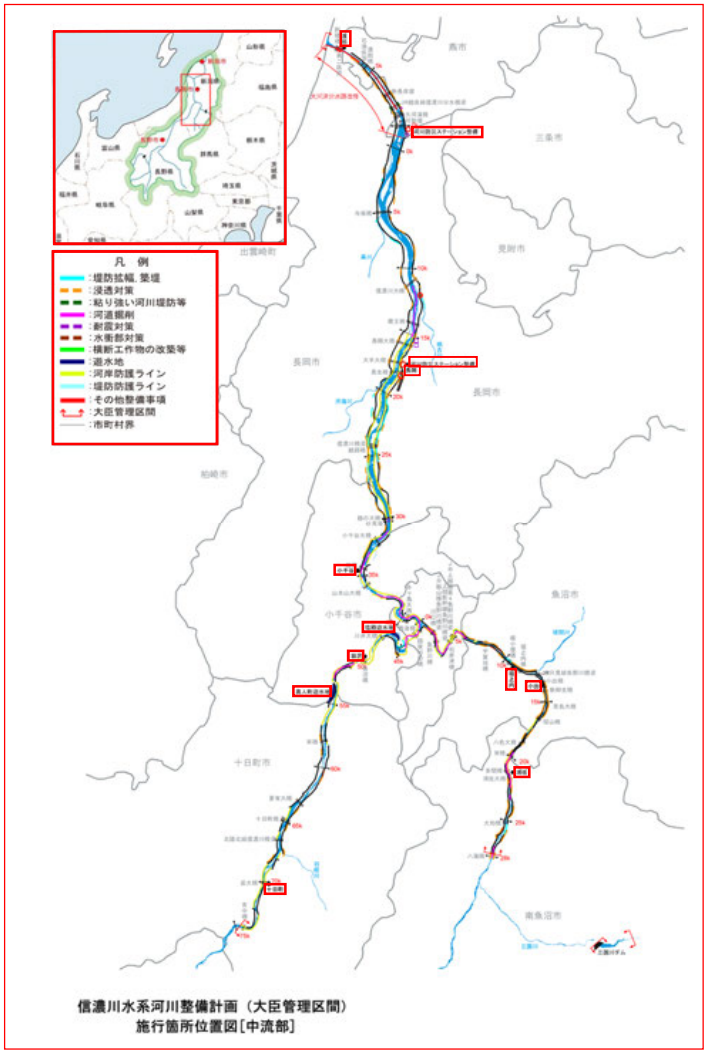

信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）
施行箇所位置図［中流部］

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［中流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［中流部］】 変更
附図-6		附図-7	

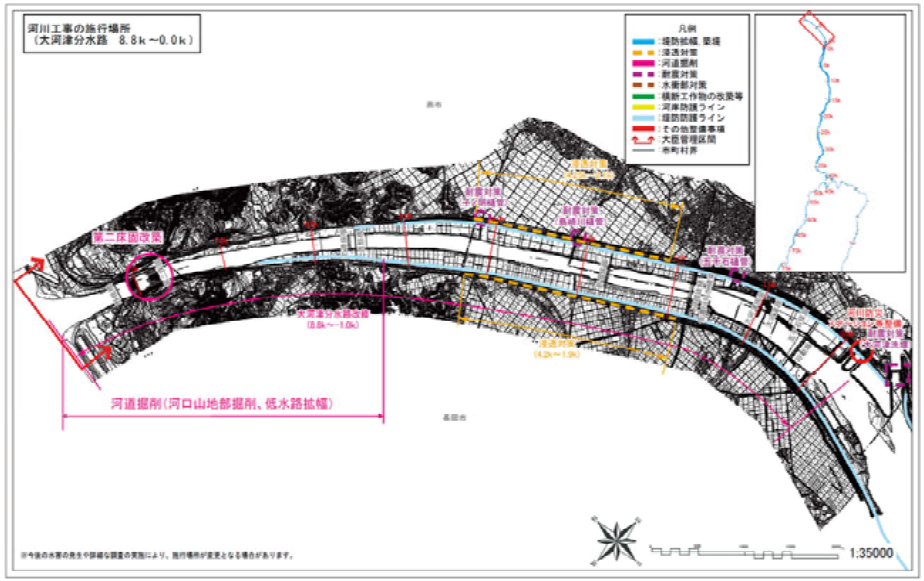

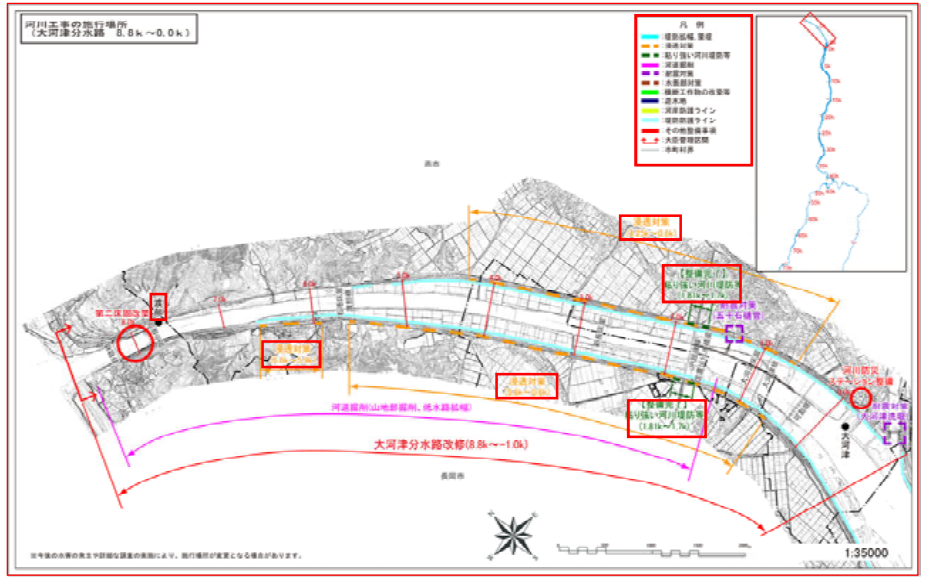

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［中流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［中流部］】 変更
附図-7		附図-8	

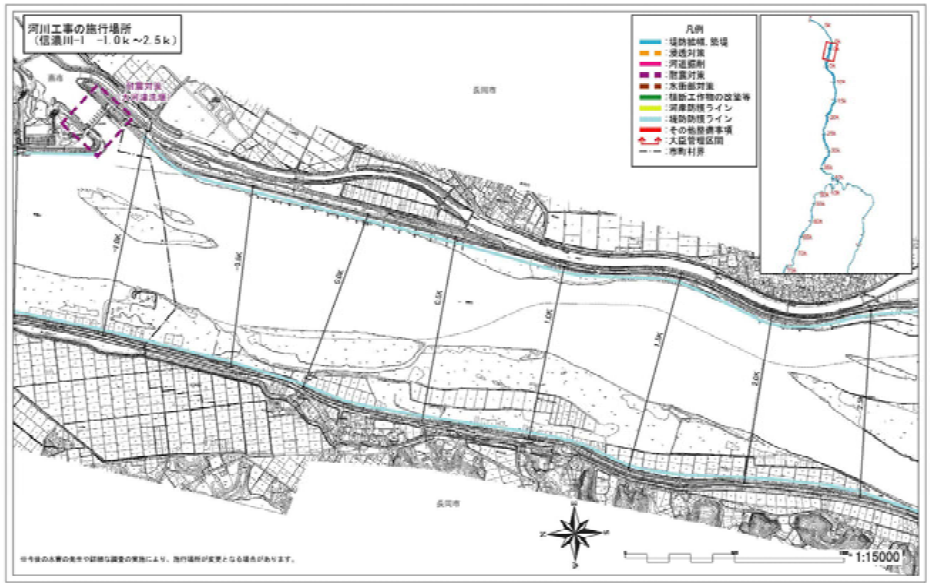

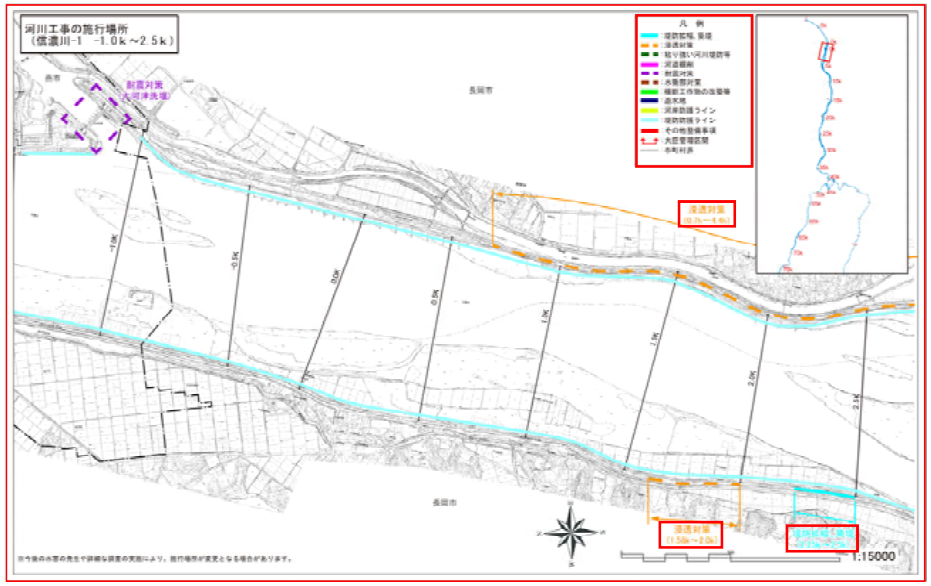

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［中流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［中流部］】 変更
附図-8		附図-9	

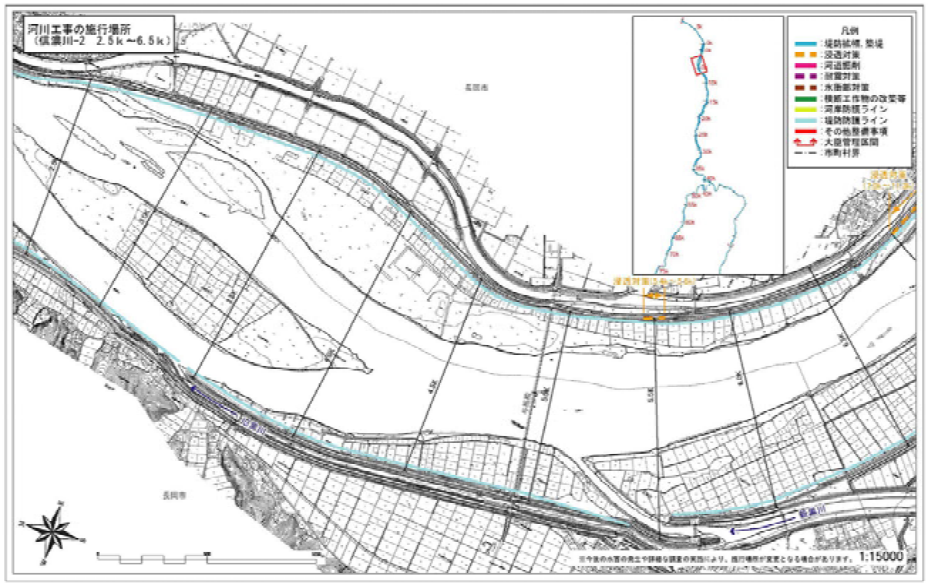

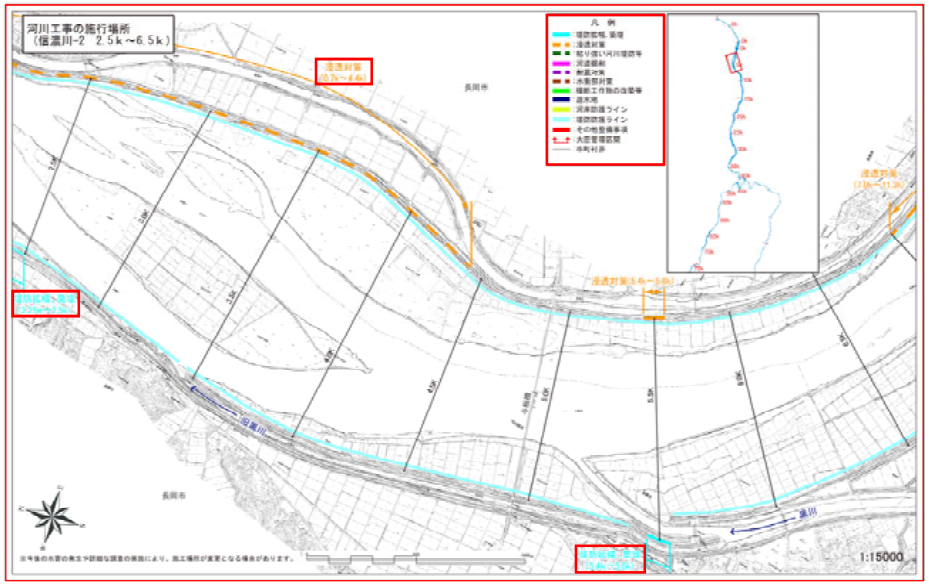

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［中流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［中流部］】 変更
附図-9		附図-10	

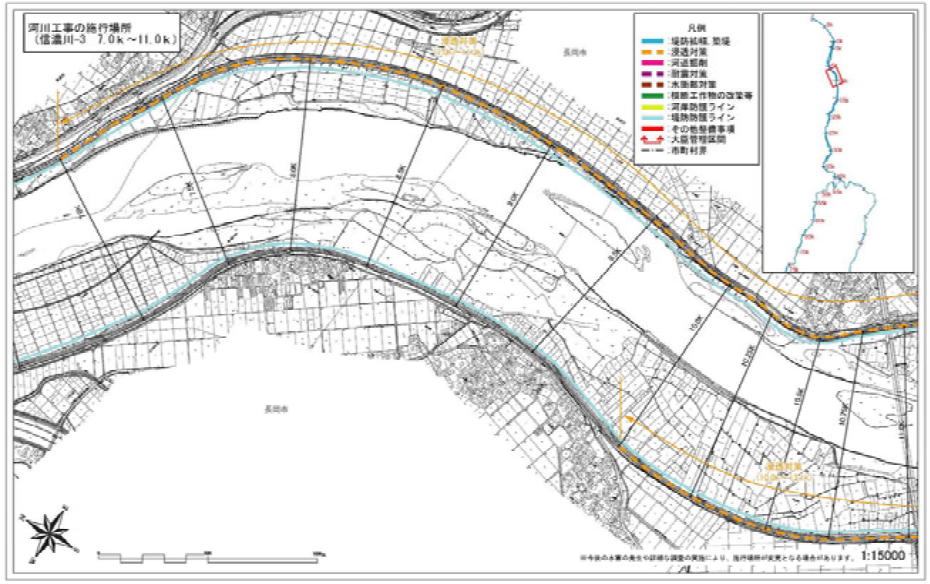

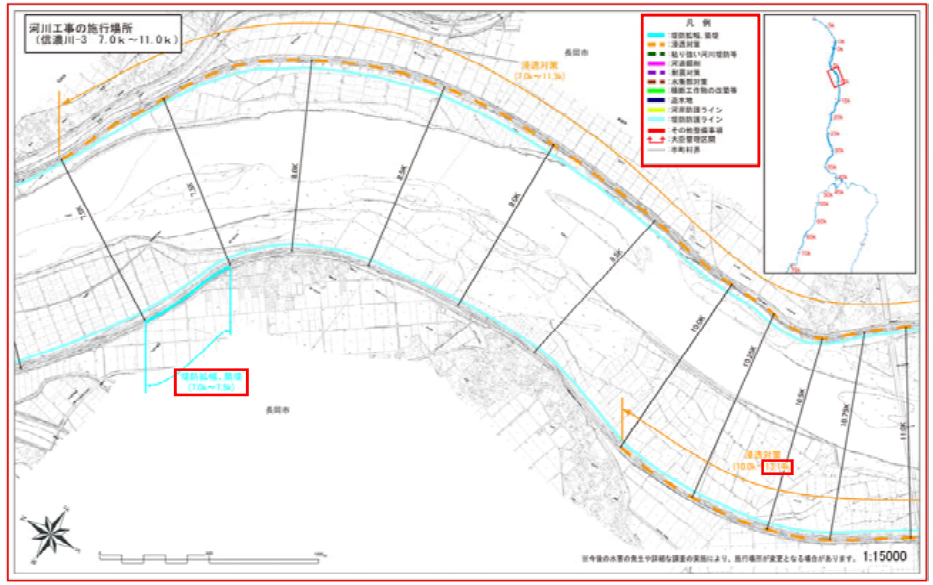

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［中流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［中流部］】 変更
附図-10		附図-11	

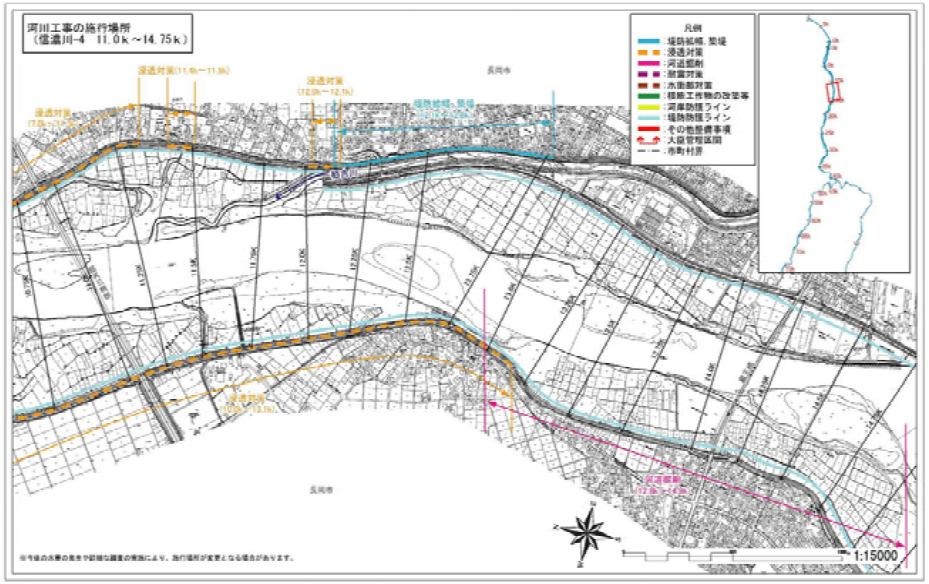

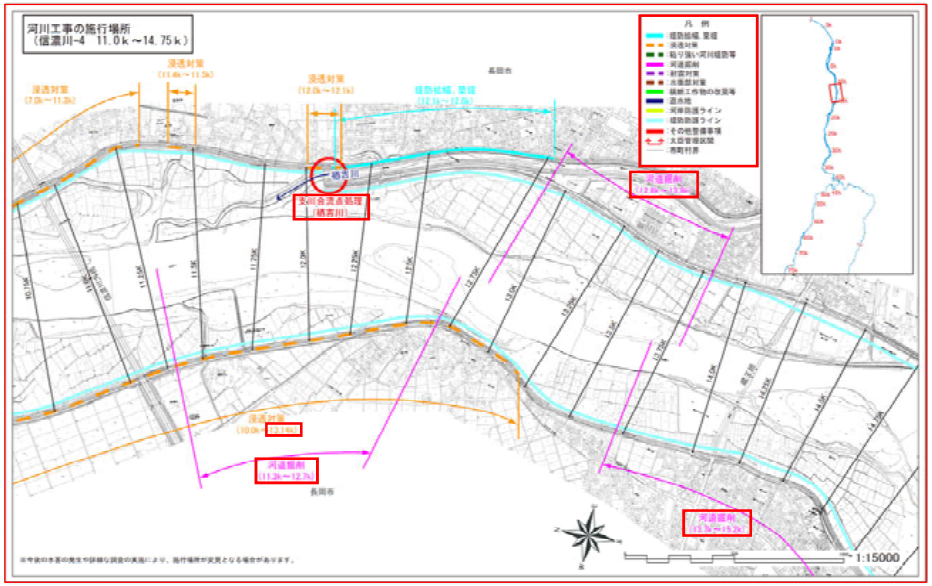

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［中流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［中流部］】 変更
附図-11		附図-12	

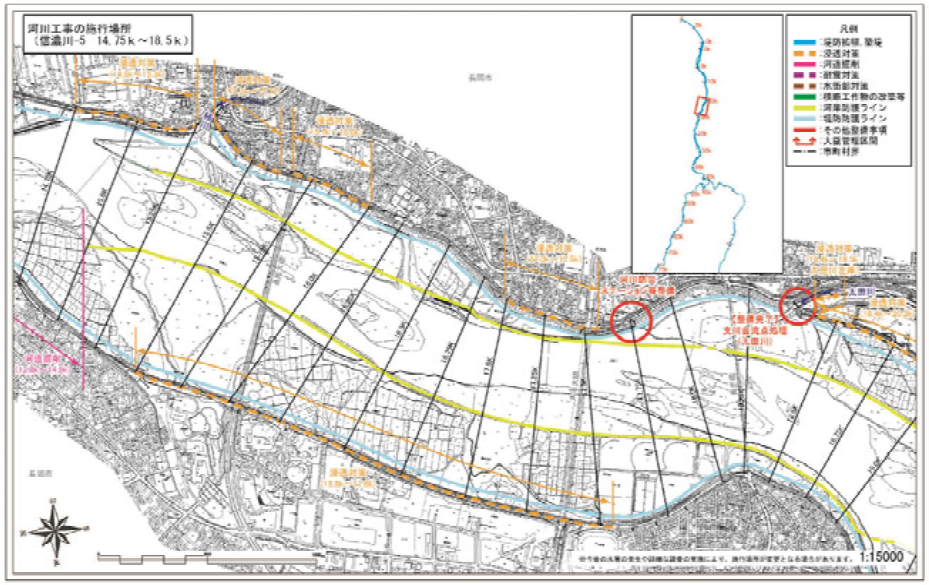

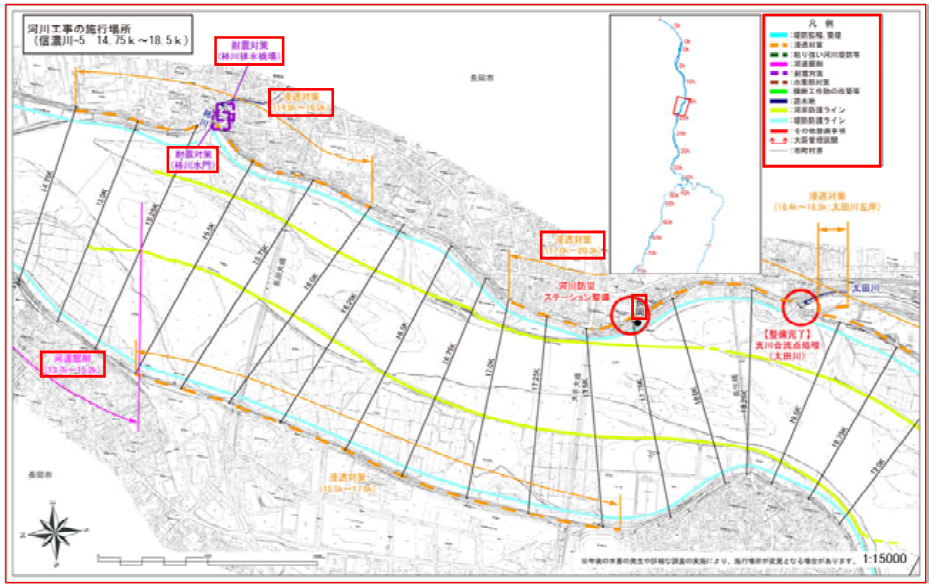

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［中流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［中流部］】 変更
附図-12		附図-13	

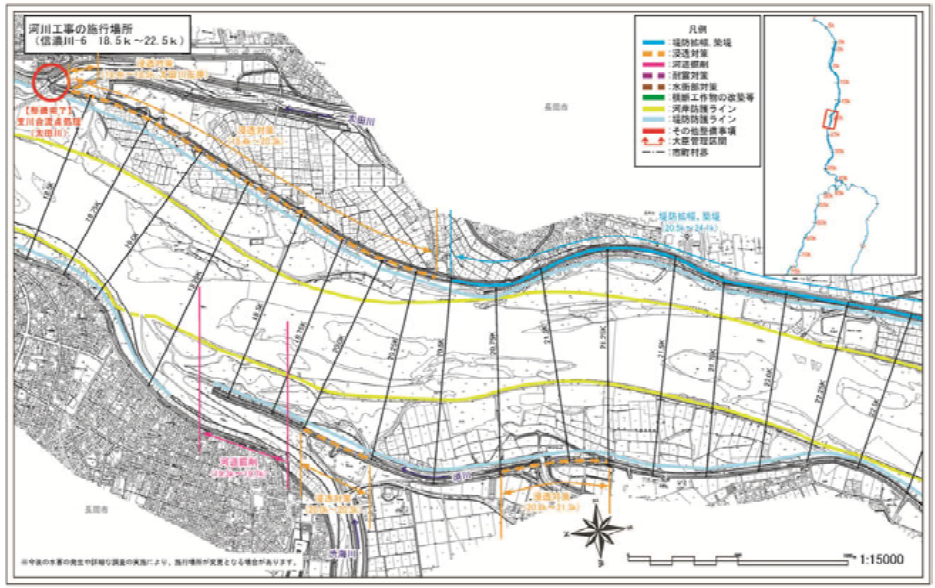

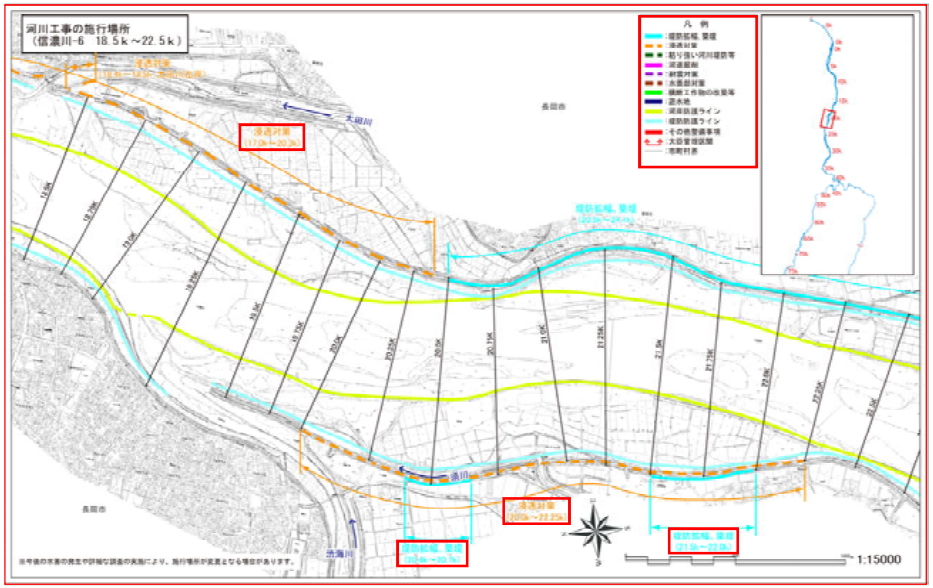

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［中流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［中流部］】 変更
附図-13		附図-14	

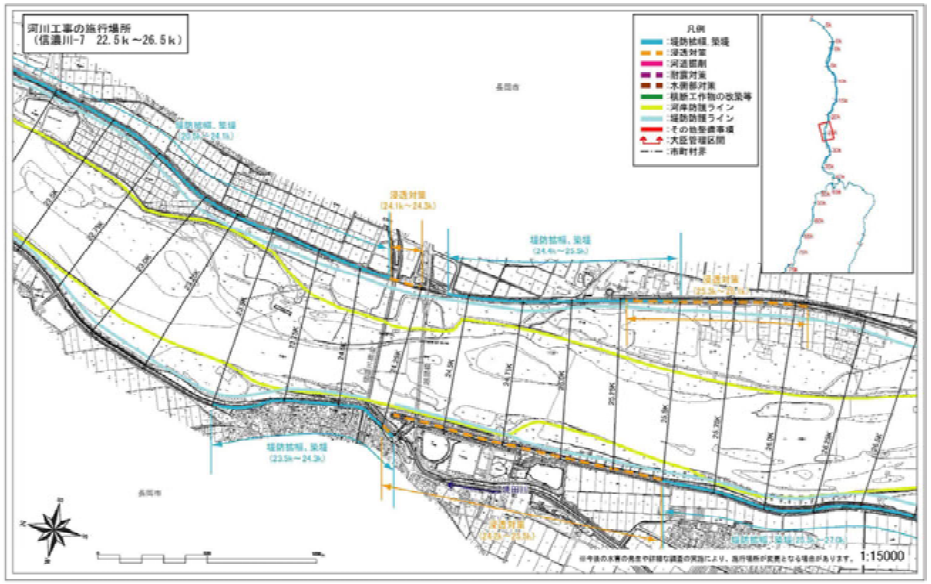

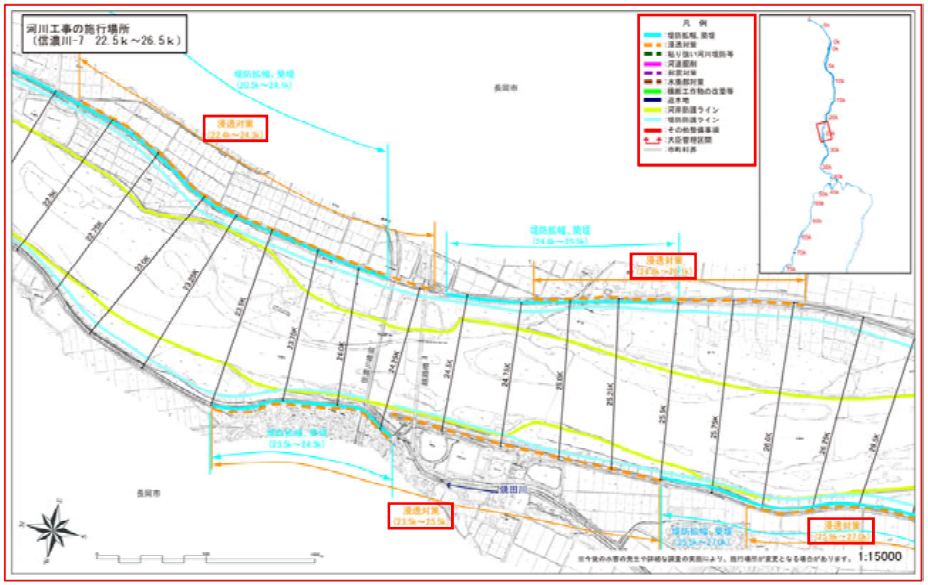

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［中流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［中流部］】 変更
附図-14		附図-15	

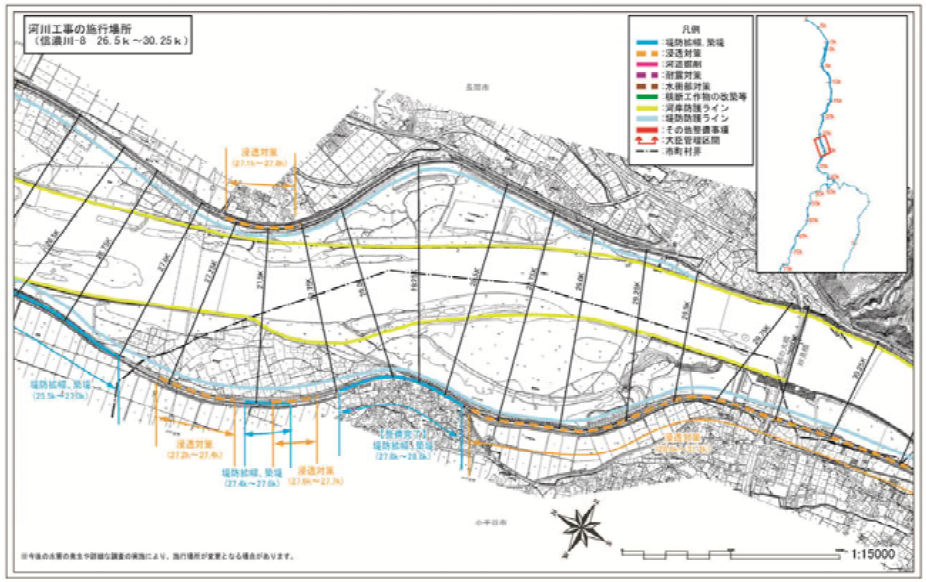

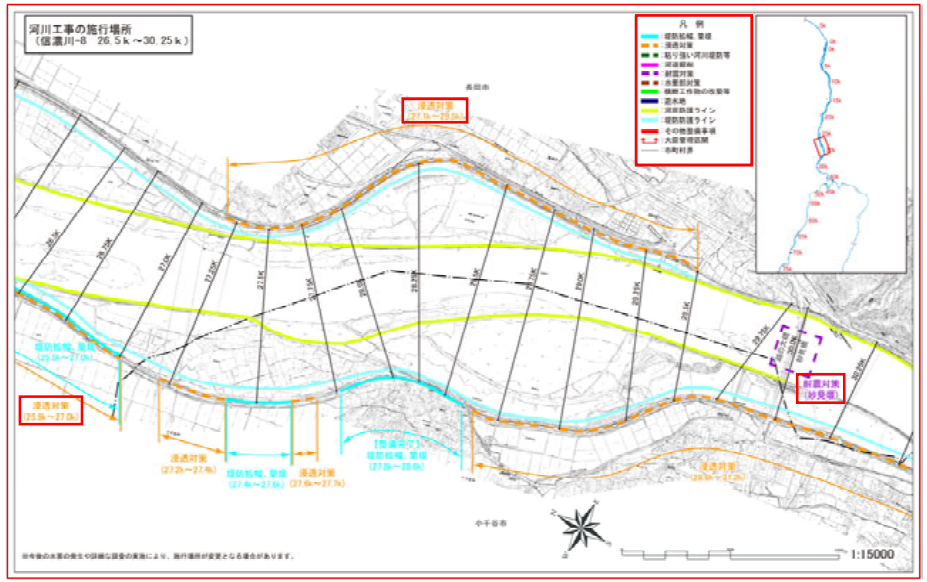

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［中流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［中流部］】 変更
附図-15		附図-16	

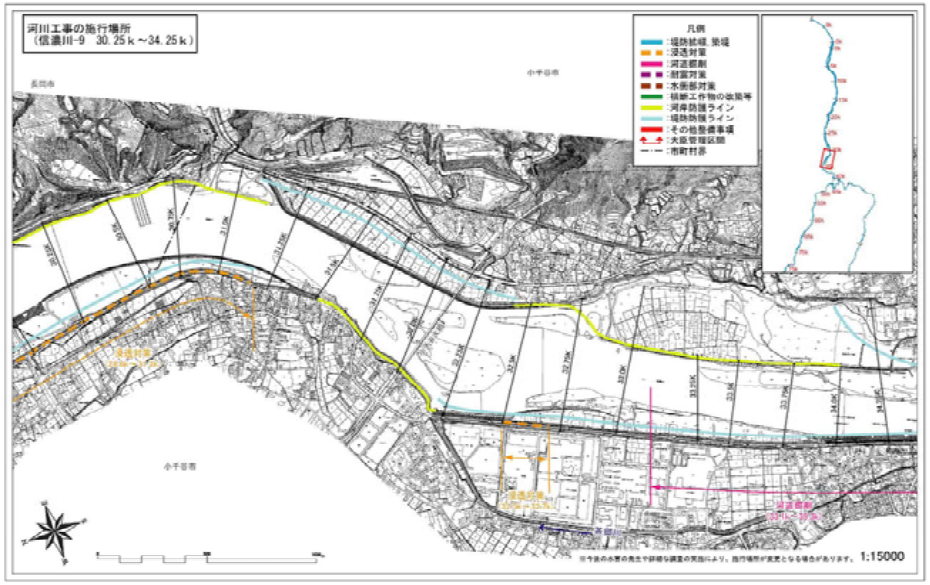

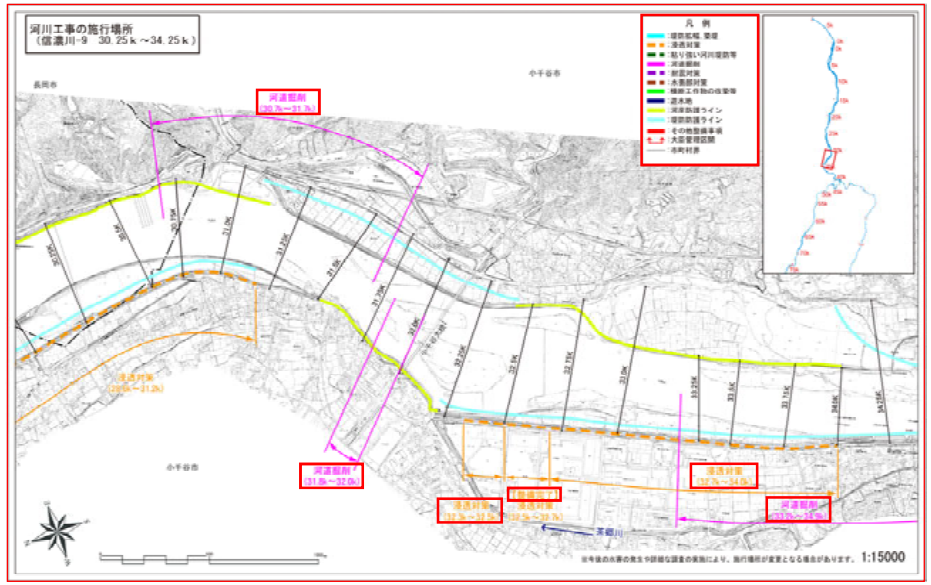

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［中流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［中流部］】 変更
附図-16		附図-17	

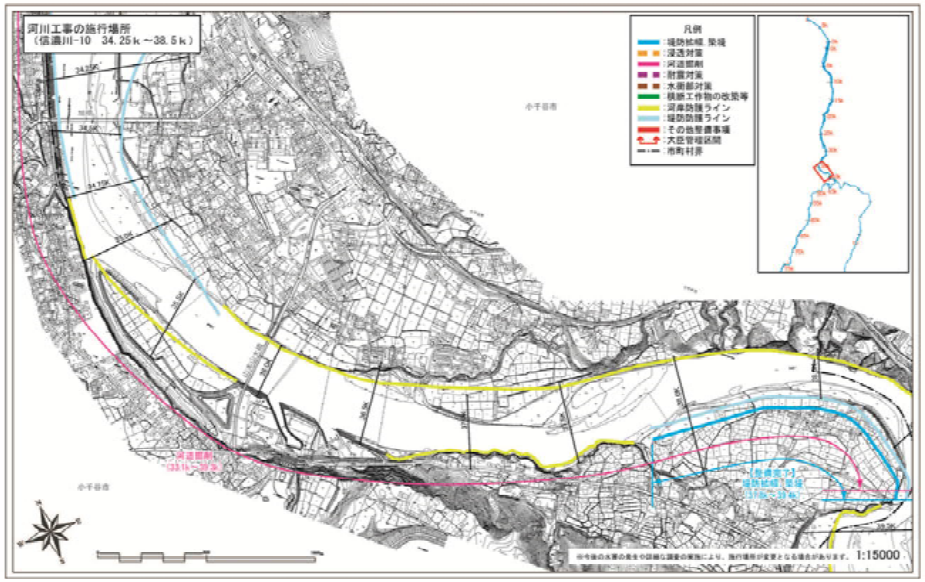

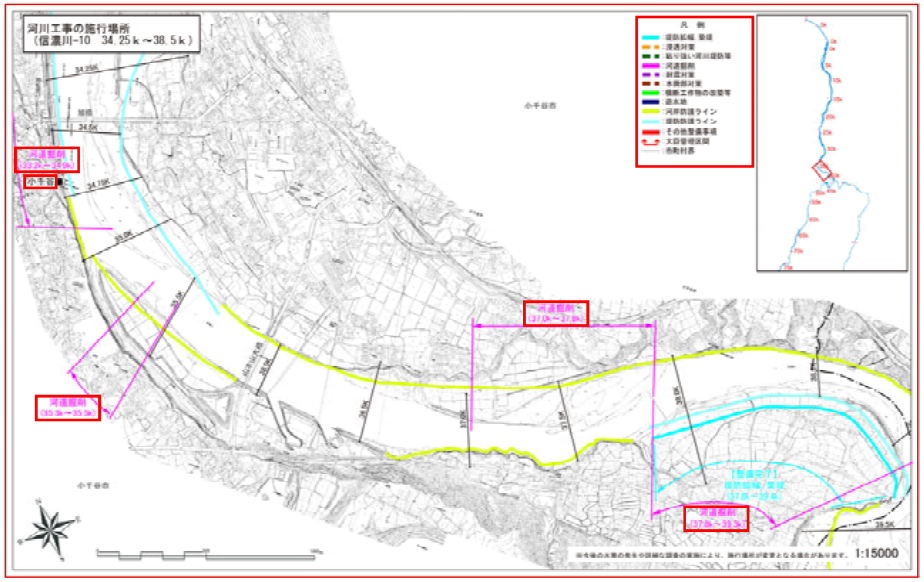

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［中流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［中流部］】 変更
附図-17		附図-18	

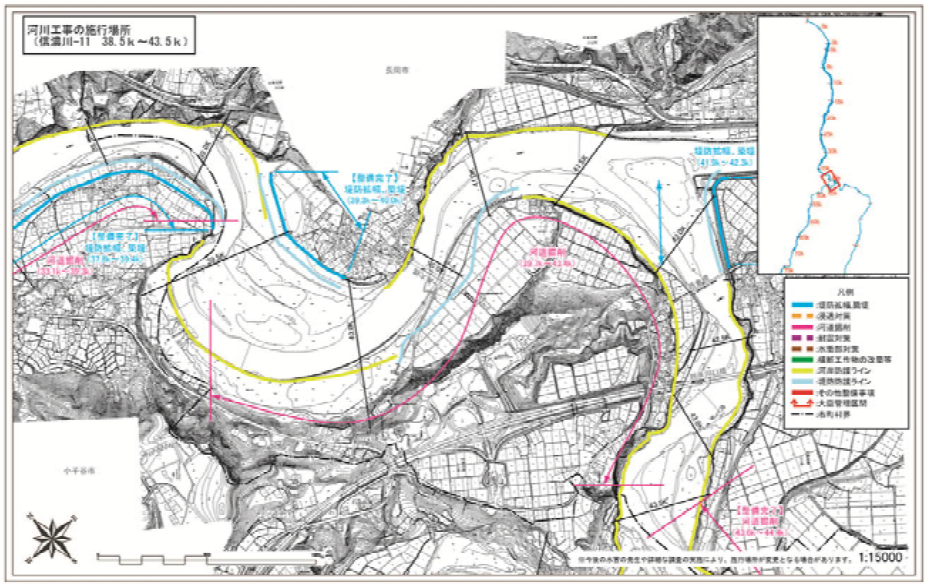

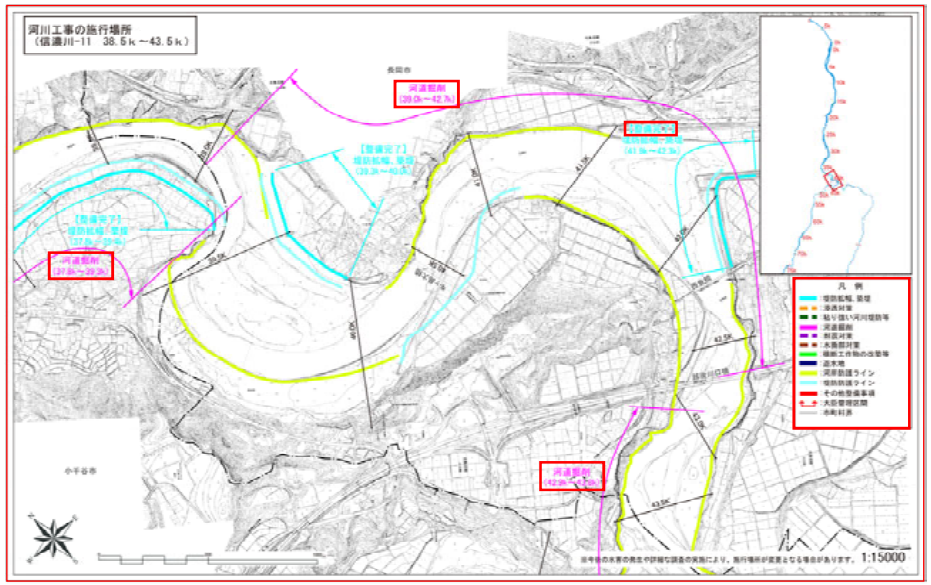

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［中流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［中流部］】 変更
附図-18		附図-19	

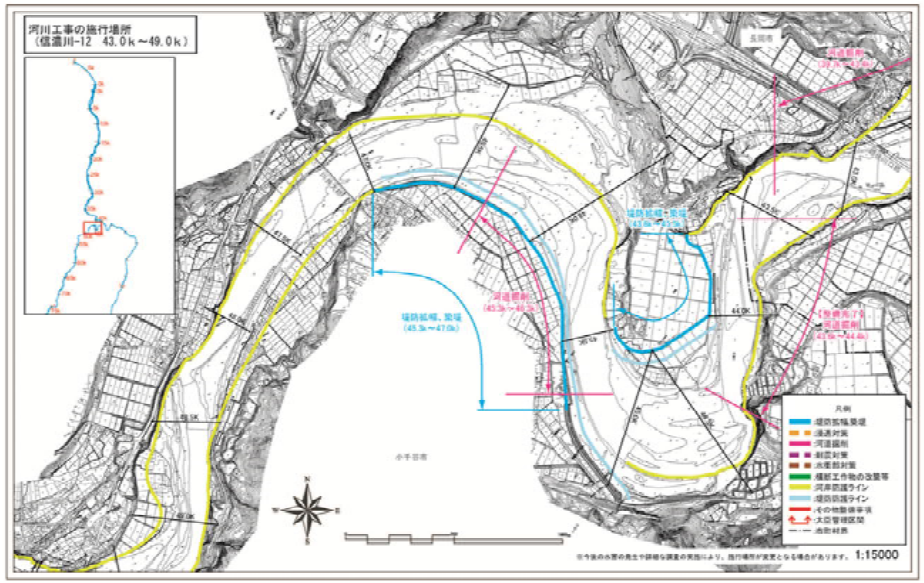

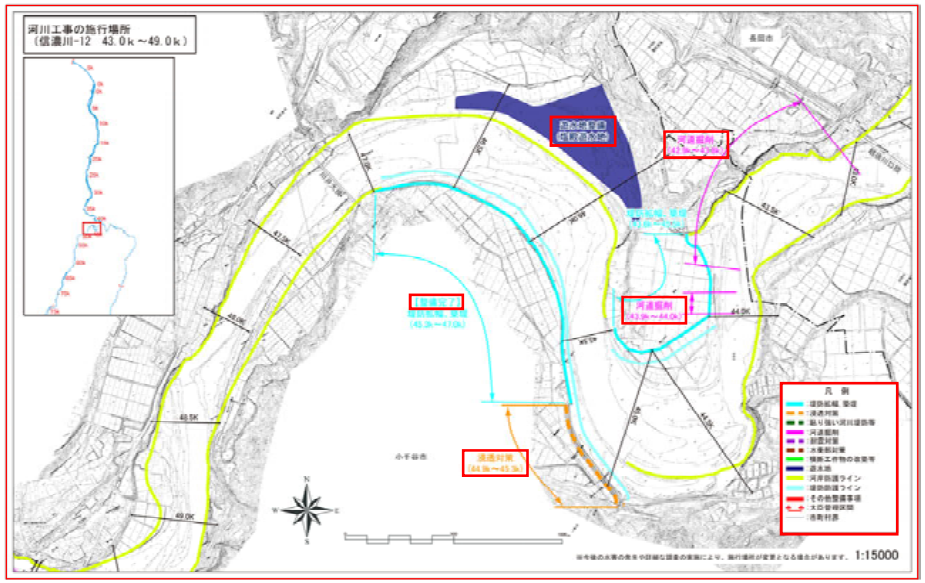

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［中流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［中流部］】 変更
附図-19		附図-20	

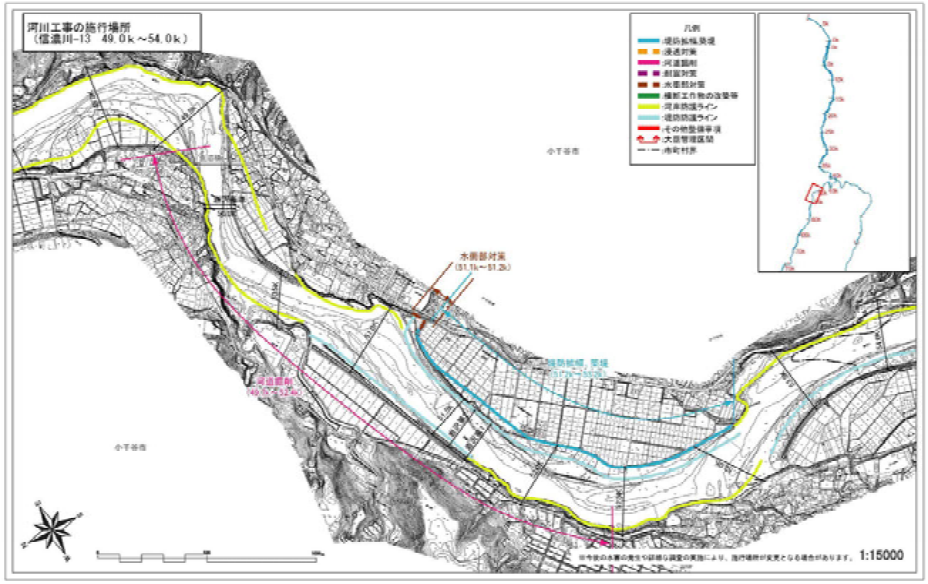

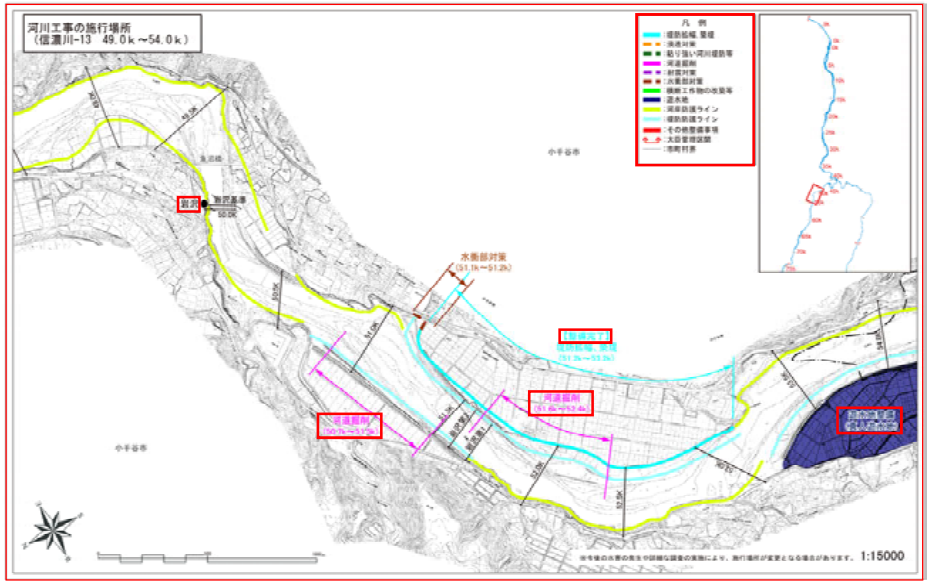

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［中流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［中流部］】 変更
附図-20		附図-21	

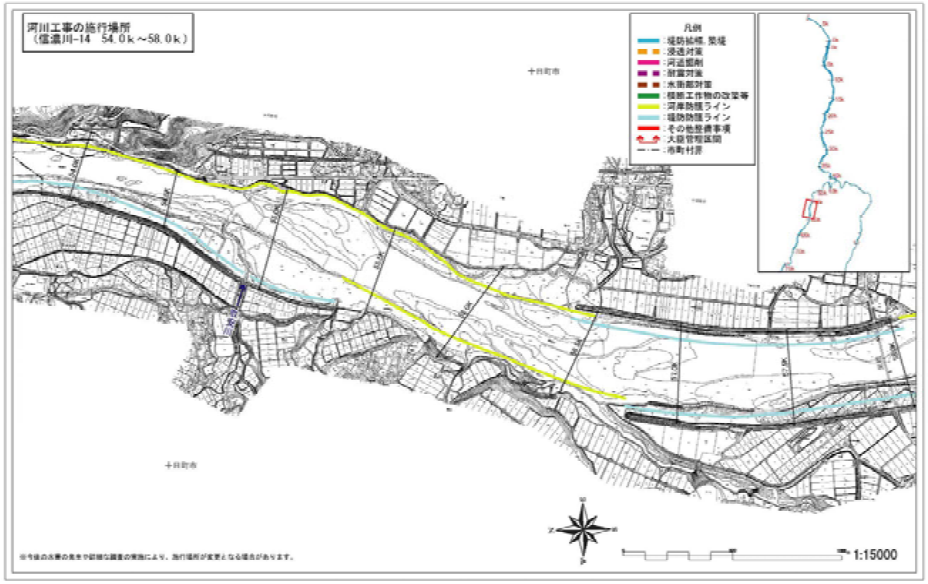

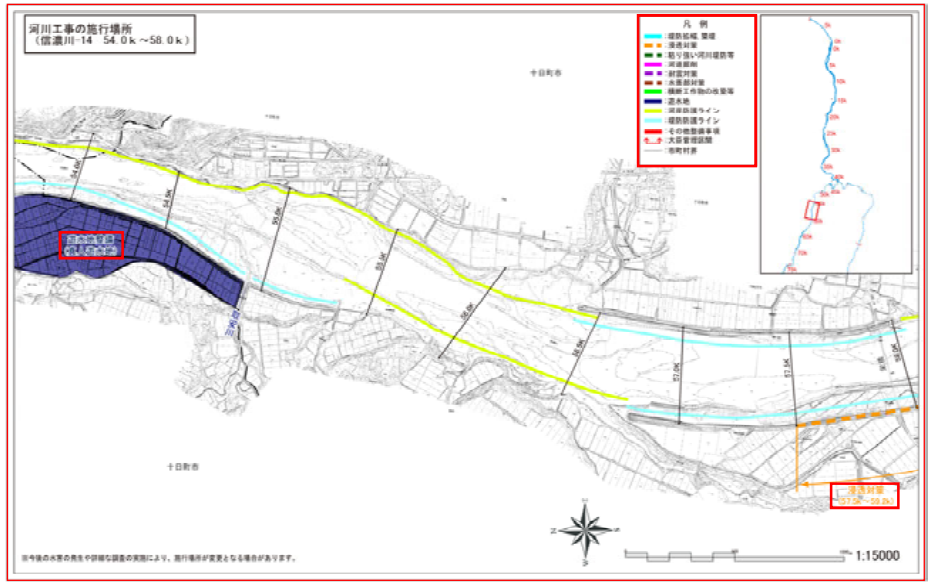

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［中流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［中流部］】 変更
附図-21		附図-22	

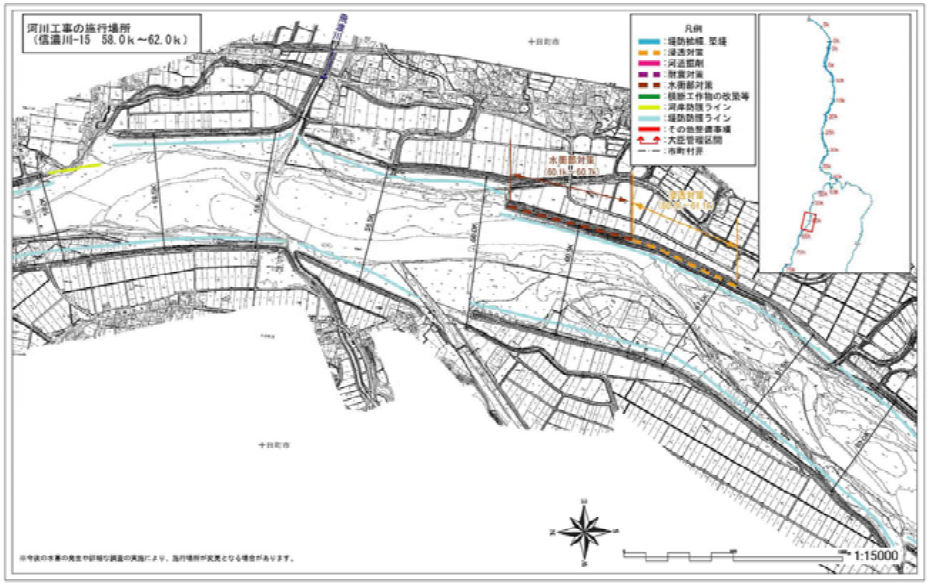

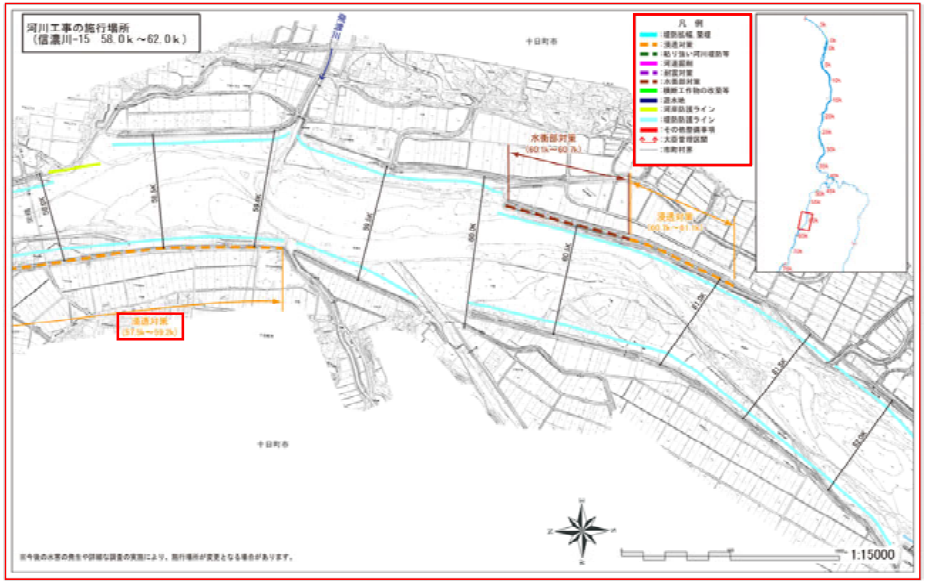

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［中流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［中流部］】 変更
附図-22		附図-23	

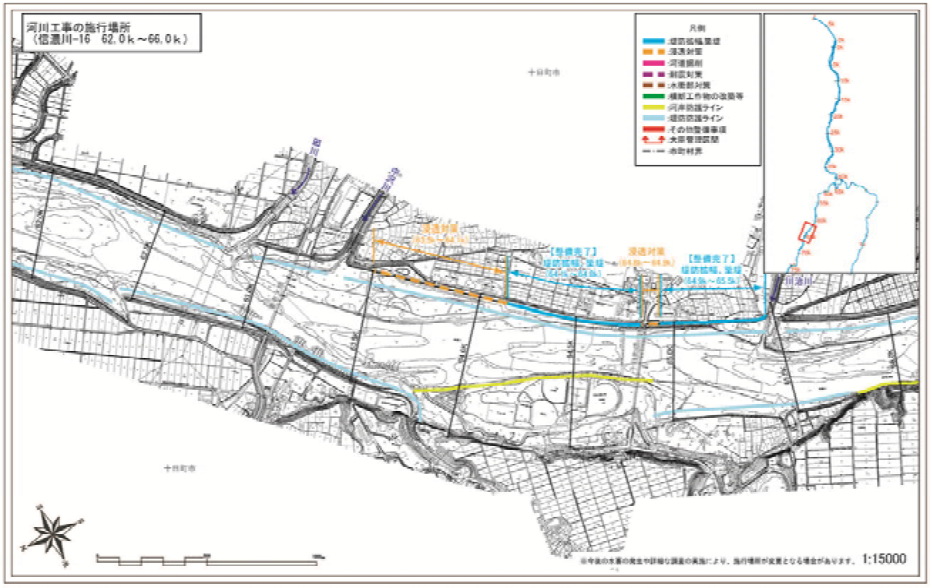

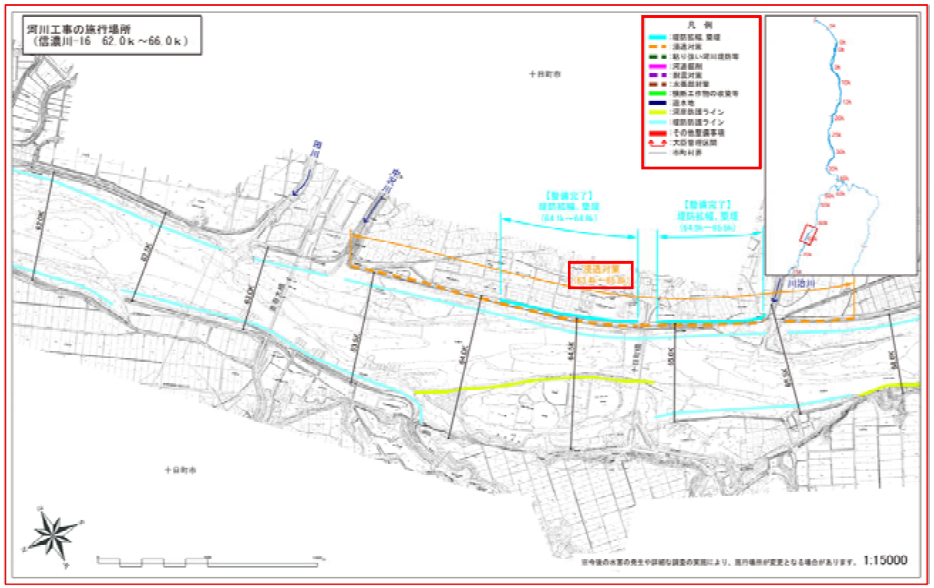

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［中流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［中流部］】 変更
附図-23		附図-24	

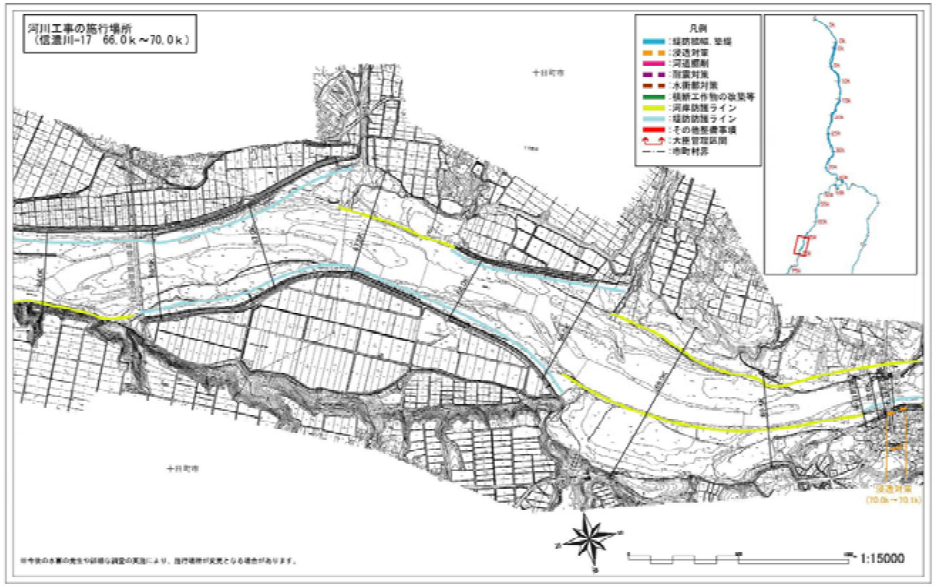

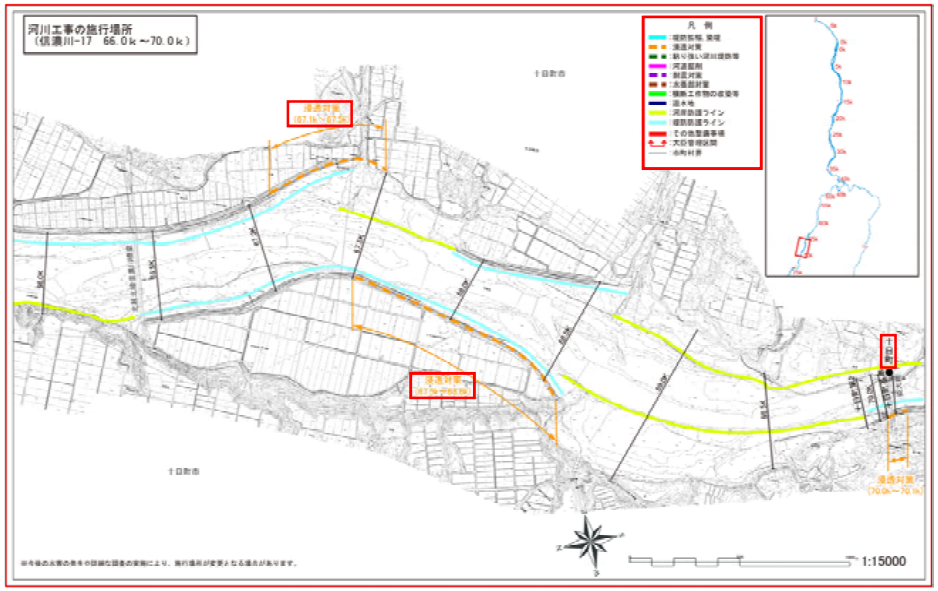

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［中流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［中流部］】 変更
附図-25		附図-26	

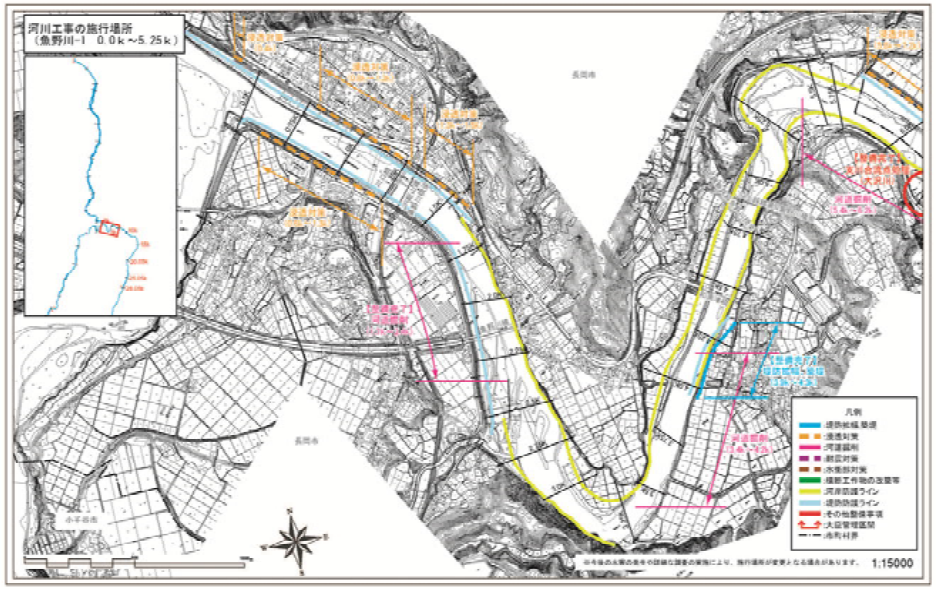

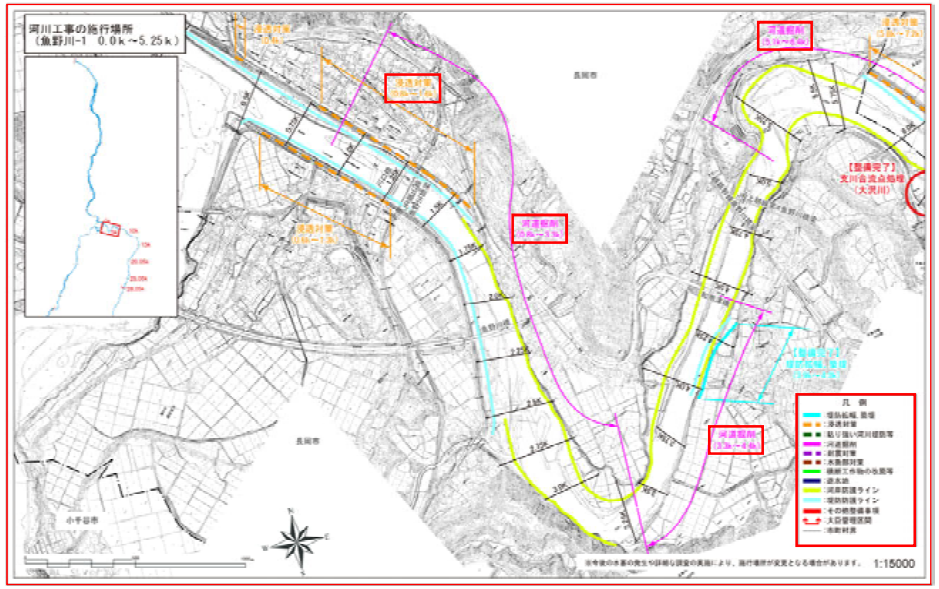

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［中流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［中流部］】 変更
附図-26		附図-27	

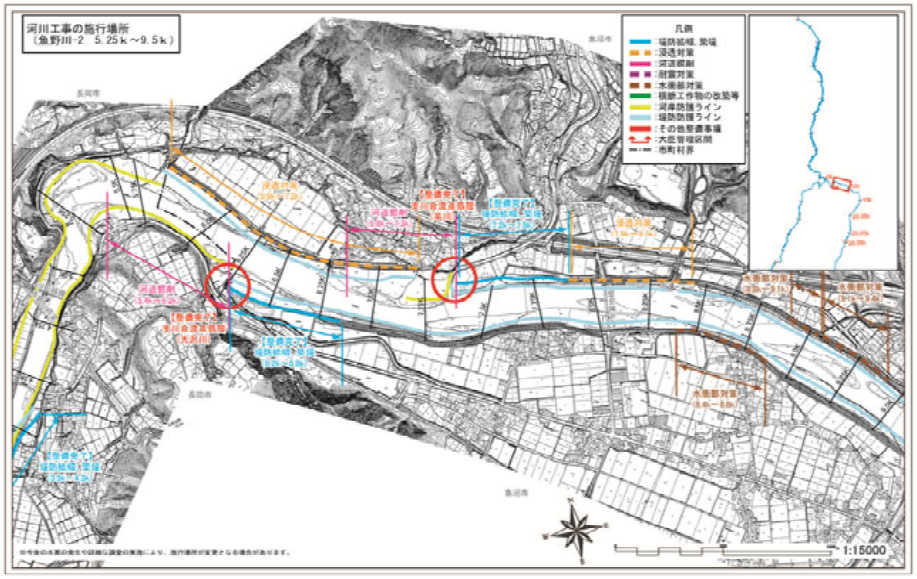

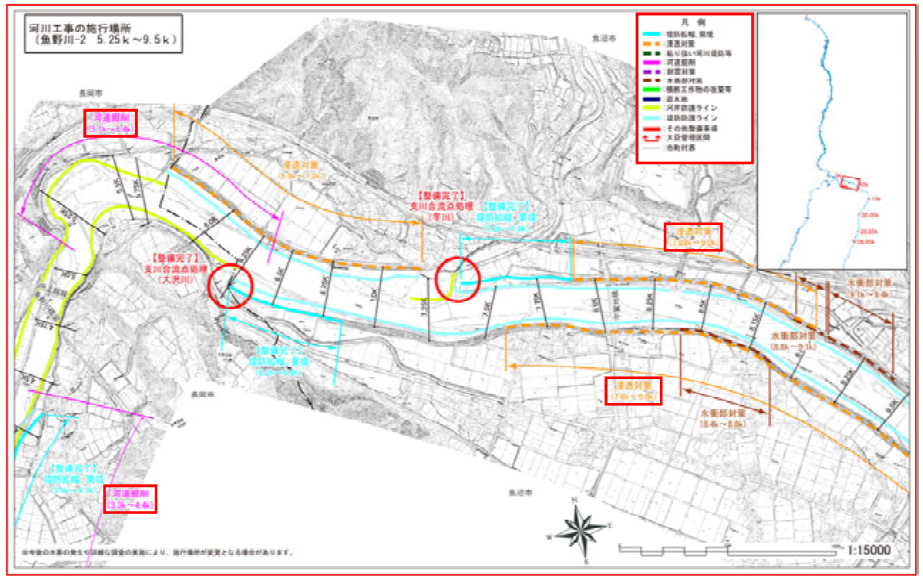

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［中流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［中流部］】 変更
附図-27		附図-28	

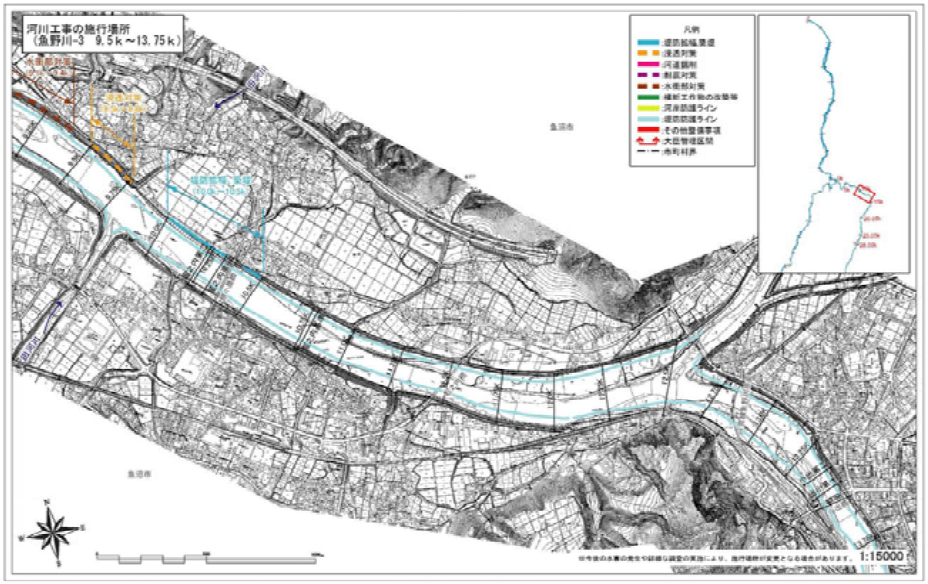

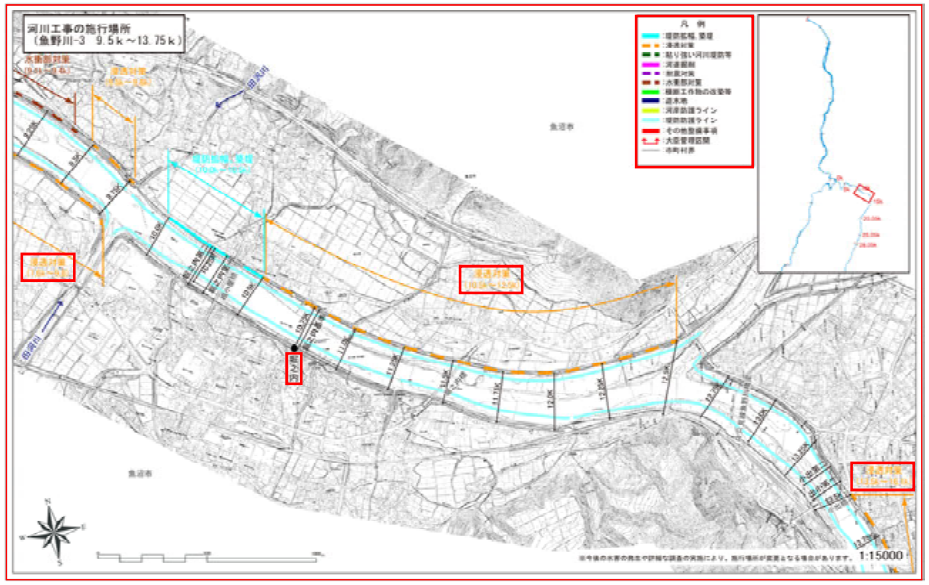

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［中流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［中流部］】 変更
附図-28		附図-29	

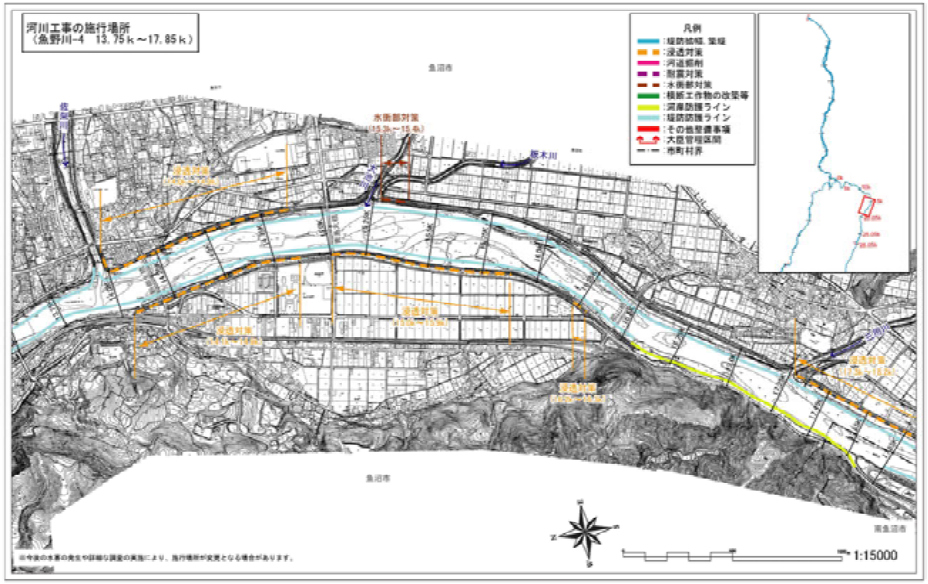

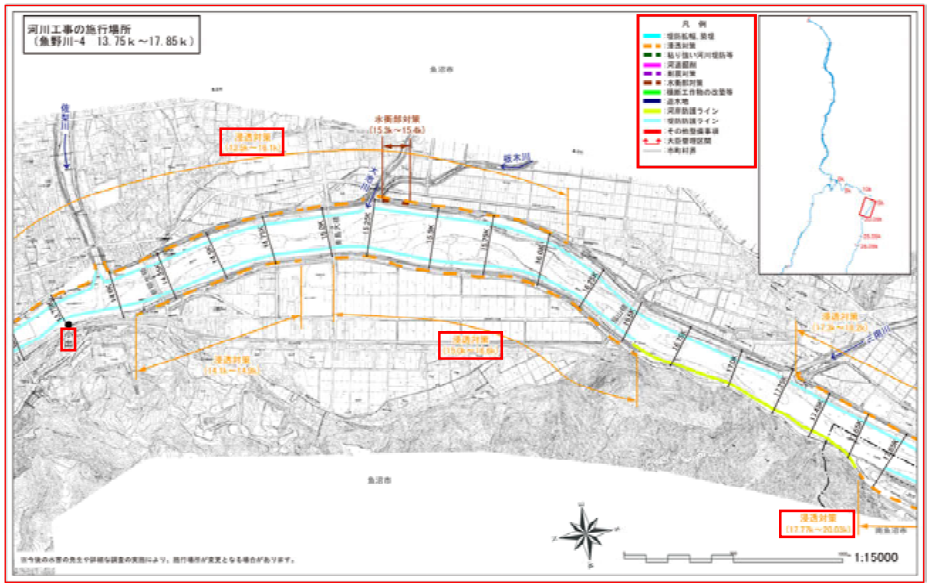

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［中流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［中流部］】 変更
附図-29		附図-30	

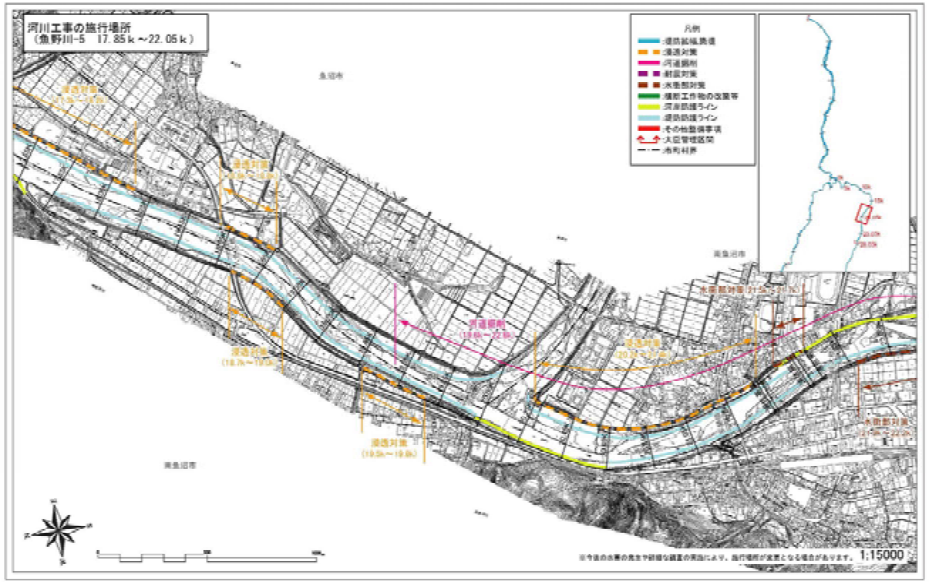

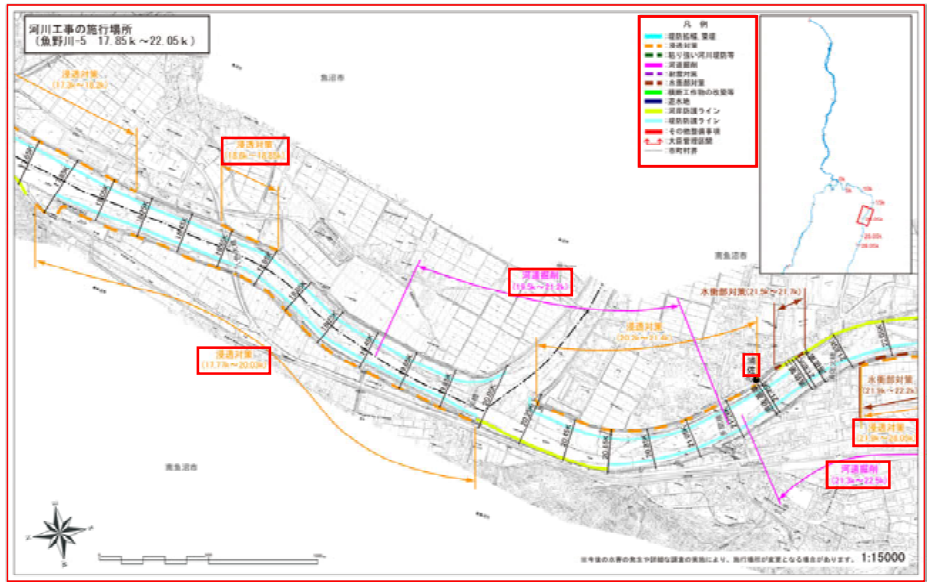

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［中流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［中流部］】 変更
附図-30		附図-31	

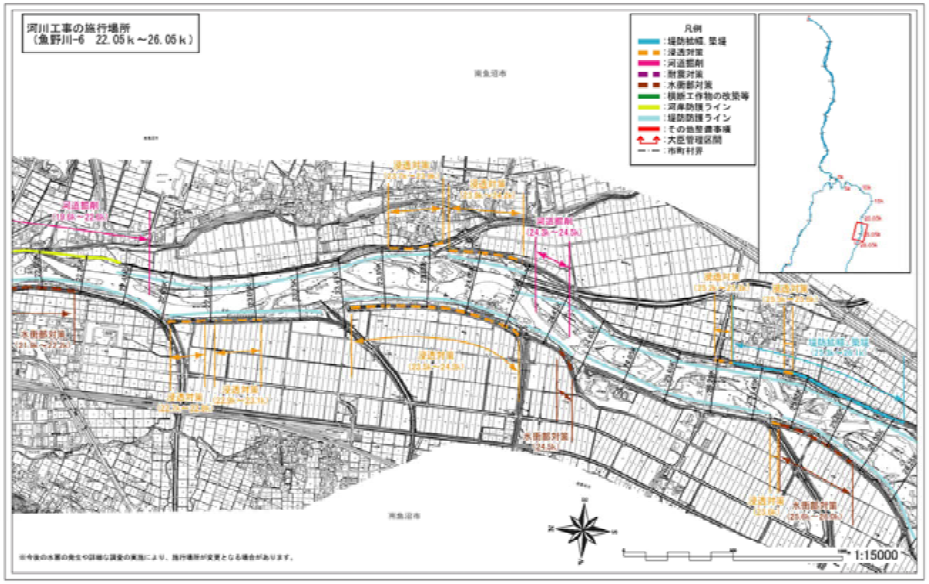

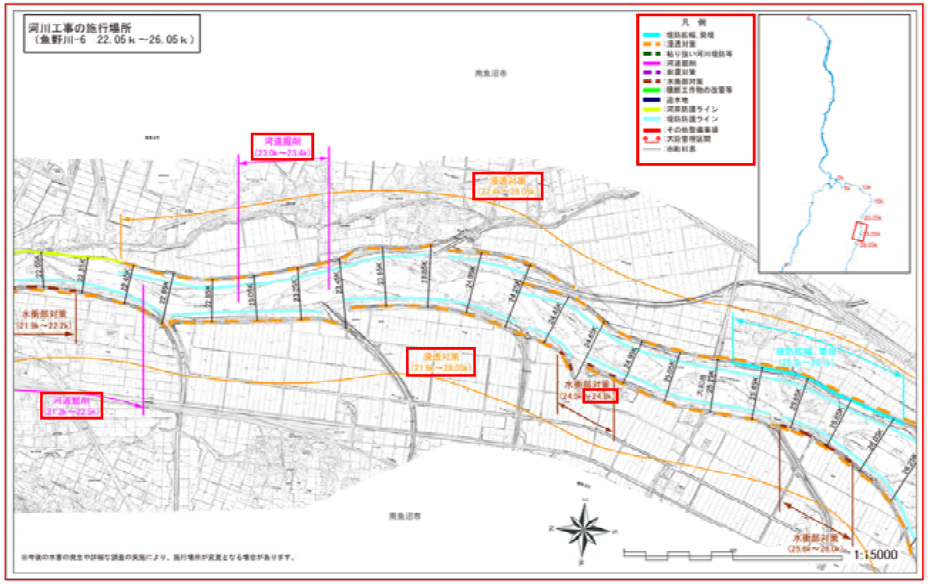

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［中流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［中流部］】 変更
附図-31		附図-32	

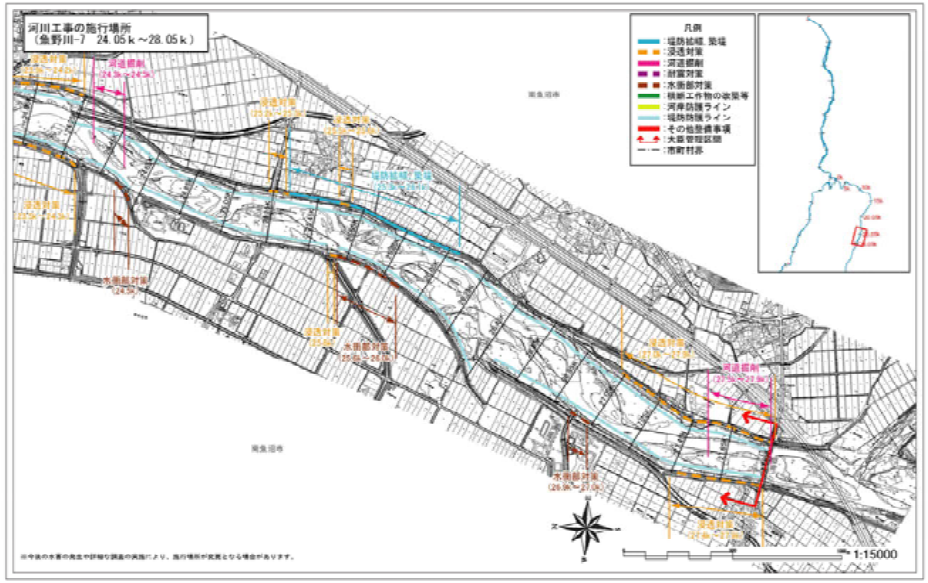

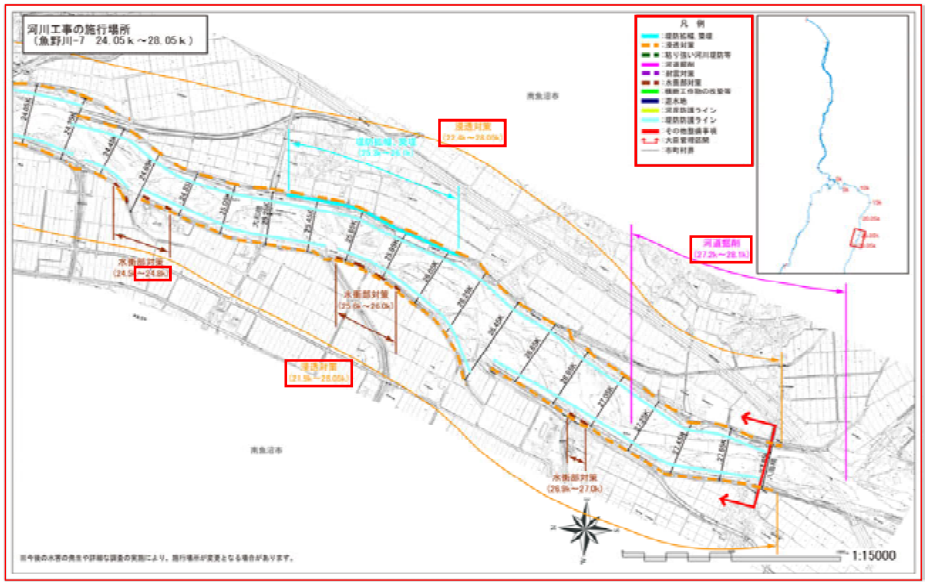

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図[中流部]】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図[中流部]】 変更
附図-32		附図-33	

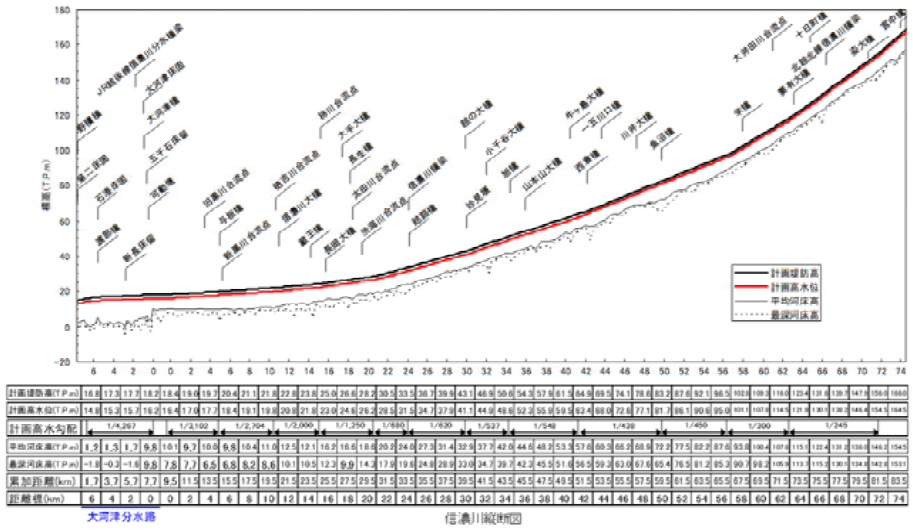

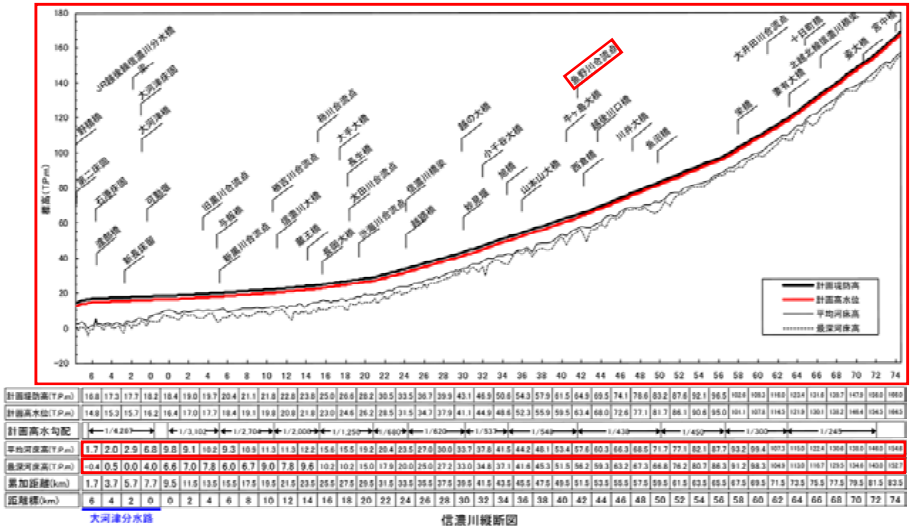

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［中流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［中流部］】 変更
附図-33		附図-34	

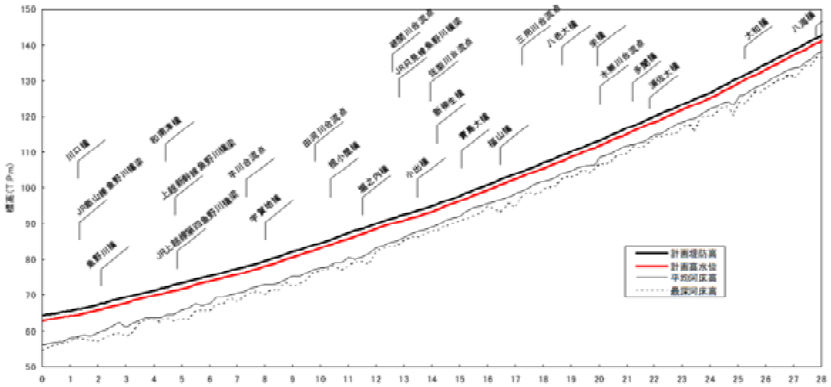

計画堤防高(T.P.m)	64.3	65.7	67.3	69.3	71.3	73.3	75.3	77.3	79.6	82.1	84.6	87.3	90.0	92.5	94.8	97.9	100.9	103.9	107.0	110.1	113.3	116.6	120.0	123.4	126.7	130.7	134.7	138.7	142.6
計画高水位(T.P.m)	62.8	64.2	65.8	67.8	69.8	71.8	73.8	75.8	78.1	80.6	83.1	85.8	88.5	91.0	93.3	96.4	99.4	102.4	105.5	108.6	111.8	115.1	118.5	121.9	125.2	129.2	133.2	137.2	141.1
計画高水勾配	1/750		1/500					1/400		1/370		1/430	1/330				1/316		1/297				1/251						
平均河床高(T.P.m)	56.2	58.0	59.4	60.8	63.6	65.9	67.4	70.6	72.9	75.3	77.6	80.4	83.0	86.3	89.1	92.2	95.6	98.4	101.6	104.7	108.1	111.8	114.8	118.4	122.0	125.2	129.4	133.7	138.2
最深河床高(T.P.m)	54.2	57.1	57.0	58.2	62.9	63.2	65.7	67.9	70.1	72.2	76.5	78.1	81.8	85.1	87.8	90.7	94.6	94.4	99.4	102.9	106.3	109.4	114.0	117.0	120.0	123.1	127.8	131.0	136.4
累加距離(km)	0.0	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0	11.0	12.0	13.0	14.0	15.0	16.0	17.0	18.0	19.0	20.0	21.0	22.0	23.0	24.0	25.0	26.0	27.0	28.0
距離標(km)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28

魚野川縦断図

※計画堤防高は標準的な高さを示しており、箇所（開口部）が存在するところについてはこれに基づかず、今後の検討、調整により個別で定めます。

※平均・最深河床高は平成23年度測量結果の値を用いています。
※計画堤防高は計画高水位に余裕高を加えて表示しています。

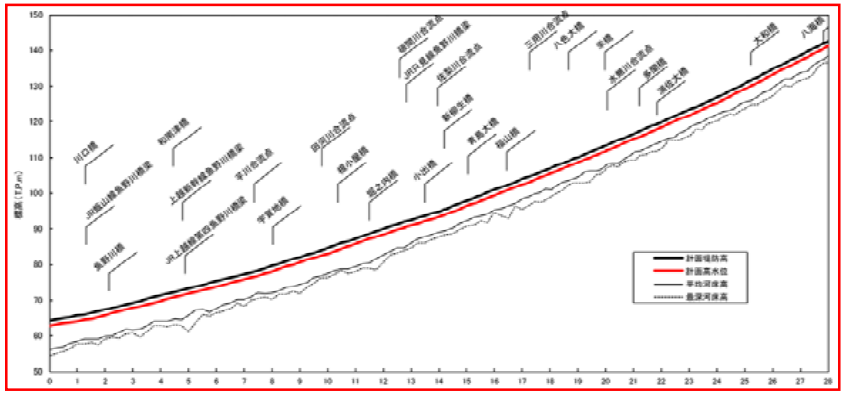

計画堤防高(T.P.m)	64.3	65.7	67.3	69.3	71.3	73.3	75.3	77.3	79.6	82.1	84.6	87.3	90.0	92.5	94.8	97.9	100.9	103.9	107.0	110.1	113.3	116.6	120.0	123.4	126.7	130.7	134.7	138.7	142.6
計画高水位(T.P.m)	62.8	64.2	65.8	67.8	69.8	71.8	73.8	75.8	78.1	80.6	83.1	85.8	88.5	91.0	93.3	96.4	99.4	102.4	105.5	108.6	111.8	115.1	118.5	121.9	125.2	129.2	133.2	137.2	141.1
計画高水勾配	1/750		1/500					1/400		1/370		1/430	1/330				1/316		1/297				1/251						
平均河床高(T.P.m)	56.3	58.5	59.8	61.7	64.0	65.6	67.7	70.1	72.1	74.6	77.6	79.4	82.8	86.1	89.2	92.2	95.3	98.3	101.1	104.1	106.6	110.4	114.0	117.4	121.5	125.1	128.7	133.0	137.7
最深河床高(T.P.m)	54.5	57.6	59.0	60.7	63.0	61.3	66.5	68.4	70.2	71.8	76.4	78.1	80.7	84.8	87.7	90.9	94.5	95.4	98.1	102.9	105.5	109.2	111.9	115.6	119.9	123.3	126.4	131.1	136.6
累加距離(km)	0.0	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0	11.0	12.0	13.0	14.0	15.0	16.0	17.0	18.0	19.0	20.0	21.0	22.0	23.0	24.0	25.0	26.0	27.0	28.0
距離標(km)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28

魚野川縦断図

※計画堤防高は標準的な高さを示しており、箇所（開口部）が存在するところについてはこれに基づかず、今後の検討、調整により個別で定めます。

※平均・最深河床高は平成29年度測量断面の値を用いています。
※計画堤防高は計画高水位に余裕高を加えて表示しています。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［中流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［中流部］】 変更
附図-35		附図-36	

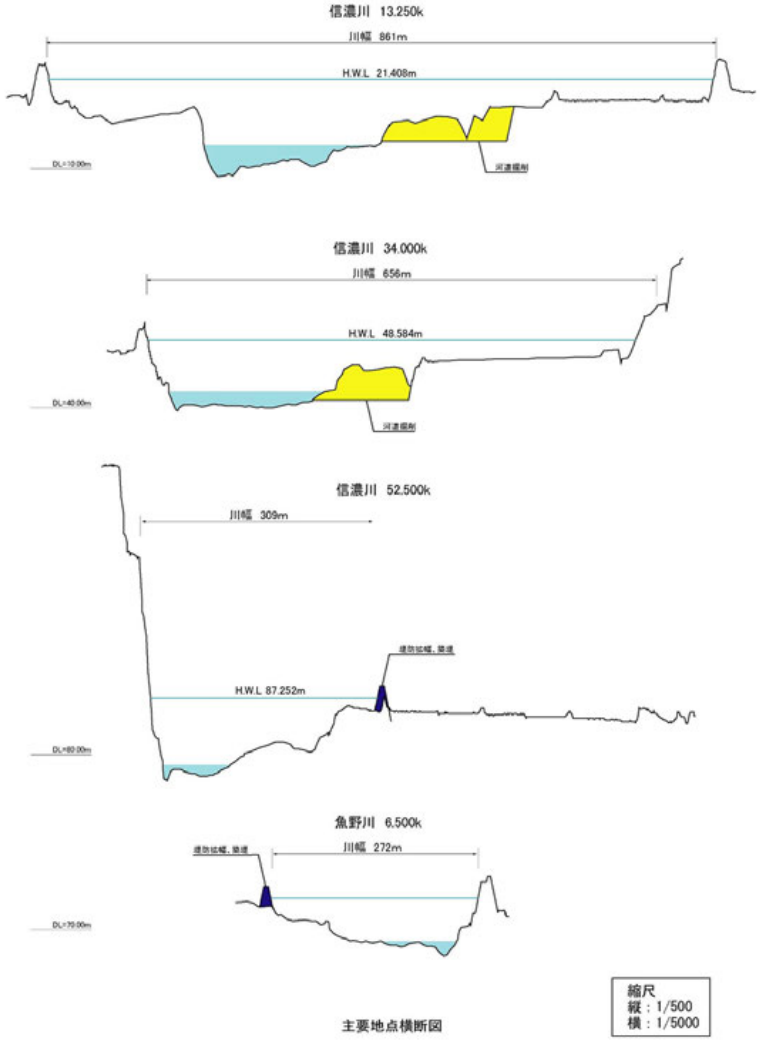

主要地点横断図

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行箇所が変更となる場合があります。
※計画高水位（H.W.L.）や基準高（DL）は東京湾平均海面（T.P.）で表記しています。

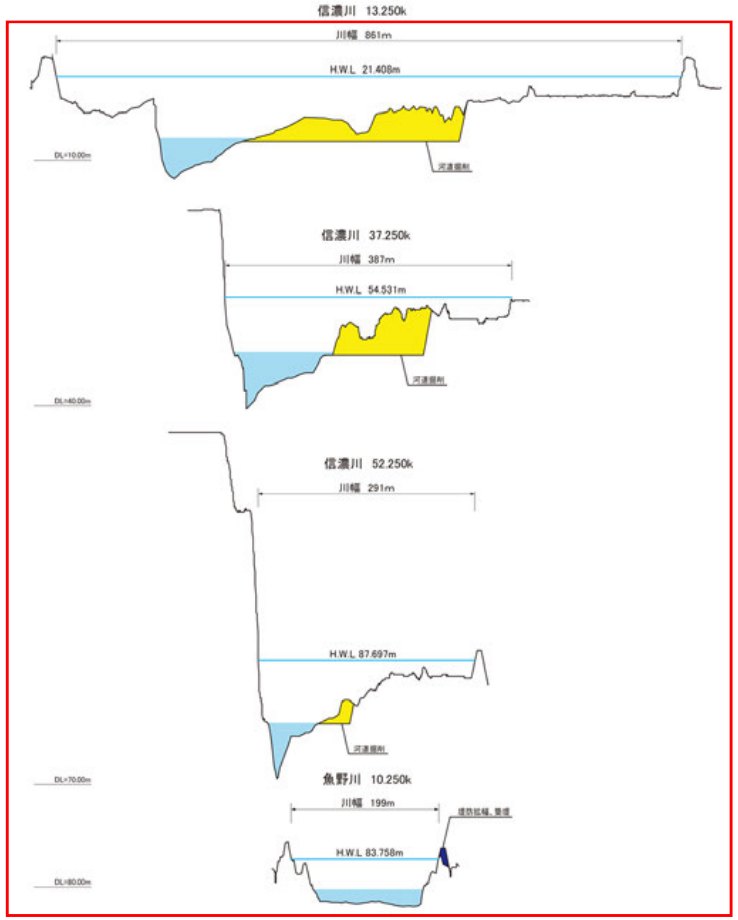

主要地点横断図

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行箇所が変更となる場合があります。
※計画高水位（H.W.L.）や基準高（DL）は東京湾平均海面（T.P.）で表記しています。

信濃川下流　附図

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［下流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［下流部］】 変更
附図-表紙		附図-表紙	

信濃川水系河川整備計画（附図）
［下流部］

・信濃川（下流部）平面図・・・・・・・・・・・附図－1
・信濃川水系河川整備計画での整備一覧表・・・附図－2
・信濃川水系河川整備計画施行箇所位置図・・・附図－4
・信濃川水系河川整備計画施行箇所詳細図・・・附図－5
・信濃川（下流部）縦断図・・・・・・・・・・・附図－21
・主要地点横断図・・・・・・・・・・・・・・・附図－23

平成２６年１月　策定
令和　元年８月　変更

※本附図は、信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）について、河川基盤地図、河川横断測量図を基に整備箇所の範囲、断面形を、具体的に示したものです。詳細な位置や構造等については、今後の詳細設計を経て決定するので、最終的なものではありません。

信濃川水系河川整備計画（附図）
［下流部］

・信濃川（下流部）平面図・・・・・・・・・・・附図－1
・信濃川水系河川整備計画での整備一覧表・・・附図－2
・信濃川水系河川整備計画施行箇所位置図・・・附図－4
・信濃川水系河川整備計画施行箇所詳細図・・・附図－5
・信濃川（下流部）縦断図・・・・・・・・・・・附図－21
・主要地点横断図・・・・・・・・・・・・・・・附図－23

平成２６年　１月　策定
令和　元年　８月　変更
令和　４年１２月　変更

※本附図は、信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）について、河川基盤地図、河川横断測量図を基に整備箇所の範囲、断面形を、具体的に示したものです。詳細な位置や構造等については、今後の詳細設計を経て決定するので、最終的なものではありません。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［下流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［下流部］】 変更
附図-2		附図-2	

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表［下流部］　整備完了

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考	
関屋分水路	新潟市西区関屋堀割町地先（左岸） 新潟市中央区信濃町地先（右岸）	0.1k 付近	－	耐震対策	新潟大堰
信濃川・関屋分水路	新潟市西区関屋堀割町地先～ 新潟市西区寺地地先（左岸） 新潟市中央区有明台地先～ 新潟市中央区美咲町地先（右岸）	0.1k～2.5k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市中央区網川原地先	1.6k 付近	右岸	耐震対策	信濃川水門
信濃川	新潟市西区小新地先	2.1k 付近	左岸	耐震対策	西川排水機場
信濃川	新潟市中央区美咲町地先～ 新潟市江南区楚川地先	2.5k～6.1k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	新潟市中央区太右エ門新田地先	4.2k 付近	右岸	耐震対策	鳥屋野潟排水機場
信濃川	新潟市西区善久地先～ 新潟市西区大野町地先	6.0k 付近	左岸	支川合流点処理	中ノ口川
信濃川	新潟市西区善久地先	5.9k～6.5k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	新潟市南区葛ノ木新田地先	7.1k 付近	左岸	耐震対策	葛ノ木水門
信濃川	新潟市江南区天野地先	7.9k 付近	右岸	河川防災ステーション整備	
信濃川	新潟市秋葉区覚路津地先	11.6k 付近	右岸	耐震対策	覚路津水門
信濃川	新潟市秋葉区覚路津地先～ 新潟市秋葉区子成場地先	11.9k～17.2k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市南区犬帰新田地先～ 新潟市南区大郷地先	12.7k～13.2k 付近	左岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市南区大郷地先～ 新潟市南区赤渋地先	14.1k～16.2k 付近	左岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市南区堀掛地先～ 新潟市南区下八枚地先	17.4k～19.3k 付近	左岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市秋葉区小須戸地先	19.4k～20.0k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市南区下八枚地先～ 新潟市南区菱潟地先	19.9k～24.3k 付近	左岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市秋葉区小須戸地先	20.5k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	新潟市南区戸石地先（左岸） 新潟市秋葉区小須戸地先（右岸）	20.5k 付近	－	橋梁架替	小須戸橋
信濃川	新潟市秋葉区水田地先	23.6k 付近	右岸	耐震対策	五社川水門
信濃川	田上町曽根新田地先～ 田上町横場新田地先	23.9k～25.5k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	田上町大字田上字滝沢丁地先	24.0k 付近	右岸	耐震対策	才歩川水門
信濃川	田上町横場新田地先～ 田上町保明新田地先	26.8k～28.2k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市南区庄瀬地先～ 加茂市五反田地先	27.7k～29.5k 付近	左岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	田上町保明新田地先	28.8k 付近	右岸	支川合流点処理	加茂川
信濃川	加茂市加茂新田地先～ 加茂市山島新田地先	30.6k～32.6k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	加茂市前須田地先	30.9k～31.2k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
信濃川	加茂市鵜森地先～ 三条市井戸場地先	31.9k～32.3k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
信濃川	三条市井戸場地先	32.3k～32.8k 付近	左岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	三条市井戸場地先	32.3k～33.6k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	加茂市山島新田地先～ 加茂市加茂新田地先	32.6k～32.9k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
信濃川	加茂市天神林地先～ 三条市柳場新田地先	33.3k～33.8k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表［下流部］　整備完了

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考	
関屋分水路	新潟市西区関屋地先（左岸） 新潟市中央区洪浦町地先（右岸）	0.0k 付近	－	耐震対策	新潟大堰
信濃川・関屋分水路	新潟市西区関屋堀割町地先～ 新潟市西区寺地地先（左岸） 新潟市中央区有明台地先～ 新潟市中央区美咲町地先（右岸）	0.1k～2.5k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市中央区網川原地先	1.6k 付近	右岸	耐震対策	信濃川水門
信濃川	新潟市西区小新地先	2.1k 付近	左岸	耐震対策	西川排水機場
信濃川	新潟市中央区美咲町地先～ 新潟市江南区楚川地先	2.5k～6.1k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	新潟市江南区太右エ門新田地先	4.2k 付近	右岸	耐震対策	鳥屋野潟排水機場
信濃川	新潟市西区善久地先～ 新潟市西区大野町地先	6.0k 付近	左岸	支川合流点処理	中ノ口川
信濃川	新潟市西区善久地先	5.9k～6.5k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	新潟市南区葛ノ木新田地先	7.1k 付近	左岸	耐震対策	葛ノ木水門
信濃川	新潟市江南区天野地先	7.9k 付近	右岸	河川防災ステーション整備	
信濃川	新潟市秋葉区覚路津地先	11.6k 付近	右岸	耐震対策	覚路津水門
信濃川	新潟市秋葉区覚路津地先～ 新潟市秋葉区子成場地先	11.9k～17.2k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市南区犬帰新田地先～ 新潟市南区大郷地先	12.7k～13.2k 付近	左岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市南区大郷地先～ 新潟市南区赤渋地先	14.1k～16.2k 付近	左岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市南区堀掛地先～ 新潟市南区下八枚地先	17.4k～19.3k 付近	左岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市秋葉区小須戸地先	19.4k～20.0k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市南区下八枚地先～ 新潟市南区菱潟地先	19.9k～24.3k 付近	左岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市秋葉区小須戸地先	20.5k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	新潟市南区戸石地先（左岸） 新潟市秋葉区小須戸地先（右岸）	20.5k 付近	－	橋梁架替	小須戸橋
信濃川	新潟市秋葉区水田地先	23.6k 付近	右岸	耐震対策	五社川水門
信濃川	田上町曽根新田地先～ 田上町横場新田地先	23.9k～25.5k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	田上町大字田上字滝沢丁地先	24.0k 付近	右岸	耐震対策	才歩川水門
信濃川	田上町横場新田地先～ 田上町保明新田地先	26.8k～28.2k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市南区庄瀬地先～ 加茂市五反田地先	27.7k～29.5k 付近	左岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	田上町保明新田地先	28.8k 付近	右岸	支川合流点処理	加茂川
信濃川	加茂市加茂新田地先～ 加茂市山島新田地先	30.6k～32.6k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	加茂市前須田地先	30.9k～31.2k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
信濃川	加茂市鵜森地先～ 三条市井戸場地先	31.9k～32.3k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
信濃川	三条市井戸場地先	32.3k～32.8k 付近	左岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	三条市井戸場地先	32.3k～33.6k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	加茂市山島新田地先～ 加茂市加茂新田地先	32.6k～32.9k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
信濃川	加茂市天神林地先～ 三条市柳場新田地先	33.3k～33.8k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［下流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［下流部］】 変更
附図-3		附図-3	

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表［下流部］　整備完了

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考	
信濃川	三条市柳川新田地先～ 三条市三貫地新田地先	34.6k～36.6k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	三条市栗林地先	37.1k～38.6k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	三条市大島地先～ 三条市下須頃地先	38.4k～39.2k 付近	左岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	三条市石上地先	39.0k～40.2k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	三条市下須頃地先～ 三条市上須頃地先	40.3k～41.6k 付近	左岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	三条市荒町地先～ 三条市本町地先	40.6k～41.2k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	三条市上須頃地先	41.0k 付近	左岸	河川防災 ステーション整備	
信濃川	三条市今井地先	43.4k 付近	－	耐震対策	蒲原大堰
信濃川	燕市熊森地先～ 長岡市中条新田地先	46.8k～50.8k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	燕市熊森地先～ 燕市大川津地先	48.1k～50.8k 付近	左岸	築堤	築堤するため
中ノ口川	燕市道金地先	中ノ口川 34.0k 付近	－	耐震対策	中ノ口川水門
本川下流	新潟市中央区柳島町地先～ 新潟市中央区関新地先（左岸） 新潟市中央区万代島地先～ 新潟市中央区新光町地先（右岸）	3.0k～7.3k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
本川下流	新潟市中央区新光町地先	6.7k～8.3k 付近	右岸	築堤	築堤するため
本川下流	新潟市中央区川岸町地先～ 新潟市中央区関新地先	7.0k～7.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表［下流部］　整備完了

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考	
信濃川	三条市柳川新田地先～ 三条市三貫地新田地先	34.6k～36.6k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	三条市栗林地先	37.1k～38.6k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	三条市大島地先～ 三条市下須頃地先	38.4k～39.2k 付近	左岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	三条市石上地先	39.0k～40.2k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	三条市下須頃地先～ 三条市上須頃地先	40.3k～41.6k 付近	左岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	三条市荒町地先～ 三条市本町地先	40.6k～41.2k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	三条市上須頃地先	41.0k 付近	左岸	河川防災 ステーション整備	
信濃川	燕市道金地先（左岸） 三条市大字今井地先（右岸）	43.4k 付近	－	耐震対策	蒲原大堰
信濃川	燕市熊森地先～ 長岡市中条新田地先	46.8k～50.8k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	燕市熊森地先～ 燕市大川津地先	48.1k～50.8k 付近	左岸	築堤	築堤するため
中ノ口川	燕市道金地先	中ノ口川 34.0k 付近	－	耐震対策	中ノ口川水門
本川下流	新潟市中央区柳島町地先～ 新潟市中央区関新地先（左岸） 新潟市中央区万代島地先～ 新潟市中央区新光町地先（右岸）	3.0k～7.3k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
本川下流	新潟市中央区新光町地先	6.7k～8.3k 付近	右岸	築堤	築堤するため
本川下流	新潟市中央区川岸町地先～ 新潟市中央区関新地先	7.0k～7.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［下流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［下流部］】 変更
附図-4		附図-4	

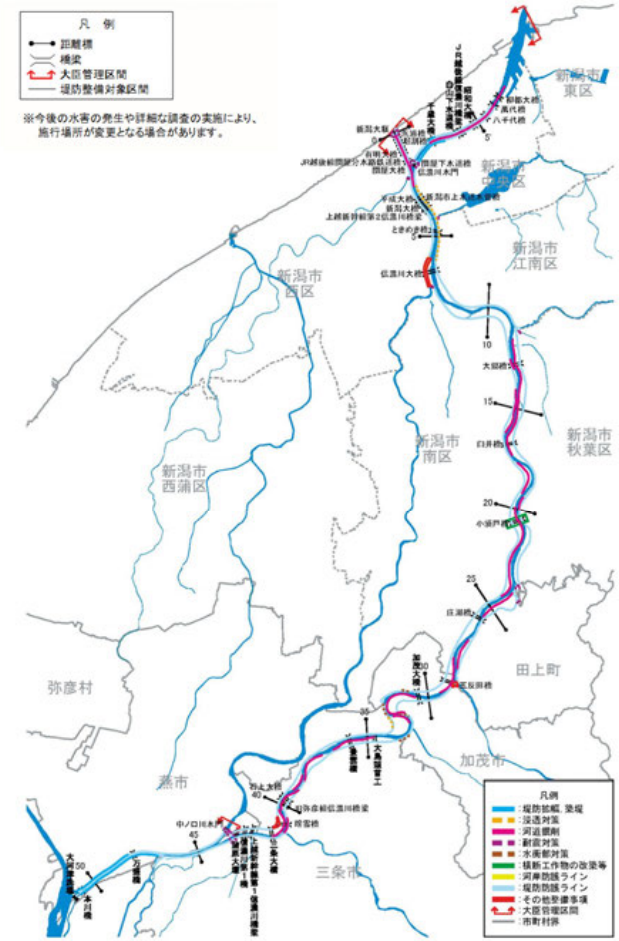

信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）
施行箇所位置図［下流部］

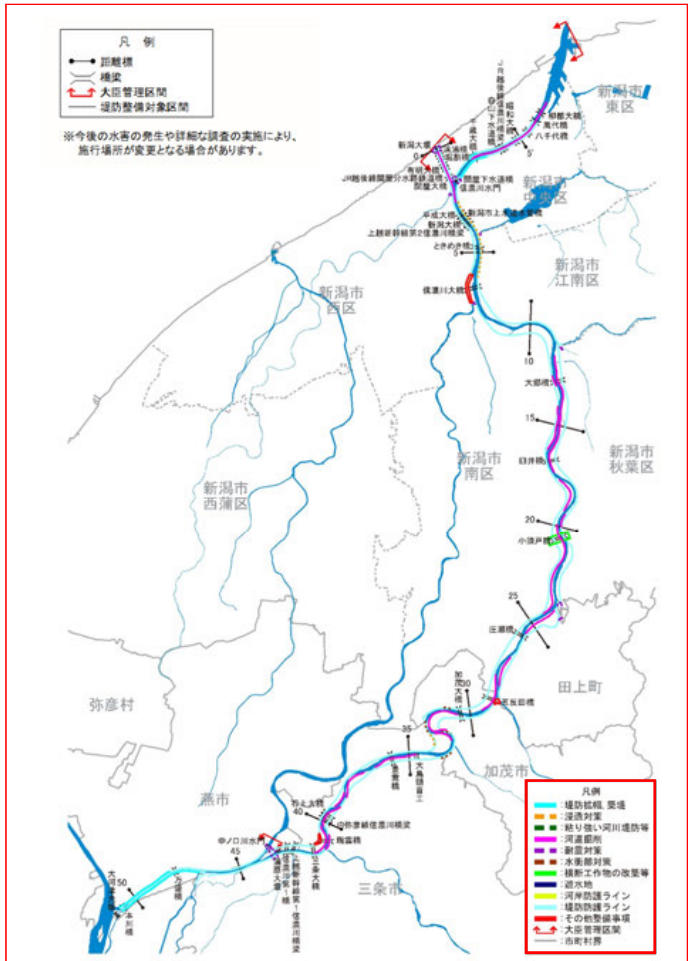

信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）
施行箇所位置図［下流部］

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［下流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［下流部］】 変更
附図-13		附図-13	

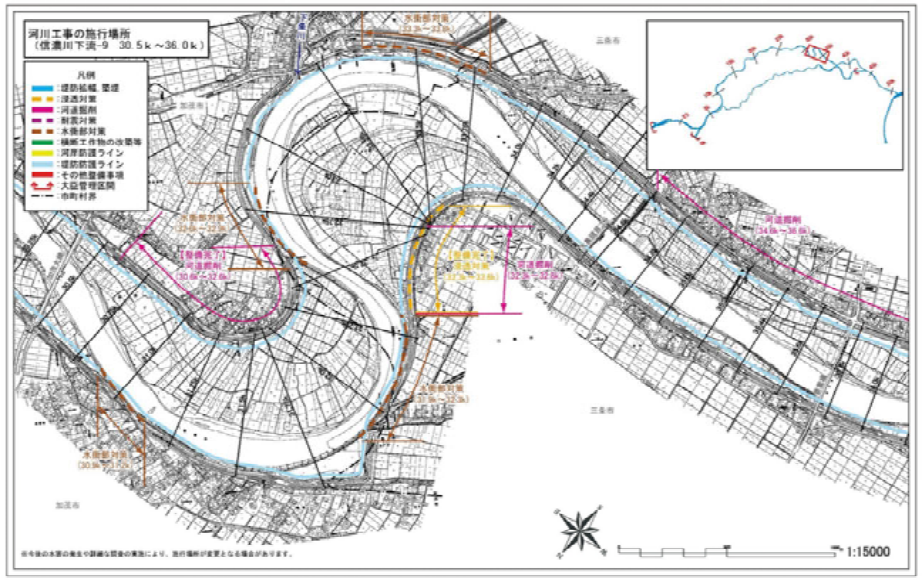

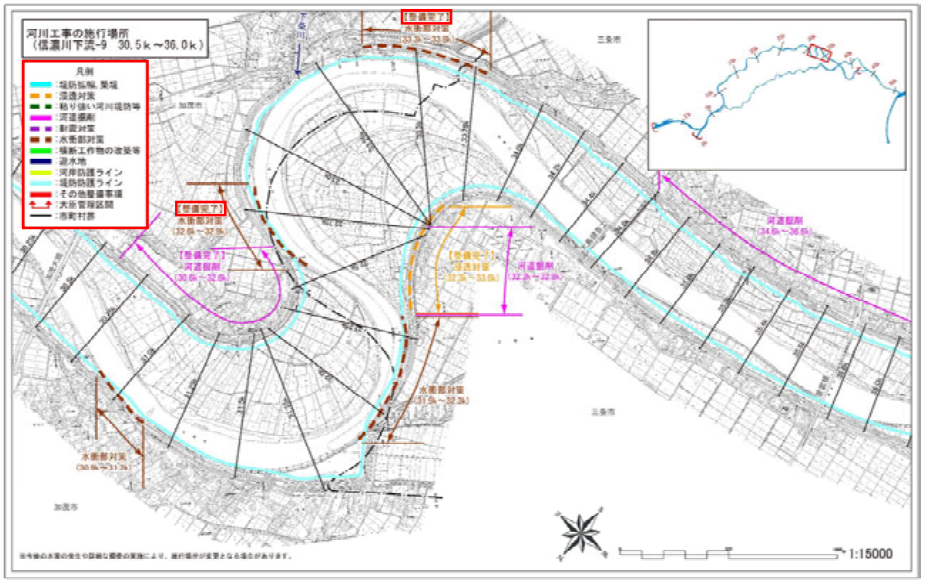

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［下流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［下流部］】 変更
附図-14		附図-14	

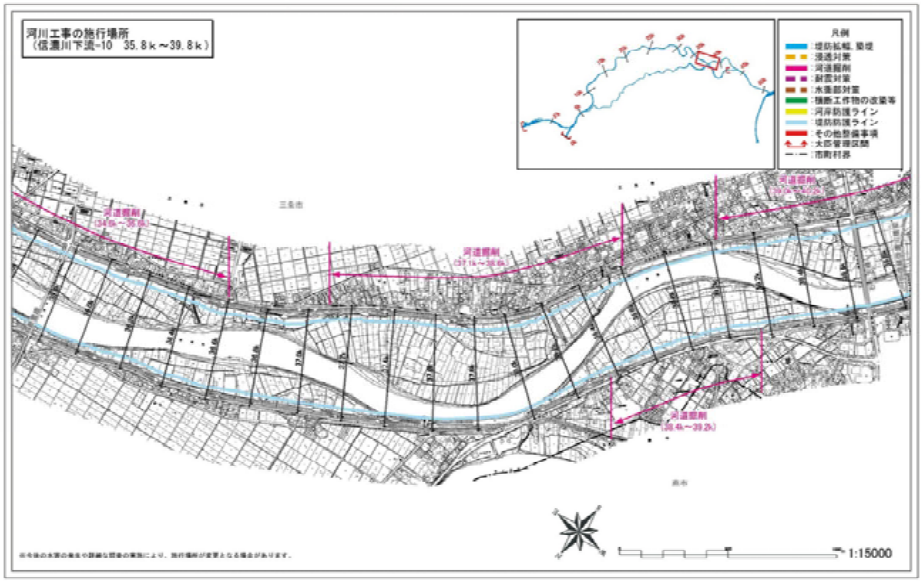

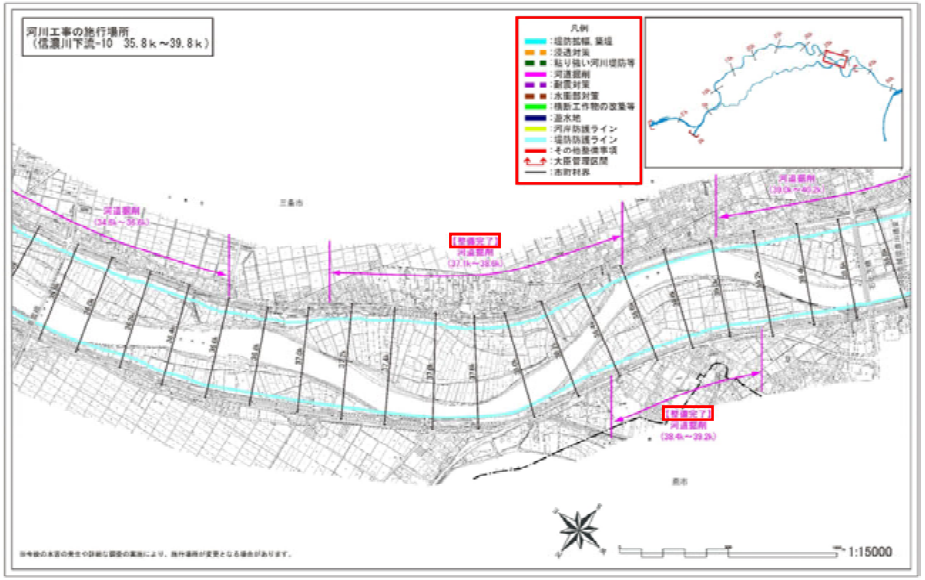

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［下流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［下流部］】 変更
附図-15		附図-15	

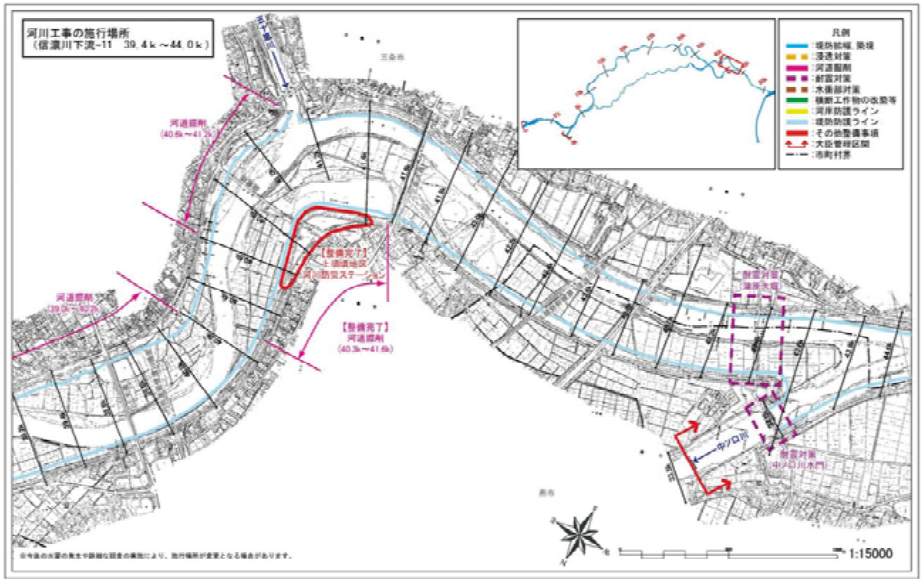

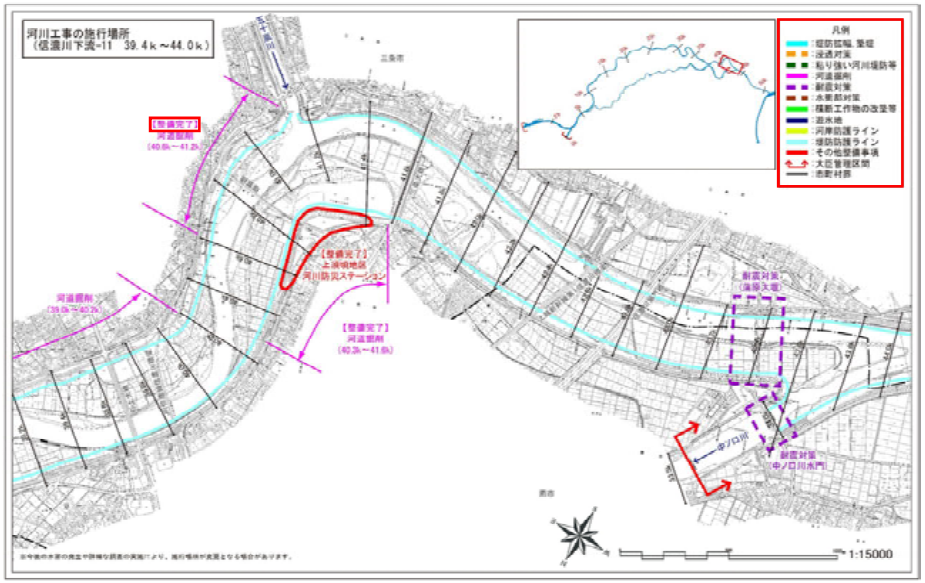

赤字：現行からの変更箇所

ページ番号	【附図［下流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［下流部］】 変更
附図-19		附図-19	

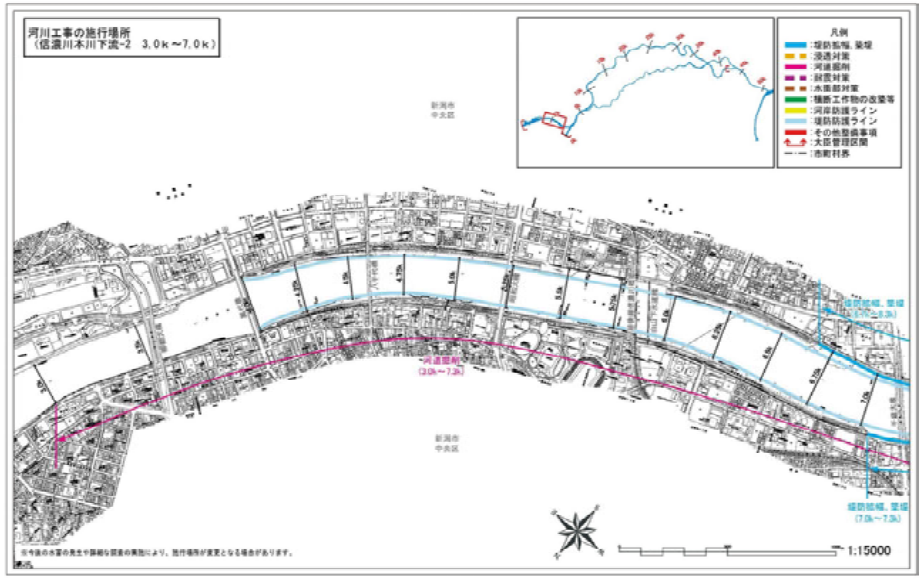

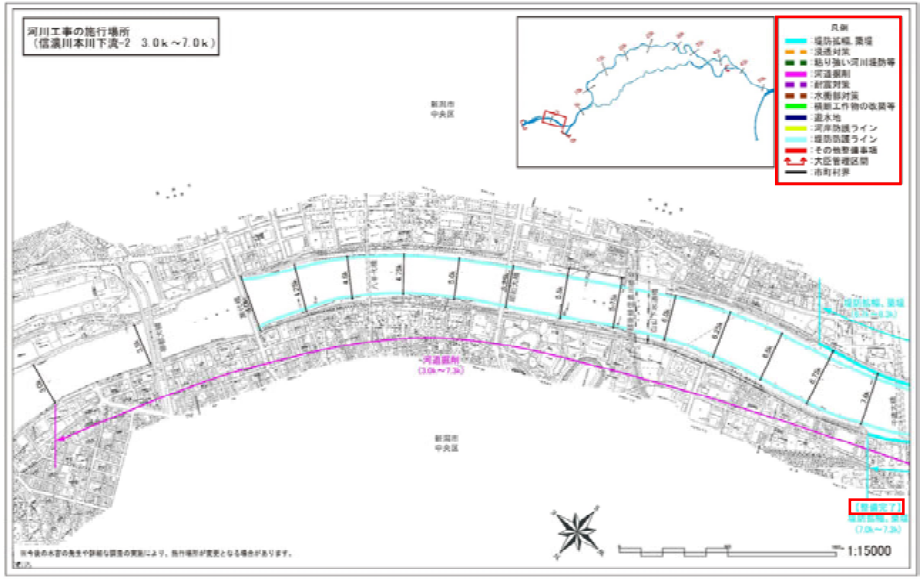

赤字：現行からの変更箇所
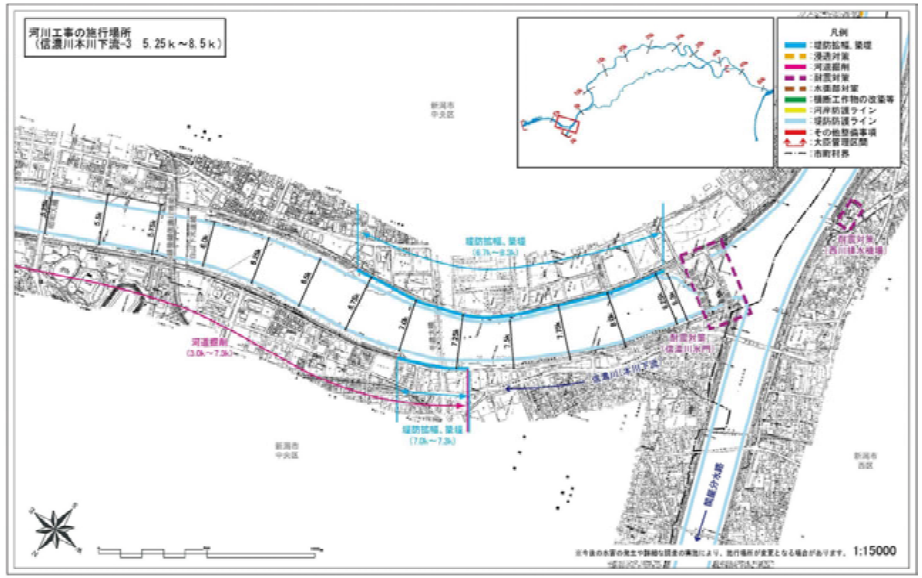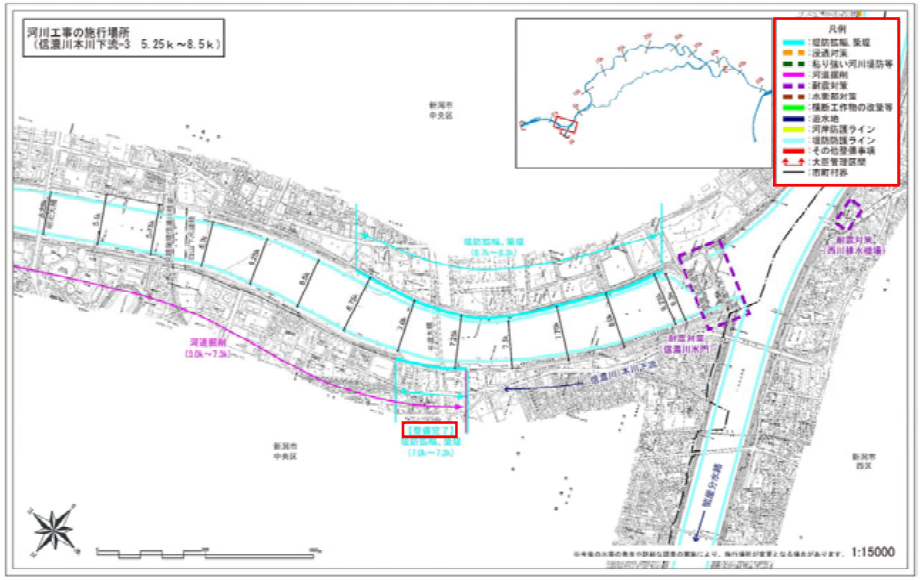
ページ番号	【附図［下流部］】 令和元年8月変更（現行）	ページ番号	【附図［下流部］】 変更
附図-20		附図-20